

「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」研究報告書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 緑 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7198

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」

研究報告書

2022年3月

ポジショナリティ研究会

日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）（一般）
「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」
（課題番号 18H00930 平成30年度～令和2年度）

本冊子（報告書）は、上記科研費による研究活動の報告書であり、上記科研費によって作成されたものである。（研究期間は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、1年間延長し、令和3年度まで）

「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」研究報告書

目 次

	はじめに	研究組織と本報告書について		1
	No. 1	ポジショナリティの焦点と意義	池田 緑	5
	No. 2	ポジショナリティとミソジニー	江原 由美子	23
	No. 3	DV とポジショナリティ — 支援者と被支援者の関係性に着目して—	小川 真理子	33
第 1 部	No. 4	権力関係を露現させる用語とポジショナリティ — 「人材」をめぐって—	定松 文	39
	No. 5	育児期の親への理解をめぐる課題 — ポジショナリティの視点からの考察—	仁科 薫	51
	No. 6	ポジショナリティ分析から何がわかるのか — 沖縄の基地問題をめぐる「受益圏／受苦圏」 概念を中心に	桃原 一彦	59
	No. 7	ヘイトスピーチと表現の自由の再検討 — 受益圏・受苦圏論に基づいて	曹 慶鎬	69
	No. 8	ポジショナリティの定量的調査に向けて	池田 緑	77
	No. 9	ジェンダー・ギャップの現状と認識を分けるポ ジショナリティ	定松 文	83
第 2 部	No.10	沖縄県と沖縄県以外の在住者の集団間に見られ る社会問題への認識及び態度の差異	玉城 福子	95
	No.11	基地問題をめぐる沖縄と日本との関係に関する 量的調査からの予備的考察	桃原 一彦	107
	No.12	外国人に関する意識とポジショナリティに関す る仮説的分析	定松 文	129
	No.13	「日本における社会的多様性に関する意識調査」 単純集計結果一覧	(集計) 曹・池田	145
	おわりに			185

研究組織と本報告書について

池田 緑

本冊子は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）（一般）「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」（課題番号 18H00930、平成 30 年度～令和 2 年度）の研究報告書である。本来であれば本報告書は 2021（令和 3）年 3 月に発行予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴っていくつかの研究事業が実施できず 1 年間研究期間を延長したため、2022（令和 4）年 3 月に発行するものである。冒頭にあたり、本研究組織について簡単に紹介したい。

ポジショナリティ研究会について

ポジショナリティ研究会（以下、本研究会）は、近年日本においても注目を集めるポジショナリティについて、社会学者を中心に様々な研究フィールドを持つメンバーが集まって、総合的に検討を行う目的で 2016（平成 28）年度より定期的に集まり研究会を開いてきた。2018（平成 30）年度には科研費の申請が採択されたため、個別メンバーの研究に加えて、研究会として調査を行うことになった。日本におけるポジショナリティ概念は、主にジェンダー論と日本と沖縄の関係をめぐって議論が重ねられてきた経緯があり、本研究会でもこの 2 つの領域は当初から重要な領域として位置づけている。

ただし、ポジショナリティについての議論には当時から拒否感も多く、そのような拒否感や否定的見解のなかには、ポジショナリティを政治的言説や一種のイデオロギー表現と捉えているのではないかと思われるものもあった。ポジショナリティが問題化される社会的局面は、差別や抑圧関係など、社会秩序と権力にかかわる場面が多いと思われるため、ポジショナリティを議論すること自体が政治的な行為、あるいはイデオロギーの表出と受け取られかねない状況が存在していたと思われる。

私（池田）自身は、ポジショナリティを政治的言説やイデオロギーとして捉えたことはなく、ポジショナリティは現実の様態を描写する概念と考えており、ポジショナリティについてなぜ様々な誤解が生じるのか検討する必要を感じていた。そのためには、ポジショナリティにかかわる事実とはなにかを検討することが重要であり、ポジショナリティをめぐって生起している諸現象の機序を分析することが肝要と思われた。ポジショナリティとは規範概念ではなく経験的概念であり、その経験のされ方を実証的な手法で解き明かし、情報を蓄積することが求められていると考えていた。

そのような問題意識を共有する研究者や協力者が集まって、様々な領域におけるポジショナリティの様態とそこで起こりうる齟齬や係争のありようについて、領域横断的な研究を行うこととなり、研究会の活動がはじまった。参加するメンバーの専門領域は様々であるが、共通しているのは経験的にポジショナリティ概念を検討すること、ポジショナリティを事実概念として扱うこと、ポジショナリティをめぐる諸問題を検討するために実証的なデータを蓄積することである。そしてそれらの作業を経て、ポジショナリティを経験的概念として理論の整理を行うという目標である。

2018（平成 30）年度に科研費採択研究としてスタートした時点では、池田（社会学・大妻女子大学）を研究代表者とし、江原由美子氏（社会学・横浜国立大学）、小川真理子氏（社会学・九州大学、のち東北大学）、定松文氏（社会学・恵泉女学園大学）、高野麻子氏（社会学・明治薬科大学）、高橋哲哉氏（哲学・東京大学）、曹慶鎬氏（社会学・立教大学）、桃原一彦氏（社会学・沖縄国際大学）、を研究分担者とし、研究協力者として玉城福子氏（社会学・令和 2 年度より社会理論・動態研究所で研究分担者）、知念ウシ氏（著述家）、仁科薫氏（政策学）、山根俊彦氏（教育学）、を加えて研究を始めることとなった。期間中にメンバーの身分異動などもあり、多少の変動はあったものの、ほぼこのメンバーで研究をおこなってきた。また、研究協力者も研究分担者と同等にすべての研究活動に参加しており、実際には区別は存在しないと同様であった。なお各メンバーの研究組織における役割は、本項目の末尾にまとめてある。ただし、この役割はあくまでも研究遂行上中心的な役割を表したものにすぎず、実際には自由に領域を超えた議論と協働が行われたことを付記しておく。

研究方法と社会的還元

研究会は 1～2 ヶ月に 1 回の割合で実施された（新型コロナウイルス感染拡大後はオンライン）。日本と沖縄の関係、ジェンダーと性差、DV 被害者支援、社会階層、外国人と多文化化（ヘイトスピーチを含む）、歴史認識、子育て支援、身体管理、といった各専門領域からポジショナリティが焦点化される局面について報告し、それを全員で議論するという形であった。これらは主に定性的調査や文献調査からの議論である。その過程で、ポジショナリティ概念によって定位される事実、ポジショナリティの相違から起こりうる齟齬や係争、集団の責任とポジショナリティ、コミュニケーションの水準におけるポジショナリティの問題、などが一般化可能な論点として議論された。

またこれらの個別領域からの問題提起と並行して、研究会として定量的調査を実施した。本報告書第 2 部はこの調査に基づくものである。この調査では、全員が調査票の設計にかかわっている。No.8 にてあらためて論じるが、ポジショナリティ概念は、基本的には定性的調査や文献研究との相性がよく、定量的調査にはあまりそぐわないテーマであるとも思われた。しかし、ポジショナリティをめぐる事実を明らかにするためには、定量的調査をはじめから放棄することは得策ではない。定量的調査の手法でどこまでポジショナリティについて知見を得ることが可能なのか、ポジショナリティの研究手法そのものを拡張するという意味においても、ポジショナリティにかんする定量的調査に取り組むことは意義があると思われる。もっとも本研究会の調査も手探りで試行錯誤を繰り返している段階であり、指標や手法も含めて今後さらに検討が必要な課題である。

これらの研究の成果は各メンバーによって学会で報告されたり論文として公表されたが、ポジショナリティの重要性は日本国内に留まるものではないため、科研費を用いて 2021 年 3 月 23 日には、国際学会 Association for Asian Studies（オンライン開催）において本科研のメンバーによって On the Concept of “Positionality” in Japan: Sociological Analysis of Power, Social Interaction, and Common Intelligibility というセッションを立ちあげた。小川氏が司会、報告を定松氏、桃原氏、池田が行い、討論者として Annmaria Shimabuku 氏（New York University）にご参加いただき、本科研で行った定量的調査の結果を中心に、日本でのポジショナリティの議論を紹介した。

報告書について

本報告書は2部形式となっている。第1部は、各メンバーがそれぞれの専門個別領域からポジショナリティについて考察したものである。もちろん、それぞれ研究会で報告し全員での議論を踏まえたものである。第2部は2019年末に実施したポジショナリティにかんする定量的調査の分析を中心としたものである。ただし、なかには第1部の論考においてもこの調査の結果を用いているものもある。

以上、冒頭にあたり、本研究会の紹介と活動報告、本報告書の構成について簡単に紹介した。ご笑覧いただければ幸いである。

研究代表者 池田 緑

経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究・研究組織（五十音順）

池田 緑 (大妻女子大学)	研究代表者	研究全体の進行調整 日本と沖縄の関係のポジショナリティ事例分析・調査 ジェンダー・性差関連のポジショナリティ事例分析・調査 定量的調査実施・分析作業 理論整理
江原 由美子 (横浜国立大学)	研究分担者	ジェンダー・性差関連のポジショナリティ事例分析・調査 階層関連のポジショナリティ事例分析・調査* 定量的調査準備作業 理論整理
小川 真理子 (九州大学) (東北大学)	研究分担者	ジェンダー・性差関連のポジショナリティ事例分析・調査 DV 被害者支援におけるポジショナリティ事例分析・調査* 定量的調査準備作業
定松 文 (恵泉女子学園大学)	研究分担者	ジェンダー・性差関連のポジショナリティ事例分析・調査* 外国人・多文化化関連のポジショナリティ事例分析・調査* 定量的調査実施・分析作業
高野 麻子 (明治薬科大学)	研究分担者	ジェンダー・性差関連のポジショナリティ事例分析・調査 身体管理にかかわるポジショナリティ事例分析・調査* 定量的調査準備作業
高橋 哲哉 (東京大学)	研究分担者	日本と沖縄の関係のポジショナリティ事例分析・調査 歴史認識にかかわるポジショナリティ事例分析・調査* 定量的調査準備作業 理論整理*
玉城 福子 (社会理論・動態研究所)	研究分担者	日本と沖縄の関係のポジショナリティ事例分析・調査 ジェンダー・性差関連のポジショナリティ事例分析・調査 定量的調査実施・分析作業
知念 ウシ	研究協力者	日本と沖縄の関係のポジショナリティ事例分析・調査 定量的調査準備作業
曹 慶鎬 (立教大学)	研究分担者	外国人・多文化化関連のポジショナリティ事例分析・調査 定量的調査実施・分析作業*
桃原 一彦 (沖縄国際大学)	研究分担者	日本と沖縄の関係のポジショナリティ事例分析・調査* 定量的調査実施・分析作業
仁科 薫	研究協力者	ジェンダー・性差関連のポジショナリティ事例分析・調査 育児支援にかかわるポジショナリティ事例分析・調査* 定量的調査実施・分析作業
山根 俊彦	研究協力者	外国人・多文化化関連のポジショナリティ事例分析・調査 定量的調査準備作業

(*はその項目の統括者、研究協力者は所属表記省略)

ポジショナリティの焦点と意義

池田 緑

はじめに

ポジショナリティとは「帰属する集団によって規定される個人の政治的位置性」であり「集団間の権力関係が個人的関係に及ぼす権力性を分析する概念」であるといえる。それは、異なる帰属集団に属する個人同士の関係において、個人的な資質や思想信条、選択行為、とは別の理由によって発生する違和感、齟齬、係争などを解決に導く1つの分析概念でもある。ポジショナリティは、個人的関係において（被抑圧者においてはより鋭敏に）察知、感得され、ポジショナリティへの認識・理解の不足が相互理解の齟齬の原因ともなり、ときには係争の主題ともなりうる。また抑圧者においては、ポジショナリティを軽視することは新たな権力行使（権力の再生産）ともなりうるものである。このような事態は、異なる集団に帰属する者が、そのポジショナリティの違いを相互に共通認識として共有し、共通了解性を形成することによって事前に回避することが可能であると思われる。そこにポジショナリティを検討する大きな意義が存在する。

本稿では、私が研究代表者としてこの研究会（研究組織）を立ち上げるにいたった問題意識を述べ、なぜポジショナリティを実証的に検討することが必要なのか、そこからどのような知見が得られる可能性があるのか、またポジショナリティを否定・否認する見解が存在する機序とその効果などについて、これまでに本研究から得られた知見、複合的な視点からの研究会での議論、などから私が考えた諸論点について、簡単な整理を行いたい。なおそのような性格の原稿であるため、ここではポジショナリティの理論的整理や系譜の確認などは行わない。簡単な整理は拙稿（池田, 2016）にて行ったのでご参照いただければ幸いである。

1 ポジショナリティを考察する意義

問題の切り分け

私がこの科研費での研究組織を思い立ち、ポジショナリティを主題と設定した背景には、大きく2つの問題意識があった。1つめは、権力・抑圧関係を考える際に、問題の切り分けが必要であり、その際にポジショナリティは有効な概念であると思われたことである。権力・抑圧関係の構造分析概念としてのポジショナリティの意義である。世に存在する権力・抑圧・差別関係において、権力軸が1つのみという状態（そこにかかわる権力関係が1つのみという状態）は稀である。実際には複数の権力関係が並存していることが常態であり、さらにそこには集団性からは独立した個人的な力関係も混在するのが一般的である。これは複合差別、あるいはインターセクショナルリティという概念で焦点化されてきた問題でもある。たとえば性差別（ジェンダーにかかわる権力関係）は、ほとんどの場合で他の権力関係と同時に、かつ絡み合う形で存在している。個別論理的に、あるいは理念型として性差権力を考えることはもちろん重要なのであるが、現実に個人が経験する権力関係の体験においては、他の条件を勘案しないかぎり、純粋に性差関係の権力作用だけを取り出すことは難しいし、ときには混乱が生じる可能性もある。そのような場合において「他の条件を勘案」する際に、ポジショナリティの検討は一定の効果をもたらす概念と考えられる。

たとえば高所得者層に生まれた女性と低所得者層に生まれた男性の場合、高所得者層女性の方が恵まれてお

り、一見、社会的な「強者」に見えるかもしれない。あくまでも以前と比べれば、であるが、女性の社会進出も進み、企業等で役職に就く女性も登場した。また労働のありようが再編されるなかで、男性のなかにも周辺化される男性も登場しはじめた。そのような社会状況においては、一見、女性は「強者」になった、という見方も説得力を持つかもしれない。しかし単純なことであるのだが、高所得者層女性が恵まれているのは、女性だからではなく、高所得者層だからである。低所得者層に生まれた男性からみて、高所得者層に生まれた女性の方が「強者」にみえるとしても、その理由は女性であるからではなく、所得の高さの帰結である。このような場合、そこには階層関係と性差関係という2つの社会関係／権力関係が同時に存在していることになる。つまりそれに伴うポジショナリティの関係性も2つである。

これを性差関係のみの問題として抽出して考えたいのであれば、問題の切り分けが必要である。すなわち、他の条件を可能な限り同一にして、性差のみを重要な変数として比較する必要性である。このケースに則して考えるならば、同一階層同士の女性と男性を比較対照し、高所得者層、低所得者層、それぞれにおいて有意に女性の方が恵まれており、「強者」と表現可能な状況にあるのであれば、それは「女性は強者になった」といえるかもしれない。しかし、現実はもちろんそのようなことにはなっていない。所得水準と比例すると考えられる企業等での役職者の数は、以前より改善の傾向はみえるとはいえ、男性の優位は変わっていない。また所得の不安定さと深く関連する非正規労働者をみるならば、これまた女性の方が多いのである。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、生活困窮の度合いがもっとも激しかったのも彼女らである。実際日本社会において、男性を100としたときの女性の平均所得が70を初めて上回ったのは、2011年のことなのである。後述のように、性差に比べたとき、社会階層がポジショナリティを形成するといえるかは、議論の余地はあるのだが、短期で考えた場合は階層も一種の社会的ポジションである。ポジショナリティを勘案すれば、女性が男性より優位に強者となった、という見解は否定される。そのうえで、階層の違いにかかわらず存続し続ける男女格差と不平等、さらには男性たちが「女性は強者になった」と錯誤しかねないほどの男性集団内部での格差の拡大、などがつぎの検討課題として発見されうるだろう。

ポジショナリティに対して頻出する誤解として、ポジショナリティは事物（もしくは人間）を2つのカテゴリーに還元して理解・認識する概念であり、二項対立的な単純な認識枠組みである、というものがある。しかし、ポジショナリティの概念は単純な二項還元主義ではない。ポジショナリティを検討課題に組み入れることにより、どの事象がどの権力関係の帰結であるのか（どの権力関係から大きな影響を受けた事柄であるのか）を指定し、問題を切り分けることにより、その克服への条件をより明確に整理することが期待できるのである。

齟齬と係争

本研究でポジショナリティを主題に設定した問題意識の2つめは、たとえば社会運動などの現場において、ポジショナリティへの無理解や無頓着さが原因と思われる齟齬や係争がしばしば見受けられるのではないかと、という疑念である。差別や不平等に対して、それを放置・維持、もしくはさらに収奪してよい、と考えている人と、そのような差別や不平等の解消を求める被抑圧者の間で対立が起こることは当然である。現状の積極的支持と積極的変革という、世界観が対極的に異なっているからである。しかし、しばしば差別や不平等の解消という同じ理想や目標を掲げた人々同士においても、抑圧側か被抑圧側かによって深刻な齟齬や係争が発生することがある。この現象はとても不思議なことであり、残念なことでもある。なぜそのようなことが起こるのか、以前より謎に感じてきたことでもあった。異なる理想や目標を掲げているならともかく、同じ理想や目標を共有しながら、そのような齟齬や係争が発生することは、可能であるなら避けた方がよい。

そのような齟齬がどの点をめぐって発生するのかを考えたとき、その多くが抑圧側におけるポジショナリティの軽視という現象が共通しているのではないかと考えるようになった。双方の社会的位置とその効果をめぐ

る、様々な誤解やディスコミュニケーションが存在している。とくに抑圧側がポジショナリティを軽視する場合、被抑圧者の言葉を篡奪して自分のものとしたり、被抑圧者を代弁したり、ときには「なりかわる」ような言動も発生する。たとえば、沖縄県宜野湾市を中心に米軍基地の県外移設要求を唱える運動にかかわってきた上原美智子は、「沖縄に基地を押しつけるな」と言う日本人がいますが、それは沖縄人が言う言葉です。」と、日本人運動家の越境意識を紹介しその奇妙さを指摘している（上原, 2012: 110）。もちろん上原自身も基地を押しつけるなという主張を繰り返してきた。しかし同じ主張であっても、深刻な齟齬は発生しうる。それは加害側の日本人運動家が自らのポジショナリティを忘却していることに起因するだろう。このような態度を加害者側が取るとは、被害者側にとってはきわめて不快で差別体験を上塗りされるような事態ではないだろうか。

なぜなら、日本人運動家が沖縄人の主張を篡奪し代弁する行為は、篡奪し代弁する日本人運動家自身の加害性を無化する効果をもつからである。この日本人運動家の言っていることは、相手を殴りながら「殴るのをやめよう」と他の殴っている人に呼びかけているのと同じである。不条理このうえない行為といえる。この日本人運動家は、端的に殴るのをやめることに傾注すべきである¹。そして「沖縄に基地を押しつけるな」と日本人運動家が発言するとき、この人はどこから発言しているのかという深刻な問題が顕現する。そこに押しつけている当事者としての加害者性が欠落していることは明らかである。まずこの点が沖縄人を苛立たせるだろう。では沖縄人になり切ったの発言なのか。そのような自己認識をもつ日本人も存在する可能性はある。しかしそのような意識が本人にあったとしても、沖縄人には共有されないだろう。後述するが、その日本人運動家はいつでも日本人として日本社会で生活が可能なのであるから。本人がたとえ沖縄人という意識を勝手に醸成していたとしても、現実にはその人は日本社会では日本人として扱われるのであるから。

最後の可能性は、日本人から切り離された、なにか特別な存在として自己を認識している可能性である。沖縄に基地を押しつけて平然としている凡百の一般的日本人たちとは異なり、特別な意識をもった、日本人とは切り離された思想的・精神的にも高位な存在と、自らをどこかで考えている可能性である。すなわち「良心的日本人」といった表象に該当する自己意識である。これはある意味でもっとも悪質である。日本人一般とも、沖縄人とも切り離され、それらの存在とは異なる高次の存在、超越的存在として自己規定する権力性に無自覚であるからである。そのような自己規定を可能にする権力こそが差別や不平等を可能としている権力作用の一部であることに無自覚であるからだ。それはポジショナリティを忘却し、自らの加害者性に目を瞑ることによって可能となる態度である。自分以外の日本人たち、沖縄人、ともに見下した自己規定であり、少なくとも沖縄人に対して対等な意識ではない。そのような位置からの関係性の構築は、差別や権力の再生産にほかならない。先ほど「被害者側にとってはきわめて不快で差別体験を上塗りされるような事態」と表記したのは、この関係性の不均衡さによる。

いずれの場合であれ、ポジショナリティの無視や軽視は、さらなる差別や抑圧を維持・補強するという相互作用をもたらす、さらなる権力行使が再生産されるという状態が導かれるだろう。そのような状態に異議を唱えれば、日本人であることが罪なのか、男であることが罪なのか、などとポジショナリティとアイデンティティを混同した「逆被害者意識」が形成され（後述）、やがては、沖縄人以外は沖縄のことはわからないというのか、女性しか女性の状況を語ってはいけないのか、といった見当違いな反応を導きかねない。状況がそのようなものにまでなれば、ポジショナリティを考えることは当事者性の極大的表現と曲解され、排除主義、本質主義として錯視され、深刻な係争に発展する可能性がある。

そのような深刻な齟齬や係争にいたる前に、それを避ける方策はないだろうか、というのがポジショナリテ

¹ 上原も、この引用部分に続けて「日本人の皆さんは「基地を押しつけてきた」当事者の自覚を持って、「まず、基地を引き取ろう」と一人からでも責任を担う行動を始めてください。」と話の順序を指摘している。

ィを検討する1つの動機である。異なるポジショナリティを相互に確認し、それをふまえたコミュニケーションと相互行為の積み重ねが、よりたしかな目標達成やより強固な理想の共有につながるのではないか。その可能性と機序を探究することには、意義があると思われる。その過程で、ひょっとすると、理想や目標を共有しているという前提も崩れるかもしれない。抑圧側の人間が、差別や不平等の解消を唱えながら、一見被抑圧側と同じ理想と目標を掲げているように見えながら、実際には、自らの承認欲求や自己実現の発露として被抑圧者を利用する意図が潜んでいること、その利用を通じた差別や不平等の再生産を当然視していた、などの齟齬も明らかになるかもしれない。しかしそれらの事態が起こりえても、それが隠蔽されたままの状態で関係性が深化することが避けられるなら意味があると思われるし、そのような意図が暴露された時点で抑圧者個人が再考し、対等な関係性の構築に関係性を作り直す可能性も残っているのである。しかし、ポジショナリティを無視した関係性が継続しているかぎり、そのような可能性や契機が訪れることはない。

このような問題意識を背景に、以下では、ポジショナリティを理解するための基本的な情報を簡単に整理したい。なお、以後の議論は研究会（研究組織）を代表する見解ではなく、池田個人の議論であることを断っておく。ポジショナリティの議論はまだ形成途上にあり、多様な議論が望まれる。研究会でも統一の見解を作ることなどは意図していないし、複層的な視点からポジショナリティを分析する方法を模索している。以下の議論はその1つにすぎないことを強調しておきたい。

2 権力露現関係

ポジショナリティの前提となるのは、すでに存在する集団間の権力関係とそこで設定されている集団的利益の存在である。集団間に権力関係が存在し、それぞれの集団に属する個人の関係においてもその権力関係が投影され、権力の差が顕わになる局面が存在する。そのような個人間に現れる集団的権力関係が反映された権力関係を「権力露現関係（power revealed relationship）」と名づけたい。この権力露現関係は、集団間に設定されている権力関係そのものを指す概念ではない。集団間の権力関係が、個人的な関係性において強い影響力をもって現れ、そこに元の集団間の権力関係に起因する不均等な条件が存在するような個人間の関係性である。

たとえば、同等の能力を持っているにもかかわらず、男性中心主義的な企業文化によって女性の昇進が男性よりも遅くなるような事態はしばしば指摘されてきた。男性上司の偏見やミソジニーによる情意考課、ホモ・ソーシャルな接待文化から女性が排除されることによる女性の業務上の非主流化、などによって引き起こされる格差である。より極端な例として、2018年度に発覚した医科系大学（医学部）における不正入試事件を思い出してみよう。複数の医学部において、女子受験生や浪人生を不利に扱っていたことが発覚した。背景には男性中心的な医学部のあり方や病院における長時間の勤務体制があったと思われるが、大学入試という基準が相当程度に客観化されていると思われる事象でこのような不正が（おそらくは過去の相当期間に）行われていたことは社会に衝撃を与えた。もちろん、これらのケースは不正行為であるので権力差以前の問題として法的问题、制度的不備の問題ではあるのだが、そういった不正が継続してきた背景や契機には、就労をめぐる性差別の存在（集団間の権力関係）があることは間違いないだろう。

これらのケースの扱いにおいて、同等の能力を持っているのであれば、当事者となる個々の両性の間には、当人の責に帰着しえない格差が存在している。女性においてはもちろん不利益を被る理由は、女性であるということ以外に個人的に存在していない。有利な扱いをされた男性においてもまた、（その男性が不正を行ったり不正行為を依頼していないかぎり）男性であるということ以外に有利に扱われる個人的理由は特段に存在していない。このような当事者同士においては、それぞれの個人的理由に帰することができない不平等と格差が存在

しており、それは集団的にもたらされる利益や不利益であるといえる。そのような集団間の権力関係が個人間の格差や利害となって現れる局面を、権力露現関係と表現しているのである。権力の存在（それは元々集団間に設定されている）が、個人の関係において文字通り露わになり、立ち現れ、認識されるような関係性の局面である。そしてポジショナリティという概念は、この権力露現関係における両極に存在する者のポジションを、その名称（呼称）と様態を併せて定位するものである。

平山亮は、男性学を批判する文脈で「男は、自分が下駄を履かせてもらっていることを、どうしてここまで無視し続けられるのか」ということが謎であった旨を記している（平山, 2017: 238）。下駄という表現はこれまでも繰り返し用いられてきたものではあるが、平山が指摘する「下駄」とは、男性が男性であるだけで享受することが可能な集団的利益の別名である。それはポジショナリティによって特定される集団的利益の個人への分配の「個人の分け前」である。私自身も、自分が男性である以上この下駄とは無縁ではない。思い起こせば大学院時代から、私よりも優秀と思われる女性たちが、たとえば結婚や女性研究者の大学への就職率の低さへの不安など、様々な理由で研究者の道をあきらめていった姿をみてきた。もし彼女らが男性であったならば、同じ決断をしただろうか。また私が大学院の博士課程を単位取得退学後それほどの時間をおかずに大学に勤務できたことも、そういった女性たちがアカデミックな世界から姿を消したことと関係していないだろうか。もちろん、私は不正を行ったり不正行為を働きかけたわけではない。個人的に特定の女性の誰かを排除したり、失脚を狙ったり、といったことも行っていない。私は私なりに自身でできる最大限の努力を重ねてきたつもりではある。しかし、同様にベストを尽くし研究能力が私より優れていると思われた多くの女性たちの「挫折」が、めぐりめぐって、現在の私のポジションに「貢献」していることは、間違いないと思われるのである。それは、彼女らの非でもないし、私の個人的企みの結果でもないだろう。それは私が履かせてもらっている「下駄」の一部にほかならない。

それは、男性というポジショナリティによって得られる集団的利益の私個人への分配である。私はこれまでの人生やキャリアのなかで、一つ一つは小さいかもしれないが、女性では得られない優遇を受けてきており、それが積み重なって現在の私がある。あるいは、女性が受けてきたような不利益が免除される、という利益が積み重なって現在の私がある。これは彼女らの個人的な非ではなく、私の個人的な行為の帰結でもない。女性／男性という集団に帰属することによってのみ存在する利害である。すなわち、両性間には権力関係が存在し、その反映として私と彼女らの間には権力露現関係が存在し、私は男性で抑圧者・受益者というポジショナリティにあり、彼女らは被抑圧者・受苦者というポジショナリティにある。これは彼女らの思想・信条や個人的行為、私自身の思想・信条や個人的行為とは関係ない、集団間の権力関係によって産出された、現実である。ポジショナリティとは、そのような現実を事実として描き出す概念といえる。この意味でポジショナリティとは基本的に事実概念である。

ポジショナリティの前提として権力露現関係（とそのおもとである帰属集団間の権力関係）の存在があり、ポジショナリティは、集団的な権力関係の存在しないところでは、基本的には使い道のない概念である。これらのことは、本研究会で実証的に検討を行なっている、たとえば日本人と沖縄人との関係を筆頭に、帰属集団間に権力関係が存在する場合には、当てはまることと思われる。

3 ポジショナリティにかかわる諸論点

つぎに、ポジショナリティを考える際に多くの誤解や混乱が生じると思われる点を中心に、ポジショナリティのありようについて整理を試みたい。

複数性

ポジショナリティを考える際に肝要と思われるのは、ポジショナリティは名称（呼称）と様態の双方を同時に表現する概念であるということである。たとえば「日本人のポジショナリティ」という表現は、日本人という帰属集団によって規定される位置性を表すという点では帰属集団に規定される名称（呼称）であるが、同時にその様態も含意されている。たとえば、日本人をマジョリティとして日本国内の民族的マイノリティとの関係性を考えた場合「日本人」はその固有の名称とマイノリティに対して抑圧者であるという権力露現関係における様態の2つを同時に表現している。しかし、たとえばアメリカ人との関係となると「日本人」は被抑圧者と表現可能な様態に置かれる可能性もあるだろう。「日本人」という名称（呼称）は同じでも、権力露現関係は相手の帰属集団との関係によって、文脈的に変化する。集団間の関係性の数だけ（それは個人的な関係の数だけと言い換えてもよい）、ポジショナリティの様態は存在する。それは「日本人」という帰属集団の他集団との関係のありように依拠する問題である。

このように1つの呼称で指し示されるポジショナリティ（1つの帰属集団から導かれるポジショナリティ）においても、複数性が存在している。このような複数性は、個人が直面する多様な関係性に起因するものである。そして言うまでもなく、一人の個人が置かれるポジショナリティも1つに限定されるものではない。個人の帰属する集団は1つではないからである。日本人男性は、日本人という集団と、男性という集団に帰属している。日本人、男性、それぞれの帰属集団に対してポジショナリティは設定されており、しかもそれらの複数のポジショナリティはまたそれぞれに複数性を有している。たとえば、マジョリティ女性とマイノリティ男性の個人的関係には、マイノリティ/マジョリティというポジショナリティの対応関係と、女性/男性という対応関係が同時に存在しており、基本的にはこの2つの対応関係は別のも（異なる社会的集団関係に起因するもの）であり、相殺しあうものではない。マジョリティの女性はマジョリティとマイノリティという権力露現関係においては抑圧的なポジショナリティにあるが、性差という権力露現関係においては被抑圧的なポジショナリティに置かれる。女性として男性に抑圧されているからといって、マジョリティとしてマイノリティを抑圧していることが帳消しになるわけではない。同一の個人関係においても、ポジショナリティによって露わになる権力関係は複数存在し、ときにはたすき掛けのように抑圧と被抑圧の位置が逆転する関係性が並存しうる。この現実にはポジショナリティへの認識を曖昧にさせ、人々をポジショナリティへの理解から遠ざける可能性がある。

このような複数性の論点は、これまでもたとえば「インターセクショナルリティ」や「複合差別」といった概念で説明が試みられてきた領域であるといえる。ポジショナリティでこの論点を表現する意義は、ポジショナリティの議論では集団の利害と後述する被投性との関連でこの領域を論じる点にある。被投性については後述するため省略するが、集団的利害については、それを焦点化することで個人の集団的利害の分配とその責任のあり方を主題化することが可能となる点が特長であるといえる。これはたとえばインターセクショナルリティのような議論を否定、あるいは価値の低いものとする視点ではない。ポジショナリティの定位にかんする議論では、インターセクショナルリティの議論のようにアイデンティティ形成について主題の1つとして考慮することはない。むしろ、アイデンティティのありようについての議論は極力排除されるだろう。しかし、それはアイデンティティ形成の議論の価値が低いと考えるからではなく、むしろアイデンティティの領域とポジショナリティの領域を区分することにより、その相互作用を明確にする意図によるものである。ポジショナリティの議論とインターセクショナルリティの議論は、あるいはポジショナリティと集団的アイデンティティの議論は、けっして対立するものではなく、相互補完的なものである。

集団性：ポジショナリティをめぐる1つの焦点

ポジショナリティが集団的権力関係とその個人的関係への反映である権力露現関係を前提としているということは、ポジショナリティは帰属集団とは切っても切れない概念といえる。したがって、ポジショナリティの名称（呼称）も、基本的には集団の名称によって表されることになる。つまり、個人単位のポジショナリティといったものは考慮されないのである。「池田緑というポジショナリティ」といったものが存在しているわけではない。そのようなものが問題となるならば、それは集団的利害ではなく、個人的な選択が問題となる個人的行為の水準であるからだ。

ポジショナリティを考えると、誤解や混乱が生じる論点の1つが、この集団をめぐる認識であると思われる。ポジショナリティは、すでに社会に存在している集団間の権力関係が個人間の関係において現れる局面（権力露現関係）を焦点化する概念であるが、その「集団」と個人との関係について明確にしておく必要があると思われる。ポジショナリティにおいて重要となるのは帰属集団である。ここでの帰属集団とは、本人の意思では所属から離脱することが絶対に無理とはいわないまでも、きわめて困難でハードルが高い属性に基づく集団を指す。性別・年齢集団や民族・エスニック集団などがその典型である。

また教育や医療、福祉等の場において教育やサービスの提供／受給は制度的に固定的な関係となるため、時限的ではあるが（教育・医療・福祉などの提供期間内）、生徒（学生）／教師、患者／治療者、ケアを受ける者／ケアラーなどの関係性も、ポジショナリティ分析の対象となりうる。生徒・学生になることや介護を受けること（老人になることによる）は多くの場合で年齢と相関しており、年齢集団は離脱が極めて困難である（社会人学生のような例外はありうるが）。意図的に不健康な生活を送ったり、病気のリスクがきわめて高い行動をとり続けてその結果病気になるということは皆無ではないにしても例外的であり、一般的に医療機関で医療を提供してもらわなければならないような病気になるという事態は、少なくとも本人にとっては意図せぬ事態であり（客観的にはともかく）、多くは個人の意図的な選択の結果ではない。そして病人は、治療によってその病気が治らないかぎり、病人であることから離脱できない。また事故等で障がいを負いケアが必要となるという事態も、自らそのような事故に遭うことを選択した場合を除き、（不注意があったとしても）不慮の事態であり、障がいや回復しないかぎり、ケアを受けるという事態から個人の意思で離脱することは難しい。そこには時限的で、一定の条件下ではあるにせよ、帰属集団に準ずる関係性が存在し、ポジショナリティの概念が適用可能と思われる。

また社会階層であるが、これはなかなか判断が難しいケースである。個人の集団への帰属性がやや緩やかであるからだ。たしかに階層をめぐる様々な不平等が存在し、抑圧的な関係性も発見可能であろう。その意味で、階層間には権力関係が存在し、権力露現関係もまた発見されうるだろう。とくに個人的体験として階層は身近な問題であり、権力作用に基づく理不尽さや不愉快さを体験する契機にも溢れているといえる。一方で、階層には流動性があり長期的には階層移動がみられることも事実である。「貧しい生まれの人が努力の末に成功者となる」といった事例も存在するだろう。そのように、たとえば人生といった一定の期間を基準とすれば、階層を性別や民族といった固定的な帰属集団と同等に規定するのは難しいだろう。

しかし宝くじに当選するなどの幸運を除けば、短期間での階層上昇も稀である。また年齢が若いほど生まれた階層からの影響力は大きく、階層移動の機会も年長者に比べて少ない。このような階層については、それを帰属集団と考えるか否かは、分析する事象、条件、とくに分析の基準となる時間の長さ（期間）との関係で判断することになるだろう。それは期間を基準としてどれだけその集団からの離脱可能性が存在するか、という視点で判断される事柄と思われる。期間が短いほど、そして年齢が低いほど、階層からの規定力は大きく、帰属性も高いと思われる。また高階層者が、たとえば破産等によって一夜にして低所得者層に転落する、といった事態ももちろん存在するが、それは破産にいたる個人的な選択の結果の意味合いが大きく、ポジショナリテ

イの問題というよりも個人的行為の問題である。高所得者層が揃って高所得者層であることを理由に転落したわけではないからである。逆に、たとえば武力革命などによって、一夜にして支配者層と被支配者層が入れ替わるといった事態の場合は、その後の個人的体験に対してはポジショナリティの問題が大きな要因として存在しうる余地があることになる。

いずれにしろ重要なことは、個別の階層移動の事例があるにしろ、階層間の権力関係そのものが不動であるなら、そこには階層を基盤とした権力露現関係が存在するということである。特定の個人がその権力露現関係の当事者として該当するかどうかは、期間や条件によって個別に検討される事柄であり、特定の個人がその関係図式に該当しないからといって、階層間の権力関係や権力露現関係、それぞれのポジショナリティ自体までが存在しない、ということではない。

一方で、企業や各種団体、アルバイト先などは一般的に離脱の意思が行使可能なため帰属集団には該当しないだろう。そのような集団に属することによる利益／不利益は、そこから離脱するという選択肢を行使する／しない、という個人的選択の問題に還元され、個人の選択の問題といえるからである。

また帰属集団といった場合、ポジショナリティにおいて重要で、かつ誤解が生じやすいのは、現実にはその集団に帰属しているものとして存在しているか否かという点である。たとえば、社会学には準拠集団という有名な概念がある。これはロバート・マートンによるもので、マートンはアメリカ軍兵士の行為分析の過程で自らが客観的に属している集団への帰属意識とは別に、より望ましい規範を備えた集団（たとえば一般兵士からみた将校集団など）の行為規範を内面化する存在に注目し、そのような規範性をもつ集団を準拠集団とした。準拠集団は1つとはかぎらず、論理的には無数に並存しうるものである（Merton, 1949/1957=1961: 214-215）。たとえば、沖縄やアイヌの伝統的価値観を評価しそれを日本人が自身の行為規範として内面化する、といった事態は現実には起こりうる。このような場合、沖縄やアイヌは一種の準拠集団といえるだろう。そのような人が、誰かに「日本人」として名指しされその責任を追及されるような局面で、「私は日本人のつもりはない」というような反応を示すことがある²。その日本人にとってみれば、自分は準拠集団（沖縄人とかアイヌとか）の規範を内面化し、そのような存在として生きている自覚もあり、それを規範性において劣ると自らが判断している日本人として規定されることに対する憤りが発生しているのであり、準拠集団という視点からみれば、そのような心情的機序が存在することは推測できる。これはポジショナリティの側面において、帰属集団と準拠集団が取り違えられている状態である。

ポジショナリティの議論は準拠集団の概念を排除するものではない。むしろ準拠集団という概念を念頭に置くことによって、ポジショナリティを考察する際に重要な集団の概念を特定できるようになる。それは、1つは今現在において集団的な利益を得ているかどうか、現実には他者からどのように扱われる存在か、という集団と個人との結びつきの様態である。いかに沖縄人やアイヌの価値観を内面化してそれに準拠して生活していようと、その日本人は日常において沖縄差別やアイヌ差別を経験しているわけではない。逆に、日本人の規範を内面化して日本人としての主観に基づいて生活している沖縄人やアイヌも、そういった主観を保持していても沖縄差別やアイヌ差別において被差別者となることがありうる。日本人は差別を受けないという利益があり、沖縄人やアイヌは被差別当事者として被害を受けうる。これはそれぞれの個人の内的主観性や帰属意識とはかわりのないことである。

2つめは、その集団からの離脱可能性である。たとえば一定数の日本人が沖縄県に居住しているが、その人々

² 徐京植は1990年代のいわゆる戦後責任論争の過程で、自分は「日本人」であるつもりはないとか、自分は「在日日本人」に過ぎない、などと発言する日本人の存在を紹介し、そのような言葉は、国民としての既得権と特権とを放棄し自発的に難民となる気概を示したときのみ、聞くに値するものであると喝破している（徐, 2002: 80-81）。

の多くにとって帰属集団は、沖縄人ではなく引き続き日本人である。たとえ沖縄に居住することによって基地被害などのリスクを周囲の沖縄人同様に負っていてもである。なぜなら、彼女ら/彼らは、日本人に戻る事がすぐにでも可能だからである。彼女ら/彼らは、自らが生育した沖縄以外の日本での家族・親族関係、友人関係などをすべて断絶して身一つで沖縄に移住したのではない。沖縄の生活に飽きたり嫌気がさせばいつでも飛行機に乗って元の日本人の生活に戻ることが可能である。日本に戻っても「沖縄人」として扱われることもない。そのような選択肢が存続する限り、その人はいかに「自分は沖縄人だ」と感じていようが、ポジショナリティ上は日本人である³。それはかつて植民地が存在した時代に、宗主国人がどれだけ長期間植民地に居住しようと植民地人ではなく宗主国人であったことと同じである。逆に、日本にも多くの沖縄人が生活しているが、彼ら/彼女らもなかなか沖縄人から離脱することは難しいだろう。周囲から沖縄人として扱われることが常態となるからである。沖縄を表象させられたり、基地関連で沖縄に被害が発生したときに心が痛み、周囲の日本人の無関心との間に断絶を感じたり、とそのような経験を余儀なくされるならば、その人は、いかに内心で日本人として生きていると思っていなくても、ポジショナリティ上は沖縄人である。

誰がどのようなポジショナリティに置かれるのかは、本人の帰属意識、帰属アイデンティティ、準拠する集団的規範、現時点での居住地、といった事柄には影響されない。それは現実どのような存在として社会で位置づけられているか、その位置づけを個人の選択でどの程度変更できるか、その集団に存在する集団的利益や被害から個人の意思で離脱可能か否か、という外的要因によって規定される事柄なのである。

集団の責任

ポジショナリティを考察する際に示唆を与えてくれるのは集団の責任（集団責任）についての議論である。ポジショナリティが集団的利益を前提とした概念である以上、集団的な責任の様態にも注意が必要と思われる。ここで念頭にあるのは、ナチスの戦争犯罪と一般のドイツ人（ドイツ国民）との関係を軸とした、カール・ヤスパース（Jaspers, 1946=2015）からハンナ・アーレント（Arendt, 1968=1997）を経て、アイリス・マリオン・ヤング（Young, 2011=2014）にいたる、一連の戦争責任と集団の責任にかんする議論である。これらの議論の系譜は拙稿（池田, 2016）において簡単に整理・俯瞰したのでここでは繰り返さない（詳細は参照いただければ幸いである）。その要点は、集団の責任を問われうる存在とはどのような人々であるか、という点である。

アーレントの集団責任論を発展させたアイリス・マリオン・ヤングは、『正義への責任』において、ナチスの大量殺戮と集団責任の関係性を以下のように論じた。（1）直接的な犯罪行為の罪を道徳的・法的に問われうる大量殺戮の罪に問われる者たちがおり、この人々はその個人的な行為によって裁かれる個人的な罪を負っている。つぎに、（2）戦争犯罪の罪には問われないが、ナチの社会に参画し、罪を犯した党員たちの権力を強化するような支持を消極的に与えた者たち。（3）悪を避けるための努力をしたか、撤退することを通じて、悪から遠ざかるうとした者たち。これらの人々に対しては、個人的な罪は問われないが、集団的な責任が問われうる。最後に（4）誤った行為に対して公的に反対するか抵抗した者たちは、政治的責任を取ろうとする態度であり、集団的な責任も解除されうるとしている（Young, 2011=2014: 第三章）。

ここで重要なのは、アーレントにおいてもヤングにおいても、このような集団の責任が成立するためには、自分の実行していないことに対する責任であること、個人の自発的行為ではその集団から離脱できないこと、

³ この論点を最初に指摘したのは野村浩也である。野村は「沖縄人になりたがる日本人が多い」という現象について、それは植民者という権力的ポジショナリティを確保しながら、被植民者のアイデンティティだけを横領する行為であり、やめたくなればアイデンティティのみならず沖縄全体をいつでも簡単に捨てる事が可能な存在であると、指摘している（野村, 2005: 131-132/2019: 158-160）。

が挙げられている点である。自分が実行していることに対する責任であるならば、それは個人的な責任となり集団的な責任ではないことになる（1）。また個人的行為として、誤った行為に反対・抵抗した者たちも、その選択を行ったがゆえに集団責任は解除される（4）。集団的責任を問われるのは、加担や抵抗といった個人的行為を行わずに、結果的に不正義を許容した人々である（2・3）。すなわち（2）と（3）においては、実行していないことに対する責任、実行しなかったことに対する責任が問題化されているといえる。もちろんこの（2）と（3）の領域は、ポジショナリティが焦点化する領域と重なる。

このアーレントからヤングにいたる議論は、あくまでも集団の責任（政治的責任）についての議論であり、ポジショナリティとそれに伴う責任の議論とは視座が異なる。そのため、ポジショナリティの観点からはこの議論をそのまま適用することは困難である。しかしポジショナリティにかかわる責任を考える際、このような区分化された議論と比較することは大変有意義である。結論からいえば、ポジショナリティにかかわる集団的な責任は、この区分（1）～（4）のすべてにおいて存在する。それは、ポジショナリティによって明示化される集団の利害とは、個人の自由意志でその集団からの離脱することが困難で、その個人への「分け前/収奪」のやり取りを拒否することもまた困難であるような利害を、集団に帰属していることによって共有していることに依拠するものだからである。まず（2）と（3）については、ポジショナリティ上の責任が存在するのは明らかである。積極的支持、消極的支持、あるいは「悪から遠ざかろうと」したとしても、集団に帰属することによる利害は変わらないからであり、集団責任を担うべき中核的存在と位置づけられるのは、アーレントやヤングの議論の通りである。（1）の個人的な罪を問われるような行為を行なった人々であるが、そのような因果律によって個人的な罪や責任が存在するのはまったくその通りであるが、そのような行為を行うくらいであるから、当然ながら集団に帰属することによる利益も享受していたはずである（おそらくはその他の者たちよりも多く）。したがって、この人たちにおいても、ポジショナリティ上の責任は（2）と（3）の場合と同様に存在しているといえる。そのようなポジショナリティにかかわる集団的な責任に加え、虐殺などを個人的な選択・行為として推進した個人的な罪・責任が上乘せされている、という状態である。

複雑なのは（4）である。アーレントやヤングは公的に抵抗した者は集団の責任を解除されうると考えているようなのだが、集団責任としてのその議論の妥当性はともかく、少なくともポジショナリティの観点からは一般に責任は解除されないだろう。不正義を可能としたような集団に属しており、たとえ抵抗しても、その結果として、その集団間の関係性を変更できていなかったからである。もし、その行為の結果によって集団間の抑圧が解消したのであれば、ポジショナリティにかかわる責任は解除される。しかしそれは（1）～（3）の人々においても同様に解除されるのである（くだいようだが、ここで問題としているのはポジショナリティにかかわる集団的責任であり、それまでの“行い”次第で、個別の個人的責任は残る可能性はある）。とはいえ、じつのところ、アーレントやヤングが想定していた（4）の抵抗した人々の運命は非常に過酷なものであった。たとえば典型例として登場するヒトラーを公然と批判したシオル兄妹という学生たちはあっさりとナチスに処刑されている。たしかに命を失うといったレベルの抵抗であれば、集団責任もポジショナリティ上の責任ともに解除されるといえるだろう。それはドイツ人という集団に属することによる集団的利益からの排除でもあるからだ。そのような事態であれば、ポジショナリティ上の責任の基盤である集団的利益の分配は存在しなくなったのだから、その責任も解除されたといえるかもしれない。ただし、そのような水準の話でないかぎり、集団的利益の享受が存在するかぎり、公の抵抗もまた、それだけではポジショナリティ上の責任の解除要件とはならないと考えられる。

と、ポジショナリティにかかわる集団的責任についてはその一律性が目立たざるをえないのであるが、そうかといって、ポジショナリティにかかわるすべての責任がその集団の構成員にとって等しく一律である、と考えるのも無理がある。未成年/成人、国籍や市民権と選挙権の有無、世論への影響力など、様々な勘案すべき

諸条件が存在するだろう。この点は別稿にて議論を準備中なのでそちらに譲り、あらためてその諸条件を検討したい。

被投性

ポジショナリティを認識する際に、少なからぬ人々に抵抗感を惹き起こすのが、その被投性である。ここまで考えたように、諸個人の関係性において誰がどのようなポジショナリティに置かれるかは、原則的にはその人々がそれぞれどのような帰属集団に属しているかによって決まる問題である。そしてここで問題となるような帰属集団は、多くの場合においてその帰属は個人の選択の結果ではない。たとえば性別、民族・エスニック集団、階層、傷病など、これらは、事前に個々人の承諾を得たうえで帰属が決定される事柄ではないだろう。つまりどのような帰属集団に帰属するかは、われわれの意思とは関係なく事前に決められた事柄である。にもかかわらず、われわれは生まれた瞬間から事前登録されたかのように、苛烈な権力関係の当事者として存在してしまう。これは、理不尽きわまりないことである。われわれは、先天的に存在するそのような権力関係に、投げ込まれた状態で生まれてくるのである。この個人が直面する状況を「被投性」と表現したい⁴。

たとえば男性として生まれたならば、生まれながらに性差別という権力露現関係において抑圧者・受益者として登録される。このことは心情としては承服しかねるものであることは理解できる。自分は差別するという選択を行っていないのに、生まれながらに差別者である、と追及されるのであるから。おそらくはなにを追及されているのもわかっていない可能性もあるだろう。性差別の文脈で、性差別を指摘されたとき、「男に生まれたのが悪いのか、罪なのか」、「反差別運動は、人を出で判断する本質主義的、人種主義的反動を内包している」などという反応が発生するのは、この被投性への我慢のならなさが大きな原因であると思われる。しかし同様に、女性も生まれながらに差別されるのである。生まれながらの被差別者である。自身の差別者性を否定する男性は、女性の被差別者性をも同時に否定している。つまり差別関係そのものを否定してしまうことになる。これでは、差別が解消する道理はない。

また被投性への拒否感も被抑圧者側にも存在するだろう。たとえば性差別において、それに抵抗すべく多くの女性が闘ってきたが、一方で差別の存在を認めること、現状における被投性を受け入れることは、被差別者としての自身の存在を決定づけることと感じてしまう可能性がある。もちろん、それは社会的に構築されたポジショナリティにすぎないのであるが、なにかしらそこには変えられない運命のようなものが存在しているという感覚を、被投性ももたらすことはありうる。差別関係において被差別者であることを認めれば、そこから抜け出せなくなるのではないかという恐怖心である。そのように感じるならば、差別関係の存在そのものを否認し、被投性を否定するという、防衛機制が働くこともありうる。そうすれば、少なくとも惨めな思いや無力感に囚われることを、一見回避できるかのように思えるからだ。そうして、抑圧側と被抑圧側との双方において被投性が拒否され抑圧関係の存在そのものが否定されるという、奇妙な合致が起こることは、十分にありうるだろう。

ポジショナリティにかかわる被投性が呼び起こす感覚のなかで、おそらくもっとも激しいものは、苛烈な権力関係に自身の選択ではなく投げ込まれているという理不尽さ、直面に困惑を覚えるような「身に覚えのなさ」であると思われる。しばしはポジショナリティを忌避する言動が引き起こされるが、その根底にはこの被投的現実に対する拒否感が存在していると思われる。しかし後述するが、人々が被投的にその両極に配置される権

⁴ 被投性 (Geworfenheit) は、元々はマルティン・ハイデガーの『存在と時間』で提起された概念である (Heidegger, 1927=2013: 第二九節、第三八節、(訳書第二巻))。ポジショナリティの分析における被投性の位置づけと、ハイデガー以来の系譜、企投性 (サルトルの投企も含めて) との関連については、稿を改めて論じたい。

力露現関係は、けっして変更不可能なものではない。たしかに始まりは被投的な関係であっても、その被投性が将来も継続するか否かは、今を生きるわれわれの行為によって決せられる問題である。

4 ポジショナリティの忌避をめぐって

ポジショナリティについてはある種の「評判の悪さ」がつきまとうことになる。積極的にポジショナリティ認識の社会的共有を唱える言説は少ないように思われる。様々な理屈でポジショナリティの存在そのものを否定するか、あるいはポジショナリティの存在そのものは認めるとしても、それを認識することの弊害を強調したり、「あまりこだわると…」 「突き詰めると…」 などと及び腰な態度も多いと思われる。これらの反応は主に被投性に起因するポジショナリティへの認識の忌避感の表れと思われるが、そこでは様々な口ジックを伴って、ポジショナリティを考えずにすむ見解が準備されるだろう。ここでは、その典型的と思われる論点についていくつか検討し、その問題点を考えたい。ポジショナリティを認識し、ポジショナリティをふまえて共通理解を形成することは、権力露現関係の変更、ポジショナリティの位相そのものの変更の第一歩である。それはどのような見解によって阻害されているのだろうか。

ポジショナリティを考察することは本質主義なのか？

ポジショナリティを忌避する、対抗的な論理は大きく2つに分けられる。1つは、ポジショナリティは二項対立を助長する分断的概念であるという批判。つぎにポジショナリティを本質主義として批判する態度である。じつはこの2つの言いようは、同じ理屈の裏と表であり、同じ誤謬に基づいていると思われる。それは価値判断と事実判断（現実認識）の混同である。

これは、マックス・ヴェーバーが『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』で提起した価値自由にかかわる論点である。ここでヴェーバーの議論を繰り返すことは控えるが、その要点は「価値規範から社会科学はなんらかの結論を導くことはできず、あるものと、あるべきもの、を分けることによりその双方をよりよく追求可能となる」というものである。あるべきもの（価値判断）は社会科学の帰結ではなく出発である⁵。社会科学は価値判断の基盤となる事実、または特定の価値判断を行った場合に起こりうることや取りうる態度、を事実として示す、ということである。ポジショナリティが示すのは、現実存在する権力露現関係における帰属集団ごとの名称と様態である。これはたんなる事実の描写である。この意味でポジショナリティは事実概念であり、経験的概念であり、実証的概念である。ポジショナリティが第一義的に示すのは「あるもの」の様態（現実認識）である。沖縄人と日本人の関係にせよ、女性と男性の関係にせよ、そこに不平等が存在することはこれまでの諸研究によって明らかなことである。ここにたとえば「それが不平等や差別というべきか否か」といった価値判断が入り込む余地はない。それは差別や不平等についての諸研究において、それがなにを指すのかの概念定義が蓄積されており、どのような定義を採用しようとも、研究者たちの蓄積において一般的な定義を採用するかぎり、これらの関係は差別的、不平等なものと事実判断可能だからである。

ポジショナリティは二項対立を助長する分断的概念であるという批判についてであるが、ポジショナリティ概念が描き出す関係性が二項対立的だというのであれば、それはそこに二項対立的現実が存在していることを意味するにすぎない。権力関係、差別問題などではしばしば「二項対立を超えて」といった議論が展開される。そのような理想や目標を掲げることはおおいに結構だと思う。しかし忘れてはならないのは、それは理想や目

⁵ ヴェーバーの表現は「経験科学」であるが、ここでは文脈から「社会科学」という語を用いる。

標であって、現実の評価ではないことである。ポジショナリティは理想や目標を語るものではない。現実を描写する概念にすぎない。このような批判は理想（価値判断）と現実（事実認識）の混同である。これらが混同されればどうなるか。二項対立を乗り越える、といった言説が氾濫するなら、それは安易に被投性を解消するものと映るだろう（とくに抑圧者にとって、ときには被抑圧者にとって）。このような解消幻想は安易である。安易であるだけに魅力的でもある。直面する被投性の過酷さに怖気づけば、このような安易さの魅力は増すだろう。ときには、抑圧者と被抑圧者が手を取り合って、このような幻想を共有し、共同性や連帯を感じるかもしれない。しかし唯一重要なことは、このような現実の否認という幻想の共有が可能となったとしても、差別や不平等の現実にはなんのかかわりもなく、その現実には継続するということである。理想や目標は現実を認識してこそはじめて到達可能なものだからである。ヴェーバーが指摘したように、この種の混同は、現実の認識と価値の追求の双方を「よりよく達成」することから遠ざける。ポジショナリティを「二項対立を助長する分断的概念」であると捉えることは、それこそが二項対立を助長する分断的行為であるといえる。被投性という現実を無視しているからである。

そのように考えれば、ポジショナリティが本質主義だという態度も見当違いのものであることがわかるだろう。ポジショナリティという概念が問題化するのには、生まれや出自といったものではない。ポジショナリティの議論において追及される責任は、たとえば男に生まれた責任や、性別が男性であることそのもの、などではない。なぜ違うと断言できるかといえば、そのような本質（存在すると仮定すればであるが）を問題化・追及しても、なんら意味がない（価値判断の基盤となるような知見が得られない）からである。もし、男性に生まれながらに抑圧者としての特性や暴力性、邪悪さなどが遺伝子上組み込まれている、などということであれば、議論をしてもあまり意味がない。男性は男性であることから離脱できないからである（原則的には）。もし男性の本質がそのようなものであるならば、本質は変わりようがないのであるから、差別も抑圧も不平等も未来永劫継続してしまうことになる。強引に解決しようとすれば、ゲノム治療に期待を賭けるか、男性たちにはおとなしくすみやかにこの世から退場してもらおうしかない。そういう議論になれば、たしかに本質主義で人種主義ともいえるだろう。

当然ながらポジショナリティの議論においてはそのような前提は想定されていない。たとえ、仮に、一億歩譲って男性にそのような特性が遺伝子上発現していたとしても（そのような現実があるといっているのではない）、それはポジショナリティとは関係のない事柄である。ポジショナリティ概念が問題とするのは、この例でいえば、男性が男性集団に帰属することによって集団的利益の「分け前」を分有しており、その状況を変更できていない事実にはすぎない。遺伝子上男性になんらかの邪悪さがあるなどは馬鹿げた議論であり、もちろんそのような議論は論外である。しかし、男性のジェンダーを生育過程で内面化した結果、男性性(masculinities)を獲得し、それが女性への抑圧の源泉の一つとして作用していても（そのような議論は存在する）、それもポジショナリティとは関係がない。それは別の議論として意義はあるだろうが、ポジショナリティにおいては、男性にたとえ「本質的」に善良／邪悪の傾向があるうがなかるうが、あるいはそれが後天的に構築されたものであるうが、現実と同じである。そこで問題となるのは、現実に差別的な関係、不平等な関係が存在し、その権力構造から集団的な利益を得ているという事実のみである。これは個々の男性が個人的に善良であるか邪悪であるか、女性に対して抑圧的な考え方・態度を保持しているか否か、などとも、同じく関係のない問題である。

すべての分析概念と同様に、ポジショナリティは世の中すべての事象を説明するものではない。むしろ適用範囲は狭いくらいである。たとえば、これまでの文脈を例に出せば、男性個人がジェンダーを内面化してマスキュリティを色濃くおび、独善的で高圧的なコミュニケーション傾向が周囲の女性とのコミュニケーションの障害となっている、といった局面に対しては、ポジショナリティ概念はその分析にそれほど力を発揮できないだろう。そのような態度が許され、形成されてきた社会背景や権力形態については分析可能と思われるが、

そういう態度ではない男性も多く存在しており、その場合にはその種の問題は発生しないからである。このようなケースで焦点化されている問題は、個人的行為、または個人の性質に依存する行為が主になっているからである。しかし、十分に「良心的」で善良な性格の男性個人であっても、女性とのコミュニケーションにおいて深刻な齟齬や係争をきたすことがあり、そのような局面では、おそらくはポジショナリティは分析概念として有効に働く可能性が高い。男性個人の内心の善良さとは異なる要因、社会的な集団関係の影響や反映が原因を構成している可能性があるからである。個人の行為水準と集団の影響力（個人の行為に対する外在的影響力・拘束力）の水準を切り分けること、それらの認識をめぐる相互行為と相互作用の分析、これらはポジショナリティ概念が分析上もっとも効果を発揮する領域の1つであるといえる。

ポジショナリティの隘路？

ポジショナリティをめぐるのは、それに固執すると隘路に陥る、展望が開けない、といった感覚も散見される⁶。すなわち、ポジショナリティは認識を二項対立図式に封じ込める狭隘な視点という見方である。これについては、じつは正しい。正しくて、同時に的外れである。

たとえば、マイノリティ/マジョリティ、女性/男性、被抑圧者集団/抑圧者集団、それぞれに内的多様性が存在するのは、当然である。差別や不平等といった論点にかぎっても、女性や男性が一枚岩的に思想や態度を一つにしていると考えるのは現実的ではない。そこには様々な態度が混在していることは事実である。しかし、そのような多様性があるにもかかわらず、それでもある種の「均質性・一律性」が存在するのはなぜか、そしてそれはどのようなものか、を検討するのがポジショナリティの議論なのである。それは被投性と集団的利益の存在にかかわる領域を考察することである。内的多様性に埋没している「均質性・一律性」に光を当てて浮き上がらせるのだから、それが強調されるのは当然である。そのための議論なのであるから。したがって、「認識を二項対立図式に封じ込める」という認識自体は間違っていない。しかし、そもそもそのための議論なのであるから、それを理由にポジショナリティを軽視することは的外れである。ポジショナリティ論における「二項対立の強調」は、意図せぬ副産物などではなく、当初からの基本指針である。それは多様性にもかかわらず存在している集団単位の共通の利害とその責任の所在を明確化する議論だからである。とはいえ、このような見方が的外れであるとしても、どのような動機で的外れているのかには注意が必要と思われる。集団の内的多様性を理由にポジショナリティを否定することは、集団的利益の存在自体の否定と変わらない。その背景には、被投性への忌避感、否認が動機となってこのような見方が成立する可能性には注意しておくことが必要と思われる。

あるいはポジショナリティの強調は、抑圧側と被抑圧側の双方を横断する権力契機を見逃している、といった見解も存在するだろう。ポジショナリティに注目することは、抑圧集団と被抑圧集団をそれぞれ一まとまりとしてみなすため、集団横断的な権力関係の呼応、あるいは権力への抵抗、といった契機を無視しているというものである。この見解ははっきりと誤りである。抑圧側と被抑圧側の双方を横断する権力契機はたしかに存在する。被抑圧者側にも抑圧に協力・迎合し、その支配権力を支える存在が（支配側によって）準備され、その相互行為によって支配は強化される。あるいは逆に、抑圧側と被抑圧側との双方に、権力や支配を終わらせるべく帰属集団を超えた連帯や協働が発生することも、もちろんありうる。そしてポジショナリティを考えることは、そういった相互行為の存在を軽視するものではなく、むしろ明確化させることなのである。

⁶ たとえば沖縄出身のジャーナリスト大山夏子は、2016年に沖縄で開催されたトークイベントにおいて、日本人哲学者東浩紀が「ポジショナリティの話をするとう議論が止まってしまう」と拒否感を示していたことを報告している。(大山, 2019: 405)。

すでに述べたように、ポジショナリティ概念は現実の差別、権力、不平等などを顕在化させるものである。それは「ありよう」の描写であり、それ自体に価値基準が入り込む余地はない。しかし、ポジショナリティによって明示化された集团的利益と権力露現関係を目の当たりにしたとき、それは現実認識となり、その先にそのような関係性を維持するのか、あるいはそれを変更するのか、という価値判断に直面することは、物事の順番としてきわめて当然と思われる。被抑圧者のなかに協力者を作り出し支配を維持・貫徹すること、あるいは抑圧者に協力し自らの集団の被抑圧というポジショナリティを維持すること、それらとは逆に、抑圧者／被抑圧者が相互のポジショナリティを確認したうえで、権力露現関係を変更すべく共通の目的に向かって協働すること。これらはいずれもその価値判断の結果となる。それはいずれの選択においても、維持／変更を指向している以上、その前提となる権力関係の存在を（たとえ無意識にでも）認識しているからこそ可能となる行為であって、論理の機序として、すでに事実判断を行ったうえでの価値判断の結果といえる。つまり、「ありよう」と「ありように働きかける行為」を分けて考える必要がある。帰属集団を超えた横断的な「不平等維持の共謀」も「不平等変更への協働」も、ともに「ありように働きかける行為」である⁷。ポジショナリティは、それ自体は「ありよう」を明らかにするものであり、そのうえでどのように「ありように働きかける」かの選択肢を提示するのである。ポジショナリティは、そのように存在様態と行為を切り分け、問題を切り分け整理する概念である。

そのうえで権力露現関係を維持するのか、変えるのか、という価値判断が迫られることになる。それは被投性の変更の可能性、被投的な状況からはじまり、そうではない状況に変える選択の可否である。そのためには被投性を事実として受け入れる必要がある。集団を横断する権力契機とは、支配者の権力作用の分析であり、抵抗や変革の分析でもある。それは価値判断の条件分けであり、そのような価値判断の条件を明示するのがポジショナリティなのである。ポジショナリティは、これらのことをよりよく分析しうる概念である。ポジショナリティの強調は権力契機を見逃している、といった見解は、むしろこの価値判断が迫られることを回避する視点から発せられていることを疑ってみるべきである。

リベラリズムと道徳的個人主義

このような被投性への忌避感、それを元にしたポジショナリティの否認は、リベラリズムの援用によって一見正当化されるようにみえるかもしれない。ポジショナリティは個人の選択の価値をないがしろにする全体主義的視点、集団主義的視点である。あるいはポジショナリティに意識的になることによって人々が外在的な強制力に囚われる可能性が高まり、それはリベラリズムや内心の自由に対する悪質な挑戦である、といった見方である。しかし、ここまでの議論でも論じたように、ポジショナリティはなんら個人の選択を妨げるものではない。将来へ向けての個人の選択やリベラルな行為は、それがポジショナリティを自覚したものであるかぎりにおいて、なんの問題もなく両立するものであり、ポジショナリティを自覚した知見は、むしろリベラルな選択の判断に際しての条件や情報をよりよく提供する知識にすぎない。

ただし、人は内心にのみしたがって行動する自由を至高とし、外在的な規範には一切とらわれるべきではないという、よりラディカルなリベラリズムからすれば、ポジショナリティはその他の多くの視点と同程度には、一種の規範性を備えた考え方に映るかもしれない。つまりその場合は、ポジショナリティによって明示化される現実認識に基づき、価値判断を迫られるという論理的事態そのものが、自由への侵犯であるということにな

⁷ ポジショナリティを検討する際に、「ありよう」と「ありように働きかける行為」を峻別したのは野村浩也である（野村, 2005: 43-46/2019: 56-59）。また島袋まりあも野村の議論において存在と行為を分離して論じた点を高く評価している（島袋, 2019: 384-385）

る。あらゆる規範性から独立した選択や内心の形成そのものが、そもそも可能かという問題もさることながら、このような考えには、ポジショナリティの認識により導かれる価値判断局面の拒否がその根底にあると思われる。しかし一方で、特定の個人が価値判断を拒否しても、権力露現関係は現実存在し続け、ポジショナリティも存在し続ける。すなわち、このような価値判断の拒否とは、社会通念上あるいは学問的知見上存在すると判断されるのが一般的な差別や権力関係に対して、頑なにそんなものは存在しないといひ続ける、という価値判断を行う“自由”を主張しているのと同義である。そのような事態は、もはやマイルドに表現して信念の領域、一般的には信仰の領域であって、少なくとも経験科学や社会科学の実証性を伴った議論とはなりえないのである。この非常にラディカルなりベラリズムは別として、ポジショナリティを明らかにすることは、一般にリベラルな個人の選択やリベラリズムの理念とも相反するものではない。

また、道徳的個人主義がポジショナリティを認識することを回避するロジックとして使用される可能性もあるだろう。ここでいう道徳的個人主義とは、マイケル・サンデルが批判的に定義しているものである。個人の責任はその人が引き受けたものに限定され、個人の自由な選択が個人を拘束する唯一の道徳的責務とする考え方である（Sandel, 2009=2010: 276）。戦争時に生まれていなかった人間は、戦争に対する責任はない（戦争被害に対する補償の担い手になる必要もない）。先住民への迫害の歴史は、現在のマジョリティの行為ではないので現在のマジョリティには責任はない（補償の当事者になるのは理不尽である）。などの論理としてしばしば登場するものである（サンデルはこれを批判している）。このような理屈にしたがえば、ポジショナリティで問題化される差別や不平等はその多くが歴史的なものであり、現在抑圧側のポジショナリティをもつ人々が差別を開始したわけではなく、直接の選択的行為の結果ではないので、任意の個人が直接的な差別行為を個別に行っていないかぎり、その責任を負わされるのは間違っている、ということになる。

ここまでの議論で明らかだと思うが、これもまた被投性への拒否感の発露である（しかもとてもわかりやすい）。しかしこの理屈は一見、筋が通っているようにみえるかもしれない。それは道徳的個人主義が、すべての事象と行為を個人レベルの行為として解釈している単純さによる。この理屈にしたがえば、個人は差別的言動をとれば、それは個人的な問題として責任は追及されうる。具体的な差別事案を起こさなければ差別の責任は問われない。とても単純な考え方である。この単純さもこの視点が受け入れられやすい一つの理由だろう。しかしこの考え方では、すでに存在している差別は解消することはない。誰も責任を負わないのであるから。たとえば個人間において被害が発生したとして、それが純粋に加害者の選択のみに帰責するような事柄であるならば、道徳的個人主義も妥当するだろう。しかし集団的な利益となれば、道徳的“個人主義”は該当しない。そもそも集団的利益は任意の個人の選択の結果存在しているわけではないからである。ポジショナリティが問題化される関係性は権力露現関係のように集団的な関係と深く結びついたものである。それを個人主義の水準で解釈するならば、具体的に差別的行為を行っている個人を除けば、誰にも、どこにも責任は存在しなくなる。世の中に道徳的個人主義が妥当する場合は存在するだろうが、それを集団の利害が関係する文脈に適用することは妥当ではない。したがってポジショナリティに対して道徳的個人主義を適用することはできない⁸。

⁸ さらに道徳的個人主義は、責任を原因との因果関係のみで位置づけている点で社会の現実と乖離している。道徳的個人主義が汎用性の高い考え方とするならば、たとえば、企業や組織で不祥事が発生した際に、社長や役員などが引責行為に及ぶことなどを説明できない。多くの場合で、その社長や役員本人が行った行為でないことに対しても、謝罪や引責行為が行われることは一般的である。そういうケースでは役職者の監督責任という側面はたしかにあるとしても、なぜ彼女／彼らが責任を問われるのかといえ、その組織や企業を代表するという立場によるものであり、ようするに「責任を取れる人」であるから責任を取ることが求められるのである。また盛山和夫は、ある行為が有責であるためにはそれが因果性からも自由でなければならないという錯覚が存在し、「有責性のための自由」を「因果性からの自由」から分けて理解する必要性を指摘している（盛山, 2006: 180-181）。

おわりに

ここまで、ポジショナリティの認識構造とポジショナリティへの拒否感を中心に、ポジショナリティを考察する意義について断片的ながらも考えてきた。ポジショナリティを検討することは、帰属集団や操作的カテゴリーによって人々を分断することではない。ポジショナリティを検討する最大の意義は、逆にそれらの分断要因を、社会的位置の相違を確認しつつ、異なるポジショナリティにある人々がその権力露現関係とポジショナリティのありようを変更すべく、協働する条件を明確にすることである。そのうえで、ポジショナリティを超えた共通理解が、どのように形成可能なのかを実証的に明らかにすることである。

ポジショナリティを考えることは、1つの方法論、1つの理論、1つのアプローチで可能になることではないだろう。この点で、インターセクショナリティの議論における対話的関与（dialogical engagement）という方法論的視点は参照可能なものである。インターセクショナリティ論を代表する論者の一人であるパトリシア・コリンズはインターセクショナリティの議論的支柱として対話的関与という枠組みを採用し、権力作用などの社会的局面に対して、様々な学問的領域のアプローチや対象への働きかけを再帰的に反復して行う重要性を指摘している。どれか1つの社会理論を一番よいものと最初に決めて、他の理論をその枠組みに（補助的に）はめ込もうとするのではなく、すべての社会理論から、共通の調査対象に関連して、相互的に、対象となる社会理論と対話することの重要性である（Collins, 2019: 146）。

本研究会でも、社会学を中心に、哲学、政治学、政策学などの複合的アプローチを突き合わせることで、また参加する研究者の研究対象も、ジェンダー、日本と沖縄の関係、先住民の位置、DV被害者とその支援者、障がい者とその支援者、子育ての当事者と政策、女性の歴史的な位置づけの言説の分析、多文化教育、など多様な対象と関係性に基づく事例から、経験的・実証的にポジショナリティのありようとその課題を析出しようと考えている。また対話的関与の必要性は、学問的アプローチに留まるものではない。現実にポジショナリティの相違を克服して協働を行おうと希望するならば、ポジショナリティの確認やその意識の相互理解は一度行えば充分というのではなく、状況の変化に即して、臨機応変に形とアプローチを変え、反復的、再帰的に形成し続ける必要があると思われる。そのような反復は、問題となっているポジショナリティの相違と権力露現関係そのものが変更されるまで、続くと思われる。

以上、簡単ながら、本研究会での知見や議論をもとに、あるいはそれに触発された部分も含めて、ポジショナリティの認識枠組みとその意義について考えてきた。この作業は端緒についたばかりであり、研究会への参加者や私自身も継続してゆくものであるが、より多くの人々の多様な議論を期待するところである。

参考文献一覧

- Arendt, Hannah, 1968, "Collective Responsibility", *Journal of Philosophy*, Vol. LXV, No.21, (大川正彦訳 1997 『集団の責任』『現代思想』25(8): 78-87)
- Collins, Patricia. H 2019 *Intersectionality: as Critical Social Theory*, Duke University Press, Durham and London.
- Heidegger, Martin 1927 *Sein und Zeit*, (熊野純彦訳 2013 『存在と時間（全四巻）』岩波文庫)
- 平山 亮 2017 『介護する息子たち—男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房
- 池田 緑 2016 「ポジショナリティ・ポリティクス序説」『法学研究（慶應義塾大学法学会紀要）』89(2): 317-341

- Jaspers, Karl 1946 *Die Schuldfrage*, Piper (1965), (橋本文夫訳 2015 『われわれの戦争責任について』ちくま学芸文庫)
- Merton, Robert. K 1949, 1957 *Social Theory and Social Structure*, The Free Press, (森東吾・森良夫・金沢実・中島竜太郎訳 1961 『社会理論と社会構造』みすず書房)
- 野村 浩也 2005 『無意識の植民地主義－日本人の米軍基地と沖縄人』御茶の水書房 (2019 『増補改訂版 無意識の植民地主義－日本人の米軍基地と沖縄人』松籟社)
- 大山 夏子 2019 「(解説) エンパワメントの言葉」野村浩也 2019 『増補改訂版 無意識の植民地主義－日本人の米軍基地と沖縄人』松籟社 393-409
- Sandel, Michael 2009 *JUSTICE: What's the Right Thing to Do?*, Farrar, Straus and Giroux, (鬼澤忍訳 2010 『これから「正義」の話をしよう－いまを生き延びるための哲学』早川書房)
- 盛山 和夫 2006 『リベラリズムとは何か－ロールズと正義の理論』勁草書房
- 島袋 まりあ 2019 「(解説) 議論の限界を超えようとする事」野村 浩也 2019 『増補改訂版 無意識の植民地主義－日本人の米軍基地と沖縄人』松籟社 369-388 (野村浩也訳)
- 徐 京植 2002 『半難民の位置から－戦後責任論争と在日朝鮮人』影書房
- 上原 美智子 2012 「日本人は沖縄人依存をやめて自立しましょう」『うるまネシア』14: 108-110
- Weber, Max 1904 “Die “Objektivität” sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis”, (富永裕治・立野保男訳/折原浩補訳 1998 『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波文庫)
- Young, Iris. M 2011 *Responsibility for Justice*, Oxford University Press, (岡野八代・池田直子訳, 2014 『正義への責任』岩波書店)

ポジショナリティとミソジニー

江原由美子

0 「女性同士の争い」？

本稿は、「ポジショナリティ」と「ミソジニー」という二つの概念を組み合わせることで、「なぜ女性どうしの争いが起こるのか」という古くからある問いに、相互行為論的な説明を行うことを、目的とする。

女性同士が、多くの問題（たとえば働くかどうか、結婚するかどうかなどのライフスタイルを巡る問題等）で対立することは、これまでも多くの人の関心と呼んできた。日本社会においては、「女性が働くことの是非」「主婦であることの意義」などを巡って、何度も論争が起きた歴史がある（主婦論争等）。フェミニズム運動の中でも、「母性保護論争」「堕胎論争」等多くの論争が起きている。フェミニズムの歴史は、「論争の歴史」と言っても過言ではない。こうした論争は、確かに新しい論点や理論的革新を生み出すうえで、役に立った側面もあるが、他方において、女性に関わる問題を解決することを目指す政策の実現にとっては、阻害要因にもなってきた。女性の中に多様な立場があるということが知られることで、何が女性のためになるのかわからないという主張が生まれ、具体的施策の展開に歯止めがかかることが多いのだ。

ここから、「女性同士の争いはなぜ起こるのか」という問いが生まれてくる。たとえば妙木は、戦後日本社会において起きた「主婦論争」に焦点を当て、歴史的資料に基づく実証的研究によって、この問題に取り組んでいる（妙木、2009）。本稿では、これとは別な方法をとってみたいと思う。つまり実際の資料に基づくのではなく、人々のコミュニケーションに関わる傾向性を記述する二つの概念装置に基づいて、「女性同士の争い」が起きやすくなることを、仮説的論理的に明らかにしたいと思う。

このような問題関心が生まれたのは、たまたま私が同じ時期に、この二つの概念について考察する機会があったことによる。「経験的概念としてのポジショナリティ」を研究する科学研究費研究会に所属することによって、この数年、私は「ポジショナリティ」という政治学的概念を、社会的相互行為論という社会学的文脈で読み込むことに、関心を持つようになった。他方、これとは全く別の仕事として、「ミソジニー」について考える機会を得た。この二つの仕事がたまたま重なったことによって、私はこの二つの概念装置が、（女性同士の争いという）同じ社会的相互行為の分析に適用可能性があることに、気づかされた。そこから、この二つの概念装置が一つの相互行為列のそれぞれの部分を明らかにするのか、それが組み合わせることによって、どのようなことが言いうるのかに、強い興味をひかれた。本稿は、そのような偶然性によって生まれた。この小論が、古くからある「女性同士の争いはなぜ起こるのか」という問いを明らかにするうえで、少しでも貢献できれば、幸いに思う。

1 ポジショナリティとは？

ポジショナリティとは、政治学的には、「所属する社会的集団や社会的属性がもたらす利害関係に関わる政治的位置性」（池田、2016）を意味する。本稿の目的に従って、社会的相互行為論に即してより具体的に定義すれば、ポジショナリティとは、個人の行為の意味を、その個人が所属する集団あるいは社会的属性の利害から解釈することを妥当とする社会規範や社会通念を、言う。特に、社会構造的に支配被支配関係にある集団や優位劣位関係にある社会的属性に関連する言動の解釈において、支配的位置にある人・優位的カテゴリーに属する人の言動の意味を、当該個人が属する社会集団あるいは優位的位置にある社会的カテゴリーの利害に結びつけて解釈できるとする社会規範や社会通念を、言う（江原、2020、14）。

ポジショナリティが成り立つ（つまり一定程度妥当な社会規範や社会通念として通用する）のは、現代社会の政治的コミュニケーションにおいて以下に述べる様な二つの条件があることが、広く認識されているからである。

第一に、支配的集団に属する個人あるいは優位に置かれた社会的カテゴリーを付与される個人（以下マジョリティと略記）が、「言説上の優位性を持つ」こと。

一般にマジョリティは、自らの社会的カテゴリーについて、自覚的な意識を持つ契機が少ない。それゆえマジョリティは、自らの社会問題の見方や認識が、偏ったものではなく、普遍的中立的であると思いがちである。しかし、マジョリティの社会問題記述には、しばしば「ゲリマンダリング」¹、すなわち社会問題の責任帰属や重要性判断における「マジョリティに有利な割り振り」が含まれている（江原、2020、14-16）。たとえば、ジェンダーに関わる社会問題で例をあげれば、現代日本社会で女性が結婚出産後仕事を継続しにくい社会になっているという社会問題に「女性の出産後の継続就業率の向上のためには、女性自身の意識改革が重要」というような場合。日本社会では、特におかしな発言ではないものとして、こうした言い方が、よくなされる。しかし、少し考えてみればわかるように、女性が仕事を継続しがたいのは、子育てと両立しにくい働き方のせいであり、家事や育児を女性の活動と規定しその価値を軽視するマジョリティ（男性）の意識こそが、こうした働き方を維持してきたのである。つまりこの問題の解決には、この問題を「女性の問題」としてしまう認識こそを、変えなければならないのである。マジョリティの社会問題記述には、これらの例のように、問題解決のためにはその認識自体の変革が必要になってしまうような記述が含まれていることが、ある。そうした社会問題記述は、マジョリティが持つ社会的権力によって、被支配集団や劣位に置かれた社会的カテゴリーを付与される個人（以下マイノリティと略記）を含む社会全体に、当たり前のもので行きわたる。それゆえマイノリティはしばしば、こうした社会問題記述自体を批判しなければならない位置に置かれるのである。

しかし、マイノリティによるマジョリティの認識批判は、往々にして、彼らが所属する集団や

¹ ゲリマンダリング（Gerrymandering）とは、選挙において特定の政党や候補者に有利なように選挙区を区割りすることをいう。本稿ではこの言葉を、意味を転用して用いている。

社会的カテゴリーに帰属させて解釈されがちになる。マイノリティはマイノリティであるがゆえに、彼らに付与される社会的カテゴリーが示すような「特殊な」人々であるかのように見られており、それゆえ彼らの社会問題記述も、彼らの「特殊な」政治的利害に基づくものとして解釈してよいのだという正当化が、なされがちになるのである。このように、「言説上の優位性」を含む権力関係は、「個人の意図に関わらず個人の行為や発話の背後に政治的利害関心を読むことを正当化する」という意味でのポジショナリティを、マイノリティに対して、現実的に発現させている。それゆえ、マイノリティは、「言説上の優位性を含む権力関係」が存在することに、しばしば気づかざるを得ない。マイノリティは、マジョリティよりも、ポジショナリティに、気づきやすい立場にいるのである。

その結果、ポジショナリティという概念は、マイノリティが、マジョリティに対して、自らの行為や発話における「言説的優位性」に注意深くあることを要請する概念として、事実上機能している。また、研究者に対して、同様のことを要請する概念としても、よく用いられる。コミュニケーション空間が、行為や発話の意味を、発言者・表現者がどの集団に属するかどの社会的カテゴリーに属するかということに関わりなく、「正しく」伝えることができる「歪みのない空間」であるということは、当たり前の前提ではないのである。

他方、現代社会で当該個人に加えられる処遇は、その個人の政治的意図や能力によるだけでなく、その個人が属する社会集団や社会的カテゴリーによっても、決定される。たとえば、女性の昇進機会を男性よりも遅らせるような性差別的処遇がある場合、たとえその男性がそのことに対して「女性に対する不当な処遇」だと思っていたとしても、その男性の昇進機会が女性よりも早くなることは、十分考えられる。本人の政治的意見ではなく、本人の性別カテゴリーの方が、処遇決定において、重要視されるからである。このことが、男性の言動の意味を、男性の利害から解釈することに正当性を与えるのだ。

もちろん、その処遇が政治的意思決定を経て正当化されている場合（たとえば法律上の差別など）には、政治的意思決定においてそのような処遇に賛成したか反対したか等によって、その個人の責任の度合いは変化しうる。しかし、たとえ反対した個人であっても、その個人の集団的責任がすべて否定されるわけではない。すなわち、政治的意思決定に参加できる／できないということ自体が、その個人が政治的共同体に所属／非所属のいずれであるかによって、本人の意思に関わらず決定されているのであり、所属していた個人は、非所属の個人よりも、より強い責任があるのである。そして先述したように、そのような政治的意思決定によって個人が被る利益・被害は、政治的意思決定に対する賛成・反対のいずれであったかに関わらず、個人に付与される社会的カテゴリーによって左右されることに、なるのである（江原、2020, 14-16）。

この二つの論拠は、マジョリティに属する個人の言動の政治的意味理解を、マジョリティの政治的利害に引き寄せて理解することを、正当化する。「言説上の優位性」に無自覚であり、かつ自分の被る政治的利害が「自分の政治的意見が何であれ、自分がマジョリティであるということによって決定される」ことに無自覚なマジョリティの言動は、マイノリティから、ポジショナリティ概念に基づいて、強い批判にさらされる可能性がある。つまりマジョリティにとってポジシ

ヨナリティとは、他者に、自分の言動の政治的意味を、「マジョリティの政治的利害」に関連させて「割り引いて理解」することを許容してしまう概念なのである。

2 ミソジニー

では、ミソジニーとは何か。ミソジニーとは通常、「女性全般もしくは一般を、女性であるというそのジェンダーゆえに嫌悪するといった傾向を有する個人の属性」と考えられている。しかしこの概念を検討したケイト・マンによれば、このような理解はミソジニーを、事実上存在しないものにしてしまうという。そうではなくて、ミソジニーを、「家父長制秩序を支える社会統制機能」として位置付けてこそ、ミソジニーが現代社会でどのような役割を果たしているのか、良く理解できるというのだ（Manne, 2018）。

マンによれば、「家父長制秩序は、男女に非対称な道徳的援助関係を規定している」という。家父長制の目的は、女性は男性に対して何らかの「奉仕」をするよう、規定することにあるというのである。例えば、前近代の家父長制社会において女性は、自分自身の人生の目標を持つようには育てられず、将来父や夫に良く仕える女になるよう育てられた。つまり女性は男性に「奉仕」するよう、育てられたのだ。女性の生き方が変わった現代でも、男女間の非対称的な道徳的援助関係がなくなったわけではない。マンによれば、現代アメリカ社会でも、「中流・異性愛・健常者男性」は、女性から養育・慰安・世話と、性・感情・生殖に関わる「労働奉仕を受けられることを当てにする権利」があると、暗黙に見なされているという。

なぜこのような「非対称的な道徳的援助関係」が、維持されているのか？私見によれば、この「非対称的道徳的援助関係」は、人々の認識の上では、「援助」というよりも、ジェンダー（＝「男らしさ」「女らしさ」と、みなされているからだと思う（江原、2001=2021）。つまり、女性が男性と平等であることを表面的には皆受け入れていたとしても、つまり女性の生き方は男性に奉仕することだと公言する人はもはやほとんどいないとしても、多くの人が女性店員には愛想よくしてもらうことを期待するし、男性はガールフレンドから手料理の食事をふるまってもらえることを期待してしまう。結婚すれば、家事・育児は「当然妻に大半やってもらえる」ことを予期するのだ。それは、「女らしさ」とは、人の感情に配慮し、人にやさしくし、人の世話をすることと、イコールであるように、思われているからである。女性がこのような行動をすること、つまり「労働奉仕をする」ことは、女性であることそのものと考えられているから、その「労働奉仕」を受けることは、受けた人の「負い目」にはならない。女性も、他の女性に、愛想等の「労働奉仕」を期待するが、自分自身もまた他の男女に「労働奉仕」せざるを得ないので、一方的な受益者にはならない。他方男性は、男性であるがゆえに「労働奉仕」の義務はなく、一方的に女性から「労働奉仕」を受けるだけになりがちとなる。つまり男性は、男性であるがゆえに、女性からこのような「労働奉仕を受けられることを当てにする権利」があると感じるように、育てられるのである。

ミソジニーとは、このような、家父長制社会において女性が期待されている「労働奉仕」にかかわる社会統制機能を持つ社会成員の行為である（Manne,2018 ,96）。男女間の「非対称的な

道徳的援助関係」は、先述したように、意識的には「援助」として見なされないことが多い。通常（つまりジェンダーが関与しなければ）、「援助」を受ければ私たちは「感謝」する。また他者から「援助されない」場合には、当然「感謝」することはないが、「援助しない」人に対して怒ることは少ない。「援助」は本来「有難い」ことだからである。けれども、ジェンダーは、こうした通常の受け止め方を、変化させてしまう。つまり、「援助しない」人が女性だった場合、「援助しない」ことに対する非難が強まる傾向がある。人々に感じよく接することができない女性は、同じような男性と比較して、より強い批判を受けがちになる。女性を評価する規範には男性とは異なる「女らしさ」規範（＝ジェンダー規範）が用いられることになるので、その女性は、「女らしさ」であるところの「愛想がよい」「人にやさしい」「気が利く」等の観点からもっぱら評価されることになる。つまりは、男性よりもより強くマイナス評価を受けることになる。

それだけではない。男性の立場に立ってこの状況を読めば、こうした女性に対する怒りを助長するような解釈も、可能になる。「女らしさ」というジェンダー規範は、男性に女性から「労働奉仕を受けられることを当てにする権利」があるかのように思わせる効果があることは、前述した通りである。男性が女性から冷たいあしらいを受けた場合、このような思い込みを前提とすれば、冷たくされた男性は、「この女性は、他の男性には優しくしているに違いない」「自分だけが冷たくされている」という想像に基づいた解釈をしがちになる。つまりは、男性は、その女性から個人的侮辱を受けたように、解釈してしまいがちになるのである。「自分が男として馬鹿にされた」「男性として当然払われるべき敬意を否定された」「男性としての権利を侵害された」等。この時、女性を罰したいという感情が生まれることもある。この感情に基づく行為が、処罰行為である。たとえば、自分に視線すら向けずに通り過ぎる女性に対して、「すましやがって」「気取ってやがる」などのヤジは、それにあたるだろう。

これらの女性に対する「女らしさ」規範に基づく評価行為や、男性の自尊心を棄損したことに対する処罰行為は、女性に家父長制社会におけるジェンダー規範を遵守するよう強要する社会統制として、機能する。ケイト・マンによるミソジニーの定義、「家父長制秩序を支える社会統制機能」とは、このような行為の社会統制機能をいう。

3 家父長制社会に対する闘争とポジショナリティ

以下では、本論の主題である「女性同士の争いがなぜ起こるのか」という問いの文脈により近づけて、考察する。

まず、フェミニズム運動、すなわち家父長制社会に対する闘争におけるポジショナリティにかかわる現象を、考察してみよう。先述したように、一般にポジショナリティとは、「社会構造的に支配被支配関係にある集団や優位劣位関係にある社会的属性に関連する言動の解釈において、支配的位置にある人・優位的カテゴリーに属する人の言動の意味を、当該個人が属する社会集団あるいは優位的位置にある社会的カテゴリーの利害に結びつけて解釈できるとする社会規範や社会通念」である。フェミニズム運動、すなわち家父長制社会に対する闘争においては、「支配被支配」「優位劣位」関係は、男性集団と女性集団、あるいは男性と女性との関係として現れる。

家父長制社会に対する闘争に関わる諸主題に関する意見の意味解釈や動機解釈において、ポジショナリティが強く意識されているとすれば、男性の言動の意味や動機は、支配集団である男性集団の利害に結び付けて解釈されがちになる。

一般に男性は、家父長制社会を維持することから利益を得るとみなされているので、この問題は特に、フェミニズム運動に反対する男性にとって、厄介な状況を作る。つまり、フェミニズム運動に反対する自分の言動の意味や動機が、「男性利害」に還元されて解釈されてしまうのではないかという懸念を生むのである。男性が家父長制社会の維持から利益を得ることは自明とされているので、男性が家父長制社会に対する闘争（すなわちフェミニズム運動）に反対することは、当然の事とみなされている。つまりフェミニズム運動に反対する男性の意見は、彼が男性であることによって、陳腐な意見として「割り引かれて」解釈されてしまうと予想される。自分の意見を重要な意見として印象づけるためには、このような解釈を避けうる戦略が必要になるのだ。

多くの場合において利用される戦略が、マジョリティではない人の意見を根拠にして、自分の意見を述べるというものだ。「フェミニズム運動に反対するのは、自分が男性であるからではない。女性の中にも、フェミニズム運動に反対する人がいる。自分はそういう女性の声を代弁しているのだ。」とすることができれば、フェミニズム運動に反対するという自分の意見の説得力は、かなり強くなる。「男性は家父長制社会の維持から利益を得ている」から家父長制社会の維持に反対するフェミニズム運動に敵対するのがあたりまえとするポジショナリティの前提は、対として「女性ならば家父長制社会に反対するのがあたりまえ」「女性ならばフェミニズム運動に賛同するのがあたりまえ」という前提を伴っていると思われる。それゆえ「女性でもフェミニズム運動に反対する人がいる」「女性でも家父長制社会の維持を望む人がいる」ということができれば、これはフェミニズム運動に反対する主張の論拠になる。おそらくこのような思惑から、フェミニズム運動を批判する場合、女性の中にフェミニズム運動反対者を探し彼女らの声を大きく拡大するという戦略が、とられてきたのだと思う。フェミニズム運動に反対する女性は、家父長制的秩序を維持したい人々にとっては、非常に高い価値があるのである。

4 家父長制社会に対する闘争とミソジニー

では同じ文脈で、ミソジニーはどのような機能を果たすのか？ 前述したように、ミソジニーとは、「家父長制社会秩序を支える社会統制機能」である。この意味でのミソジニーには、家父長制秩序維持に適合的なジェンダー規範に基づく女性評価の言動と、男性特権を否定する女性に対する処罰行為が含まれる。

家父長制社会に対する闘争は、女性が家父長制秩序を維持することを止めて自らのために立ち上がることを、目指す。つまり、この意味において、ミソジニーは、まさにフェミニズム運動と真っ向からぶつかることになる。フェミニズム運動が評価するのは、「家父長制秩序を壊す」ような言動を行う女性である。しかしミソジニーは、そうした女性を否定的に評価し、彼らに否定的な制裁を加え処罰するのである。

女性の視点から見てみよう。フェミニズム運動は、女性が「性別役割分業に甘んじることなく男性と同等に社会的に活躍すること」を評価する。現代社会においては、男性と同等に活躍する女性たちは、公平な評価が行われ評価が適切に処遇に反映されれば、男性と同様の地位や権力、経済力等を与えられうる。しかもこうした女性たちには、「女性なのに男性と肩を並べる活躍をしているすごい女性」として、男性であれば与えられないような高い評判や名声を与えられる場合すら、ある。けれども、他方において未だ家父長制秩序が根強い現代社会においては、これらの女性たちは、ミソジニーという社会統制機能にもさらされる。女性の社会進出が始まったころは、「社会的に活躍」する女性を「女としての魅力に欠けるハイミス」として描くステレオタイプがよく用いられた。会社に残る女性たちに対するこのようなステレオタイプ（「お局様」！）化によって、若い女性たちの多くは、寿退社を選択していったのである。現代ではこのようなステレオタイプ化は減ってきているが、「社会的に活躍する女性」に対する「強欲」「利己主義」などの悪評は、未だ根強いものがある。

しかしミソジニーの機能は、「社会的に活躍する女性たち」に対するネガティブな社会的制裁だけではない。むしろ重要なのは、フェミニズム運動が生まれた後の近代社会においては、フェミニズムによって自分の生き方の価値を引き下げられたと感じている女性たちに対して、ポジティブ・サンクション機能を持つことを、認識することである。家父長制社会を前提とすれば、こうした活躍ができる条件にある女性は相対的に少なく、多くの女性は「性別分業に甘んじ」ざるをえないことになる。そうした女性たちから見れば、社会的に活躍している女性たちの姿は、「自分が成し遂げられなかったこと」を、日々自覚させる比較対象となる。活躍する女性たちがいなければ、自分を「負け犬」だと感じないでいられたらう女性たちも、目覚ましく活躍する女性たちの姿によって、自分を「負け犬」のように感じることもなる。つまり女性の社会的活躍は、家父長制に従順に家庭の主婦として生きる女性たちにとっては、その生き方の価値を引き下げようような機能をも、果たすのである。

フェミニズム運動が、多くの女性に、「活躍できなかった」という自己評価の低下を与えてしまいうリスクを持っていることは、ミソジニーの存在価値を強めることになる。ミソジニーは家父長制秩序に適合的なジェンダー規範に従う女性たちを、高く評価する。つまりフェミニズムによって傷つけられたように感じている女性にとっては、ミソジニーは、自分が失った肯定的な自己評価を取り戻すことを可能にしてくれるもののように、機能するのである。

なぜなら、ミソジニーは、「家父長制的秩序」に即した生き方をしているかどうかで女性を評価し二分するからである。「家父長制的秩序」に即した生き方をする女性を高く評価し、「家父長制的秩序」に抵抗する女性、そこから逸脱する女性に、否定的な制裁を加えることで、「家父長制的秩序」を維持する社会統制機能こそが、ミソジニーなのだ。フェミニズム運動は、「家父長制秩序」を解体するべく闘う女性たちを高く評価する価値観を提示することで、「家父長制秩序」に挑もうとしている。けれども、その価値観は、家父長制的秩序を維持するミソジニーと真っ向から対立することになる。他方ミソジニーは、フェミニズム運動が高く評価する女性たちに対し悪評を加えることで、フェミニズムからは否定的に評価される可能性が高い女性たちに対して

は、彼女たちの生き方を暗黙に擁護する機能を果たすのである。

5 ポジショナリティとミソジニー 女性同士の争いはなぜ起こるのか？

以上の補助線から「女性同士の争いはなぜ起こるのか？」という問いに答えてみることにしよう。家父長制社会においては、ミソジニーが有効に機能している。「家父長制的秩序」にあってどうかで女性を二分し、抵抗する女性・逸脱する女性に対して、社会統制することで、家父長制的秩序は維持されてきたのだ。つまり、「女性同士の争い」が起こる最大の理由は、ミソジニーによって、女性が二分されてきたからである。

近代社会の始まりとともに、家父長制的秩序に対する闘争＝フェミニズム運動が生まれた。その結果、「家父長制的秩序」に逆らう価値観が、女性に広く共有されるようになった。その価値観は様々な「新しい女性の生き方」を提示した。「働く女」「結婚しない女」「未婚の母」「強い女性」等。ミソジニーが行きわたる社会において、フェミニズムが提示する「新しい女性」像は、従来であれば制裁を受ける女性の生き方を肯定し、家父長制的秩序に抵抗する女性たちを鼓舞する役割を果たした。このようなフェミニズム運動が提示する「新しい女性像」は、女性が自分の生き方に自覚的になるよう女性たちに呼び掛ける結果となった。ここに、自らの思想に基づいて、「生き方」を選択する女性たちが生まれた。思想闘争としての「女性同士の争い」の成立である。

フェミニズム運動が始まったころは、フェミニズムに賛同する女性たちの生き方は、「笑いの対象」とされた。しかし、ジェンダー平等の価値観が一般化するにしたがって、むしろ、フェミニズムに反対する意見の方が、弱くなっていった。特に男性がフェミニズムに反対する場合、ポジショナリティが意識されることによって、そうした意見表明が困難であることが認識されやすくなった。その時、女性の中に、フェミニズムに反対する人を探ることが、フェミニズムに反対する上で、非常に重要になるような状況が生み出された。「女性同士の争い」という形をとることによってのみ、フェミニズムに反対する意見が言いうるような状況が、つくられた。この状況では、「女性同士の争い」という形が、政治的に利用されているのである。

「女性同士の争い」は、このように、それぞれの時代の社会的実践における主要な利用目的を変えつつも、常に「構造的」に生み出され、再生産されてきた。つまり、女性を二分する家父長制の社会統制機能がある限り、その形や目的を変えながら、「女同士の争い」は続いていくだろう。だが、その仕掛けに気付く人が増えていけば、「争い」の激しさは、次第に弱まっていくに違いない。その時は、意外に早く来るのではないかと思う。

＜文献リスト＞

- 池田 緑 2016 「ポジショナリティ・ポリティクス序説」、『法学研究』89巻、2号、慶應義塾大学法学研究会
- 江原 由美子 2001 『ジェンダー秩序』、勁草書房=2021 『ジェンダー秩序新装版』 勁草書房
- 江原 由美子 2020 「男はつらいよ型男性学の限界と可能性ーポジショナリティ論とグローバルゼーションとの関わりで」、『女性学』27巻、10-23。
- 妙木 忍 2009 『女性同士の争いはなぜ起こるのかー主婦論争の誕生と終焉』、青土社。
- Manne Kate 2018 *Down Girl: The Logic of Misogyny*, Oxford University Press=2019
小川義範訳『ひれふせ 女たち ミソジニーの論理』、慶應義塾大学出版会

DV とポジショナリティ
―支援者と被支援者の関係性に着目して―

小川 真理子

はじめに

本稿は、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」と略す）の被害者支援における支援者とDV被害を受けた当事者（以下、「被支援者」と記す）の間の構造的な権力関係が、支援者と被支援者の関係にどのような影響をもたらすのかについて、「ポジショナリティ」概念を援用して明らかにすることを目的とする。第1に、本稿における用語の定義と歴史的経緯等についてみていき、第2に、フェミニズム研究におけるDV被害者と支援者の関係について概観し、第3に、本稿のキー概念である「ポジショナリティ」と離脱可能性についてDVとの関連で確認する。第4に、DV被害者支援における支援者と被支援者の関係をポジショナリティの視点から検討する。

1. DV、ジェンダー、ポジショナリティ

本論に入る前に、本稿で扱う用語と歴史的経緯等についてみていきたい。

DVは、国際的には、「女性に対する暴力撤廃宣言」において次のように包括的に定義されている。DVとは、家庭において発生する身体的、性的、心理的暴力。殴打。世帯内での女兒に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間強姦、女性器切除その他の女性に有害な伝統的慣行、非夫婦間の暴力、搾取に関連する暴力（女性に対する暴力撤廃宣言2条）であり、なおかつそれに制限されない（クマラスワミ 1996= 2000）。国際的には、DVはジェンダーに基づく暴力と認識されている。その背景は、欧米で1960年代に始まった第二波フェミニズム運動が夫から妻への暴力を顕在化し「ドメスティック・バイオレンス」という概念が生まれたことにある。その後、アメリカでは、夫からの暴力を受けた女性たちを保護、支援する避難所であるシェルターが草の根の女性たちによって各地に設立され、2000を超えるシェルターが運営されている。他方、日本では、1970年代半ばに第二波フェミニズム運動において、夫の暴力から避難するためのシェルターをつくる動き生まれていたが、女性たち自らが設立するには至っていない。1990年代初めに、民間女性グループによる初のDV調査を契機に、夫から妻への暴力が顕在化し、それに先立ち、1985年に外国籍女性の移住問題が顕在化し、特に、アジアのDV被害を受けた女性を保護、支援する必要に迫られ初の民間シェルターが開設されている（小川 2015）。他方、行政も売春防止法を拡大解釈して、DV被害女性を保護していた。1990年代には、各地において草の根の女性たちによる民間シェルターの開設が相次ぎ、1998年には民間シェルターのネットワークである全国女性シェルターネットが設立された（2003年にNPO法人化）。同ネットワークは、DV被害者を保護支援するための立法化を目的として設立され、DV被害当事者をはじめ、民間支援団体、専門家、研究者、女性国会議員等が立法運動を展開した。そして、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」と記す）が成立する。DV防止法の対象は、「配偶者からの暴力を受けた者」であり、男女ともに暴力被害の対象である。これは、「保護命令」という刑罰規定において、一方の性のみを処罰の対象とするのは憲法違反の疑いが強いために、両性を対象とする

「配偶者」と規定したことが背景にある。だが、本来は「女性に対する暴力」を対象とし、女性の人権保障を課題としていた。近年、男性のDV被害者数も増加しており、妻から夫への暴力問題が顕在化している。また、統計では示されていないが、同性のパートナー間のDV問題にも対応が必要である。警察庁の統計では、DV被害者の約9割が女性であり、本稿では、特に暴力被害を受けた女性の支援について取り上げる。また、本稿では、DVを私的領域内における夫婦間暴力（内縁、事実婚含む）や恋人・交際相手等の親密な関係の間で振るわれる暴力と定義し、DV被害女性を「被支援者」、DV被害女性を支援する民間シェルターの支援者を「支援者」と呼ぶ。

民間シェルターとは、民間の女性たちがDV被害女性のために設立し運営する一時避難所である。民間の女性たちが自発的に設立したボランティア組織、NGO および NPO を含む非営利組織を指し、公的な一時保護施設とは区別して捉える。日本では、2001年DV防止法制定を契機として、DV被害者支援は行政の責務（DV防止法2条）とされ、公的機関が中心となって保護の枠組みが整備されている。DV被害女性を保護支援する機関は、主に売春防止法を設置根拠とした婦人保護事業の中核3機関である、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員が担っている。主要機関である婦人相談所は、配偶者暴力相談支援センター機能を付与されており、DV被害者を一時保護する措置権を有し（同法3条）、婦人保護施設は、DV被害者の一時保護委託先（同法3条）として、また、婦人相談員は、DV被害者の相談に応じ必要な指導を行うことが規定されている（同法4条）。また、民間シェルターもDV防止法上で初めて、被害者を「一時保護」する委託先（同法3条）および行政の援助の対象（同法26条）として法的に位置づけられた。

婦人相談所は、売春防止法34条を設置根拠としているため、「性行または、環境に照らして売春を行うおそれのある女子」の「保護・更生」が本来の目的である。しかし、1990年代以降は、通達により家族関係の破たんや生活困窮等に対象範囲を拡大し、広く困難な問題を抱えた女性の保護を行っている。2004年には、人身取引被害を受けた外国籍女性の保護が新たな業務として加えられ、さらに、2017年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正により、ストーカー被害女性の支援を行うこととなった。DV防止法施行以降、行政の相談窓口にはDV相談対応も含まれるようになってきている。各自治体の男女共同参画センターやダイバーシティセンター等の相談窓口、行政の相談窓口業務、福祉事務所等においてDV相談に応じている。各自治体により状況は異なるが、これら相談窓口において対応するのは、相談業務を委託された民間団体の支援者、行政が直接雇用した非正規の相談員等である（小川 2021）。

以上の通り、DVの定義やDV被害者支援にどのようなアクターが関わっているのか等について概観してきたが、最後に「ポジショナリティ」についてみていく。

「ポジショナリティ」とは、「所属する社会的集団や社会的属性がもたらす利害関係にかかわる政治的な位置性」（池田 2016）と定義されている。池田は、ポジショナリティという概念を用いなければ照射できない領域があり、それが集団の政治責任にかかわる領域であるとする。男性と女性の関係、日本と沖縄の関係等の事例を提示し、それぞれを集団として捉えた場合、それらがポジショナリティにかかわる際に、その集団から離脱可能であるかが集団の責任論の争点になるという。そこで本稿では、ポジショナリティの相違を考慮せずに、発話力、自己決定力等を同一視して接することが相手を尊重する態度であるかのような振る舞いが抑圧を生み出しているとした場合、支援者と被支援者の間において、制度的・社会的に保持している資

源の差異に関する認識が不十分な時に、どのような抑圧が新たに発生するのかについても検討する。

2. フェミニズム研究における DV 被害者と支援者の関係

DV 被害者支援の過程では、支援者と被支援者との間に、齟齬や権力関係が惹起されることを指摘する研究がみられる。フェミニズム研究では、DVが個人的な男女の間における不平等な関係によって維持され、女性を抑圧する序列的な構造を許すような家父長制の中に根付いていると分析されている (Dobash, R.E.& Dobash, R.P. 1979; Schechter 1982)。それゆえ、多くの支援者は、被支援者が加害者から逃れた後、支援の場で支配/服従関係が起こることがないように、被支援者との対等な関係性を構築することを心がけてきた。DV被害者を先駆的に保護支援してきた民間シェルターの支援者は、平等的価値を重視し支援に携わってきた。他方、シェルター内において支援者と被支援者の間に序列的な関係があることが指摘されており (Ferraro 1983; Rodoriges 1988)、支援の現場にはこうした問題が内包されていることも言及されている。欧米やアジア等多くの国では、DV 被害者の支援を中心となって行っているのは民間 NGO やシェルターであり、国や行政は財政支援等を行い民間の活動をバックアップしていることが多い (小川 2021; 小川・小口・柴田 2020)。他方、日本は他国と異なる状況がある。先に示した通り、日本では DV 防止法施行以降、公的機関が中心となって DV 被害者支援が行われている。また、先行研究において公共部門/民間部門における支援の在り方が異なることが指摘されてきており (戒能 2013; 小川 2015)、マジョリティである公共部門とマイノリティである民間部門の支援者という位置性は、支援内容や両者の連携、協働関係の齟齬や対等性にも影響を与えている。公的機関相談員による被支援者への二次被害についても先行研究で言及されている (「夫 (恋人) からの暴力」調査研究会 2002)。一方、民間シェルターにおける支援についても、支援者と被支援者との間で、支配/被支配の関係性を被支援者が強いられたり (矢野 2007)、支援/被支援の権力関係を是正することを訴え、民間シェルターのネットワークの中に苦情処理機関の設置を求める研究 (木下 2009) も見られる。

3. ポジショナリティと離脱可能性

医療社会学者の宮地尚子の著書『環状島』(2007)は、DV 被害者支援におけるポジショナリティについて示唆を与えてくれる。宮地は、トラウマをかかえる被害当事者の状況を環状島モデルを用いて分析している。環状島の真ん中にある内海の、さらに真ん中のゼロ地点では、死者、犠牲者は形さえも残らず、生き延びることができなかったものは声を出すことすらできない。そこから波打ち際に来て、内海面の陸地に這い上がると声を発することができるようになる。被害当事者は、環状島の内斜面を転げ落ちないように上ってくるが、いつ重力がかかり内斜面を落ちて内海に沈んでしまうかもわからない (宮地 2007)。長年暴力を受けた DV 被害者にとって自らの被害を言語化することは容易でなない。また、加害者との支配/服従関係に取り込まれていることから、自らの被害者性を認識すらできない場合がある。このような状況にある DV 被害者を内海から引き上げるためには、安全で安心のできる場である空間=シェルターと DV 被害者の立場にたって支援をする支援者の存在が肝要である (小川 2015)。

DV 被害者支援においては、中長期的な支援の必要性が支援者や専門家から指摘されてきた。DV 被害者は、加害者から逃れ、PTSD 等の症状があらわれることもある中、見知らぬ土地に

移動し、生活再建をしていく。このような状況にあるDV被害者にとっては、DVとそれに付随する様々な「問題」からの離脱は、自らが望んでいても難しい場合がある。他方、支援者は自ら選択し、望んでDV被害者支援に携わっている者や加害者から逃れてきたDV被害者に接し、やむにやまれぬ状況から必要に迫られて携わっている者、偶発的な機会から徐々に携わるようになった者等様々な立場があるが、その位置性は固定的なものではなく、極論すればいつでも離脱可能な状況である。このような支援者と被支援者の関係は非対称であり、不均等であるといえる。

4. DV被害者支援における支援者と被支援者の関係とポジショナリティ

DV被害者支援に携わる民間シェルター支援者と被支援者の関係性についてポジショナリティの視点から見ていく。筆者が行った調査(小川 2015; 小川 2019)によると、支援者は常に被支援者との関係性について注意を払っていることが伺われる。支援者の多くは、DV被害者と接する際に、被害者に共感する姿勢を持っていたり、被害者と同じ目線になることを意識したりしながら関係性を構築することが、DV被害者支援にとって重要であると認識している。支援者は、「DV被害者が望むことをします」とDV被害者を尊重する支援を行うことを心がけており、支配/服従関係の中で自分の気持ちを抑え込んできたDV被害者の気持ちを解きほぐし、DV加害者による抑圧的な関係性とは異なる関係性を創り出そうとしているといえる。また、支援者によってDV被害者への対応が変わることがあってはならない、というのが支援者の共通認識である。ある民間シェルターの支援者は、「民間シェルターの活動をやりたいと熱意をもった人間がやっていると思う。みんな途中でやめない」と語り、このシェルター設立時からのスタッフ(支援者)は20年以上活動に携わっているという。他方で、支援者の高齢化と次世代継承者の不足により、活動を続けたくても休止、閉鎖せざるを得なかったシェルターも複数ある。

支援者と被支援者を集団として捉えたと両者の間には、DVに対する知識や情報、支援のノウハウ、またトラウマを抱えたDV被害者の発話力等圧倒的に非対称な関係性がある。支援者はその点に留意し、DV被害者との対等性を維持しながら、細心の注意を払って接していると推察されるが、それでもなお、宮地(2007)は、当事者と支援者の間には微妙なズレが生じることに支援者は常に留意する必要があると警鐘を鳴らす。被支援者と支援者との間に生ずる権力関係は、DVから逃れてきた被害者にとって、新たな権力関係における被害的状况を生み出すものと考えられる。支援者は、たとえDV被害の「当事者」としての経験があったとしても、その「当事者」自身にはなり得ない。被支援者と支援者とは、あくまで非対等であり、両者の間の認識を完全に一致させることは現実的ではないだろう。

さらに、行政と支援者、被支援者との位置性の問題がある。行政のDV担当者の頻繁な異動がもたらす支援の弊害について、これまで幾度となく支援者から指摘されてきた。支援者が行政担当者との信頼関係をようやく築いた矢先の、数年毎の異動は支援の断絶を招いている。本来であれば、担当者が変わっても、行政側の方針が定まっていれば、担当者はその方針に従って支援を行うはずであり、支援に支障をきたすことは考えにくい。行政側の離脱可能性が問題となるのは、行政の新任担当者がこの分野がまったく初めてという場合も少なくなく、危険が迫っているDV被害者への対応が分からないとはいえない状況があるにもかかわらず、改善がされていないことである。行政と民間が連携してDV被害者支援を行う場合も、行政によるDV

被害者および支援者のポジショナリティの軽視があり、未だに二次被害や支援方針をめぐる齟齬等が見られる。このような状況に対して、支援者は、所属団体へ報告し、場合によっては、前述した全国女性シェルターネットに相談、情報を共有して、同ネットワーク全体で検討し、DV被害者に最善の支援を提供できるよう行政に対応策を提案したり、政策提言を行っている。こうした地道な活動と相互行為の積み重ねにより、民間シェルター・NGOの実績は行政に認識されるに至っている。しかしながら、ポジショナリティの視点から見たときに、行政側には、支援者やDV被害者と異なるポジショナリティがあることを確認するような態様はほとんどみられない。今後、行政側とのコミュニケーションを通して、齟齬や対立を避けるよう共通の目標を共有する等、方策を練っていくことが肝要である。

【参考文献】

- Coomaraswamy, R., 1996, Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its causes and consequences, (=2000, クマラスワミ報告書研究会訳『女性に対する暴力―国連人権委員会特別報告書』明石書店) .
- Dobash, R.E. & Dobash, R.P. 1979, *Violence against Women*, New York, The Free press.
- Ferraro, K.J., 1983, "Negotiating Trouble in a Battered Women's Shelter", *Urban Life*, 12(3): 287-306.
- Lyon, E., Lane, S., Menard, A., 2008, *Meeting survivors' needs: A multi-state Study of domestic violence shelter experiences*, Washington, DC: National Institute of Justice.
- Rodriguez, N. M., 1988, "A Successful Feminist shelter: A Case Study of the Family Crisis Shelter in Hawaii", *The Journal of Applied Behavioral Science*, 24: 235-250.
- Schechter, S., 1982, *Women and male violence: The visions and struggles of the battered women's movement*, Boston, MA, South End Press.
- Srinivasan, M. & Davis, L. V., 1991, "A Shelter: An Organization Like Any Other ? ", *AFFILIA*, 6(1): 38-57.
- Tierney, K. J., 1982, "The Battered women movement and the creation of the wife beating problem", *SOCIAL PROBLEMS*, 29(3): 207-220.
- Women's Aid, 2017, *Meeting the needs of women and children: Findings of the women's aid Annual Survey 2016*, Bristol, Women's Aid Federation of England.
- 池田緑、2016、「ポジショナリティ・ポリティックス序説」『法学研究（慶應義塾大学法学研究会紀要）』89(2): 317-341.
- 小川真理子、2015、『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター―被害当事者支援の構築と展開』世織書房.
- 小川真理子、2019、「震災とDV被害者支援―東日本大震災被災地における行政・民間へのインタビュー調査を通して―」『経済社会とジェンダー』第4号、75-95、日本フェミニスト経済学会.
- 小川真理子、2021、「民間シェルター・DV相談分野の労働問題」『経済社会とジェンダー』第6号、57-83、日本フェミニスト経済学会.

小川真理子、小口恵巳子、柴田美代子、2020、「日本とシンガポールにおける DV 被害を受けた母子への支援と法制度に関する一考察」『アジア女性研究』第 29 号、37-54、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム。

「夫（恋人）からの暴力」調査研究会、1998、『ドメスティック・バイオレンス（新装版）』有斐閣。

戒能民江、2002、『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房。

戒能民江編者、2013、『危機をのりこえる女たち―DV 法 10 年、支援の新地平へ』信山社。

戒能民江、堀千鶴子、2020、『婦人保護事業から女性支援法へ―困難に直面する女性を支える』信山社。

木下直子、2009、「DV 被害者支援を行う民間シェルターの課題―利用者からの異議申し立てを中心に―」『女性学年報第 30 号』、43-64。

宮地尚子、2007、『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房。

矢野裕子、2007、「DV 支援現場における支援者による被害―二次被害当事者へのインタビューから―」『西山学苑研究紀要』、A19-A36。

権力関係を露現させる用語とポジショナリティ
— 「人材」をめぐる —

定松 文

1. 問題の所在

2017年4月から、国家戦略特区¹において、フィリピン人家事労働者が請負の家事代行業務を担っている。その特区の家事労働者は「外国人家事支援人材」と呼ばれ、仕組みや政策の説明においては「外国人家事支援人材の活用」²という日本語が使われている。筆者は複数回内閣府の担当者との協議の場に参加したが、そこでも担当者たちはフィリピン人家事労働者のことを「人材」と呼んでいた。また、入管収容施設において、被収容者を職員は「ガラ」と呼んでいたという³。

他者を何と呼ぶのか、という問いは、呼ぶもの、呼ばれるものの非対称性、すなわち対象化＝モノ化の局面を浮上させ、権力関係を露現させる。特区の例では、労働者でもなく女性でもなく、フィリピン人でもなく、日本経済を活性化させるために利用する「(人)材」であり、入管の例でも、人ではなく「身柄」としてモノ化している。政府や行政という主体による、オブジェクト化が、労働者、外国人、女性に対してなされているのである。

マーサ・ヌスバウム (Martha Craven Nussbaum) は「客体化 (Objectification)」の意味するものを以下のようにとらえている⁴。①「道具性」、対象を自分の目的達成のための道具とすること、②「自律性の否定」、自律性や自己決定能力を欠いたものとして対象を扱うこと、③「不活性」、行為者性や活動性を欠いたものとして対象を扱うこと、④「交換可能性」、他の対象と交換可能なものとして対象を扱うこと、⑤「毀損可能性」、壊してもよいものとして対象を扱うこと、⑥「所有性」、買ったり売ったりできるような所有物として対象を扱うこと、⑦「主観性の否定」、経験や感情を考慮しなくてよいものとして対象を扱うことである。そして、人を「道具」として扱うことこそが「客体化」の悪さの中心にあり、開発における哲学的思考の必要性やGDP志向 (功利主義) を述べている。ヌスバウムの「客体化」の定義から考えれば、特区の「人材」という用語の使用は、日本経済のための道具化であり、主体的人間としてみなすこと、扱うことを忌避している態度と解釈できる。

2. 日本の「雇用政策」

雇用政策には大きく2つあると言われている。一つは政府が職業訓練の実施・雇用機会の創出によって失業を減らす「積極型政策」、もう一つは失業給付を通じた生活保障という形で失業

¹ 2022年1月現在、東京都、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、愛知県が特区として認定されている。

² 内閣府地方創生・国家戦略特区「外国人家事支援人材の活用について」

³ 毎日新聞「「ガラ」と見下す風潮 元職員が明かす入管の人権意識」(2021年5月12日)

⁴ 第32回京都賞記念講演 マーサ・クレイヴン・ヌスバウム博士

[<https://www.youtube.com/watch?v=AGsauWvFlps>] (2021年12月15日閲覧)

者の所得を手当てする「消極型政策」である。先進国と言われる国々は、経済発展期において「消極的政策」と呼ばれる政策をとっていたが、製造業からサービス産業への産業構造の転換、労働人口の質的・量的変化に直面し1990年以降「積極型政策」あるいは「消極型」との併用した政策をとっている。日本の場合は、敗戦後の1945年から高度経済成長の始まる1954年以前は積極的型政策、1954年12月からは消極型、そして1995年以降は、産業構造に合わせて雇用を多様化し、増加させる方向で「積極型」と言えるかもしれないが、非正規雇用の拡大期でもあり、賃金を上げ、生活基盤の安定化を図る方向性にはなっていない。むしろ、コスト削減のために人件費「抑制」の傾向が強まっている。

2014年に出された5年計画の厚生労働省「雇用政策基本方針」(2014/4/3)では、雇用政策の将来ビジョンとして「仕事を通じた一人一人の成長と、社会全体の成長の好循環」と謳い、「社会全体での人材の最適配置・最大活用」と「危機意識をもって全員参加の社会を実現」を基本的な考え方とする。具体策には「労働市場インフラの戦略的強化」、「個人の成長と意欲を企業の強みにつなげる雇用管理の実現」、「全員参加の社会にふさわしい働き方の構築」、「良質な雇用の創出」と個人による人的資本の蓄積に依拠した経済成長が主眼であり、厚生労働省でありながら、そこから労働者の雇用と生活を守り、よりよい社会を再生産する発想を見つけることは難しい。

さらに、同じく厚生労働省の企業向け「人材育成支援策」に係るリーフレット(2015/11/19)⁵では、「人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください」といい、「人材を採用したい」、「人材を円滑に採用したい、基礎的な職業能力を身につけている人材を採用したい」事業主にはこのような対策を講じている。同年12月の都内のシンポジウムで厚生労働省の方に「人材」という言葉をなぜ使用するのか問うたところ、「企業さんからわかりやすいように」、「法令では労働者を使っている」という答えが返され、「人材」の意味について深く考えたことはなかったようだった。厚生労働省はいつから企業の視線で、企業と視点を同一化して人を語るようになったのだろうか。

そもそも「人材を採用したい」とはどのような意味だろうか。採用するのは人あるいは労働者ではないのか。人材の英語である human resources は John R. Commons が1893年に著書 *The Distribution of Wealth* (New York: Augustus M. Kelley)において使用したと言われ、技術や仕事に必要な能力をもともと指していた。組織やビジネスあるいは経済活動における従業員全体をまとめた個人の集団を意味し、人事と訳すこともある。人材 (human resources)とは役に立つ能力・才能を意味し、仕事(job)をより生産的に遂行する能力をもつ人を代替可能な労働力とみなし、その能力を持つ人をそれぞれの職務にあてはめることを採用というのかもしれない。そこではできあがった交換可能な商品としての労働力が期待されており、雇用 (employment) より採用 (adoption)の意味が強いと解釈できる。

事実、人 (human beings) は商品 (commodities) でもなければ資源 (resources) でもなく、1944年ILOフィラデルフィア宣言では「労働は商品ではない (labour is not a

⁵ 現在このリーフレットをWeb上で見つけることはできないが、平成29年版のものは以下のURL上で閲覧可能。[https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11801000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku-Soumuka/jinzai-ikusei_1.pdf]

commodity)」をかけた、1975年の人的資源開発勧告(Human Resources Development Recommendation) (第150号)においては、商品として労働を考えるものではないとしている。

この勧告は、経済生活、社会生活及び文化生活のすべての分野並びに職業的技能及び職責のすべての段階における青少年及び成年者の職業指導及び職業訓練について適用する。2(1) この勧告の適用上、「職業」という語による「指導」及び「訓練」という語の限定は、指導及び訓練が生産的で満足すべき労働生活を行い得る人的能力の確認及び開発を目的としており、かつ、各種の形態の教育とともに個人が労働条件及び社会環境を理解し並びにそれらのものに個人的に又は集団的に影響を及ぼす能力を改善することを目的としていることを意味する。

(ILO 人的資源開発勧告 (第150号) 国際労働機関日本語訳より)

失業状態あるいは就労できない状態を労働権が十分に保護・行使できていない状態との解釈から、すべての人に雇用機会の均等を充足するべくした勧告である。実際に、特定の住民層への対応として、(a)就学したことのない者又は途中で退学した者、(b)中高年齢労働者、(c)言語上等の少数集団の構成員、(d)心身障害者への職業訓練や雇用機会の創設について項を立てて述べ、別項で移民労働者に関しては以下のような配慮がなされることが勧告されている。

- 57 移民労働者が雇用における機会の均等を享受するよう、効果的な職業指導及び職業訓練が移民労働者に対して提供されるべきである。
- 58 移民労働者に対する職業指導及び職業訓練は、移民労働者が受入国の言語についてわずかの知識のみを持っていることがあることを考慮に入れるべきである。51及び52の規定⁶は、移民労働者について適用すべきである。
- 59 移民労働者の職業指導及び職業訓練は、次の事項を考慮に入れるべきである。
 - (a) 受入国の必要
 - (b) 出身国の経済への移民労働者の再統合の可能性
- 60 移民労働者に対する職業指導及び職業訓練については、そのような労働者に関係のある国際労働条約及び勧告の関係規定に考慮を払うべきである。また、それらの問題は、出身国と受入国との間の協定の主題とすべきである。

(ILO 人的資源開発勧告 (第150号) 国際労働機関日本語訳より)

しかし、日本では視点が労働者から企業へと変わり、厚生労働省が企業にわかりやすいとい

⁶ 51 言語上等の少数集団の構成員は、雇用の状況、すべての関係者の権利及び義務並びにそれらの集団の構成員の特定の問題を解決するために利用し得る援助についてそれらの者の言語若しくはそれらの者が熟知している言語により又は、必要な場合には、通訳を通じて情報を提供する職業指導を利用する機会を有すべきである。

52 言語上等の少数集団に対し、特別の職業訓練計画が必要に応じて提供されるべきである。言語上の少数集団の場合には、そのような訓練は、可能なときは、そのような集団に固有の言語によって行われるべきであり、適当な場合には、語学教育を含むべきである。

う理由で、言葉の本質的な意味を考えないまま「人材」を使用し続けている。労働行政・雇用政策は社会保障の充実や高校までの授業無償化など格差を是正せず、社会基盤をぜい弱な状態にしたまま、非正規労働を増やす雇用機会の創出によって、失業を減少させる「積極型政策」になったのではないだろうか。

第二次安倍政権の『「日本再興戦略」改訂 2014 ー未来への挑戦ー』（2014/6/24）においては、総論のなかで「日本の「稼ぐ力」を取り戻す」と経済発展を国是として、「担い手」に「女性」と「外国人材」の活用を掲げる。主体は国家と企業、活用する「対象」が「女性」と「外国人」である。ここでも「人材力の強化」、「外国人材の活用」と人材の羅列で、雇用機会の均等や雇用による人権に根差した福祉の観点はない。経済発展至上主義による企業が、利用できる資源の総動員という方向性である。

以上の経緯から、現在の日本における雇用や労働に関する行政の視点の特徴は以下のようにまとめることができよう。1)日本の経済力、産業のみの重視であり、主体が企業、対象が人材＝労働力としての人であること。2)雇用（employment）から仕事（job）へと移行し、区切られた仕事を代替可能要員で遂行する機械の一部のような人を想定し、「国民」の安定した雇用、その雇用に根差した生活の安定という観点が欠如しているのである⁷。

3. 日本の経済政策の転換点

それでは、いつから日本政府は労働者に対して「人材」という用語を使い始めたのだろうか。

「雇用なき仕事」「労働者から人材」への転換に着目する必要がある。経済企画庁の『年次経済報告（経済白書）』（1954-2000年）、内閣府『経済財政白書』（2001年一）の推移から行政が経済と雇用をどのように考えていたか、たどってみたい(表4-1)。

1954年から66年にかけては経済成長を軌道に乗せる時期で、雇用と国民生活の項目を立て、国民の生活安定のための経済と雇用という視点が貫かれている。1967年から1975年にかけては労働力という用語が使用され、雇用と豊かな国民生活を目指し、企業規模ごとの所得格差を是正する所得平準化と資源配分について検討され、格差が少なくなることが検討されている。1976年から85年では高齢化を予見しつつも、豊かで格差の少ない国民生活のためには日本的雇用慣行、男性の雇用安定は必要であり、徐々に多くなる女子労働力についても語り始められた。この時期から国際化、金融についての項目も増える。

1986年から93年にはグローバル化を本格的に視野に入れ、好景気のため日本の雇用システムの肯定的評価が継続する。そしてこの時期に人的資本(human capital)という用語が初めて使用され、新たな産業の創設や技術革新を目指す。1994年から1999年はバブル崩壊とデフレという経済低迷期にあたり、厳しい雇用情勢に陥る。産業人口において製造業からサービス業の比率が高くなり、雇用を下支えするサービス雇用とパートタイム労働と産業間・職種間の労働移動が重要課題となっていた。この経済低迷期の1996年から7年にかけて女性の非正規労働者の増加にともなう共働き世帯の増加、就職氷河期などで派遣労働の拡大が起こってい

⁷ 大学においても多くの研究がプロジェクト化され、一定年度の期間でしか継続ができず、研究の継続性が維持できない、ポスドクの不安定な状況などが多くなってきている。また公務員においても会計年度任用職員制度が導入され、保育士やカウンセリングの職員が知識と技能を評価されず、賃金が低く抑えられている。

る。そして2000年に持続的発展のための条件として初めて「人材」という言葉が年間のテーマに使われ、従来の産業構造を変えるためには新たな技術や能力が必要という観点が大きく打ち出された。2001年から構造調整と雇用・賃金の調整期に入り、まずは財政・予算枠からの配分で賃金と雇用を計測する思考になっていく。ここから安定的雇用、安定した国民生活という観点は国家経済政策からほとんど見られなくなっている。2006年以降は民主党政権下の格差是正傾向以外、人間力強化、人的資本の強化といった経済成長を推し進めるための資源としての労働力の質の話に終始する。参考に世界銀行のデータベースで一人当たりのGNIの世界ランク推移をみると、日本のGNI値が低くなった時期に雇用政策が転換していったことがうかがえる。

表4-1 経済企画庁「年次経済報告」「経済白書」および内閣府「経済財政白書」の年次タイトルとテーマ

経済企画庁「年次経済報告」		
1954	—地固めの時—	労働と国民生活
1955	前進への道	
1956		
1957	速すぎた拡大とその反省	
1958	景気循環の復活	
1959	速やかな景気回復と今後の課題	
1960	日本経済の成長力と競争力	
1961	成長経済の課題	
1962	景気循環の変ぼう	
1963	先進国への道	
1964	開放体制下の日本経済	
1965	安定成長への課題	
1966	持続的成長への道	

経済企画庁「経済白書」		
1967	能率と福祉の向上	労働力 所得平準化 資源配分
1968	国際化のなかの日本経済	
1969	豊かさへの挑戦	
1970	日本経済の新しい次元	
1971	内外均衡達成への道	
1972	新しい福祉社会の建設	
1973	インフレなき福祉をめざして	
1974	成長経済を超えて	
1975	新しい安定軌道をめざして	
1976	新たな発展への基礎がため	日本的雇用慣行 雇用安定 女子労働力
1977	安定成長への適応を進める日本経済	
1978	構造転換を進めつつある日本経済	
1979	すぐれた適応力と新たな出発	
1980	先進国日本の試練と課題	
1981	日本経済の創造的活力を求めて	
1982	経済効率性を活かす道	
1983	持続的成長への足固め	
1984	新たな国際化に対応する日本経済	
1985	新しい成長とその課題	人的資本 グローバル化 日本の雇用システム
★1986	国際的調和をめざす日本経済	
1987	進む構造転換と今後の課題	
1988	内需型成長の持続と国際社会への貢献	
1989	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	
1990	持続的拡大への道	
1991	長期拡大の条件と国際社会における役割	
1992	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	
1993	バブルの教訓と新たな発展への課題	
1994	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ	厳しい雇用情勢 雇用を下支えするサービス雇用と パートタイム労働 労働移動
1995	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	
1996	改革が展望を切り開く	
1997	改革へ本格起動する日本経済	
1998	創造的発展への基礎固め	
1999	経済再生への挑戦	
★2000	新しい世の中が始まる	持続的発展のための条件新技術 と人材

内閣府「年次経済財政白書/報告」(経済財政政策担当大臣報告)		
2001	改革なくして成長なし	構造調整と雇用・賃金
2002	改革なくして成長なしII	
2003	改革なくして成長なしIII	
2004	改革なくして成長なしIV	
2005	改革なくして成長なしV	
2006	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	人間力強化
2007	生産性上昇に向けた挑戦	人的資本の強化
2008	リスクに立ち向かう日本経済	伸び悩む賃金
2009	危機の克服と持続的回復への展望	非正規雇用化が進んだ労働市場 賃金・所得格差と再分配効果
2010	需要の創造による成長力の強化	質の高い雇用の創出
2011	日本経済の本質的な力を高める	企業経営と高度人材 人材の有効活用
2012	日本経済の復興から発展的創造へ	大震災と生活・雇用
★2013	経済の好循環の確立に向けて	人材を巡る三つの論点
2014	よみがえる日本経済、広がる可能性	実質賃金上昇と労働参加拡大
2015	四半世紀ぶりの成果と再生する日本経済	成長力強化に向けた労働市場の 課題等
2016	リスクを越えて好循環の確立へ	少子高齢化の下で求められる働き 方の多様化と人材力の強化
2017	技術革新と働き方改革がもたらす新たな成長	働き方の変化と経済・国民生活へ の影響
2018	今、Society 5.0の経済へ	人生100年時代の人材と働き方
2019	「令和」新時代の日本経済	労働市場の多様化とその課題 多様な人材が労働参加する背景
2020	コロナ危機: 日本経済変革のラストチャンス	感染症拡大の下で進んだ柔軟な 働き方と働き方改革、女性の就業 と出生を巡る課題と対応

出典) 経済企画庁「年次経済報告」、「経済白書」、内閣府「年次経済財政白書/報告」(経済財政政策担当大臣報告)より筆者作成

4. 日本の雇用政策の転換点

それでは、労働省、2001年から厚生労働省の労働白書にあたる『労働経済の分析』ではどうだろうか(表4-2)。1950年から1968年までは、各年度の労働・雇用状況を総括、雇用及

び失業、賃金、労働時間と労働災害、勤労者の生活状態、労使関係について報告することが主な内容であり、失業対策や雇用の安定化、そして労使争議等を含め賃金上昇と労働者の生活の安定という視点で記述されている。のちに「労使関係の動向」となる「労使関係」の項目は、概観、労働組合組織の現状、労働争議の状況から構成され、労働組合組織の現状では労働組合数、組合員数の増減の統計、産業別および規模別等の動き、主要団体別の動きが記載され、労働組合組織の動向では労働協約の締結状況、主要争議とその背景や産別の動き、労働争議への参加組合員数と労働損失日数がデータとして提示され、賃上げや労働者の待遇改善のために組合活動、争議が実質的に機能していることがうかがえる。また、1955年（昭和30年）には、「労使関係」に49ページもさいており、「二九年中の不当労働行為の申立を産業別にみると、もつとも多かったのは機械、紡織となっており、一般に消極的争議の多く発生した産業において多く発生しているとみることができる。これについて商業及び金融が多いが、これはこの部門において二九年中、活潑な組合活動が展開されたこととともに注目される」と組合員数が増加し、争議が活発化することは労働者の就労環境を改善することにつながり、労働組合に対して肯定的に捉えているとわかる。

1969年から2部構成をとるようになり、I部で前掲の内容、II部で中長期的な課題を論じ、統計データも充実させ、徐々に国際比較など特に欧米の動向も記載されるようになった。1983年（昭和58年）から1986年（昭和61年）、そして1998年（昭和63年）、1991年（平成3年）において「労使関係の動向」の記述が見当たらない。1980年代は労働組合運動に関して、非常に大きな転換点であった年代である。1983年に全労働組合の組織率が30%を切り、組織率は低下を始めるが、1982年に全日本民間労働組合協議会（全民労協）が発足、1987年に全日本民間労働組合連合会（全民労連、連合）が発足、1989年に日本労働組合総連合会（連合）が発足し、大編成を経た時代である。それにもかかわらず、労働省は国としての記録を欠落させているのである。

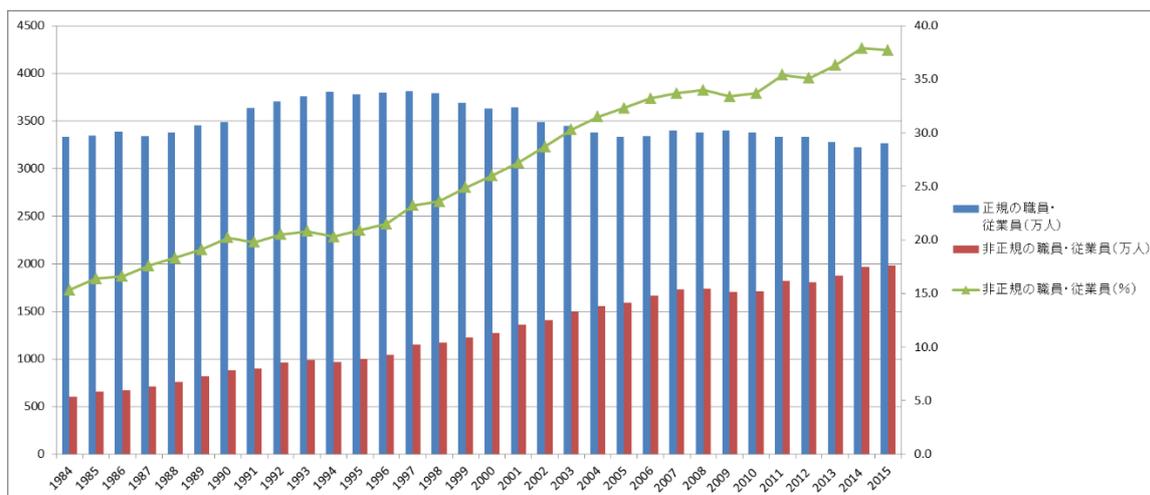
『労働経済の分析』に「人材」という用語が、テーマとしてできたのは、1996年の「人材育成と能力発揮を通じた経済社会の構造変化への対応」からである。バブル経済が破綻し、日本社会が構造転換していく時にその用語が労働省でも使用されはじめたのである。その前々年、1994年4月24日の日本経済新聞で「宮内義彦社長は同日の会見で『米国のように短期に見るのではなく、中長期で株主にメリットがあるような株主資本主義をめざす』と経営改革の意図を説明」とあるように、日本において金融資本主義、株主資本主義が始まった時期でもある。派遣労働者や非正規雇用も1990年代の中ごろから増加している（図4-3）。日本における景気の悪化もあるが、雇用が非正規化する転換点と「人材」という用語の公的使用は軌を一にしている。

表4-2 労働省『労働経済の分析』における第II部のテーマ

発効年	第II部のテーマ	労使関係の動向
1972	転機に立つ労働経済—長期的にみた問題点—	
1973	労働者福祉充実への途—長期展望と労使の課題—	
1974	高度成長からの転換と今後の課題	
1975	長期的にみた労働経済の構造変化—控え目な経済成長の下における労働経済の課題—	
1976	長期的にみた労働経済の構造変化—労働経済の構造変化と安定成長の条件—	
1977	安定成長下における労働経済の課題	
1978	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題	
1979	労働力需給の展望と均衡回復への課題	
1980	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題	
1981	労働経済の新たな課題 第1章 昭和55年労働経済の特徴 第2章 労働生産性の国際比較 第3章 業種間・規模間賃金構造と労働者分布 第4章 女子労働者増加の実態と背景	
1982	労働市場の変化と新たな課題 増加する大卒者等の就業実態 第3次産業就業者の動向とその実態	
1983	労働力需給・失業の長期的変化と課題	
1984	勤労者生活の動向と課題 1 賃金の動向 2 福利厚生等の動向 3 勤労者家計等の動向	記載なし
1985	技術革新下の労働問題とその課題	記載なし
1986	中長期的な職業生活の変化と新たな課題—雇用の多様化と労働時間短縮—	記載なし
1987	経済構造調整と労働経済の課題	記載なし
1988	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題	
1989	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題	記載なし
1990	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題	
1991	女子労働者、若年労働者の現状と課題	記載なし
1992	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応	
1993	職業をめぐる諸問題と今後の対応	
1994	雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題	
1995	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応	
★1996	人材育成と能力発揮を通じた経済社会の構造変化への対	
1997	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応	
1998	中長期的にみた働き方と生活の変化	
1999	急速に変化する労働市場と新たな雇用の創出	
2000	高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス	
厚生労働省「労働経済の分析」		
2001	情報通信技術(IT)の革新と雇用 第5節 情報通信技術革新に対応した人材育成	記載なし
2002	最近の雇用・失業の動向とその背景	記載なし
2003	経済社会の変化と働き方の多様化	記載なし
2004	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題	記載なし
2005	人口減少社会における労働政策の課題	記載なし
2006	就業形態の多様化と勤労者生活	記載なし
2007	ワークライフバランスと雇用システム	記載なし
2008	働く人の意識と雇用管理の動向	記載なし
2009	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活	記載なし
2010	産業社会の変化と雇用・賃金の動向	記載なし
2011	世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向	
2012	分厚い中間層の復活に向けた課題	記載なし
2013	構造変化の中での雇用・人材と働き方	
★2014	人材力の最大発揮に向けて	
2015	労働生産性と雇用・労働問題への対応	記載なし
2016	誰もが活躍できる社会と労働生産性の向上に向けた課題	記載なし
2017	イノベーションの促進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題	
2018	働き方の多様化に応じた人材育成の在り方について	
2019	人手不足の下での「働き方」をめぐる課題について	
2020	なし	
2021	新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響	

出典) 労働省および厚生労働省『労働経済の分析』より筆者作成

図4-3 雇用形態別雇用者数年次推移 (男女計)



出所) 総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」より筆者作成

厚生労働省と省庁が統合され2001年から2010年まで、構造調整と雇用・賃金の調整期という緊縮財政のもとでの民営化や福祉の削減期において、「人材マネジメント」といった項目はあるものの、「労使関係の動向」の記述はない。復活するのは民主党政権の2011年からで、2012年はないが、2014までは記載されている。しかし、第二次安倍政権発足後の2014年は「人材力の最大発揮に向けて」というテーマになっており、国家経済のためにあらゆる人を対象化する政策を厚生労働省も打ち出すことになる。そして、皮肉なことにも、2021年「新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響」というテーマにおいて、「第II部 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が労働者の働き方に及ぼした影響に関する課題」として「労働者」という用語がタイトルの中に使用されている。それまでは、勤労者などを使用していたが、あらゆる雇用形態の就労者を包括的に論じるにあたり、労働者という用語を使用するに至ったと解釈できる。

5. 人をモノ化する「人材」

日本における労働行政の大きな転換点は1986年の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(派遣法)」⁸施行にありともいえる。バブル崩壊に始まる金融危機とデフレの長期化といった低成長期において、雇用の調整弁として派遣労働者が利用されていく。特に1996年対象業務を26業務に拡大する改正、1999年の対象業務を原則自由化(禁止業務のみ指定するネガティブリスト化)、派遣期間の専門業務3年、自由化業務1年、2000年の紹介予定派遣を解禁、2004年の自由化業務の派遣期間を3年に延長、専門業務の派遣期間無制限に、製造業務への派遣解禁(期間は1年間)、2006年の医療関連業務の一部で派遣解禁、2007年製造派遣の派遣期間を3年に延長といった一連の「改正」

⁸ 2012年に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正。

により、非正規社員・職員増加、とりわけ女性の労働力率の増加が非正規部門での増加であり、「登録型スタッフの90.1%が3カ月以下の契約期間の仕事に従事」といわれるように、生活の安定、再生産を保障する「雇用」の形態ではなかった。すなわち、1986年に施行された派遣法が、1990年代後半の低成長期に業務の拡大によって不安定雇用を増加させ、2000年代以降産業構造の転換と構造調整という新自由主義的経済政策が雇用政策におよび、雇用なき「人材」採用が基調となっていたと言える。デヴィッド・ハーヴェイが主張する「新自由主義は、(中略)資本蓄積のための条件を再構築し経済エリート権力を回復するための政治的プロジェクトとして解釈することもできる」(デヴィッド・ハーヴェイ 2005=2007:32)という過程において、労働者は「人材」という用語で政府と経済界に利用されてきたのだ。政府と経済界は主体であり、それ以外は対象化＝モノ化して日本経済を活性化させるために利用するというポジショナリティである。その思考において、何度も、疑問を持たずに繰り返し「人材」ということばを使用することによって、能力主義(メリトクラシー)によって選別された「人材」に対する再生産は、人として不可欠な営みとして理解されることなく、使い捨て可能、交換可能なモノとしてしか存在しないような認識と感性を、使用主体に深く植えつけていくのではないだろうか。

付記 本稿は2015年12月1日お茶の水女子大学IGSシンポジウム「ジェンダーで見る新自由主義・政策・労働」において、筆者が発表した「仕事創出と女性間格差」の一部を展開した論考である。

参考文献

- Harvey, David (2005), *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press (=2007 渡辺治監修、森田成也、木下ちがや、大屋定晴、中村好孝訳『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社).
- ILO (1975) 「1975年の人的資源開発勧告(第150号)」国際労働機関日本語訳 [https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_238846/lang--ja/index.htm] (2021年12月25日閲覧)
- ILO & World Bank (2015) *Income inequality and labour income share in G20 countries: Trends, Impacts and Causes*. [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---europe/---ro-geneva/---ilo-ankara/documents/meetingdocument/wcms_398774.pdf] (2021年12月24日)
- 経済企画庁『年次経済報告(経済白書)』1954-2000年 [https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/] (2022年1月10日閲覧)
- 厚生労働省 過去の白書『労働経済の分析』(昭和24年～平成15年) [https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/roudou/] (2021年12月28日閲覧)

- 『労働経済の分析』(平成16年～令和2年)
[https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/] (2021年12月28日閲覧)
- (2010) 『平成22年賃金構造基本統計調査』
- (2012) 『平成23年パートタイム労働者総合実態調査の概況：個人調査』
- (2012) 『平成23年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況』
- (2014) 『雇用政策基本方針』 [<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11602000-Shokugyouanteikyoku-Koyouseisakuka/kihonhoushin.pdf>] (2022年1月6日閲覧)
- 毎日新聞 「「ガラ」と見下す風潮 元職員が明かす入管の人権意識」(2021年5月12日)
[<https://mainichi.jp/articles/20210512/k00/00m/040/030000c>] (2022年1月5日閲覧)
- 内閣府 『年次経済財政報告(経済財政白書)』2001年-
[<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/>] (2022年1月10日閲覧)
- 内閣府男女平等参画局 (2012) 『男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会報告書』
- (2010) 『男女共同参画白書(概要版)平成22年版』
- 内閣府地方創生・国家戦略特区 「外国人家事支援人材の活用について」
[<https://www.chisou.go.jp/tiiki/dai1/sankou2>] (2022年1月5日閲覧)
- マーサ・クレイヴン・ヌスバウム(2016) 「人間的であろうとする哲学」第32回京都賞記念講演 マーサ・クレイヴン・ヌスバウム博士、2016年12月2日
[<https://www.youtube.com/watch?v=AGsauWvFlps>] (2021年12月15日閲覧)
- 総務省統計局 「労働力調査 長期時系列データ」
[<https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html>] (2022年1月5日閲覧)
- World Development Indicators (2015) GNI per capita, Atlas method (current US\$)

育児期の親への理解をめぐる課題
—ポジショナリティの視点からの考察—

仁科 薫

1. はじめに

本研究の目的は二つある。一つは、妊娠、出産、育児をめぐる言説の中でも、育児期の親に対して厳しいまなざしをそそいでいるのはすでに育児期を終えた女性たちであるという言説について、なぜそのような現象が生じるのか、ポジショナリティの観点から考察を加えることである。二つ目は、上記一つ目の目的にそくして行われた考察に関して、計量データに基づき検討を行うことである。上記の二つの作業を行うことを通じて、日本社会で育児期の親たちへの理解を深め、支援的態度を醸成するために必要なものは何か、という点について新たな視点を提供したい。

2. 育児期の親へのまなざしに関するポジショナリティの観点からの考察

2-1. 育児期の親たちに対する女性からの厳しいまなざし

日本で、育児期の親が困難を感じるのは、不十分な家族政策など複数の要因が考えられるが、その一つに、日本では「面識のない周囲の人は親子連れに冷淡（松田 2013：237）」であることが指摘されている。松田によるこの指摘は、「見知らぬ他者（菅野 2008：39）」による育児期の親と子に対する厳しいまなざしの存在を指摘したものと言える。

確かに、他の先行研究からも、見知らぬ他者からの厳しいまなざしが親たち、とりわけ母親たちにそそがれてきたことは明らかである。例えば、公共交通機関の中など、公共の場における育児期の親たちのふるまいに対する、周囲の人々の厳しいまなざしが注目されている。齋藤真緒は、電車内でのベビーカー利用をめぐる論争について、以下のように指摘している。

反対意見をやや乱暴にまとめると、今日のような便利な育児グッズがない時代に子育てをした高齢女性を中心として、「昔はずっとおんぶや抱っこをしていた、近ごろの親は辛抱が足りないのではないか」といった内容や、通勤・通学で電車を利用する人たちからは、「ラッシュ時にベビーカーで電車に乗るのは非常識だ」といった内容のものもある。そしてこうした批判のほとんどは、母親に向けられている。（齋藤 2015：236）

上記の引用箇所からは、厳しい環境の中で子どもを育てあげてきた高齢女性たちが、見知らぬ他者である若い母親たちに厳しいまなざしを向ける場面について読み取ることができる。

新聞の投書欄の中でも、育児経験者であるがゆえに、いわば育児の後輩にあたる母親たちに厳しいまなざしをそそぐ女性たちを見つけることは難しくない。例えば 2007 年 10 月 6 日の読売新聞朝刊の気流欄には、育児経験者である 38 歳の主婦による「電車内でベビーカーの使用が半ば認められるようになって、乳幼児連れの母親らのマナーが悪くなっているように思います」と指摘する投書が掲載されている。上記の投書などは、松田や齋藤の指摘を裏付けるものであると言えよう。

菅野仁は、他者について、ほとんど他人という言葉に置き換えられる「見知らぬ他者」と「身近な他者」とを区別している（菅野 2008：39）。育児期の親に対しては、見知らぬ他者からだけではなく、相対的には身近な他者と言える職場の同僚からも厳しいまなざしがそそがれがちであることが、先行研究からは明らかになっている。

日本で、育児期の親たちへの職場における無理解が問題化される際には、男性中心の職場が抱える課題など、男性や男性性との関連で論じられることが多い。しかし近年では、それに加えて、育児期の親たちに対して育児経験者の女性たちが厳しいまなざしを向ける局面についても言及する議論が見られるようになってきた。

そうした議論の多くは、書き手の経験や具体的な場面に即しており、社会の実態を反映したものであると考えられる。

例えば、マタニティハラスメントの加害者として、育児経験者の女性がとりあげられることがある。弁護士の新村響子は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（平成28年3月）「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査」に依拠しながら、女性から女性へのハラスメントが多いことに着目している。新村は、その背景について以下のように分析している。

直属上司が女性の場合、自分が基準になってしまっていて、「自分は乗り越えられたのに、なぜあなたは乗り越えられないの」「権利に甘えるな」という意識が根底にあってハラスメントにつながるのだと思います。（新村 2017：10）

すなわち、家庭と仕事の両立をめぐる困難を乗り越えてきた女性たちが、妊娠・出産期の女性たちに厳しいまなざしをそそぎ、不利益取扱いをしてしまっている状況について指摘がなされているのである。

しかし、本節でとりあげたような、育児期の親に批判的な女性たちは、なぜ経験者であるがゆえに、育児期の親、とりわけ母親たちに支援的なまなざしを向けるのではなく、批判を行うのだろうか。次節ではこの疑問に関して、ポジショナリティの観点から考察を行っていく。

2-2. 育児期の親たちの困難をめぐるポジショナリティ概念からの示唆

ポジショナリティ概念に関しては、国内外の多くの論者により論じられているが、本稿では、池田による定義である「所属する社会的集団や社会的属性がもたらす利害関係にかかわる政治的な位置性」（池田 2016：318）という定義を採用する。

なぜ育児経験者である女性たちが育児期の親、とりわけ母親にそそぐ厳しいまなざしを検討するのに、ポジショナリティ概念が有用であるのか。その理由は、一見すると、女性間の対立に見えるような現象であっても、女性のみ焦点を合わせるのではなく、男性との関係性についても目を向けなければならないという点に求められる。

大日向雅美は、母性愛を女性が生まれながらにして備えている適性であると考え、また子どもにとっても絶対的で不可欠な特性だとする社会通念を「母性愛神話」と捉え、そこからの解放のあり方を模索してきた研究者である。彼女が若い頃、母性愛神話に対する疑問を提起するような内容の講演を行なうと、五十代から六十代の女性たちからの攻撃にさらされたのだという。そして大日向は、母親の愛情のすばらしさを語る女性たちの傍らで満足げにうなず

く男性たちの顔も印象的であったと振り返っている（大日向 2015：22-24）。

大日向は、彼女を批判した女性たちの内面について、以下のように思いをはせている。

就労の機会に恵まれず、子育てに専念し、それを生き甲斐とせざるを得なかった母親たちにとっては、母性愛のすばらしさを力説することによって自らの人生や存在の意義を主張するしか方法がなかったのかもしれない。（大日向 2015：24-25）

大日向による回想は、男性と女性のポジショナリティをめぐる課題が解消されず、維持されるメカニズムについて、示唆を与えるものであると考える。就労の機会の乏しさという、個人の力では如何ともしがたい現実を前に、「母性愛神話に身を委ね、母性愛賛美を唱和する立場に身を置く」（大日向 2015：163）という形で自らの被害者性を否認する女性たちと、彼女たちを承認することにより、自らの加害者性を引き受けることを免れている男性たちが存在し、男性の優位性が維持されているのである。

信田さよ子は、自らの被害者性を否認する女性たちが加害者性を帯びてしまう局面について興味深い分析を行っている。信田がとりあげているのは団塊世代の女性たちであるが、彼女たちは「母親ならいついかなる時でも完璧な子育てができて当たり前」とする母性観が厳然として存在していた時代」（大日向 2015：13）を生き抜いてきた女性たちである。

信田は、団塊世代の女性たちが、なぜみずからの娘を苦しめてしまうのか、分析を行っている。そこで、信田は、団塊世代の女性たちについて「被害者性の否認によって加害者化」（信田 2016：230）してしまったと指摘しているのである。団塊世代の女性たちは、彼女たちの娘から見れば加害者である。しかし、団塊世代の女性たちは、彼女たちの夫の被害者でもあるのである。だが、信田は団塊世代の女性たちはみずからの被害者性を認めず、娘に対して愚痴をこぼし、娘の罪悪感を惹起すると述べている（信田 2016：231）。

そして、みずからの被害者性を認めない団塊世代の女性たちは、娘が幸福になることを妨害するのだという。信田は以下のように述べている。

かわいそうで不幸な自己像を娘に注ぎ込む母たちは、娘が幸せになることを実は望まない。自分も耐えてきた現実から娘が抜け出すことを、どこかで妨害するのである。（信田 2016：231）

信田はさらに、みずからの被害者性を自覚しない女性たちが、自らの娘にミソジニー（女性嫌悪）を向ける事例について指摘している。そのメカニズムについて、信田は下記のように述べている。

被害者の自覚を持たないと述べたが、漠然とした理不尽さは感じており、自分がなぜ女に生まれたのだろうと一度は考えたことがあるだろう。（中略）ももとは男性たちが根深く抱くミソジニーだが、その対象である女性たちもいつのまにかそれを内面化してしまっているのだ。「女であることの嫌悪」「女に生れて損をした」という女性自身のミソジニーは、同性を差別するという意識や行為につながりやすい。

もっとも身近な同性である娘に向かう事例は多い。（信田 2016：231）

信田の分析は、豊かな臨床経験に基づく母娘関係に関するものであり、年長女性たちが育児期の親にそそぐ厳しいまなざしをめぐる問題に、そのまま全面的に応用しようとするのは問題があるだろう。だが、育児期の親に批判的な年長女性たちは、なぜ経験者であるがゆえに、育児期の親たちに支援的なまなざしを向けるのではなく、批判を行うのだろうか、という疑問への答えを考えるにあたり、示唆に富む分析であると言えるだろう。

今日ほど便利な育児グッズもない中、今日以上に強固な性別役割分業体制のもと、育児を中心に担わざるを得なかった女性たちは、夫や不十分な家族政策の被害者としての側面を持っている。また、困難を感じながらもそれを乗り越え家庭と仕事の両立を行ってきた女性たちの中には、男性中心の企業社会の被害者としての面を有する者も多いだろう。しかし、彼女たちが自らの被害者としての側面を自覚しなければ、内面化したミソジニーに従い、同性を差別してしまうというのは、検討に値する仮説となりうると考える。

一方ではいわば育児や家庭と仕事の両立の後輩にあたる親たちに厳しいまなざしをそそぐ年長女性たちが存在するが、他方では、自分の経験をふまえて後輩にあたる親たちを支援したり、あたたかいまなざしをそそぐ年長女性たちも存在するのではないだろうか。そうした女性たちの中に、自らの被害者性に自覚的な傾向が見られれば、母娘関係に限らず、育児期の親、とりわけ母親たちにそそがれるまなざしをめぐる問題を考えるにあたって、年長の女性たちがみずからの被害者性を自覚することの重要性について裏付けることができるだろう。

示唆的であるのは、年長男性の中から、育児を妻に任せっきりだったことの「罪滅ぼし」「贖罪」としてケアに関わろうとする人々が現われ、メディアにもとりあげられていることである。例えば、2019年11月8日に発行された『週刊朝日』では、65歳で保育士になった男性がとりあげられているが、かつて「猛烈社員」だった彼はみずからの思いを以下のように述べている（井上2019）。

若い頃、育児は専業主婦の妻に任せっきりだった。「夜泣きの子をあやしたこともなかったでしょ」と言う妻にぐうの音も出なかったが、「だからこそ、家族への贖罪の気持ちを込めて、保育士になる」。（井上2019）

上記の引用箇所を見ると、男性側にはみずからの加害者性への自覚が、そして彼の妻にはみずからの被害者性への自覚が存在していると考えられる。そうした思いを持ち得ているからこそ、年長世代として育児期の親たちにミソジニーを向けるのではなく、支援的になることができていると考えられる事例である。大日向もまた、自らが企画した活動の中で、団塊世代男性がわが子や妻への贖罪として参画し、地域で親子のために活動する姿とその意義について報告している（大日向2015：210）。

本節では、育児期の親に対して厳しいまなざしをそそいでいるのはすでに育児期を終えた女性たちであるという言説について、なぜそのような現象が生じるのか、ポジショナリティの観点から考察を加えることを目指した。これまでに検討してきた先行研究からは、就労機会の乏しさなど、個人では如何ともしがたいポジショナリティ上の不利が存在する中、自らの被害者性を否認する女性たちが他の女性にミソジニーを向けてしまう構造が見えてきた。また、そうした女性たちの背後には、彼女たちを承認することで自らの加害者性を引き受けることを免れ

ている男性たちの存在があることも見えてきた。これに対して、育児経験者の女性たちが自らの被害者性を自覚し、彼女たちの配偶者が自らの加害者性を自覚することには、育児期の親たちへの支援的な態度を醸成するという点で、プラスの効果が期待できると言える。

3. ジェンダーをめぐる加害者性、被害者性の認識

ここでは、『日本における社会的多様性に関する意識調査』の集計結果から、日本社会に生きる人々が、ジェンダーをめぐるみずからの加害者性、被害者性についてどのように認識しているのか、考えていきたい。ここではQ2の10「人生において自分の選択と性別は関係があると思う」に特に注目したい。この設問では、加害や被害という言葉は使われていないが、性別により自分の人生の選択が左右される（左右された）という認識は、特に進学や就労をめぐり不利益を被りやすい女性たちにとっては、被害者性の認識としての側面を含むものと考えられる。進学や就労をめぐる女性たちの不利益の実例としては、近年話題になった医学部不正入試問題や、都立高校の男女別定員をめぐる問題などを挙げることができる。

3-1. 性別による認識の違い

「人生において自分の選択と性別は関係があると思う」という質問への回答を性別に見ると、「そう思う」「ややそう思う」の合計は女性のほうが多く半数を超えているものの、比率において有意な差は見られなかった。

表5-1 「人生において自分の選択と性別は関係があると思う」への回答（男女別）

	質問への回答	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	ややそう思わない	どちらともいえない	合計
性別	男性	69	159	185	43	44	500 (n)
		13.8	31.8	37	8.6	8.8	100 (%)
	女性	82	174	164	51	29	500 (n)
		16.4	34.8	32.8	10.2	5.8	100 (%)

3-2. 世代による認識の違い

次に、世代による認識の違いについて見ていきたい。ここでは、本稿の目的に即して、特に女性による回答に注目した。表5-2を見ると、信田が被害者性を自覚しないと指摘した団塊世代に年齢が近い女性たち（65歳以上の女性たち）は、「人生において自分の選択と性別は関係があると思う」に「そう思う」と回答する割合が低い。これに対して、20代前半から30代前半の女性たちで、「そう思う」と回答する割合が高いのは、就職活動を行ったり、社会の中で働くなどする中で蓄積されたみずからの経験が反映しているのであろう。

興味深いのは、Q2の7「職場において女性より男性のほうが優遇されていると感じる」に対する回答では60歳から69歳の女性たちで「そう思う」と回答する割合が高いことである。さらに、Q2の8「学校において女性より男性のほうが優遇されていると感じる」に対する回答では、60歳から64歳の女性で「そう思う」と回答する割合が最も高く、65歳から69歳の女性に関しても、「そう思う」「ややそう思う」の割合の合計が、他の全ての年齢区分の場合

を上回っている。学校や職場が男性優遇であれば、それは何らかの形で女性の人生の選択に影響すると考えられるが、特に 65 歳から 69 歳の女性たちにおいてはそれを否定する、少なくとも自らについては否認する傾向の強さが示唆されたのである。

表5-2 「人生において自分の選択と性別は関係があると思う」への回答（女性のみ）

	質問への回答	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	合計
年代	18~19 (n=34)	11.8	38.2	29.4	14.7	5.9	100(%)
	20~24 (n=46)	26.1	34.8	30.4	6.5	2.2	100(%)
	25~29 (n=40)	22.5	30.0	27.5	15.0	5.0	100(%)
	30~34 (n=41)	22.0	39.0	24.4	9.8	4.9	100(%)
	35~39 (n=41)	19.5	39.0	29.3	7.3	4.9	100(%)
	40~44 (n=43)	18.6	30.2	37.2	9.3	4.7	100(%)
	45~49 (n=43)	14.0	34.9	30.2	16.3	4.7	100(%)
	50~54 (n=43)	9.3	44.2	27.9	14.0	4.7	100(%)
	55~59 (n=43)	18.6	34.9	37.2	9.3	0.0	100(%)
	60~64 (n=51)	15.7	29.4	35.3	5.9	13.7	100(%)
	65~69 (n=46)	8.7	30.4	41.3	8.7	10.9	100(%)
	70 (n= 29)	6.9	34.5	44.8	6.9	6.9	100(%)

表5-3 「職場において女性より男性のほうが優遇されていると感じる」への回答（女性のみ）

	質問への回答	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	合計
年代	18~19 (n=34)	23.5	23.5	29.4	17.6	5.9	100(%)
	20~24 (n=46)	17.4	21.7	47.8	13.0	0.0	100(%)
	25~29 (n=40)	10.0	12.5	40.0	27.5	10.0	100(%)
	30~34 (n=41)	4.9	39.0	24.4	22.0	9.8	100(%)
	35~39 (n=41)	14.6	24.4	29.3	14.6	17.1	100(%)
	40~44 (n=43)	9.3	27.9	41.9	14.0	7.0	100(%)
	45~49 (n=43)	16.3	34.9	39.5	4.7	4.7	100(%)
	50~54 (n=43)	11.6	32.6	44.2	7.0	4.7	100(%)
	55~59 (n=43)	9.3	44.2	32.6	11.6	2.3	100(%)
	60~64 (n=51)	27.5	33.3	27.5	7.8	3.9	100(%)
	65~69 (n=46)	21.7	30.4	32.6	13.0	2.2	100(%)
	70 (n= 29)	13.8	44.8	31.0	10.3	0.0	100(%)

表5-4 「学校において女性より男性のほうが優遇されていると感じる」への回答（女性のみ）

	質問への回答	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	合計
年代	18~19 (n=34)	8.8	11.8	38.2	23.5	17.6	100(%)
	20~24 (n=46)	10.9	10.9	47.8	21.7	8.7	100(%)
	25~29 (n=40)	2.5	5.0	47.5	30.0	15.0	100(%)
	30~34 (n=41)	0.0	17.1	48.8	29.3	4.9	100(%)
	35~39 (n=41)	7.3	17.1	41.5	22.0	12.2	100(%)
	40~44 (n=43)	9.3	14.0	55.8	14.0	7.0	100(%)
	45~49 (n=43)	11.6	18.6	58.1	7.0	4.7	100(%)
	50~54 (n=43)	4.7	9.3	67.4	16.3	2.3	100(%)
	55~59 (n=43)	2.3	27.9	51.2	16.3	2.3	100(%)
	60~64 (n=51)	13.7	11.8	54.9	11.8	7.8	100(%)
	65~69 (n=46)	8.7	21.7	52.2	17.4	0.0	100(%)
	70 (n=29)	0.0	24.1	58.6	10.3	6.9	100(%)

上記傾向を確認するため、Q2の7、8、10について60歳未満をA群、60歳以上をB群とするクロス集計を行ったところ、Q2の7及び10については有意な差が認められた（Q2の7については $p<.05$ 、Q2の10については $p<.01$ ）。すなわち、日本において60代以上の年長の女性たちは、職場における男性優遇の存在を認める傾向が強い世代であり、同時に自分の人生の選択に性別が影響していることを否認する傾向が強い世代なのである。

上記の調査結果について、どのように考えることができるだろうか。本稿では、一般論として、男性と女性のポジショナリティをめぐる問題、加害者性と被害者性について認識することと、それを個々人がみずからの加害者性、被害者性として引き受けていくこととの間には、個人の中で断絶がありうるのではないかと考えた。この断絶が存在しないか、乗り越えた人々は、2節でとりあげた保育士男性のように、ケアのような、ジェンダーが深く関わる活動についても、より共感的に関わろうとするのではないだろうか。しかし、個々人がみずからの加害者性、被害者性を引き受けなければ、学校や職場におけるジェンダー不平等に敏感であったとしても、それは必ずしもジェンダー平等に向けた活動にはつながらず、ミソジニーとして表出してしまうことがあるのかもしれない。

2節でとりあげた先行研究からは、育児期の親たちへの支援的態度を醸成するためには、個々人が被害者性／加害者性を引き受けていくことの重要性が示唆されたが、3節でとりあげた『日本における社会的多様性に関する意識調査』の集計結果からは、個々の女性が我が事として被害者性を引き受けていくことは容易ではないことが示唆された。今後の課題としては、本分析は探索的な段階に留まっているため分析の精緻化を進め、どのような個人がより自らの被害者性／加害者性について自覚する傾向にあるのか探求していきたい。

引用文献

池田緑（2016）「ポジショナリティ・ポリティクス序説」『法學研究』89(2)：317-341

井上理津子（2019）「定年後の満足って？ 自分、職場、社会、「三方よし」の暮らしはあるぞ！」『週刊朝日』2019年11月8日号：140

大日向雅美（2015）『増補 母性愛神話の罨』日本評論社

齋藤真緒（2015）「ケアする ケアはジェンダーから自由になれるか」『ジェンダーで学ぶ社会学（全訂新版）』伊藤公雄・牟田和恵編，世界思想社，234-247

菅野仁（2008）『友だち幻想 人と人の〈つながり〉を考える』ちくまプリマー新書

新村響子（2017）「女性活躍推進とハラスメント問題」『労働法学研究会報』2648：4-33

信田さよ子（2016）「家族の愛情を問い直す——カウンセリングの現場から——」『教育心理学年報』55：226-233

松田茂樹（2013）『少子化論 なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか』勁草書房

ポジショナリティ分析から何がわかるのか
—沖縄の基地問題をめぐる「受益圏/受苦圏」概念を中心に

桃原 一彦

1. はじめに

本稿は、当研究会の主要概念である「ポジショナリティ」の経験的側面について、その事実分析的アプローチを補強することを目的として、「受益圏/受苦圏」概念を中心に考察していくものである。本稿における「ポジショナリティ」は、ひとまず池田緑の論文（第1部 No.1）における定義、すなわち「帰属する集団によって規定される個人の政治的位置性」および「集団間の権力関係が個人的関係に及ぼす権力性を分析する概念」に依拠する。その上で、本稿で取り上げる「受益圏/受苦圏」概念との異同について言及する。ただし、本稿では「ポジショナリティ」の経験的・事実分析的な側面を、より具体的な事象において相互に参照可能なものとするため、筆者の問題関心である、米軍基地問題をめぐる沖縄と日本との関係を取り上げながら考察していきたい。

筆者は、これまで基地問題をめぐる沖縄社会と日本社会との権力関係の分析を試みてきた。2013～2015年度においては、植民地主義の観点から「親密性」（共依存、承認関係等）をキー概念として¹、2016～2018年度においては、ジャック・ランシエールの「不和」および「了解-対立」概念を軸に考察を行ってきた²。とくに、ランシエールの「不和」概念による分析では、沖縄の米軍基地の「県外移設論」³に対する批判的言説を分析し、聞き取られることのない「分け前なき者」の声の問題、すなわち沖縄と日本との〈問い-応答〉の場面で発露する権力関係を考察した [桃原, 2016]。

これらの研究過程で、筆者（および当研究会代表の池田）は、つねに「ポジショナリティ」を念頭におきながらさまざまな隣接概念を用いてアプローチを試みてきた。たしかに、2000年代以降、沖縄と日本との関係を植民地主義的な権力関係の観点から捉える問題提起や議論は活発化していた。それにも関わらず、「ポジショナリティ」概念に対する誤謬や混乱によって議論が停滞したり、議論そのものが再び沖縄社会にゲットー化するか、あるいは〈政府対沖縄県政〉という構図へ揺り戻すような面もあらわれていた。よって、あらためて、沖縄の米軍基地の問題を、沖縄社会と日本社会との権力関係の視座において捉え直す必要性を痛感していた。そのためには、やはり「ポジショナリティ」を事実分析的な概念として検討し、基地問題を構成する抑圧者/被抑圧者の両集団の存在を浮き彫りにし、その事実関係を描き出す道具の一つとしてブラッシュアップする必要があった。このような経緯と背景から、本研究会において沖縄の米軍基地の問題を取り上げていくことにつながっていく。

本稿で取り上げる「受益圏/受苦圏」概念については後述するが、それは「ポジショナリティ」を事実分

¹ 日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究 (C)、課題番号 25380694、代表者・池田緑、分担者・桃原一彦、研究課題名「現代日本と沖縄をめぐる社会意識の動態に関する探索的研究」。

² 日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究 (C)、課題番号 16K04132、代表者・桃原一彦、分担者・池田緑、研究課題名「現代日本における「沖縄社会」をめぐる意識構造に関する研究」。

³ 「県外移設論」は、沖縄人から日本人に対して米軍基地の公平負担および県外移設を要求する思想および社会運動である。その思想的な基盤は、「沖縄人」「日本人」のそれぞれのポジショナリティと責任において、沖縄と日本との植民地主義的な権力関係およびそれに基づく差別構造を脱構築していくことにある。その思想的、運動論的な系譜については、[知念, 2014]、[高橋, 2015, 2021]、を参照されたい。

析的な概念として補強するための（周辺概念でも下位概念でもなく）隣接概念として位置づけている。「受益圏／受苦圏」概念は、1970年代後半以降に主として環境社会学の領域において提起され、大規模開発事業がもたらす社会的な係争について、諸主体間（社会集団間）の非対称的な関係の面からアプローチしていく概念である。よって、それは、理論的整理や実証的な研究が蓄積されているだけではなく、「ポジショナリティ」概念との再帰的な相互参照を試みる事が可能な概念の一つであることが見込まれる⁴。

じつは、大規模開発問題と環境社会学において、基地問題そのもの、あるいは沖縄の基地問題にアプローチした先行研究はそれほど多くはない。とくに「受益圏／受苦圏」概念を用いた分析は見当たらない⁵。よって「ポジショナリティ」概念との相互参照のみならず、同概念を用いて沖縄の基地問題をめぐる社会的な権力関係に言及すること自体が新しい知見の提供になるのではないかと思う。

2. 「受益圏／受苦圏」とは

まず、社会学において大規模開発事業に伴う公害問題やその社会的係争などの諸問題がどのように扱われているのかについて概観しておきたい。船橋晴俊によると、日本の環境社会学が提示してきた問題領域は概ね次の3つであるという [船橋, 2001 : 36-41, 2011 : 13-18, 2012 : 39-42] 。

一つ目は「被害論」である。それは「環境破壊の被害がどのような人々や地域社会にどのような苦痛や打撃を与えるのか、人々は、どのように被害を経験しているのかを探求することである」 [船橋, 2011 : 13-14] 。その論点は、被害が政治的発言力の弱い社会集団に集中し、貧困や差別等の「派生的被害」を生み出し、社会的な問題として顕在化しにくい状況になってしまう被害構造の解明に主眼がおかれている。

二つ目は「加害・原因論」である。これは主として問題の原因究明とともに加害者を特定したり、加害の内実を検討する捉え方である。それは「加害者としての責任を負わなければならないのは誰なのか、どのような諸要因の連関によってこのような被害が生じているのかを問うことである」 [船橋, 2011 : 14] 。

三つ目は「解決論」である。これは主として問題解決に必要な諸条件を考究するアプローチである。厳密には、問題を構成するさまざまな主体の相互作用を通じて、どのように問題の解決がなされるのかを問う「解決過程論」と、どのような問題解決のための規範的原則、政策や制度設計、社会運動が必要とされるのかを問う「解決方法論」に区分される [船橋, 2011 : 16] 。

以上のように、環境社会学における諸領域を概観したが、それらの研究成果が横断的に相互作用することによって、独自の学知としての領域を確立していることは言うまでもない。

ところで、本稿で扱う「受益圏／受苦圏」概念は、主として「加害・原因論」の分析において用いられている。同概念は、船橋晴俊らが、1977～85年における名古屋新幹線の騒音・振動問題の実証研究から提唱したものである [船橋他, 1985 : 77-78, 梶田, 1988 : 8] 。「受益圏」とは、ある事業や社会制度によっ

⁴ 「受益圏／受苦圏」概念とその下位概念をもとに、沖縄の基地問題を社会的な権力関係として実証的に研究する試みとして、筆者は当研究会の池田らと共同研究をおこなっている。日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究 (C)、課題番号 20K02082、代表者・桃原一彦、分担者・池田緑、曹慶鎬、玉城福子、研究課題名「日本と沖縄との関係をめぐる「受益圏／受苦圏」概念の再検討と実証的研究」。

⁵ 梶田孝道は、基地問題について若干言及しつつ、「受益圏／受苦圏」概念からの考察はほぼなされていない [梶田, 1988 : 43] 。また、朝井志歩は、岩国基地の問題を取り上げるが、それは主として住民の意思決定過程に主眼がおかれている [朝井, 2013 : 145-168] 。さらに、鶴飼照喜は、環境社会学の著書において、沖縄における開発政策の問題や＜保守／革新＞のイデオロギーによる領有がもたらす社会的ジレンマを描いているが、「受益圏／受苦圏」に基づく分析は行っていない [鶴飼, 2001 : 89-115] 。

て、一定の受益を享受できる社会的な圏域であり、直接的・間接的な加害者の集合体である。一方「受苦圏」とは、主体がその内部にいてることによって、一定の被害・苦痛・危険を被らざるを得ない社会的な圏域であり、直接的・間接的な被害者の集合体である。いずれの圏域も基本的には空間的な広がりをもった地域的な集合体として捉えられるが、もちろん多くの環境問題の実態においては、ある個人が両圏域に重複して存在するような場合も想像に難くない。しかし、端的に言うところ、この概念の主たる目的は、ある問題をめぐって受益圏と受苦圏がどのように分離し、どのような対立や係争が生じているのかを明らかにしていくところにある【船橋, 2011: 14】。つまり、諸主体がどのようにしてそれぞれの圏域に配置され、それがどのような集合的な現象としてあらわれるのかを描き出すこと。そして、両圏域の非対称関係や格差構造を明らかにし、その問題をめぐる集団的な責任の所在を浮き彫りにすること。同概念には、このような着眼点があるといえるだろう。

一般に、開発と環境の問題においては、受益圏が生み出す負荷を受苦圏に転嫁するという「環境負荷の外部転嫁」の関係が見出せる。そこには何らかの支配システムがあり、「意思決定権の分配」をめぐる支配と被支配の政治システムが存在し、また「正負の財の分配」に関する不平等な構造（「閉鎖的な受益圏の階層構造」）があるということが指摘されている【船橋, 2011: 15】。しかし、たとえば「最大多数の最大幸福」という功利主義的な原理のように、ある事業のもたらす利益が国民国家レベルのような大規模なものへ展開するほど、先ほどの政治システムと不平等な構造は複雑化の様相を呈し、問題や争点の所在そのものにおいて社会的なジレンマを抱えることになる。じつは、このような大規模化と社会的ジレンマの段階においてこそ、「受益圏/受苦圏」の概念がより重要な分析道具となってくる。

3. 「受益圏/受苦圏」概念をめぐる諸論点

ここでは、「受益圏/受苦圏」概念が有する主たる論点について言及する【船橋, 2012: 80-81。梶田, 1988: 13-25】。

「受益圏/受苦圏」概念をめぐる論点の一つ目は、「被害者と加害者の分離状態」である。それは、被害者と加害者が分布において重ならないこと、つまり受益圏と受苦圏が分離していることに着目するものである。この分離状態においては、受苦圏における被害の内実に関する知識が圏域を越えて共有されにくいという点に特徴がある。それは、受益圏の人々において「加害」や「受益」の認識すら生じえず、「当事者」としての問題意識ももちにくい状態を意味する。一方、受苦圏の人々においては、受益圏の人々に対して、被害の存在そのものを（何度も）訴えたり、（何度も）立証したりしなければならないという、「二次的な負荷・被害」（徒労感や精神的苦痛）を抱えることになる。このように同概念は、当事者間の問題の共有や対話の形態がどのように規定されているのかということを描き出すところに特徴がある。

これと関連して、二つ目の論点が「拡大化した受益圏/局地化された受苦圏」である。例えば、前項で述べたように、ある事業のもたらす利益が国民国家レベルのような大規模なものへと展開する場合、一方では、受益圏が全国的に拡大し、その内部では当事者としての意識や責任の所在が広く、薄く分散してしまう。他方では、受苦圏がごく一部の社会に限られ、その内部に著しく被害が集中し、構造的な緊張が生じることになる。このように同概念は、受益と受苦をめぐる不平等な分配構造をめぐる、その圧倒的な格差や支配のシステムを描き出すところに特徴がある。

三つ目の論点は「受益圏/受苦圏と既存の階層構造との関係」である。開発をめぐる利益と被害の分布は、平滑な社会において平等な条件下で無作為に配置されるわけではない。受益圏と受苦圏は、既存の経済的格差や政治的・社会的な不平等の構造を包含するようなかたちで形成される。「受益圏/受苦圏」概念

は、このような既存の格差構造や政治システムが、両圏域への配置の仕方や社会的係争のあらわれ方とどのように関連しているのかを分析していくことになる。よって、この論点は「被害論」のところで述べたような、政治的発言力の弱い社会集団に被害が集中し、問題そのものが顕在化しにくいという被害構造の分析とも関連してくることになる。

また、この論点は、「受益圏/受苦圏」の派生概念とも関連している。梶田孝道は、あらゆる受益圏からほぼ完全に排除され、周辺へと追いやられている最下層の人々を「周辺圏」と呼び、エスニック・マイノリティの問題に若干言及している[梶田, 1988: 20]。それは、国民国家から歴史的、政治的、社会的文脈において排除されてきた被差別者も含まれるのだが、先ほどの「被害論」とかかわるように、政治的に発言力の弱い社会集団に対して被害が集中するという差別構造の問題に直結している。よって、それは、どのような他者の声が聞き取られ/聞き取られないのかという、言葉の価値の序列づけや他者の存在そのものの否定と根深く関わっており、社会集団間の分離および「拡大化された受益圏/局地化された受苦圏」という現象を規定するものと思われる。

さらに、開発や環境破壊の問題は、受苦圏内部の既存の階層構造を利用して、社会的な分断状況をより先鋭化させるという。受苦圏の社会の内部における「擬似受益圏」と「純受苦圏」との分離という現象もその一つである。

梶田によると、「擬似受益圏」とは、開発等の事業主体が受苦圏内に一定の補償を行うことによって受益付与をめぐる利害が発生する層（「受苦圏のなかの受益圏」）のことを指す。一方、「純受苦圏」とは、受苦圏内部における「擬似受益圏」以外の人々のことを指す[梶田, 1988: 46]。つまり、受苦圏の社会内において「局地化された受苦圏」が形成されるという現象である。それは、受苦圏および純受苦圏の内部で「環境保全か開発か」「安全か経済振興か」などの二元的な価値対立へと追い込んでいくことになる（梶田はこの状態を「主体内葛藤」と呼んでいる）。このように「受益圏/受苦圏」概念は、両圏域の社会の内部を、入れ子状の構造のように重層的に捉えていく視点を有している。

そして、四つ目の論点が「顕在的敵手」としてのテクノクラートである。「受益圏/受苦圏」概念の分析においては、大規模開発事業を通して国民の生活に介入するテクノクラートに着目する。テクノクラートとは、まさしく政策の策定に関わる政府や国家官僚等であり、大規模開発事業を推進する主体である。つまり、それは「拡大化した受益圏/局地化された受苦圏」を構造化する主体として位置づけられる。テクノクラートは周辺圏を含む既存の階層構造や受苦圏内部の階層構造を先まわりの利用し、受益圏と受苦圏を分離させたり、受苦圏内の社会を分断する（擬似受益圏と純受苦圏との対立）。またテクノクラートは、基本的に「国民」のさまざまな利害と欲求を調整する「集約的代弁者」という役回りを果たすが、実際のところは「国民」から周辺圏を除外した形で、受益圏の人々の利害表出の回路となる。

また、実際の社会紛争の「現場」では、＜テクノクラート対地域住民＞という「主体間紛争」が顕現化され、メディアの報道等においてもそのような対立の構図が表象される（さらに受苦圏や純受苦圏が「一部反対派」という表現で矮小化されるようなケースも見られる）。このような対立の構図の顕現化も、局地化された受苦圏の一側面といえるだろう。しかし、局地化された受苦圏は、基本的に、拡大化された受益圏との対立軸において考えなければならない問題として扱われる。なぜなら、国家規模の事業の受益そのものは国民全体にあるにもかかわらず、当該問題の社会的係争がテクノクラートと受苦圏の対立図式に集約されているからである。なぜなら、それは、受益圏の人々が、自らの受益によって引き起こされる被害を一部の人々に強制し犠牲にしていることに対して無感覚・無頓着・無責任となってしまうからである。梶田は、受益圏におけるこのような事態を、「受苦忘却」「受苦放置」と名づけている[梶田, 1988: 54]。

さらに梶田は、このような事態の問題解決に向けて、国民（受益圏）の価値意識や欲求構造そのものをど

のように変えてくのかという課題を提起し、その帰結として「受苦覚醒」「受苦回収」という言葉を使用している〔梶田, 1988: 55〕。このように、彼は、拡大化された受益圏を「潜在的敵手」とし、局地化された受苦圏の対抗軸に据える〔梶田, 1988: 24〕。「受益圏/受苦圏」概念に基づく分析には、テクノクラートの背後に隠れてしまう受益圏との関係において、当該問題の根本的な構造を描き直さなければならないというねらいがある。

ところで、先ほど梶田の先行研究から、「受苦覚醒」「受苦回収」という言葉を引用した。それは、受益圏において「主体内葛藤」や「主体間葛藤」を引き取るという意味に解釈することもできるのだが、彼はそれについてあまり詳しく論じていない。この「受苦覚醒」「受苦回収」とそれに伴うであろう「主体内葛藤」「主体間葛藤」の回収は、たんに問題解決の帰結を意味するだけではなく、ポジショナリティを分析する際のプロセスにおいても重要な概念になるのではないだろうか。その点については、後段で言及する。

4. 「受益圏/受苦圏」概念からみる沖縄の米軍基地問題

次に「受益圏/受苦圏」概念とその論点について、沖縄の米軍基地問題をめぐる沖縄社会と日本社会との関係に依拠しながら明確にしておきたい。

先述したように、環境社会学において、沖縄の米軍基地問題はあまり取り扱われていない。また、社会科学、人文科学等において沖縄の米軍基地問題は頻繁に取り上げられるが、それらは「被害論」のような被害構造研究を中心に、国家権力をめぐる抑圧構造や沖縄型自治モデルなどについて描かれる特徴がある⁶。よって、沖縄の米軍基地問題について、受益圏との関係、とくに拡大化した受益圏との権力関係からアプローチした研究はほとんど見られない。

しかし、日本の0.6%の面積、1%の人口にすぎない沖縄県に、日本における米軍専用施設の約70%が集中しているという事実がある⁷。しかも、それらの米軍基地・施設の多くは、日本「本土」における反基地闘争も一因となり、1950年代以降沖縄に次々と移設され、現在に至っている⁸。つまり、そこには明らかに、沖縄と日本との「加害—被害」の関係が客観的な事実として存在している。そして、その事実、沖縄が米軍統治下に置かれていたがゆえに、受益圏と受苦圏の分離状態が鮮明となり、「拡大化した受益圏/局地化された受苦圏」の様相を呈しているといえるだろう⁹。

また、テクノクラートや「顕在的敵手」という視点で捉えると、沖縄の米軍基地問題は、概ねく日本政府対沖縄県民（あるいは地域住民）>という「主体間紛争」が顕現化し、沖縄社会に隔離され、局地化されているといえるだろう。このような対立の図式がイデオロギー的な言説のように機能するとき、受益圏の人々は、沖縄の基地問題を考えずに済むだけでなく、加害の責任など思いもつかない。「政府による沖縄いじ

⁶ 例えば〔熊本, 2021〕を挙げることができる。これに類する研究や著書については枚挙にいとまがないほど大量に生産されている。

⁷ 防衛省「在日米軍施設・区域（専用施設）都道府県別面積」（2021年3月31日時点）。

⁸ 「米軍施設 なぜ沖縄集中」、沖縄タイムス、2016年6月18日。

⁹ もちろん、米軍基地がもたらす受苦は、面積の占有状態だけを指すのではない。それは、政治上・法制度上の抑圧、政府の振興政策とリンクした経済的な支配、大規模な土地接収による産業構造への影響、環境汚染とその隠蔽、そして米軍人・軍属による事件・事故など、人権、生命、生活、財産などあらゆる面が日常的に脅かされている状態にある。付言するならば、沖縄は、海外における紛争の際の米軍の発進拠点として「加害」の最前線に立たされる負担もあり、「有事」の際のリスクも強いられている。記憶の新しいところでは、米軍基地の存在と日米地位協定という制度上の障壁との関連において、2021～22年に沖縄で新型コロナウイルスが爆発的に感染拡大したことも一つの側面として指摘できるだろう。

め」と認識するのか、あるいは「地域エゴ」「一部の過激な反対派」として認識するのか、いずれにせよ受益圏においては、沖縄に米軍基地を集中させる推進主体としての意識は皆無となる。

この対立の図式は、受苦圏の内部すらも規定してしまう特徴を有している。とくに、政党政治や基地関連の経済振興策などによって政治的、経済的な利害が生ずる擬似受益圏の人々にとっては、基地問題を「政府対沖縄県政」という法廷闘争に放置したり、「紛争の現場」（純受苦圏）に押し込めてしまう意識や態度を有しているかもしれない。

また、純受苦圏の人々にとっても、＜日本政府対沖縄県民（あるいは地域住民）＞という図式は、社会的分断をもたらす存在として深い徒労感を生じさせ、受益圏の存在を認識する以前に肉体的、精神的に消耗させる高い障壁となる。とくに、名護市辺野古の「キャンプシュワブ」周辺で抗議活動に参加する者においては、テクノクラートの暴力装置と化した警官隊や海上保安官との衝突という肉体的な痛覚が、対立そのものを物象化する¹⁰。さらに、そのような「紛争の現場」には、日本「本土」、つまり受益圏から駆けつけた人々も参加している。その「現場」では、受益圏の存在を言語化したり、それを批判的に捉えること自体がきわめて抑制されている。そのような抑制をはらむところでは、社会運動そのものが受益圏の論理（例えば「正義の実現」の先取り）に領有され規定されるという政治が作用する。このように、受苦圏の内部社会では、テクノクラートの存在によって潜在化した、受益圏とのミクロな権力関係が形成されている。

さらに、「受益圏／受苦圏」概念は、既存の経済的格差や政治的・社会的な不平等の構造との関係を分析する特徴を有している。先に述べたように、それは、政治的に発言力の弱い社会集団に対して、受苦が集中しているという事実を明らかにする。沖縄に関して言えば、「琉球処分」「沖縄戦」「米軍統治」などの政治的処遇や歴史的事実、あるいは個々が社会において受けてきた被差別体験など、歴史的な文脈や社会関係場面において構造化された差別という事実を読み取る必要がある。沖縄は、日本という国民国家（受益圏）によって作り出された「周辺圏」であり、言葉が聞き取られることのない「分け前なき者」のような存在である。沖縄の米軍基地問題は、そのような差別構造と交差するところにある。

以上のように「受益圏／受苦圏」概念は、受苦の存在やその根源を受益圏との関係において描き出し、その社会的な権力関係を浮き彫りにしていくという特徴を有している。つまり、同概念は、受益の状況と受苦の状況をパラレルに記述する説明の道具ではない。仮にそのような使用において分析してしまうと、そもそも受益の状況を社会的に説明することとは何を指すのだろうか、という疑問が生じるだろう。あるいは、梶田が「受苦忘却」「受苦放置」と表現したように、たんにそれは受益圏の人々の「頹落」¹¹の様子を記述するということになってしまう。そのような記述は、非常に曖昧で、広範で、われわれの手に負えない状況説明でしかない。そうってしまうと、結局のところ、手に取り、対象にしやすい受苦の記述で埋め尽くされてしまうことになるのではないだろうか。

「受益圏／受苦圏」は、経験的事実として「社会」を括り出す関係概念の一つである。またそれは、受益

¹⁰ また運動の現場において対峙する警官隊などには、沖縄人が含まれていることが少なくない。筆者が基地ゲート前の運動参加者に聞き取りをすると、隊列を組む機動隊員の中にPTA活動の仲間や実兄を見かけたという経験を聞くことがあった。受苦圏の内部は、ある場面では「仲間」や「身内」が対立または対峙する存在となり、根深い社会的ジレンマを抱えることになる。

¹¹ 「頹落」(Verfallen)は、「ポジショナリティ」の論点の一つである「被投性」(Geworfenheit)との関連において、マルティン・ハイデガーが提起した概念である[Heidegger, 1927=1994: 372-374]。それは、われわれが生まれながらにして投げ込まれている世界において何かしら不安に直面した際に、その心境を回避するための存在論的な処世術のようなものである。つまり、それは「世間に融け込んでわれを忘れる」という存在様相といえるだろう。その詳細については、別稿であらためて取り上げたい。

と受苦の不当で不平等な分配にかかわる社会集団を明らかにし、その権力関係を分析する概念である。では、関係概念という特徴において、その社会集団間の権力関係の様態を描き出すこととはどのようなものなのだろうか。ここで筆者は、脇田健一の「状況の定義のズレ」と、大門信也の「不正義の感覚」という両概念に着目しておきたい。

5. 関係概念としての「状況の定義」と「不正義の感覚」

脇田健一によると、社会問題が不可視化されてしまう背後には、当該問題を構成する社会集団間の合理性のズレがあり、そこには問題の定義づけをめぐる対立関係があるという。つまり、ある問題の設定や認識、そしてコミュニケーション過程には、集合化・構造化された選択肢があり、何が強調され・選択され、排除されるのかによって社会的コンテキストが異なってくるというものである [脇田, 2001: 177-186]¹²。

この視点で沖縄の米軍基地問題を概観してみると、沖縄社会と日本社会との関係から「状況の定義のズレ」を取り出すことは可能である。本研究会が2019年に実施した定量調査においても、沖縄の米軍基地問題を「沖縄差別」として捉える沖縄県内在住者と、「政治的対立」として捉える沖縄県外在住者との間の認識の違いが明らかになっている¹³。このような「状況の定義のズレ」は、沖縄と日本という両社会集団がおかれてきた政治的位置性の違いに基づいて構造化されている。それは、発せられる声/発せられない声、聞き取られる声/聞き取られない声、そして共有される事実/共有されない事実というかたちであらわれ、両集団間における認識やコミュニケーションの齟齬を規定している。この視点による分析は、基地問題の顕現化と潜在化をめぐる力動的な関係を明らかにする試みといえる（もちろん、この視点は、擬似受益圏と純受苦圏との間の「状況の定義のズレ」と、構造化されたコミュニケーション過程を明らかにするだろう）。

では、「状況の定義のズレ」や構造化されたコミュニケーション過程の分析において権力関係を描き出すためには、どのような知見が必要なのだろうか。とくに、沖縄のように「周辺圏」として位置づけられる存在は、「差別」という言葉そのものが拒絶され、対立軸そのものが無効化される傾向がある。このような無効化や隠蔽の政治がはたらく場面も含めて、コミュニケーション過程において権力構造を描き出す方法にはいかなるものがあるのだろうか。

大門信也は、社会的不正義を問題化するコミュニケーション過程について、「責任実践」という観点からアプローチする。大門が述べるところの「責任実践」は、瀧川裕英の「関係的責任観」に依拠しており、

「社会」を括り出す関係概念のような位置づけをしている点に特徴がある [大門, 2012: 186-187]。厳密に言えば、それは、被害者からの問責とそれに対する理由応答という「問責—答責関係」（応答責任）のだが、重要な点は、ある主体間の権力関係が隠蔽されようとする際の政治性を、関係的な実践において露見させるというところにある。そこで大門が援用するのが、ジュディス・シュクラの「不正義の感覚」である。「正義の実現」の先取的な発想や主張は、超越的な構えや判断によって、被害者との権力関係を隠蔽してしまう。一方、（被害の立証や告発ではなく）加害の責任を問う被害者の声という意味での「不正義の感覚」は、「問責—答責関係」という加害者との緊張状態を維持し、コミュニケーション過程における権力関係やその隠蔽の政治性を露見させるというものである。

この実践的な関係概念（関係的責任観）は、受益圏と受苦圏との権力関係の分析においても有用である。

¹² ただし、脇田は、受益圏と受苦圏との関係ではなく、行政と地域住民との関係において「状況の定義のズレ」について論じている。

¹³ 詳細なデータ分析の報告は、第2部・No.11「基地問題をめぐる沖縄と日本との関係に関する量的調査からの予備的考察」を参照されたい。

例えば、差別問題の解決を土台として、沖縄人（受苦圏）から日本人（受益圏）に対して加害の責任を問いつける。米軍基地の「県外移設論」は、沖縄の基地問題をめぐる顕現化と潜在化の力動（隠蔽の政治）を露見させる側面を有する。とくに、テクノクラートとの対抗においてリベラルな「正義の実現」の先取りの合意が発露しようとするとき、「県外移設論」は、日本人による「主体内葛藤」「主体間葛藤」という緊張状態の引き取りを迫る。このプロセスは、受益圏の存在そのものとその権力関係を隠蔽しようとする政治を露見させる。

もちろん「問責―答責関係」は、受苦圏における疑似受益圏と純受苦圏との関係についても妥当するだろう。しかし、そもそも沖縄は「周辺圏」に位置づけられ、日本の安全保障と日米同盟の最前線というかたちで、すでに、つねに緊張状態を強いられている。とくに、米軍基地がもたらす騒音や汚染、事件・事故等は広範囲に被害を及ぼしており、基地所在地域に在住しているか否かにかかわらず、沖縄の人々の中では「問責―答責」という主体内葛藤とその緊張状態が「つね」につきまとう。よって、沖縄の人々がそれを回避するために、米軍基地が視界に入らない内閉的な消費空間（ショッピングモールなど）に「頹落」したくなる心情も理解できる。つまり、受苦圏においても、受苦忘却、受苦放置は起こりうる。しかし、米軍人・軍属もショッピングモールを利用し、時には軍服姿でそこを闊歩する。受苦圏は、どこにしようがこの問題から逃げられない。

重要な点は、この受苦圏内に隔離され、局地化されている「問責―答責」の緊張状態を、受益圏に押し広げるといふ試みである。もちろん、それは「正義の実現」への先回りではなく、「不正義の感覚」に基づかなければならない。よって、沖縄から発せられる「県外移設論」に対して、日本「本土」で「基地引き取り論」¹⁴という応答と議論が登場したことは注目に値する。

もちろん、受益圏（および疑似受益圏）において「問責―答責関係」という緊張状態を維持することは容易ではない。そんなことが常時続いてしまえば、個人の心身は正常に保たれないだろうし、やはり「頹落」（受苦忘却、受苦放置）という方向へ逃避したくなるだろう。それは、またしても受益圏と受苦圏との権力関係の隠蔽という政治へと揺り戻そうとするかもしれない。

しかし、この論点において、受益圏の人々の「頹落」を否定する必要はない。むしろ、受益圏であろうと、受苦圏であろうと、われわれは「頹落」という日常を生きていかなければならない。そもそも、日常に埋没するという意味での「頹落」がなければ、われわれが放り込まれている世界やそれがもたらす不安や緊張との差異を理解することすらできない。もちろん、それは受益圏と受苦圏との差異やその関係を理解することにたどり着くこともない。よって、梶田が述べていた「受苦覚醒」とは、たんに受苦に気づくことではない。また、「受苦回収」も、たんに受苦圏の人々の期待に応えるという配慮やケアではない。それらは、受益圏と受苦圏との権力関係を露見させるプロセスを経てあらわれてくるものである。そのためには、日常に埋没しようとするわれわれの処世術と「問責―答責関係」という緊張状態との往還的で再帰的な運動が必要なのである。

以上のような脇田と大門の諸概念は、「解決過程論」、つまり社会的合意形成や公共圏形成ための規範理論の探求と言えるだろう。しかし、そこで用いられる諸概念や論点は、当該問題をめぐる社会集団間の認識のズレとその権力関係の隠蔽の政治を露見させる特徴がある。そのような意味において、「受益圏／受苦圏」概念の諸論点を補強するものとして位置づけることができる。

¹⁴ 「基地引き取り論」は、日本人が沖縄からの「県外移設」の要求に応答し、沖縄の基地問題を日本人、日本社会の責任として引き取り、実際に沖縄県外において米軍基地を引き取るためのアクションを起こす思想および社会運動である。

6. おわりに

最後に、本稿において「受益圏／受苦圏」概念とそれに関連する諸概念の考察から得られた論点を「ポジショナリティ」概念と相互に参照させ、今後の課題を提示しておきたい。

まず「受益圏／受苦圏」概念と「ポジショナリティ」概念は、社会問題を構成する主体を集団カテゴリーとして括り出し、その集団間の政治的位置性の違いとそれに基づく権力関係を分析するという点で共通している。とくに、潜在化した受益集団を係争関係において明らかにし、その隠蔽の政治を浮き彫りにする（権力露現関係）。もちろん、「受益圏／受苦圏」概念は環境社会学の中の一つの切り口であり、とりわけ公害問題を初発としているため、「ポジショナリティ」概念よりも狭義の概念のようにみられる。例えば、「受益圏／受苦圏」概念は、「拡大化／局地化」という表現が典型のように、集団カテゴリーが空間的・地域的な広がりに基づいて設定されている。よって、同概念は、沖縄の米軍基地問題のように、その地域的偏在と被害の分布が争点となる場合には比較的当てはめやすい。

しかし、先述したように、沖縄は、日本という国民国家の歴史的、政治的、社会的文脈において差別が構造化された「周辺圏」である。よって、その受苦の様態はさまざまであり、空間的・地域的な広がりだけで集団カテゴリーとその権力の様態を描くことはできない。そのため、沖縄の米軍基地問題については、これまで植民地主義的差別の観点から検討してきた、沖縄人／日本人という集団カテゴリーにおいて捉え直す必要がある。

また、環境社会学において環境問題をジェンダーの視点で捉えたように¹⁵、「受益圏／受苦圏」概念の観点も、そして沖縄の米軍基地問題についてもさまざまな集団カテゴリーで捉え、その政治的位置性の違いと権力関係を描き出す必要がある（複数性という論点）。その点については、擬似受益圏と純受苦圏との関係の分析においても重要である。とくに、沖縄の米軍基地問題は、政府の基地振興策との距離において職業カテゴリーから捉える視点が必要であり、一方、米軍人・軍属から直接的な暴力を受ける可能性の高さにおいてジェンダーカテゴリーから捉える視点が必要である。また、日本「本土」（受益圏）において「基地引き取り論」の議論や社会運動を展開する場合においても、これらの複数性の視点からどのようなポジショナリティの様態や違いがあらわれるのかについて分析が必要である。

以上のように、どのような問題の、どのような局面を取り扱うのかによって、受益圏と受苦圏の集団カテゴリーの設定を操作する必要がある。そのような意味においては、「受益圏／受苦圏」概念と「ポジショナリティ」概念は広義／狭義の位置づけではなく、相補的な関係にあると思われる。結局のところ、それらの概念をどのように使用するのが問題なのである。

さらに、本稿では、「受益圏／受苦圏」概念を補足するため、脇田や大門のような社会的コンテクストの分析や実践的なスタンスの研究について言及した。社会学においては、階層構造化されたハビトゥスとその実践感覚に関する研究など、これに類する基礎概念や隣接概念が一定程度蓄積されている。これについては、「受益圏／受苦圏」概念のみならず、「ポジショナリティ」概念についても、他の社会科学や人文科学の理論および概念との関係を整理しておく必要がある。それが、「ポジショナリティ」概念を明瞭にするとともに、事実分析としての道具的精度を高めることにもなるはずである。

¹⁵ 例えば [荻原, 2001] などがある。

参照文献一覧

- 朝井 志歩 2013 「米軍基地と公共圏－岩国基地の拡張・機能強化から見た意思決定過程」 船橋晴俊他編『公共圏と熟議民主主義－現代社会の問題解決』法政大学出版局
- 知念 ウシ 2014 「女たちの大行動を16年後に考える」『未来』（2014年6月号）未来社
- 大門 信也 2012 「不正義の感覚にもとづく問責－答責関係の形成－規範概念としての社会の構想」 船橋晴俊他編著『規範理論の探求と公共圏の可能性』法政大学出版局
- 船橋 晴俊 他 1985 『新幹線公害－高速文明の社会問題』有斐閣
- 船橋 晴俊 2001 「環境問題の社会学的研究」 飯島伸子他編『講座環境社会学 第1巻 環境社会学の視点』有斐閣
- 船橋 晴俊編 2011 『環境社会学』弘文堂
- 船橋 晴俊 2012 『社会学をいかに学ぶか』弘文堂
- Heidegger, Martin 1927 *Sein und Zeit* (細谷貞雄訳 1994 『存在と時間 (上巻)』筑摩書房)
- 梶田 孝道 1988 『テクノクラシーと社会運動－対抗的相補性の社会学』東京大学出版会
- 熊本 博之 2021 『交差する辺野古－問いなおされる自治』勁草書房
- 野村 浩也 2005 『無意識の植民地主義－日本人の米軍基地と沖縄人』御茶の水書房 (2019『増補改訂版 無意識の植民地主義－日本人の米軍基地と沖縄人』松籟社)
- 荻原 なつ子 2001 「ジェンダーの視点で捉える環境問題－エコフェミニズムの立場から」長谷川公一編『講座環境社会学 第4巻 環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣
- 高橋 哲哉 2015 『沖縄の米軍基地－「県外移設」を考える』集英社
- 高橋 哲哉 2021 『日米安保と沖縄基地論争－「犠牲のシステム」を問う』朝日新聞出版
- 桃原 一彦、2016 「沖縄の「不和」を横領する支配の構図－「県外移設論批判」をめぐる」『解放社会学研究』29号 日本解放社会学会
- 鵜飼 照喜 2001 「地域開発と地域環境問題－沖縄の地域開発の展開と環境問題」 船橋晴俊編『講座環境社会学 第2巻 加害・被害と解決過程』有斐閣
- 脇田 健一 2001 「地域環境をめぐる“状況定義のズレ”と“社会的コンテクスト”－滋賀県における石けん運動をもとに」 船橋晴俊編『講座環境社会学 第2巻 加害・被害と解決過程』有斐閣

ヘイトスピーチと表現の自由の再検討 —受益圏・受苦圏論に基づいて—

曹 慶鎬

1 問題設定

1.1 問題の所在

本稿が論じるヘイトスピーチとは「人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティの集団もしくは個人に対し、その属性を理由とする差別的表現」（師岡 2013: 48）と定義される。ここで抑えるべき要点は二つである。一つ目は、ヘイトスピーチはマジョリティとマイノリティの非対称性を前提とした、マイノリティに対する差別と関連することである。つまりヘイトスピーチと名誉棄損一般が異なるのはもちろん、「マジョリティへのヘイトスピーチ」なるものはこの定義には当てはまらない。二つ目は、標的となるマイノリティの属性は様々なものがあるということである。この定義に従うならば、たとえば民族差別表現だけでなく、性差別表現もヘイトスピーチに含まれる。

だが、日本においてまず注目が集まったのは、「人種」「民族」「国籍」といった属性のマイノリティに対するヘイトスピーチであった。その重要な契機の一つは、2010年代に入りマスメディアでもしばしば取り上げられるようになった排外デモであった。排外デモで盛んに行われるヘイトスピーチとその影響は一定の社会的注目を集め、その対応が議論された。

1.2 ヘイトスピーチと表現の自由をめぐる二つの議論

ここではヘイトスピーチの対応をめぐるこれまでの議論のうち、二つのものを取り上げる。一つ目は「ヘイトスピーチ規制と表現の自由」という構図の議論であり、二つ目は「表現の自由と表現が侵害する自由」という構図の議論である。いずれも表現の自由との関連でヘイトスピーチが論じられている。

まずは「ヘイトスピーチ規制と表現の自由」という構図の議論である。

これはヘイトスピーチに注目が集まった当初から見られた議論である。ヘイトスピーチへの対応を検討する際に、その規制が俎上に上る一方で、それが民主主義社会において重要な表現の自由を侵害するのではないという懸念が表明された。実際、新聞などのマスメディアでは、それぞれヘイトスピーチの規制を主張する論者と、そのように表現の自由を侵害するので反対する論者が横並びに登場する記事がしばしば見られた（たとえば2014/10/10『産経新聞』東京朝刊7面「ヘイトスピーチの法規制」）。

このような両論併記は、議論が「（表現の）規制か自由か」という異なる立場の対立——二項対立であるかのように示す効果がある。ヘイトスピーチがマイノリティに対する差別的表現であることを踏まえると、この二項対立はマイノリティに対する攻撃の抑制と、社会における表現の自由の対立と読み替えることができる。

興味深いのは、ヘイトスピーチの規制についてマイノリティの「利益」という視点から懸念を表明する主張が往々にして見られることである。これはヘイトスピーチに批判的意見をもつ者からも主張された。たとえば以下のような毛利の主張がその典型である。

…マイノリティにとってはある程度まで言葉を自由に使えることも必要で、汚い言葉や強い言葉が最大の武器になる局面も避けがたくある。反ヘイトの法制化はそれを奪ってしまう面があるんですよ。（毛利・五十嵐 2015）

毛利はヘイトスピーチに反対という姿勢を表明したうえで、表現の自由はマイノリティにとっても重要であり、それを損ないかねないヘイトスピーチの法的規制は、当のマイノリティに不利益をもたらしうると指摘しているわけである。このようにヘイトスピーチを批判しつつも、その規制に対する懸念を表明するために、当のマイノリティの利益がその理由として主張されていることに注視してよいだろう。だが、ここではこのような場合においても「(表現の) 規制か自由か」という二項対立は堅持されていることを確認するにとどめる。

次に、「表現の自由と表現が侵害する自由」という構図の議論についてである。

ここでは明戸の論考に基づいて議論の構図を、本稿執筆者なりに整理する（明戸 2016, 2019）。

明戸の論考は、先行する議論にあった「(表現の) 規制か自由か」という異なる立場の対立という構図を退け、ヘイトスピーチへの対応は本来的に「自由」に関わるものであると指摘する。そこで問われるのは、具体的には「表現の自由」と「表現が侵害する自由」の衝突——自由と自由の衝突をどう考えるかということであるという（明戸 2016: 100）。

「表現の自由」はすでに取り上げた議論と共通するものであるが、「表現が侵害する自由」は見られないものである。それは端的に表現による被害である。代表的なものとしては、一般的な名誉棄損やプライバシー侵害による被害をあげることができる。名誉棄損の被害の重要な部分とは、表現によって被害者の自由が侵害されていることと捉えられる。

ただし、名誉棄損やプライバシー侵害といった表現による自由の侵害の多くは、その対象がマイノリティに限定されるものではなく、広く一般に起こりうるものである。これとは別に、ヘイトスピーチにおいて重要な部分を占める「〇〇人を〇せ！」といった差別煽動は、直接の標的をマイノリティに限定し、その自由を侵害する表現といえる。ここで抑えるべきは、自由を侵害する表現が広く社会的に見られる一方で、ヘイトスピーチに代表されるようにその対象がマイノリティに限定されるものもあるということである。これらを踏まえたうえで明戸は次のように指摘する。

…名誉棄損やプライバシー侵害は、誰でも標的になりうる。そしてもちろんそこには特定のマイノリティ集団に属する人も含まれるわけだが、ここで重要なことは、特定のマイノリティ集団に属する人は、そうした一般的な侵害に加えて、そのマイノリティ集団に属するがゆえの侵害の標的にもなりうる、ということだ。（明戸 2019: 78）

ここで指摘されていることは、表現による自由の侵害が社会において一様に生じるのではなく、特にマイノリティにおいては一般的な侵害とマイノリティを標的とした侵害が重複するという二重の自由の侵害が生じうるということである。これは、表現による自由の侵害の不平等性に関する指摘である。ただしこのような指摘は、自由と規制の二項対立といったものではなく、それぞれの自由の衝突と調停という構図を前提としていることを確認しておく。

1.3 研究の目的

ここまでヘイトスピーチと表現の自由に関する二つの議論を紹介してきた。本稿の目的は、これらの議論について再検討することである。その際には、公害問題をはじめとする環境破壊問題に関する分析で発展してきた受益圏・受苦圏論を援用する。複雑な利害関係を考察するうえで成果を上げてきた受益圏・受苦圏論では、利益と被害（損害）が重要な要素となっている。このような視点に基づくことは、ヘイトスピーチと表現の自由に関する議論を、利益と被害を中心に捉えなおすことにつながる。それによりヘイトスピーチをめぐる利益と被害の不公平、被害の不平等といったものを考えていく。

2 受益圏・受苦圏論の整理

ここでは本稿の分析が依拠する受益圏・受苦圏論についてみていく。その際に、本稿の目的に合うように適宜修正を試みる。

受益圏・受苦圏論は環境社会学において発展してきたものである。これは「交通関連の郊外紛争や清掃工場建設問題についての事例研究を通して、梶田孝道・船橋晴俊・長谷川公一らのグループ研究から関連概念群が創出」（船橋 2001: 38）された。受益圏・受苦圏論の発展により、公害問題といった環境破壊問題をめぐる、加害—被害関係や支配—被支配関係を広い範囲の利害関係構造と関係づけて考察することが可能になった（船橋 2001: 38）。

この議論における重要な概念は言うまでもなく、受益圏と受苦圏である。梶田によるとそれは「加害者ないしは受益者の集合体として「受益圏」、被害者ないしは受苦者の集合体として「受苦圏」（梶田 1988: 8）と定義される。新幹線建設問題において受益圏は、新幹線の「速さ」「快適さ」を享受する人々の集合体であり、受苦圏は新幹線建設にともなって生活環境が劣悪になる人々の集合体が具体的事例の一つとされている。

一方で、元来が環境問題、なかでも公害問題の分析に狙いがあることから、この受益圏・受苦圏論には「地域」的な視点が色濃い（梶田 1988: 9）。だが、本稿で取り上げるヘイトスピーチは、一定の地域性がみられる事例もあるが、常にそうであるとは限らない。それどころかインターネット上でのヘイトスピーチなど、そもそも地域という概念がそぐわないこともある。そこで本稿では、受益圏および受苦圏の議論から地域性という視点を捨象することとする。

さらに、受益圏については他にも修正が必要である。それは「加害者ないしは受益者」という部分である。本稿がとりあげるヘイトスピーチの直接的な加害者は、いうまでもヘイターである。一方、ヘイトスピーチに関する議論において「利益」とされるのは表現の自由であることから、受益者はその権利の行使者と考えられる。そして、至極当然だが、自由な表現を行う者のすべてがヘイターであるわけではない。

そこで本稿では、受益圏を「受益者の集合」と定義し、受益者（利益を受ける者）が誰であるのかを見定める。一方、受苦圏を「受苦者の集合」と定義し、受苦者（損害を受ける者としての被害者）が誰であるのか見定める。そのうえで受益圏と受苦圏の関係を捉えていく。このように修正した受益圏・受苦圏概念を援用することで、ヘイトスピーチと表現の自由をめぐる議論を利益と被害の関係という視点から整理していく。

3 分析

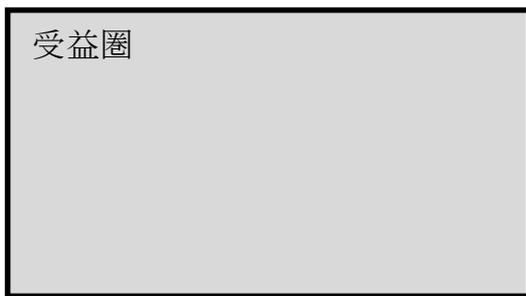
ここからは本稿なりに整理した受益圏・受苦圏論に基づいて、ヘイトスピーチに関する二つの種類の議論を整理、検討していく。まずは「ヘイトスピーチ規制と表現の自由」という議論について検討し、次に「表現の自由と表現が侵害する自由」という構図の議論を取り上げる。

3.1 ヘイトスピーチ規制と表現の自由という議論の整理

まずはヘイトスピーチ規制と表現の自由という構図の議論についてである。これはいうなれば「(表現の) 規制か自由か」という二項対立の議論である。

受益圏を確定するうえで重要なものは、その内実としての利益である。この議論における重要な利益とは何かというと、それは表現の自由であろう。そして、受益圏に属するのは表現の自由の権利を行使しうる人々である。民主的な社会において表現の自由はすべての人々にとって重要な権利とされている。それゆえに権利行使の主体はマジョリティとマイノリティの両者である（図7-1）。

図7-1 受益圏



一方、この議論における受苦圏の内実を考える。ヘイトスピーチ規制が何を抑制するか考えたときに、最優先に考えらえるのはヘイトスピーチが標的とするマイノリティの被害である。ゆえに受苦圏の内実としての受苦はヘイトスピーチによる被害と考えられる。そのため、ヘイトスピーチの直接の標的であり、被害を受けるマイノリティが受苦圏に属する¹（図7-2）。受苦圏の範囲が受益圏に比べて小さいのは、社会成員の一部であるマイノリティに対象が限定されるということを反映している。

図7-2 受苦圏

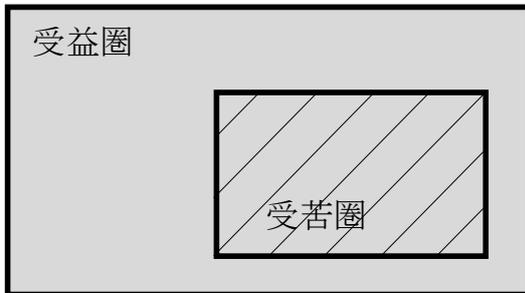


このように受益圏と受苦圏を設定したうえで、両者の関係を考えてみる。受益圏のカギであ

¹ ヘイトスピーチの悪影響は必ずしもマイノリティだけに及ぶわけではないが、ここではマイノリティが直接の標的となっていることに優先的に焦点をあてている。

る表現の自由に、マジョリティとマイノリティの区別は本来ない。一方、受苦圏はマイノリティに限定される。ここから受益圏と受苦圏が重なりあう関係にあると考えることができる。その関係を反映すると次のようになる（図7-3）。

図7-3 受益圏と受苦圏の関係



受益圏と受苦圏の関係をマジョリティとマイノリティという視点から読み解く。まずマジョリティは受益圏のみに属している。すなわち表現の自由の権利を行使し、その利益を享受する。一方、マイノリティも受益圏に属していることから表現の自由の権利を行使するが、それと同時に受苦圏にも属していることからヘイトスピーチの被害を受けることがわかる。つまりマジョリティとマイノリティの間で利益は共通だが、被害はマイノリティだけが受けるということがわかる。「(表現の) 規制か自由か」という二項対置の議論は、マジョリティとマイノリティとの間の被害の不公平に無頓着であるといえる。

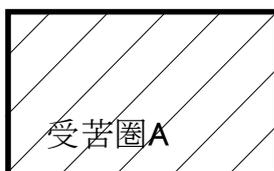
3.2 表現の自由と表現が侵害する自由という議論の整理

続いて、表現の自由と表現が侵害する自由という構図の議論をとりあげる。これはそれぞれの自由の衝突と調停という構図の議論である。この議論を本稿の目的と対象に合うように修正した受益圏・受苦圏論に基づいて整理する。

まず、受益圏の内実をなす利益は、いうまでもなく表現の自由であろう。この権利行使の主体はマジョリティとマイノリティの両者が、受益圏に属する。これは最初に整理した「(表現の) 規制か自由か」という議論における受益圏と同じである（図7-1）。

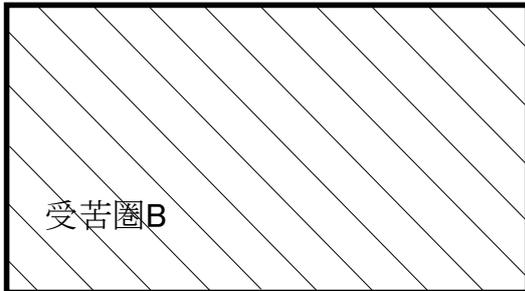
次に受苦圏である。この内実である受苦は、表現による自由の侵害である。ただし自由の侵害という被害がマイノリティに限定されるのか否かの二種類を考えることができる。そこで被害がマイノリティに限定されるものを、まずは受苦圏Aとする（図7-4）。これは最初に整理した「(表現の) 自由か制限か」という議論における受苦圏と実質的に重なる（図7-2）。

図7-4 受苦圏A



一方で、被害がマイノリティに限定されないものを受苦圏 B とする（図7-5）。この被害を受けるのはマジョリティとマイノリティの両者でありうるため、マイノリティに限定された受苦圏 A より範囲が大きくなっており、それは受益圏と一致する。

図7-5 受苦圏 B

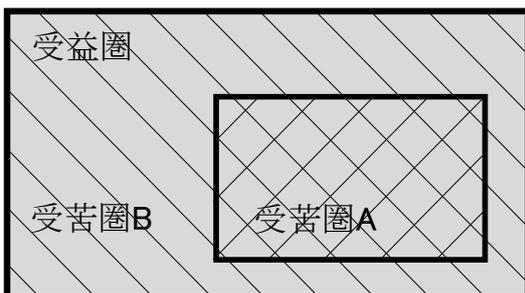


このように受益圏と受苦圏 A および受苦圏 B を設定したうえで、それらの関係を考えてみる。まず受益圏と受苦圏 A の関係は、受益圏がマイノリティに限定されない一方で、受苦圏 B はマイノリティに限定されることから、「(表現の) 自由か制限か」という議論の整理のものと類似していると思われる。

受益圏と受苦圏 B であるが、受益圏のカギである表現の自由にマジョリティとマイノリティの区別がないだけでなく、受苦圏 B の典型的事例の一つである一般的な名誉棄損などによる被害の範囲も往々にしてマジョリティとマイノリティの区別はないため、この両者の範囲は実質的に一致する。

これらを踏まえた上で受益圏と受苦圏 A および受苦圏 B の関係を描くと次のようになる（図7-6）。

図7-6 受益圏、受苦圏 A、受苦圏 B の関係



受益圏と受苦圏の関係をマジョリティとマイノリティという視点から読み解く。まずマジョリティは受益圏と受苦圏 B に属している。すなわち表現の自由の権利を行使し、その利益を享受する一方で、名誉棄損といった表現による自由の侵害という被害も受ける。他方、マイノリティも受益圏に属しているので表現の自由の権利を行使すると同時に、受苦圏に属していることから表現による自由の侵害を受けることがわかる。だが、マイノリティは受苦圏 B で表現されるような対象がマイノリティに限定されない表現による自由の侵害という被害だけでなく、受苦圏 A にも属していることからヘイトスピーチのようなマイノリティを直接的な標的とす

る表現による自由の侵害といった被害も受ける。つまり、受苦圏 A と受苦圏 B の重なりで示されているのは、表現の自由と表現が侵害する自由の議論が指摘した、表現による自由の二重の侵害といえるだろう。表現による自由の侵害という被害が、マジョリティとマイノリティの間に不平等に表れることが示されている。

4 考察

ここまでの分析を踏まえたうえで、いくつか考察する。

まずはヘイトスピーチ規制と表現の自由という構図の議論についてである。これはいうなれば「(表現の) 規制か自由か」という二項対立の議論であった。この議論では、表現に関する自由と規制がトレードオフの関係にある。そのため、社会全体で規制と自由のバランスのとり方をどうするのか、いうなればその「さじ加減」に帰着する性質をもっている。だが、この議論はマジョリティとマイノリティの間の利益と被害の不公平を見落としていることが、受益圏・受苦圏論に基づく整理によって明らかになった。このような構図のうえで行われるヘイトスピーチの規制に関する消極的主張は、(マイノリティを含む) 社会全体の表現の自由のために、マイノリティに対してヘイトスピーチの被害の甘受を迫ることを実質的に意味しかねない。ましてや「マイノリティの利益」を口実とする主張は、その意図はともかくとして、ある種の「欺瞞」的性格を帯びるようになると指摘せざるをえない。

次に表現の自由と表現が侵害する自由という議論についてである。これはそれぞれの自由の衝突と調停という構図の議論であった。受苦圏・受益圏論に基づく整理によると、表現の自由という利益と、対象がマイノリティに限定されない表現による自由の侵害という被害の範囲は一致していた。この一面に関しては利益と被害という負担の関係は、その対象範囲という面に限って言うと、語弊があるが「公平」とみなすことができる。いずれにせよ、社会成員全体が利益と被害の双方と直接的に関わりうるため、その対応に関する議論も広がりやすい。実際、インターネットを中心に誹謗中傷や名誉棄損による痛ましい出来事が珍しくなくなるにつれ、表現による自由の侵害に対して規制を含めた一定の対応を求める意見が社会全体で目立つようになってきた。その是非はここでは問わないが、表現による自由の侵害がもたらす被害がマジョリティにとっても「他人事」ではなくなってきたといえるのではないか。

一方、この議論で指摘されているのは、そのような被害に付け加えてマイノリティを標的とするヘイトスピーチといった表現による自由の侵害を、マイノリティが受けていることであった。すなわち表現による自由の侵害がもたらす被害の不平等性である。この被害の不平等性は、この社会においてどの程度重視されているのだろうか。もちろん社会全体における名誉棄損などによる被害への対応を求める声は、ヘイトスピーチへの対応にとっても「追い風」となっているようにも見える。だが、それはあくまでも一面的なものであり、一般的なものに加えてヘイトスピーチといった表現による自由の侵害が重なることによる被害の二重性への注目は不十分と思われる。それどころか、ヘイトスピーチという表現による自由の侵害は等閑視されたまま、もっぱら一般的な表現による自由の侵害への対応に終始するということが起きうるのではないか。その基底には、マジョリティとマイノリティの非対称な関係を前提とした差別に関する理解不足があると思われる。なお、このような社会の動向は、表現の自由と表現が侵害する自由という議論に帰責されるものでもとよりない。それどころか、この議論はこのよう

現状に対する洞察を提供するものであることを補足しておく。

本稿ではヘイトスピーチと表現の自由に関する議論を、受益圏・受苦圏論に基づいて再検討した。これはヘイトスピーチと表現の自由について、利害関係という視点から捉えることを実質的に意味した。そこで浮き彫りになったのはマジョリティとマイノリティとの間の利益と被害の不公平、不平等であり、一部の議論はそれを見逃していることであった。社会的な事象のすべてを利害関係に還元できるわけではないとしても、マジョリティとマイノリティの関係を把握するうえで利害関係という視点が重要であることを再確認することになったといえる。付け加えると、この利害関係という視点に基づく検討は、ポジショナリティをめぐる議論においても一定の貢献を期待できるだろう。

本稿の議論には積み残したものがある。そのなかでも、マイノリティ属性の多様性を十分に組み込めていないことを指摘しておく。本稿でとりあげたヘイトスピーチは「人種」「民族」「国籍」といった属性への攻撃——レイシズムに起因するものである。だが、ヘイトスピーチには「性（ジェンダー）」といった属性への攻撃——セクシズムに起因するものなども含まれる。つまり複数の属性のマイノリティが存在し、それぞれを標的とした表現による自由の侵害が起こるだけでなく、それらの被害が複雑に重なり合うということを十分に考慮できていない。複数のマイノリティ属性に対する表現による自由の侵害を組み込んだうえで、インターセクショナルリティにも射程を広げた議論の手掛かり（「受苦圏 A」を「受苦圏 A'」「受苦圏 A''」と増やしつつ、受益圏と諸々の受苦圏の関係を考察すること）はすでにあるが、今後の課題とする。

5 参考文献

- 明戸隆浩, 2016, 「表現の自由／表現が侵害する自由——アートはヘイトスピーチとどう向き合うべきか」北田暁・神野真吾・竹田恵子編『社会の芸術／芸術という社会——社会とアートの関係、その再創造に向けて』フィルムアート社: 97-112.
- 明戸隆浩, 2019, 「「自由の侵害の不平等」を是正するために——2018年入管法改定から差別禁止法の必要性をあらためて考える」『現代思想』青土社 47 (5) : 73-82.
- 船橋晴俊, 2001, 「環境問題の社会学的研究」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編『環境社会学の視点』有斐閣: 29-62.
- 梶田孝道, 1988, 『テクノクラシーと社会運動——対抗的相補性の社会学』東京大学出版会.
- 毛利嘉孝・五十嵐泰正, 2015 (2015/10/28), 「「運動」は転換したのか? ——新しい市民社会はどうすれば作り出せるのか (5)」『WEDGE Infinity』
(<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/5457> 2022/1/10 確認)
- 師岡康子, 2013, 『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店.

ポジショナリティの定量的調査に向けて

池田 緑

1. ポジショナリティを調査すること

本研究会では、ポジショナリティについて経験的概念、実証的概念として調査を行うことを基本的な目標の一つに設定している。ポジショナリティは規範概念ではなく、事実概念と考えているからである。ポジショナリティは、個人の外部に存在しなにかの強制力を有する規範や外在的なイデオロギーではない。ポジショナリティは違和感や齟齬、係争などを通じて経験されるものであり、その経験の事実を表現する概念でもある。そういった意味では、ポジショナリティは社会生活のなかでふとした折に感得されるものであり、ハーバート・ブルマーが指摘する感受概念といってもよいだろう（Blumer, 1969=1991: 191-193）。

ポジショナリティが問題化されるのは、具体的には抑圧関係や差別など、権力が存在し作用する場面においてである。したがって、そのような関係性においてポジショナリティの議論は集積されることになる。バーニー・グレイザーとアンセルム・ストラウスが、終末期医療の現場を調査し、死と死にゆくことの情報共有と相互理解をめぐる認識文脈（awareness contexts）という概念を提起したことはよく知られているが、その議論において、彼らは「具体理論（substantive theory）」と「公式理論（formal theory）」という枠組みを提示している。特定の具体的領域（たとえば終末期医療現場における死）を明確に説明可能で、関係者への理解可能性と一般性、概念（変数）の一定の操作可能性（異なる状況への適合可能性）を備え、現象から帰納的に形成された理論が具体理論であり、それが高度に組織だててまとまったものを「統合された具体理論」と呼んでいる（Glaser and Strauss, 1965=1988: 282）。そのような具体理論をうみだす領域が具体領域である。そして、このような具体理論が特定の具体領域を超えて、さらに多様な領域でのデータを蓄積し、比較することで精緻化されたものを「現実に根ざした公式理論（grounded formal theory）」と呼んでいる（Glaser and Strauss, 1965=1988: 287-289）。

groundedという言葉には、たたきあげ、などの含意もあり、たたきあげの理論ということになる。ポジショナリティもまた、その概念の形成過程を考えれば、たたきあげの概念といえる¹。たとえばアメリカ合衆国におけるポジショナリティの議論を検索すれば、教育学や教育社会学分野の論考が突出して多いことがわかる。アメリカの学校には、多様な人種の生徒、教員、学校関係者、保護者などがかかわっていて、さらに人種のみならず、性差、民族、宗教、階層なども交差している。その状況が全米中にあり、毎日授業が行われ、交差が発生している。そこではポジショナリティの相違によって引き起こされる諸問題は、眼前の喫緊の課題である。アメリカ社会においては、ポジショナリティ論において、間違いなく学校（教育）は具体領域であり、ポジショナリティは具体理論として知見が蓄積されてきた（いる）のである²。同様に、ジェンダーやセクシュアリティの領域も具体領域の一つであった。ポジショナリティという用語が現在のような使用法をされるようになったのは、そもそもジェンダーと他の権力関係の交差を分析する過程、構築主義との葛藤を考察する過程であっ

¹ ポジショナリティと感受概念、具体理論、認識文脈との関連については、別稿を準備中であるので、ここでは詳細には立ち入らない。

² 同様のことは、インターセクショナリティの概念についてもいえる。ポジショナリティの議論とインターセクショナリティの議論は、その対象領域がきわめて近いものである。この点についても、現在別項を準備中なので、あらためて論じたい。

た（Alcoff, 1988）³。

そして日本の場合、ジェンダー領域と、日本人と沖縄人の関係（とくに沖縄への基地の集中をめぐる）は、ポジショナリティ論の具体領域であったことは間違いないだろう。もちろん、他の領域でもポジショナリティについての議論はあったが、この2つの領域は、議論の質と量において突出している⁴。その意味で、日本におけるポジショナリティ論が集団の責任を主要なテーマとしてきたことは、これらの具体領域のありようと無縁ではない。少なくともこれらの領域においては、ポジショナリティは具体理論と呼べる内容を備えており、統合された具体理論に変容しうる状態にあると思われる。さまざまな調査によってさらに事例を分析し、データを蓄積することにより、より説明力のある議論が展開可能になるだろう。

私自身、日本人と沖縄人の関係を研究してきたが、女子大学に勤務してからは目の前の学生たちになにか学問的なことを伝えようとする際に、ジェンダーを無視してそれを行っても効果が激減することを実感し、ジェンダー論も学びはじめたという経緯がある。その過程で感じていたことは、この2つの領域の類似性である。もちろん、日本人と沖縄人の関係と、両性の関係はまったく別のものであり、その諸問題が発生してきた社会的文脈も異なっている。にもかかわらず、類似性を感じざるを得ないことがしばしばあった。あれ？これはどこかで聞いた話だな。ああ、沖縄のあの事例とそっくりだな。といった経験である。そして、そういった経験の際には、多くの場合で、ポジショナリティがかかわっている問題であることに気がつくようになった。ポジショナリティへの注目が、領域を超えて事象の解釈を促進した経験である。この私自身の経験から、ポジショナリティは、さまざまな領域での経験を蓄積し、比較することによって、その特徴や議論の射程が精緻化される、すなわち具体理論から「現実に根ざした公式理論」へと発展しうると確信したことが、さまざまな領域の研究者に声をかけて研究会を立ちあげた動機であった。それだけの汎用性と状況説明力が、ポジショナリティという概念には存在していると考えられるのである。そのために、より多くの具体領域において、ポジショナリティという概念を「たたきあげる」ことが必要と考えたのである。

2. ポジショナリティにかんする定量的調査

ポジショナリティは、基本的に権力露現関係（No.1 参照）において、個人のコミュニケーション水準で察知・感得されるものである。それは違和感をともなった割り切れなさといった軽微なものから、明確な認識の齟齬、ときには決定的な係争まで、さまざまな形で経験されるだろう。そういった意味では、ポジショナリティを分析するには、人々の生活世界や意味世界の理解が不可欠となる。したがって、その経験を知るためには定性的調査（自身の経験も含めて）がもっとも適した手法であることは間違いなく。また、そういった経験がテキストとして残されている場合も少なくない。したがって、文献研究も有効な手段となりうる。

それに比べて、定量的調査はポジショナリティをめぐるあれこれを明らかにするには、一見、相性が悪そうに思える。察知や感得といった機微や感受概念を明らかにするには、定量的調査法は向いていないからである。さらにこれらは意識（認識）にかかわる領域であるため、定量的調査では意識項目は事実項目に比べてそれほど大きな差が出にくいという分析手法上の事情もある。またポジショナリティは比較的新しい学術的概念であるため、一般的な用語ではない。そのため、ポジショナリティという言葉を用いて直接なんらかの意識を尋ね

³ このジェンダーと構築主義の葛藤（矛盾）からポジショナリティ概念が発展してきた点については、拙稿（池田, 2016）を参照されたい。

⁴ とくに日本人と沖縄人の関係にかんしては、野村浩也の『無意識の植民地主義』（野村, 2005/2019）以後、ポジショナリティの議論はきわめて盛んに行われている。本研究会に参加している桃原一彦、知念ウシ、高橋哲哉なども代表的論客である。

ることも、ほぼ不可能である。

このように列記すると、ポジショナリティについて定量的調査を行うことは、労多くして功少なし、なんとも割にあわない企てのようにも思える。しかし、ポジショナリティはまだまだ新しい学問概念であり、それが事実性に立脚したものである以上、その事実性を明らかにする方策は、ありとあらゆるものを試す価値がある。早々に定量的調査の適用を諦めるのは、いささか学術的に怠惰な姿勢と思われるのである。たとえそれが茨の道であろうとも、結果として思ったような成果は得られなくとも、その試行錯誤は必要であると考え。ポジショナリティを研究する主要な手法は定性的調査や文献調査であるとしても、たとえ補助的にでも定量的調査によって明らかにできる部分があるのであれば、ポジショナリティを研究する手法をどこまで拡張できるのか、試してみる価値はあるだろう。ポジショナリティを察知・感得・感受する経験そのものは明らかにできなくとも、その結果として、獲得された態度や傾向については、ある程度明らかにできるのではないかと考えられる。

ポジショナリティについて定量的調査を行う際に、大きな課題は2つある。じつはこの2つは密接な関係にあるというか、同じことの表と裏ともいえるものである。1つは、指標の問題である。すでに述べたように、ポジショナリティにまつわるあれこれを、ポジショナリティという用語を使って一般的な調査で尋ねることは、ほぼ不可能である。ポジショナリティを表すもの、ポジショナリティの帰結と定位できるものを探し出し、それを指標とするほか方法はない。当然ながら、性別、年齢、民族、人種、居住地、階層、といったものは、(他の調査の場合と同様に) この指標の候補となるだろう。これらは典型的なフェイス項目であるが、フェイス項目は基本的な社会的属性を表すものであり、その多くは本人の選択の結果ではなく、所与のものであり、被投的な条件である。調査する領域にも依存するだろうが、ある集団関係において、フェイス項目はポジショナリティを表すものとして“流用”することが可能と思われる(もちろん説明変数として)。それらの属性は、本人の選択の結果ではなく、被投的に決められているものであり、また本人の意志では離脱が困難なものも多いからである。さらにこれらの属性は、本人のアイデンティティや帰属意識などとも、基本的には無関係である。たとえば、性別や出自(民族集団など)は本人の意志や選択に関係なく決まっており、またアイデンティティや自己意識とも関係なく外的に定位可能であり、本人の意識によってこの定位を覆すことはきわめて難しい。

考えてみれば、これらはポジショナリティを定位する条件ときわめてよく似ている。似ているというよりも、ポジショナリティを定位する条件そのものであり、同一なのである。つまりフェイス項目のなかには、ポジショナリティの指標としてそのまま使用可能なものが存在するということになる。少しは希望が見えてきたようである。ポジショナリティをフェイス項目で指標化可能なことは、非常に大きな調査上のアドバンテージとなる。少なくとも「あなたのポジショナリティは・・・？」と尋ねる必要はなくなりそうである。

2つ目の課題は、被説明変数におけるポジショナリティの影響の相違をどのように計測するか、という問題である。ポジショナリティに対する意識(ポジショナリティ概念に対する意識)を直接尋ねることはほぼ不可能である。したがって、ポジショナリティが反映されていると推測される行為の事実を尋ねるか、あるいは反映されていると推測される「ある事柄に対する意識や評価」を尋ねるしか方法はない。しかしこの変数関係をそのままポジショナリティの帰結とすることはできない。いうまでもなく、他の変数の影響が考えられるからである。したがって、ポジショナリティの相違があるといえる集団間で比較するという方法を用いる必要がある。同一集団内でポジショナリティへの意識の個人差を計測することは、不可能ではないにしてもきわめて課題の多いことである。しかし、異なるポジショナリティにある人々の間での比較であれば、それほど難しいことではないと思われる。

考えてみれば、これらの方法は一般的な定量的調査においてもしばしば用いられるものである。なんといってもフェイス項目とポジショナリティの性格の近似性は、定量的調査を行う際に大きな要因となる。ポジショ

ナリティの相違のみを際立たせるように、他の変数をコントロールすることにより、相当程度の知見は得られると思われるのである。またポジショナリティをどのフェイス項目と同調させるかを慎重に見極めれば、ポジショナリティを一つの変数として扱って、さまざまな分析手法を用いることが可能と思われる。本研究会では、このような想定に基づいて調査を行った。調査の概要と単純集計結果については、No.13の情報を参照願いたい。ポジショナリティとしては、性別、沖縄県内在住者と沖縄県外在住者、年齢集団、などがはっきりと差異を示すものとして現れているといえる。

3. 第2部の概要

これらの認識をもとに、以下、簡単に第2部の論考を概観したい。

No.9「ジェンダー・ギャップの現状と認識を分けるポジショナリティ」(定松)では、ヴェーバーの価値自由の視点に基づいて、ジェンダーにかかわる「現にあるもの」と「あるべきもの」の差を、ポジショナリティの相違から読み解いている。そこでは、明確に年齢集団と性別集団のポジショナリティが影響していることが示唆されている。とくに業績原理の場における評価の公平性の評価においてこの差は顕著であり、ポジショナリティの相違が意識の相違に相関する様子が確認できたといえる。また「現にあるもの」と「あるべきもの」についても、マジョリティである男性が無頓着・無関心である傾向が指摘されている。これもポジショナリティの相違による経験の帰結と考えられる。本論考では、それらの差を解消するためには政策や立法との関係で論じられる必要性も提示されている。

No.10「沖縄県と沖縄県以外の在住者の集団間に見られる社会問題への認識及び態度の差異」(玉城)では、沖縄県外在住者と沖縄県内在住者という2つの集団について、包括的な比較が行われている。その結果、基地問題にかんしてはすべての項目で大きな差が確認され、ジェンダーや多文化化についてもいくつかの点で差が確認されている。基地問題にかんして大きな差が出ることは、沖縄がおかれている状況、県内在住者と県外在住者との関係などからも予想できることであり、また過去の調査でもその傾向ははっきりしていた。ジェンダーや多文化化については、権利を擁護する方向性で県内在住者の方が県外在住者よりも高くなっている傾向があり、これは沖縄県内在住者の生活経験とのかかわりであるのか、さらに研究すべき論点が提示されているといえる。

No.11「基地問題をめぐる沖縄と日本との関係に関する量的調査からの予備的考察」(桃原)では、沖縄県外在住者は、沖縄の基地問題について態度を留保する傾向があり、基地問題を政治的な対立として捉えつつも差別問題としての認識が弱い傾向があること。結果、問題を構成する当事者として自分自身を捉える認識が希薄であること。一方で、沖縄県内在住者は、基地問題は政治的対立の問題だけではなく、差別の問題として捉える傾向があることが示された。同じ問題に対して、県外在住者は政治のテクニカルな問題、県内在住者は人権や平等の問題として認識している傾向があるということである。この違いは、典型的なポジショナリティの相違の帰結と考えられる。また、域内における性差の影響力の強さについても注目される論点として抽出可能である。桃原自身も指摘しているように、これらの相違については、さらに回答者の出身地や職種、歴史認識との関連性も検討する必要がある、今後の課題を析出したといえるだろう。

No.12「外国人に関する意識のポジショナリティに関する仮説的分析」(定松)では、少々複雑な結果が示されている。外国人への差別意識や権利保障については、帰属集団に規定されるポジショナリティよりも、実際に交流や交際をしているという経験に、意識が関係することが示唆されている。定松はこの状況を「第二次集団的なポジショナリティの影響」としている。この傾向は、とくに中国人や韓国人との関係において顕著であり、経験の重要性が示唆されている。実際に相手を知っているということが、大きな影響を与えているのであ

る。知らないことが、差別や抑圧の条件であるという、以前から差別関係において論じられてきたことが、ポジショナリティの問題として再登場したといえる⁵。その一方で、一般的な権利意識や差別への反応には、属性的なポジショナリティの相違が現れ、またアメリカ人との付き合いの経験も相違をうんでいる。性差や年齢というポジショナリティと密接な属性が、論点ごとに様々な傾向をみせることを、地域的な条件もふまえて分析が行われている。

以上、きわめて簡単にはあるが第2部を概観した。

この調査を元に、この科研の後継課題となる科研（「おわりに」で言及する）において、調査領域と調査対象を拡大した調査を現在準備中であり、さらにポジショナリティについての定量的調査の可能性を探りたい。ぜひ多くの方からのご意見をいただきたいし、同様の試みが様々に試されることを願うものである。

参照文献

- Alcoff, Linda. M, 1988, "Cultural Feminism versus Post-Structuralism: The Identity Crisis in Feminist Theory", *Signs*, Vol.13, No.3: 405-436.
- Bauman, Zygmunt 1989 *Modernity and the Holocaust (1st Edition)*, Polity, (森田典正訳 2021 『近代とホロコースト（完全版）』ちくま学芸文庫)
- Blumer, Herbert 1969 *Symbolic Interactionism: Perspective and Method*, Prentice-Hall, (後藤将之訳 1991 『シンボリック相互作用論—パースペクティブと方法』勁草書房)
- Glazer, Barney G. and Strauss, Anselm 1965 *Awareness of Dying*, Aldine Publishing, (木下康仁訳 1988 『死のアウェアネス理論と看護—死の認識と終末期ケア』医学書院)
- 池田 緑 2016 「ポジショナリティ・ポリティクス序説」『法学研究（慶應義塾大学法学研究会紀要）』89(2): 317-341
- 野村 浩也 2005 『無意識の植民地主義—日本人の米軍基地と沖縄人』御茶の水書房（2019『増補改訂版 無意識の植民地主義—日本人の米軍基地と沖縄人』松籟社）

⁵ ジグムント・バウマンは、エマニュエル・レヴィナスの「顔」という概念を援用しつつ、ナチス時代のドイツでは、ユダヤ人が社会から隔離されるにつれ、ドイツ人社会からユダヤ人の近接性が失われ、そのことによって虐殺が可能になったと指摘しているが（Bauman, 1989=2021: 330-332）、この議論は集団関係における近接性と差別や抑圧のトレードオフ関係を指摘するものである。今回の調査における中国人や韓国人への態度も、このような機序を裏づけるものともいえるだろう。

ジェンダー・ギャップの現状と認識を分けるポジショナリティ

定松 文

1. はじめに

本章では、2019年12月に行った計量調査の結果をもとに、日本においてジェンダーに関する社会規範がポジショナリティによってどのように違うのか、そして社会規範によるジェンダー格差の認知の差を考察する。

日本は、世界経済フォーラムの2021年グローバル・ジェンダー・ギャップ指数レポートにおいて156か国中120位であり、とりわけ経済と政治分野での男女格差が非常に大きい。この指数が表しているのは日本の男女の格差だけではなく、男女の格差を是正すべきこととして積極的に改善を行わない経済・政治分野の権力の問題でもある。すなわち、男女格差という事実と、それを差別的、不平等と考え、是正すべきと認識しているかどうかには差があり、現在、経済分野と政治分野で決定権をもつ層がその格差の維持を支持しているということでもある。それでは、具体的にどのカテゴリーで格差を是正しなくてもよいと思われているのか。

ここでは、第一に、日本のジェンダーに関する考え方が、本人が選ぶことができない、つまり被投性 (thrownness) の属性カテゴリーが何かを分析する。第二に、独立変数となる属性カテゴリーによる「現にある状態」と「あるべき状態 (そうあってほしい状態)」の差を析出することで、日本のジェンダー規範の様相を示したい。留意すべき点としては、ジェンダーにおける差別意識を形成する被投性 (thrownness) として、学歴や収入は、非正規雇用を含め日本型雇用のため、他の独立変数より強くは出ないのではないかという点である。他の研究でも明らかのように、配偶者をもつ女性は配偶者の所得や社会階層に準じた経済資本と社会階層意識を持ちやすい傾向にある (橋本 2003; 2006)。今回、本人収入と世帯収入を別に聞いているが、女性の社会意識に差が出るかどうかはわからない。

2. 日本におけるジェンダー格差と差別的な法律

最初に、日本の男女格差に関する状況を確認したい。前述したように、2021年の日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数は120位と低い位置にあり、政治的分野では最下位から9番目の147位である。家父長制的ジェンダー規範が根強く、ジェンダー平等の法律の実効性も乏しいと言われている。2012年12月に発足した第二次安倍政権によって「女性活躍」が打ち出されたが、女性就業者の多くは飲食・接客サービスの非正規職であり、コロナ禍において失業や無償の再生産労働の過剰負担などでその就業率の増加は失われている。内閣府男女共同参画局 (コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 (第4回) 2020/11/16 「コロナ下の女性への影響について【追加・アップデート】」) によれば、雇用者数は、男女とも2020年4月に大幅に減少し、特に女性の減少幅が大きい (男性: 32万人減、女性: 74万人減)。非正規雇用労働者の減少幅が大きく、特に女性の非正規雇用労働者の減少幅が大きい (2020年9月前年同月比 男性非正規: 50万人減、女性非正規: 73万人減)。自殺者は年齢階級別の前年同月差を見ると、2020年7月以降、女性は概ね全年代で増加している (2020年10月の

女性の自殺者数は 851 人（速報値）。

また、立法機関の低い女性比率、罰則規定のない法など、男女格差の是正を阻む制度上の大きな問題がある。1996 年から法改正するように審議会が答申していた「選択的夫婦別氏」制度に関しても 2022 年になった今も実現できない。結婚可能年齢は女性 16 歳、男性 18 歳と、男性より 2 歳下の中等教育期間中に定められたままである。また同性婚も認められておらず、婚姻に関する権利はジェンダー差が大きい。そして、刑法の性犯罪規定が「同意の有無」を中核にしておらず、経口避妊薬の認可も遅れ、1994 年の国連国際人口開発会議で提唱され、2016 年国連女性差別撤廃委員会が日本政府に配偶者の同意要件そのものの撤廃を勧告しているように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という点からも日本の女性の権利は補償されている状態とは言えない。

各公的機関の部署での女性比率 30%目標を 2030 年に先延ばし、上記のような男女平等な制度を作らせない権力も根強く、そうした状況を是とする社会意識として一部に根付いていることも否定できないだろう。

さらに 1970 年代の経済成長期における男性片働き世帯の主流化によって、現実の格差は残しつつも、日本国籍をもつ正規職の男性を中核とした経済・社会保障システムの成立が、専業主婦としてその世帯に組み込まれなければ脆弱な生活基盤にならざるを得ない状況も作り出されている。国連女子差別撤廃条約を批准するため 1985 年に男女雇用機会均等法が成立したが、同時期に政府は派遣法、年金の第 3 号被保険者制度、配偶者控除の法律を成立させ、女性には男性と同等な労働をさせない、したとしても賃金を低くすることができる制度も作られた。日本は労働分野でいくつかの制度的変遷をたどりながらも、その中核には日本国籍をもつ正規職の男性が存在し、女性であれ、植民地出身者であれ、外国人であれ、それ以外は自立を奪われ、収奪の対象、差別の対象になる傾向あるということだ。

3. 調査の結果と分析

3-1. 重回帰分析

それでは、2019 年に実施した定量調査「日本における社会的多様性に関する意識調査」をもとに、ジェンダー規範を規定する要因を検討したい。29 の質問の中でジェンダーに関する質問は 5 つあり、女性の働き方や社会的地位に関する考え方（Q1）、社会的評価のジェンダー差認識（Q2）、ジェンダー平等関連の施策に関する評価（Q3）、性犯罪に関する改正刑法への評価（Q4）、1 日の家事等に費やす時間（Q5）を聞いた。

重回帰分析により、ジェンダー項目に関しては年代と性別との関連が高いことが明らかになっており（表 9-1、表 9-2、表 9-3）、ここでは性別によるジェンダー項目に関する差を確認したい。

表 9-1. 女性の働き方と地位に関する重回帰分析

	家事・育児 に専念	仕事継続	家事労働	保育士	保育士 男女同数	介護士	介護士 男女同数	非正規より 正規	同程度 収入	管理職 男女同数
Q25 本人学歴	0.369	0.051	0.472	0.972	0.6180	0.2730	0.1510	0.033	0.5670	0.8190
Q26 本人職業	0.265	0.048	0.084	0.102	0.7390	0.9450	0.2890	0.067	0.8820	0.7820
Q28 世帯年収	0.397	0.947	0.135	0.068	0.5290	0.4530	0.4080	0.385	0.5760	0.4630
性別	0.20	0.001	0.809	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.031	0.0000	0.0000
年代	0.040	0.002	0.0006	0.009	0.012	0.000	0.9614	0.004	0.0801	0.2311

表 9-2. 女性や男性に関する考え方に関する重回帰分析

	「らしさ」 への違和感	「らしさ」 は戦略	男性上司 説得力	男性教員 説得力	職場男性 高評価	学校男性 高評価	職場男性 優遇	学校男性 優遇	性別による 人生の違い	人生の選択 性別関係
本人学歴	0.4910	0.3150	0.4940	0.1570	0.0970	0.2350	0.3250	0.480	0.229	0.082
本人職業	0.0770	0.0460	0.5270	0.3400	0.0140	0.1010	0.0000	0.067	0.007	0.144
世帯年収	0.4130	0.3400	0.4260	0.9220	0.1600	0.8410	0.4990	0.472	0.249	0.325
性別	0.0000	0.0340	0.1870	0.5500	0.0000	0.0140	0.0010	0.017	0.819	0.016
年代	0.0108	0.089	0.0001	0.0014	0.0000	0.0000	0.0000	0.000	0.099	0.010

表 9-3. 日本におけるジェンダー平等関連の施策

	女性議員 比率	男性育児休 暇義務化	女性管理職 比率義務化	夫婦別姓	同性婚	性犯罪の厳 罰化
本人学歴	0.2620	0.2380	0.4150	0.009	0.8060	0.5280
本人職業	0.6780	0.1760	0.0140	0.023	0.6690	0.4930
世帯年収	0.2810	0.5090	0.1510	0.609	0.5600	0.5050
性別	0.0050	0.3900	0.0000	0.001	0.0000	0.0000
年代	0.0002	0.0064	0.6929	0.7040	0.0000	0.0001

3-2. 女性の就労と社会的地位に関する態度

女性の働き方や社会的地位に関する考え方に関しては、男女によって異なる回答が見られ、女性が性別による役割・職業分類を否定するのに対して、男性は性別役割分業に肯定的な傾向がみられた(表9-4)。

女性は保育士職を必ずしも女性に向いている職とは思っていないにもかかわらず、男性が「女性に向いている」と思いがちなこと、一方で収入や管理職に関する男女平等に関して女性が求めているのに対して、男性はそれほど平等化を強く求めていることが明らかになった。ただし、男女同数の管理職に関しては、25～29歳の男性の43.9%が「そう思う」と答えており、徐々に変化が表れているのかもしれない。

一方、介護に関しては介護保険法成立から20年以上がたち、現実として女性が多く介護職に就いているが、職業として性別を問わなくなっているとわかる。すなわち、介護の社会化および介護という逃れられない被投性がジェンダー平等の社会的認識を生み出しているといえるかもしれない。

表9-4 男女別女性の働き方や社会的地位のクロス集計 (実数省略、%のみ)

		う そ う 思	う や 思 や う そ	え と ど な も ち い い ら	わ そ あ な う ま い 思 り	わ そ な う い 思
1.仕事より、家事や育児に専念	男性	5.8	12.2	31.8	30.0	20.2
	女性	4.4	10.2	35.8	27.0	22.6
2.女性は一生仕事を続けたほうがいい	男性	5.2	15.4	55.2	15.8	8.4
	女性	8.2	21.4	48.4	15.2	6.8
3.家事労働は女性に向いている	男性	5.4	26.2	44.6	12.8	11.0
	女性	3.6	25.2	46.2	16.2	8.8
4.保育士は女性に向いている	男性	10.8	40.8	30.8	9.0	8.6
	女性	5.4	25.2	46.2	13.8	9.4
5.保育士は女性と男性と同程度の割合になることはいいことだ	男性	13.2	24.0	43.6	13.4	5.8
	女性	17.0	37.2	33.2	9.0	3.6
6.介護士は女性に向いている	男性	4.8	15.6	53.0	17.0	9.6
	女性	2.4	8.8	48.8	25.8	14.2
7.介護士は女性と男性と同程度の割合になることはいいことだ	男性	11.6	33.0	40.2	9.2	6.0
	女性	20.6	38.6	32.6	5.2	3.0
8.非正規職より正規職の女性が増えたほうがいい	男性	25.4	29.8	34.6	5.0	5.2
	女性	28.6	31.8	33.0	3.8	2.8
9.女性の収入が男性と同程度になるのはいいことだ	男性	29.4	37.2	24.6	4.0	4.8
	女性	46.6	32.8	13.8	3.6	3.2
10.女性の管理職や取締役が男性と同程度になることはいいことだ	男性	24.4	38.8	28.0	3.6	5.2
	女性	42.4	32.0	19.6	3.0	3.0

社会的評価のジェンダー差認識に関して、明らかに男女差が出たのは、職場における男性の優遇や高評価であり、女性がそれを強く感じている(表 9-5)。また学校においては職場よりやや低い、男性の高評価と優遇を女性は感じ取っている。優遇される側がその社会におけるポジションとして不平等に対して鈍くなりやすいことを示しているともいえる。

表 9-5 男女別社会的評価のジェンダー差認識 (実数省略、%のみ)

		うそ う 思	うや 思や うそ	えとど なもち いいら	わそあ なうま い思り	わそ なう い思
1. 女性らしさ、あるいは男性らしさを求められたときに違和感をもつ	男性	8.0	17.4	37.4	24.4	12.8
	女性	9.2	26.8	37.2	22.0	4.8
2. 女性らしさ、あるいは男性らしさを身に着けることは、生きる上での戦略として必要である	男性	11.4	33.4	40.0	8.6	6.6
	女性	10.6	40.4	36.4	9.4	3.2
3. 女性上司より男性上司の言うことのほうが説得力があると感じる	男性	3.4	11.6	49.2	21.0	14.8
	女性	2.6	11.0	44.4	26.6	15.4
4. 女性教員より男性教員の言うことのほうが説得力があると感じる	男性	2.2	5.6	54.4	21.8	16.0
	女性	2.0	8.6	45.8	27.2	16.4
5. 職場において女性より男性のほうが高く評価されていると感じる	男性	9.4	28.6	39.2	14.6	8.2
	女性	18.0	34.6	31.8	9.8	5.8
6. 学校において女性より男性のほうが高く評価されていると感じる	男性	5.0	16.2	49.0	17.4	12.4
	女性	7.6	19.2	48.2	18.4	6.6
7. 職場において女性より男性のほうが優遇されていると感じる	男性	8.0	24.0	42.2	16.8	9.0
	女性	15.2	30.6	35.2	13.4	5.6
8. 学校において女性より男性のほうが優遇されていると感じる	男性	4.2	14.6	49.6	19.0	12.6
	女性	7.0	15.6	52.0	18.2	7.2
9. 性別によって人生が違うのは当然のことだと思う	男性	16.4	30.8	35.2	8.8	8.8
	女性	16.0	30.4	34.4	11.6	7.6
10. 人生において自分の選択と性別は関係があると思う	男性	13.8	31.8	37.0	8.6	8.8
	女性	16.4	34.8	32.8	10.2	5.8

表 9-6 のジェンダー平等関連の施策に関する評価に関しては、女性がすべての項目で制度化や義務化に肯定的であったが、男性の育休に関してのみ、男性の方が「そう思う」の比率がわずかながら高くなっている。男性の年代でみると 18～19 歳で 29.0%、20～24 歳で 25.0%、25～29 歳で 24.4%、30～34 歳で 29.3%と高い比率で「そう思う」と回答しており、当事者性というポジショナリティが出た結果と言える。

表 9-6 男女別ジェンダー平等関連の施策に関する評価 (実数省略、%のみ)

		うそ う 思	うや 思や うそ	えとど なもち いいら	わそあ なうま い思り	わそ なう い思
1.女性の議員の比率を上げていくべきだ／上げることは望ましい	男性	20.8	34.2	34.8	5.8	4.4
	女性	23.2	37.0	35.6	2.6	1.6
2.男性の育児休暇取得を法律で義務化すべきだ	男性	17.6	28.6	38.0	9.6	6.2
	女性	17.0	30.6	39.6	9.4	3.4
3.大企業においては、女性の管理職比率を設定し、法律で義務化すべきだ	男性	7.4	17.6	49.8	14.2	11.0
	女性	9.6	23.0	51.0	13.0	3.4
4.夫婦別姓を法律で認めるべきだ	男性	16.4	22.0	40.0	11.0	10.6
	女性	17.8	26.2	44.2	7.8	4.0
5.同性婚を法律で認めるべきだ	男性	17.6	23.4	40.8	8.6	9.6
	女性	25.4	29.2	35.6	6.0	3.8

性犯罪に関する改正刑法への評価に関しては、女性が「そう思う」66%、「ややそう思う」17.8%と 8 割以上「性暴力を受けた場合、「同意のない性行為」は犯罪であるとして、性犯罪を厳罰化にすべきだ」に賛成している。その一方で、男性は 71.8%にとどまり、「どちらともいえない」を 4 分の 1 弱が選択し、判断を避けている (表 9-7)。

表 9-7 男女別性犯罪に関する改正刑法への評価 (実数省略、%のみ)

	うそ う 思	うや 思や うそ	えとど なもち いいら	わそあ なうま い思り	わそ なう い思
男性	47.6	24.2	24.2	2.4	1.6
女性	66.0	17.8	13.6	1.0	1.6

1日の家事等に費やす時間においても男女差は大きく見られた(表9-8)。料理、洗濯をしていない男性は、39.4%、35.6%と高い比率を占め、女性の家事時間数が比較的長く、家庭内の性別役割がまだ根強く存在しているということがうかがえる。

表9-8 男女別1日の家事等に費やす時間

		以て一日以上の時間中	間以て二日以上の時間中	間以て一日以上の時間中	間以て三日以上の時間中	分以て一日以上の時間中	未だ一日以上の時間中	していない
1.料理	男性	4.6	3.6	8.4	15.4	15.8	12.8	39.4
	女性	12.8	17.4	31.4	18.0	5.4	4.8	10.2
2.掃除	男性	2.4	1.8	6.0	13.6	25.2	28.2	22.8
	女性	2.2	4.4	17.2	28.4	22.2	17.0	8.6
3.洗濯	男性	2.2	2.6	6.4	14.6	21.2	17.4	35.6
	女性	2.6	3.6	21.6	33.8	22.4	6.6	9.4
4.育児	男性	2.6	3.4	8.2	7.0	6.0	3.4	69.4
	女性	11.8	4.0	5.2	4.0	2.2	2.8	70.0
5.介護	男性	2.8	1.6	2.6	3.4	2.4	2.8	84.4
	女性	1.4	1.0	2.6	2.6	1.8	2.6	88.0
6.買物	男性	2.4	3.2	12.2	25.4	20.6	13.6	22.6
	女性	2.6	4.6	23.4	31.4	21.4	7.6	9.0

3-3. 家事等や育児・介護との相関

これまで、男女別でジェンダー項目について結果を考察してきたが、ここで行為や被投性の影響について相関分析から考えたい。

表 9-9 家事行為等別女性の働き方と地位に関する考え方

		女性は仕事より、家事や育児に専念	女性は一生仕事を続けたほうがいい	家事労働は女性に向いている	保育士は女性が向いている	保育士は女性と男性と同程度の割合	介護士は女性が向いている	介護士は女性と男性と同程度の割合	非正規職より正規職の女性が増えたほうがいい	女性の収入が男性と同程度になるのはいいことだ	女性の管理職や取締役が男性と同程度
料理	Pearson の相関係数	0.059	0.07	0.069	-0.059	-0.012	-0.002	-0.019	0.041	0.056	0.06
	有意確率(両側)	0.104	0.055	0.058	0.106	0.749	0.953	0.594	0.265	0.126	0.102
掃除	Pearson の相関係数	0.049	0.009	0.02	-0.051	-0.001	-0.008	-0.059	-0.005	-0.018	-0.015
	有意確率(両側)	0.151	0.797	0.569	0.14	0.971	0.825	0.085	0.874	0.601	0.662
洗濯	Pearson の相関係数	0.058	0.038	0.028	-0.05	-0.019	-0.018	-0.042	0.013	0.009	0.004
	有意確率(両側)	0.104	0.296	0.435	0.161	0.607	0.608	0.238	0.711	0.812	0.901
育児・子どもの世話	Pearson の相関係数	-0.068	-0.069	0.016	-0.042	0.031	-0.031	0.083	-0.013	0.048	0.048
	有意確率(両側)	0.24	0.234	0.784	0.467	0.591	0.589	0.149	0.824	0.401	0.408
介護	Pearson の相関係数	0.059	0.075	0.128	0.161	-0.015	0.127	0.023	0.041	-0.039	-0.047
	有意確率(両側)	0.491	0.381	0.136	0.06	0.862	0.14	0.786	0.631	0.648	0.583
買い物	Pearson の相関係数	-0.005	0.007	-0.054	-0.034	0.004	-0.044	-0.026	0.039	0.013	0.025
	有意確率(両側)	0.877	0.829	0.115	0.321	0.918	0.2	0.455	0.26	0.698	0.471
有パートナーダミー	Pearson の相関係数	-0.004	0.042	0.049	.067*	-0.053	.064*	0.023	0.053	0.023	0.032
	有意確率(両側)	0.898	0.186	0.119	0.034	0.095	0.044	0.47	0.096	0.462	0.306
子もちダミー	Pearson の相関係数	-0.012	.089**	.110**	.084**	-.083**	.081*	-0.023	0.054	0.03	0.052
	有意確率(両側)	0.698	0.005	0	0.008	0.009	0.01	0.461	0.091	0.341	0.101
育児対象者ありダミー	Pearson の相関係数	0.001	0.056	.068*	0.05	0.037	0.038	0.045	0.031	0.058	.080*
	有意確率(両側)	0.964	0.075	0.032	0.112	0.238	0.228	0.156	0.333	0.068	0.011
介護対象者ありダミー	Pearson の相関係数	0.037	0.045	.069*	0.061	0.014	.072*	.067*	0.06	-0.027	-0.008
	有意確率(両側)	0.244	0.154	0.03	0.053	0.655	0.022	0.034	0.056	0.392	0.802

表 9-9 のように「子どもがいる(子もちダミー)」ことと「女性は一生仕事を続けたほうがいい」「家事労働は女性に向いている」「保育士は女性が向いている」との相関、「保育士は女性と男性と同程度の割合」との負の相関が高い。子どもがいるほうが、保育士に対して性別の適性を求めやすい傾向だろうか。

表 9-10 家事行為等別社会的評価のジェンダー差認識

		女性らしさ、あるいは男性らしさを求められたときに違和感	女性らしさ、あるいは男性らしさを身に着けることは、生きる上での戦略	女性上司より男性上司の言うことが説得力がある	女性教員より男性教員の言うことが説得力がある	職場において女性より男性のほうが高く評価されている	学校において女性より男性のほうが高く評価されている	職場において女性より男性のほうが高く評価されている	学校において女性より男性のほうが高く評価されている	性別によって人生が違ふのは当然のことだ	人生において自分の選択と性別は関係がある
料理	Pearson の相関係数	.109**	0.065	.082*	.097**	.084*	.095**	.132**	.112**	0.023	0.052
	有意確率 (両側)	0.003	0.076	0.024	0.008	0.021	0.009	0	0.002	0.526	0.154
掃除	Pearson の相関係数	.119**	0.033	0.043	.068*	0.067	.127**	.134**	.098**	0.003	-0.025
	有意確率 (両側)	0.001	0.341	0.208	0.047	0.051	0	0	0.004	0.922	0.462
洗濯	Pearson の相関係数	.104**	0.035	0.056	.074*	0.066	.096**	.114**	.071*	0.043	-0.012
	有意確率 (両側)	0.004	0.333	0.117	0.039	0.065	0.007	0.002	0.049	0.228	0.747
育児・子どもの世話	Pearson の相関係数	.121*	.131*	-0.024	0.031	0.097	0.038	0.079	0.055	.130*	0.073
	有意確率 (両側)	0.036	0.023	0.682	0.594	0.091	0.509	0.172	0.341	0.024	0.206
介護	Pearson の相関係数	0.112	0.154	0.033	0.118	0.118	.186*	.189*	0.064	-0.118	-0.012
	有意確率 (両側)	0.191	0.073	0.703	0.168	0.17	0.029	0.027	0.455	0.171	0.891
買い物	Pearson の相関係数	.081*	0.013	0.028	.077*	0.058	0.066	.110**	0.059	-0.017	-0.002
	有意確率 (両側)	0.019	0.697	0.409	0.025	0.094	0.055	0.001	0.086	0.632	0.962
有パートナーダミー	Pearson の相関係数	-0.053	.088**	.105**	.067*	.117**	.101**	.084**	.088**	0.025	0.046
	有意確率 (両側)	0.096	0.005	0.001	0.033	0	0.001	0.008	0.006	0.43	0.148
子どもダミー	Pearson の相関係数	-0.022	0.018	.116**	.081*	.071*	.086**	.089**	.104**	-0.004	-0.008
	有意確率 (両側)	0.49	0.574	0	0.011	0.026	0.006	0.005	0.001	0.9	0.801
育児対象者ありダミー	Pearson の相関係数	0.022	.089**	0.042	0.023	0.004	0.02	0.002	0.026	0.023	0.043
	有意確率 (両側)	0.494	0.005	0.19	0.464	0.906	0.533	0.949	0.419	0.47	0.176
介護対象者ありダミー	Pearson の相関係数	0.026	-0.001	0.003	0.022	0.029	0.015	0.028	0.023	0.005	.065*
	有意確率 (両側)	0.417	0.977	0.918	0.487	0.365	0.633	0.374	0.471	0.873	0.041

表 9-10 は家事行為等別社会的評価のジェンダー差認識の相関係数を示した表である。「女性の働き方と地位」とは異なり、「料理」「パートナーがいること(「有パートナーダミー」)」との相関が高く、「掃除」「洗濯」「子どもあり」においても比較的相関が高い項目が多い。先の表 9-8 でみたように女性が「料理」「洗濯」をより多く負担していることから、女性との相関が高いと解釈できるが、男性の優遇や評価が高いことを生産労働に「専念できるから」と感じているからだろうか。ここでは詳しくはわからないが、もともと男性が多いためか、長時間労働なのか、職場慣行なのか、何によって男性の優遇や評価が高いと思うのか、男女の待遇格差を是正するためには今後分析を深める必要がある。

表 9-11 は家事行為等別日本におけるジェンダー平等関連の施策の賛否の相関係数を示している。「パートナーがいる人」の方が、性犯罪の厳罰化をもとめ、「介護をしている人」が男性の育休の義務化を求める傾向があるのは、それぞれの立場から必要性をより感じているということではないだろうか。

表 9-11 家事行為等別日本におけるジェンダー平等関連の施策の賛否

		女性の議員の比率を上げていくべきだ/上げることは望ましい	男性の育児休暇取得を法律で義務化すべきだ	大企業においては、女性の管理職比率を設定し、法律で義務化すべきだ	夫婦別姓を法律で認めるべきだ	同性婚を法律で認めるべきだ	性犯罪の厳罰化
料理	Pearson の相関係数	0.067	0.062	.091*	0.011	0.05	.116**
	有意確率 (両側)	0.065	0.091	0.012	0.77	0.168	0.001
掃除	Pearson の相関係数	0.037	0.008	.088*	-0.006	0.012	0.01
	有意確率 (両側)	0.286	0.814	0.011	0.87	0.725	0.773
洗濯	Pearson の相関係数	0.05	0	.105**	-0.048	-0.029	0.07
	有意確率 (両側)	0.162	0.995	0.003	0.185	0.422	0.05
育児・子どもの世話	Pearson の相関係数	.129*	.116*	.144*	-0.011	0.104	.144*
	有意確率 (両側)	0.025	0.044	0.012	0.849	0.071	0.012
介護	Pearson の相関係数	0.04	.258**	0.114	0.137	.215*	0.12
	有意確率 (両側)	0.644	0.002	0.184	0.111	0.012	0.164
買い物	Pearson の相関係数	0.038	0.043	0.049	-0.027	-0.035	.077*
	有意確率 (両側)	0.275	0.215	0.154	0.435	0.308	0.025
有パートナーダミー	Pearson の相関係数	0.054	-0.055	0.013	-.081*	-.088**	.093**
	有意確率 (両側)	0.086	0.082	0.692	0.011	0.005	0.003
子もちダミー	Pearson の相関係数	0.046	-0.031	0.032	-.064*	-.115**	.078*
	有意確率 (両側)	0.142	0.334	0.306	0.044	0	0.014
育児対象者ありダミー	Pearson の相関係数	0.031	0.059	0.048	0.02	.096**	0.025
	有意確率 (両側)	0.335	0.06	0.129	0.521	0.002	0.423
介護対象者ありダミー	Pearson の相関係数	-0.034	0.03	-0.022	0.018	0.023	0.042
	有意確率 (両側)	0.277	0.336	0.483	0.572	0.472	0.18

4. まとめ

以上みてきたように、日本においては、ジェンダー格差は依然として存在している。年齢と性別という要因が学歴や職業より有意差を示していることは、日本が業績主義より属性主義の社会構造であり、ジェンダーによる差別が根強いことをよく示している。そして、それは、男性というマジョリティが、女性の管理職比率 30%が達成されないにもかかわらず、男性のほうが優遇されていると認識していない、家事負担率が低いにもかかわらず、その分生産労働に専念できて評価されていることを優位と認識していないという傾向も推測できる。

社会的評価のジェンダー差認識は、「現にあるもの」と「あるべきもの」の差を明確に示している。特に職場において男性のほうが優遇されている/評価されていると感じているのは、30

代以上の女性であり、男性はそれほど感じていない。男性という優位な立場に立っているマジョリティは、マイノリティの「現におかれている状況」に鈍感であり、「あるべき状態」に関心にもふるまえる。彼らは無意識のバイアスを持ち、先に挙げたジェンダー不平等な状況を「問題ない」と社会的に再生産しているといえる。

一方で、35歳以下の男性が男性育休の義務化を強く求めていること、介護職の性別役割分業観がなくなりつつあるといった点から、性別役割分業をなくすことやジェンダー平等に基づいた法律にすることは、既存の権力関係によって規定されたポジショナリティそのものを変更するために有効ではないかと考える。

参考文献

- 橋本健二, 2003, 『階級・ジェンダー・再生産——現代資本主義社会の存続メカニズム』東信堂.
- , 2006, 『階級社会——現代日本の格差を問う』, 講談社・講談社選書メチエ.
- 警察庁, 2020, 「令和2年の月別自殺者数について(12月末の速報値)」
[<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R02/202012sokuhouti.pdf>]
(2021年2月18日閲覧).
- 文部科学省, 2020, 「関係学科別 学生数」『学校基本調査』令和2年度 高等教育機関《報告書掲載集計》.
- 内閣府男女共同参画局, 2020, コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会(第4回)
2020/11/16 「(資料1) コロナ下の女性への影響について【追加・アップデート】」
[<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/siryo/pdf/4-1.pdf>] (2021年2月18日閲覧).
- 日本弁護士連合会) 2019 「裁判官数・検察官数・弁護士数の推移」
[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2019/1-3-4_2019.pdf](2021年2月18日閲覧).
- World Economic Forum, 2020, *Global Gender Gap Report 2020*
[http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf] (2021年2月18日閲覧).

沖縄県と沖縄県以外の在住者の集団間に見られる社会問題への認識及び態度の差異

玉城 福子

1.はじめに

本章では、「日本における社会的多様性に関する意識調査」のデータを使用したクロス集計表から、様々な社会問題への認識や態度について、沖縄県と沖縄県以外の地域で暮らす2つの集団間の差異を検討する。この2つの集団には、社会問題への認識や態度に違いはあるのだろうか。違いが見られる場合、それはどのような差異であろうか。米軍基地問題をめぐる態度や意見について中心的にみた後、ジェンダーをめぐる問題や多文化共生に関する態度についても確認したい。

2.米軍基地をめぐり経験及び意識の相違

2-1.米軍基地の身近さ

米軍基地問題への態度や意見について検討する前に、この2つの集団が暮らす環境が大きく異なる点を確認したい。米軍基地問題をめぐっては、日本国内において、沖縄県に米軍基地が集中していることが指摘されてきた。本調査では、自身が住んでいる地域に米軍基地があるかどうかを尋ねている。2つの変数間には、1%水準で有意な関連があり、CramerのVは0.63であることから相当な強い関連があると言える。表10.1で示す通り、沖縄県では、「同じ市町村に存在する」が44.3%、「近隣の市町村に存在する」が34.7%であり、79.0%の人が同じ市町村か近隣の市町村に米軍基地が存在していると回答している。逆に、沖縄県以外の地域の人では、「存在しない」が78.4%の人が同じ市町村あるいは近隣の市町村に米軍基地は存在しないと回答している。

表 10.1 Q8 住まいの地域の米軍基地

	同じ市区町村 に存在する	近隣の市区町 村に存在する	存在しない	わからない	合計
沖縄	133 44.3%	104 34.7%	56 18.7%	7 2.3%	300 100.0%
それ以外	32 4.6%	76 10.9%	549 78.4%	43 6.1%	700 100.0%
合計	165 16.5%	180 18.0%	605 60.5%	50 5.0%	1000 100.0%

カイ2乗値（自由度）=397.421（3）， $p < 0.01$ ，CramerのV=0.63

沖縄県における市町村別の米軍基地の専有面積を示す既存の統計データでも、面積の大小はあるが、沖縄県の41市町村のうち21市町村に米軍基地があることが示されており、本調査

の沖縄在住の人々の回答の傾向も既存のデータと相違ないものになっている(沖縄県知事公室基地対策課 2021)。また、沖縄県には、全国の米軍施設・区域の面積の19.1%、米軍専用施設に限ると70.3%が存在しており、沖縄県とその他の地域を比較した場合に、住民にとって米軍基地の身近さには大きな違いがあると言える(沖縄県知事公室基地対策課 2021)。以上のように、全国的にみれば、米軍基地施設が沖縄県に集中しており、沖縄県内でみても半数程度の市町村に米軍基地が存在している。こうした既存のデータから、沖縄県とそれ以外の地域の人々では、米軍基地の身近さが異なることが予想されたが、今回の調査の回答者にも同様の傾向が表れているとまとめることができる。

2.2 米軍基地をめぐる関心の度合い

では、米軍基地の身近さという点で大きく異なる経験をしている2つの集団の間には、米軍基地をめぐる認識については差異が見られるであろうか。結論を先取りするのであれば、米軍基地問題に関する関心の度合いは、沖縄県とそれ以外の地域では大きく異なる傾向が示された。関心の度合いを示す2つの質問項目への回答の結果を見てみよう。

はじめに、安全保障条約と米軍基地に関連するもののうち「沖縄における米軍基地問題に関心があるほうだ」という設問について検討する。その結果は、表10.2に示す通りであるが、2つの変数間には、1%水準で有意な差があり、CramerのVは0.45であることから強い関連があると言える。この設問に対して、沖縄県の方は、「そう思う」が43.0%で、沖縄県以外の方は9.4%であり、沖縄県の方が強い関心を寄せているのに対して、沖縄県以外の地域の方の関心の薄さが表れている。その差も33.6ポイントと大きい。さらに、「そう思う」では、沖縄県の方が35.3%、沖縄県以外の方が26.3%である。「そう思う」と「ややそう思う」を足した割合は、沖縄県の方で78.3%、それ以外の地域の方で35.7%であり、42.6ポイントと2つの集団間の差は大きくなる。また「どちらともいえない」と答えた割合は、沖縄県で15.3%であるのに対し、沖縄県以外で43.3%と沖縄県の2倍以上の回答となっている。

表 10.2 Q6 安全保障条約と米軍基地 b)沖縄における米軍基地問題に関心があるほうだ

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	129 43.0%	106 35.3%	46 15.3%	9 3.0%	10 3.3%	300 100.0%
沖縄以 外	66 9.4%	184 26.3%	303 43.3%	110 15.7%	37 5.3%	700 100.0%
合計	195 19.5%	290 29.0%	349 34.9%	119 11.9%	47 4.7%	1000 100.0%

カイ2乗値(自由度) = 204.546 (4), $p < 0.01$, CramerのV = 0.45

次に、「選挙の際に候補者の米軍基地に対する態度を考慮して投票するか」を尋ねた設問を見てみよう。表10.3だが、2つの変数間には1%水準で有意な差があり、CramerのVは0.37であることから強い関連があると言える。沖縄県の方では、「そう思う」が26.0%、「ややそう

思う」が 24.0%であり、2つの合計は 50.0%になる。また、沖縄県の人で「あまりそう思わない」が 7.3%、「そう思わない」が 5.3%であり、2つの合計は 12.6%である。一方、沖縄県以外の人では、「そう思う」4.9%、「ややそう思う」13.3%であり、2つの合計は 18.2%と2割に満たない。また、「あまりそう思わない」が 17.6%、「そう思わない」が 12.6%であり、2つの合計は 30.2%であり、沖縄県の人よりも 17.6%ポイント高い。また、「どちらともいえない」は、沖縄県の人で 37.3%であるのに対し、沖縄県以外の地域の人で 51.7%であり、態度保留が高いのも沖縄県以外の人の特徴である。

表 10.3

Q6 安全保障条約と米軍基地 d)選挙の際に候補者の米軍基地に対する態度を考慮して投票する

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	78 26.0%	72 24.0%	112 37.3%	22 7.3%	16 5.3%	300 100.0%
沖縄以 外	34 4.9%	93 13.3%	362 51.7%	123 17.6%	88 12.6%	700 100.0%
合計	112 11.2%	165 16.5%	474 47.4%	145 14.5%	104 10.4%	1000 100.0%

カイ2乗値（自由度）=133.349（4）， $p < 0.01$ ，Cramer の $V=0.37$

上述したように、米軍基地に関する関心の度合いは、2つの集団間で大きく異なることが確認できた。米軍基地について認識等を聞く一連の質問への回答傾向として注目に値するのが、沖縄県以外の地域の人々が「どちらともいえない」と回答する割合が高い点である。つまり、沖縄県と沖縄県以外の地域の人々を比較すると、沖縄県以外の地域の人々は、態度を保留する傾向がより強く出ている。この傾向は、米軍基地についての認識をめぐる全ての質問項目への回答傾向として例外なく当てはまっている。これらは、沖縄県以外の人々の米軍基地問題への無関心の表れと解釈することができる。

2.3 日米安全保障条約や米軍基地の賛否

では、日米安全保障条約や米軍基地をめぐる賛否では、大きな違いは出ているのであろうか。先行研究では、沖縄県在住の人々は、軍事・戦争といった問題に対する態度についていわゆる「リベラル」な傾向が強いことが指摘されている（比嘉 2012）。

まず、「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っている」かを尋ねた設問を見てみよう。表 10.4 だが、2つの変数間には、1%水準で有意な差があり、Cramer の V は 0.19 であることから関連があると言える。沖縄県の人では、「そう思う」が 16.0%、沖縄県以外の人で 16.1%であり、差異は見られない。しかし、「ややそう思う」では、沖縄県が 28.3%であり、沖縄県以外で 38.0%と 9.7 ポイントの差が見られる。また、沖縄県の人で「あまりそう思わない」が 14.7%、「そう思わない」が 10.7%であり、2つの合計は 25.4%である。一方、沖縄県以外の人では、「あまりそう思わない」が 6.6%、「そう思わない」が 4.1%であり、2つの合

計は 10.7%である。つまり、「反対」を占めず割合は、沖縄県の人よりも沖縄県以外の人で 14.7ポイント低くなっている。このように 2つの集団を比較すると、沖縄県以外の人々よりも沖縄県の人々は、日米安全保障条約が平和と安全に役立っているという見方に懐疑的であると言える。

表 10.4 Q6 安全保障条約と米軍基地 a)日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っている

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いけない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	48 16.0%	85 28.3%	91 30.3%	44 14.7%	32 10.7%	300 100.0%
沖縄以 外	113 16.1%	266 38.0%	246 35.1%	46 6.6%	29 4.1%	700 100.0%
合計	161 16.1%	351 35.1%	337 33.7%	90 9.0%	61 6.1%	1000 100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 36.978 (4) , p<0.01, Cramer の V=0.19

では、米軍基地への賛否はどうだろうか。「日本に米軍基地があることに賛成である」かを尋ねる設問の回答結果をみてみよう。表 10.5 だが、2つの変数間には 1%水準で有意な差があり、Cramer の Vは 0.21 であることから関連があると言える。沖縄県の人では、「そう思う」が 15.7%、「ややそう思う」が 11.7%であり、2つの合計は 27.4%になる。また、沖縄県の人で「あまりそう思わない」が 17.3%、「そう思わない」が 16.7%であり、2つの合計は 34.0%である。一方、沖縄県以外の人では、「そう思う」9.9%、「ややそう思う」23.4%であり、2つの合計は 33.3%と沖縄県より 5.9ポイント高い。また、沖縄県以外の人「あまりそう思わない」が 14.7%、「そう思わない」が 6.7%であり、2つの合計は 21.4%と沖縄県の人よりも 12.6ポイント低い。沖縄県在住の人々の方が、米軍基地が日本にあることについて、疑問を持っている人が多いことが分かる。

表 10.5 Q6 安全保障条約と米軍基地 c)日本に米軍基地があることに賛成である

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いけない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	47 15.7%	35 11.7%	116 38.7%	52 17.3%	50 16.7%	300 100.0%
沖縄以 外	69 9.9%	164 23.4%	317 45.3%	103 14.7%	47 6.7%	700 100.0%
合計	116 11.6%	199 19.9%	433 43.3%	155 15.5%	97 9.7%	1000 100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 45.207 (4) , p<0.01, Cramer の V=0.21

2.4 政治的対立と沖縄に対する差別への認識

米軍基地問題をめぐって特記すべきなのが、政治的対立や差別の認識について尋ねる設問で、2つの集団の回答傾向の差異が大きくなっている点である。

まず表 10.6 であるが、「沖縄と日本『本土』の間には政治的対立がある」かを尋ねている。2つの変数間には1%水準で有意な差があり、Cramer のVは 0.33 であることから関連があると言える。沖縄県の人では、「そう思う」が42.0%、「ややそう思う」が34.7%で、2つの合計は76.7%と7割を超える。また、沖縄県の人では「どちらともいえない」という態度保留も18.3%と低い。「あまりそう思わない」が3.7%、「そう思わない」が1.3%であり、2つの合計も5.0%と低い。一方、沖縄県以外の人では、「そう思う」15.0%、「ややそう思う」32.9%であり、2つの合計は47.9%になり、5割に満たない。また、沖縄県以外の方は、態度保留である「どちらともいえない」が37.0%と高い。さらに、「あまりそう思わない」が11.3%、「そう思わない」が3.9%であり、2つの合計は15.2%と沖縄県の人よりも10.2ポイント高い。沖縄県の方は、沖縄と日本「本土」間の政治的対立について、より強く意識していると言える。

表 10.6 Q7 日本と沖縄 a)沖縄と日本「本土」の間には政治的対立がある

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	126	104	55	11	4	300
	42.0%	34.7%	18.3%	3.7%	1.3%	100.0%
沖縄以 外	105	230	259	79	27	700
	15.0%	32.9%	37.0%	11.3%	3.9%	100.0%
合計	231	334	314	90	31	1000
	23.1%	33.4%	31.4%	9.0%	3.1%	100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 107.642 (4) , $p < 0.01$, Cramer の $V = 0.33$

同様の傾向は、沖縄に対する差別の有無を尋ねる回答にも表れている。表 10.7 であるが、「日本には沖縄に対する差別がある」かを尋ねている。2つの変数間には、1%水準で有意な差があり、Cramer のVは 0.41 であることから強い関連があると言える。沖縄県の人では、「そう思う」が30.7%、「ややそう思う」が32.0%であり、2つの合計は62.7%と6割を超える。また、沖縄県の人では「どちらともいえない」という態度保留も22.3%と低い。また、「あまりそう思わない」が8.3%、「そう思わない」が6.7%であり、2つの合計も15.0%と低い。一方、沖縄県以外の人では、「そう思う」6.1%、「ややそう思う」17.3%であり、2つの合計は23.4%になり、2割を少し超えた程度である。また、沖縄県以外の方は、態度保留である「どちらともいえない」が34.3%と高い。また、「あまりそう思わない」が25.1%、「そう思わない」が17.1%であり、2つの合計は42.2%と沖縄県の人よりも27.2ポイント高い。政治的対立にかんする認識と同様に、差別にかんしての認識についても、沖縄県の人に強く意識されていると言える。

表 10.7 Q7 日本と沖縄 b)日本には沖縄に対する差別がある

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いけない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	92	96	67	25	20	300
	30.7%	32.0%	22.3%	8.3%	6.7%	100.0%
沖縄以 外	43	121	240	176	120	700
	6.1%	17.3%	34.3%	25.1%	17.1%	100.0%
合計	135	217	307	201	140	1000
	13.5%	21.7%	30.7%	20.1%	14.0%	100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 170.262 (4) , $p < 0.01$, Cramer の $V = 0.41$

2.5 在沖縄の米軍基地についての認識

前項で、沖縄県在住の人々の中に、政治的対立や沖縄差別がより強く意識されている傾向を確認したが、沖縄の米軍基地についての違いも生じているだろうか。これを考えるために、「日本人として、公平に米軍基地負担を担うべきである」かを尋ねる設問の回答結果を確認したい。表 10.8 だが、2つの変数間には、1%水準で有意な差があり、Cramer の V は 0.27 であることから関連があると言える。沖縄県の人では、「そう思う」が 43.7%、「ややそう思う」が 26.0% であり、2つの合計は 69.7%と約 7 割である。また、沖縄県の人で「あまりそう思わない」が 8.7%、「そう思わない」が 4.7%であり、2つの合計は 13.4%である。一方、沖縄県以外の人では、「そう思う」18.9%、「ややそう思う」35.4%であり、2つの合計は 54.3%になり、沖縄県より 15.4 ポイント低い。「そう思う」に着目すると、24.8 ポイント沖縄在住者の値が高くなり、その差は大きくなる。また、沖縄県以外の人「あまりそう思わない」が 7.3%、「そう思わない」が 5.6%であり、2つの合計は 12.9%と沖縄県の人よりも 0.5 ポイント低い大きな違いとは言えない。公平に米軍基地負担を担うべきということに対する積極的な否定は両集団で低く、賛成については、沖縄県に住む人々により強く支持されている結果が見られたと言える。

表 10.8 Q14 「県外移設論」 / 「基地引き取り論」について a)日本人として、公平に米軍基地負担を担うべきである

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いけない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	131	78	51	26	14	300
	43.7%	26.0%	17.0%	8.7%	4.7%	100.0%
沖縄以 外	132	248	230	51	39	700
	18.9%	35.4%	32.9%	7.3%	5.6%	100.0%
合計	263	326	281	77	53	1000
	26.3%	32.6%	28.1%	7.7%	5.3%	100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 74.510 (4) , $p < 0.01$, Cramer の $V = 0.27$

3.ジェンダー問題をめぐる経験及び意識の相違

3.1 性別役割分業意識

地域とジェンダー意識については関連があるのだろうか。既存の統計データからは、沖縄と全国平均を比較すると、女性の労働力曲線の「M字型」のへこみが小さく、出産・子育て期に仕事を継続する女性の割合が高いことが指摘されている（沖縄県子ども生活福祉部 2021a）。こうした労働の実態の違いから、意識の差異も生じていることが十分考えられる。

性別役割分業意識と解釈できる「女性は仕事より、家事や育児に専念したほうがいい」かを尋ねる設問の回答結果を確認しよう。表 10.9 だが、2つの変数間には、1%水準で有意な差があり、Cramer のVは0.11であることから関連があると言える。沖縄県の人では、「そう思う」が6.0%、「ややそう思う」が8.0%、「どちらともいえない」が31.7%、「あまりそう思わない」が26.3%、「そう思わない」が28.0%である。「そう思う」と「ややそう思う」を性別役割分業に賛成すると解釈し、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を反対と解釈すると、賛成が14.0%、反対が54.3%である。一方、沖縄県以外の人では、「そう思う」が4.7%、「ややそう思う」が12.6%、「どちらともいえない」が34.7%、「あまりそう思わない」が29.4%、「そう思わない」が18.6%である。沖縄県以外の人々の性別役割分業への賛成は17.3%、反対が48.0%である。比較すると、賛成は沖縄県の人の方が3.3ポイント低く、反対は6.3ポイント高い。また、両極に着目すると、「そう思う」で1.3ポイント、「そう思わない」で9.4ポイント沖縄県の人が高いポイントを示している。これらから、性別役割分業に否定的な割合は、沖縄県の人にやや高い傾向があると言える。先に示した通り、既存のデータが示す子育て期にも働き続ける女性の割合が高いこと等との関連が考えられる。

表 10.9 Q1 女性の働き方と地位 a 女性は仕事より、家事や育児に専念したほうがいい

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	18 6.0%	24 8.0%	95 31.7%	79 26.3%	84 28.0%	300 100.0%
沖縄以外	33 4.7%	88 12.6%	243 34.7%	206 29.4%	130 18.6%	700 100.0%
合計	51 5.1%	112 11.2%	338 33.8%	285 28.5%	214 21.4%	1000 100.0%

カイ2乗値（自由度）=12.070（4）， $p<0.01$ ，Cramer のV=0.11

3.2 同性婚への支持

また、興味深いことに、同性婚への支持についても、沖縄県とそれ以外の地域では、沖縄県の人の方が同性婚をやや強く支持する傾向が見られた。表 10.10 が、「同性婚を法律で認めるべきだ」という項目の回答となっている。2つの変数間には、1%水準で有意な差があり、Cramer のVは0.12であることから関連があると言える。沖縄県の人では、「そう思う」が28.0%、「ややそう思う」が27.7%、「どちらともいえない」が33.3%、「あまりそう思わない」が5.7%、「そう思わない」が5.3%である。「そう思う」「ややそう思う」を同性婚に賛成すると解釈し、

「あまりそう思わない」「そう思わない」を反対と解釈すると、賛成が 55.7%、反対が 11.0% である。一方、沖縄県以外の人では、「そう思う」が 18.7%、「ややそう思う」が 25.7%、「どちらともいえない」が 40.3%、「あまりそう思わない」が 8.0%、「そう思わない」が 7.3% である。沖縄県以外の人々の同性婚への賛成は 44.4%、反対が 15.3% である。比較すると、沖縄県の人では、賛成が 11.3 ポイント高く、反対は 4.3 ポイント低いという結果になる。また、態度保留とも解釈できる「どちらともいえない」が沖縄県の人で 7.0 ポイント低い。

表 10.10 Q3 日本におけるジェンダー平等関連の施策 e 同性婚を法律で認めるべきだ

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	84 28.0%	83 27.7%	100 33.3%	17 5.7%	16 5.3%	300 100.0%
沖縄以外	131 18.7%	180 25.7%	282 40.3%	56 8.0%	51 7.3%	700 100.0%
合計	215 21.5%	263 26.3%	382 38.2%	73 7.3%	67 6.7%	1000 100.0%

カイ2乗値（自由度）=14.144（4）， $p < 0.01$ ，Cramer の $V = 0.12$

沖縄県子ども生活福祉部が実施している『男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査』において、2020年実施の調査で初めて「性の多様性」に関する質問項目が含まれた。用語の認知度について尋ねた設問では、「聞いたことがあり、意味も知っている」と答えた人の割合が、「カミングアウト」で 68.2%、「LGBT」で 56.3%、「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）」で 56.1%と高く、「LGBTQ」18.7%、「アウティング」10.4%、「SOGI」4.8%と続く（沖縄県子ども生活福祉部 2021b）。また、性の多様性についての考え方を聞いた項目では「性的少数者を性の多様性と認める必要がある」が 44.1%であり、積極的な傾向がうかがえ、さらに、年齢が若いほどその傾向が強い（沖縄県子ども生活福祉部 2021b）。上記の通り、沖縄県の調査でも、沖縄県の人に性的マイノリティに関する知識の定着や権利推進への高い支持傾向があることがうかがえるが、本調査での同性婚の支持を聞く項目によって、他地域よりも沖縄県の人々が積極的に支持する傾向を持っていることが示されたと言えよう。

4. 多文化共生をめぐる経験及び意識の相違

4.1 外国人との接触頻度

では、次に多文化共生をめぐる経験及び意識の相違について確認したい。外国人との接触頻度について見てみると、沖縄と沖縄以外の地域では、統計学的に有意な関連が認められたのは、アメリカ人とのつきあいを尋ねるいくつかの質問項目であった。それが表 10.11 と表 10.12 である。「自分または親せきが、外国人と結婚して日本にすんでいる・いた」という項目では、1%水準で有意な差が確認でき、Cramer の V は 0.21 であることから 2 つの変数間には関連があると言える。沖縄では、「いる・いた」と回答したのが 10.7% だったのに対して、沖縄県

以外では 1.4%と沖縄よりも 9.3 ポイント低い。また、「あいさつ程度のつきあいをしている・いた」でも、1%水準で有意な差が確認でき、Cramer の V は 0.12 であることから 2 つの変数間には関連があると言える。こちらも「いる・いた」と回答した人の割合が沖縄県で 19.3%に対して、沖縄以外で 10.3%であり沖縄県よりも 9.0 ポイント低い。

表 10.11 Q15 外国人とのつきあい a)アメリカ人 ④自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた

	いない・いなかった	いる・いた	合計
沖縄	268	32	300
	89.3%	10.7%	100.0%
沖縄以外	690	10	700
	98.6%	1.4%	100.0%
合計	958	42	1000
	95.8%	4.2%	100.0%

カイ2乗値（自由度）=44.542（1）， $p<0.01$ ，Cramer の $V=0.21$

表 10.12 Q15 外国人とのつきあい a)アメリカ人 ⑦あいさつ程度のつき合いをしている・いた

	いない・いなかった	いる・いた	合計
沖縄	242	58	300
	80.7%	19.3%	100.0%
沖縄以外	628	72	700
	89.7%	10.3%	100.0%
合計	870	130	1000
	87.0%	13.0%	100.0%

カイ2乗値（自由度）=15.199（1）， $p<0.01$ ，Cramer の $V=0.12$

以上のように、沖縄県と沖縄県以外では、とりわけアメリカ人の接触において差が出ていると言える。それは、「2.1 米軍基地の身近さ」で示した通り、沖縄においては、米軍基地の身近さが沖縄県以外とは大きく異なっている。公開されている中で最も新しい在沖米軍に関わる人口にかんする沖縄県のデータを見ると、2011年6月時点で軍人 25,843 人、軍属 1,994 人、家族 19,463 人、合計 47,300 人となっている（沖縄県知事公室基地対策課 2021）。在留外国人のうち、とりわけアメリカ人との接触を増やしている要因に米軍基地に起因する米軍人・軍属・家族の存在があると考えられる。また、国際結婚については、全国での傾向とは反対に夫が外国人で妻が日本人のパターンが高く、夫の国籍については米国籍が突出している状況となっている（沖縄県子ども生活福祉部 2021a）。

4.2 外国人の権利保障への態度

最後に、外国人への権利保障について確認しよう。外国人の権利保障について、いくつかの項目で統計的に有意であることが確認できた。有意となった項目を先に列挙すると、「日本で生

まれ育った外国人権利保障」にかんしては「母語（出身国の）の言語」の1つの項目、「日本に移住してきた外国人の権利保障」については、「困窮した際に生活保護を受ける権利」、「母国（出身国）の習慣を守る権利」、「地方公務員になる権利」の3つの項目であった。これらいずれの項目でも、沖縄県以外の地域よりも沖縄県の方が、賛成する傾向が強いという差異がでている。

「日本で生まれ育った外国人の権利保障」として「母国（出身国）の言語」については、表10.13で示している通り、2つの変数間には、5%水準で有意な差があり、CramerのVは0.11であることから関連があると言える。「そう思う」について、沖縄県が27.3%であるのに対し、沖縄県以外が20.7%、「ややそう思う」について、沖縄県が31.0%であるのに対し、沖縄県以外が28.7%とどちらも沖縄県の方が賛成する人の割合が高いことを示している。

表 10.13 Q19 日本で生まれ育った外国人の権利保障 d)母国（出身国）の言語を守る権利

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	82 27.3%	93 31.0%	95 31.7%	11 3.7%	19 6.3%	300 100.0%
沖縄以外	145 20.7%	201 28.7%	251 35.9%	54 7.7%	49 7.0%	700 100.0%
合計	227 22.7%	294 29.4%	346 34.6%	65 6.5%	68 6.8%	1000 100.0%

カイ2乗値（自由度）=10.922（4）， $p<0.05$ ，CramerのV=0.11

上記の通り、母国の言語を守る権利について、他地域よりも沖縄県が高い賛成を見せるのは興味深い。沖縄県は、ウチナーグチ（沖縄語）等、地域ごとの言語の奨励を目的に、2006年に「しまくとぅばの日の関する条例」を制定し、9月18日を「しまくとぅばの日」とする等、言語について他地域にはない動きがある。日本で生まれ育った外国人の権利保障について積極的な賛成には、沖縄県内での言語復興への意識の高まりが影響している可能性がある。

次に、「日本に移住してきた外国人の権利保障」については、3つの項目で類似した傾向が見られた。その傾向とは、「そう思う」を積極的賛成、「ややそう思う」を消極的賛成とするならば、消極的賛成は大きなポイント差はなく、沖縄県がわずかに0.9~2.0ポイント低い場合すらあるが、積極的賛成を示す割合が7.4~7.6ポイント程度、沖縄県在住の人々に高いという点である。また、「どちらともいえない」という態度保留が両集団に3~4割程度見られるが、反対と賛成では、2つの集団とも賛成が多い。具体的に、表10.14の「困窮した際に生活保護を受ける権利」についてみてみよう。2つの変数間には1%水準で有意な差があり、CramerのVは0.12であることから関連があると言える。「そう思う」については、沖縄県が19.7%、沖縄県以外が11.4%と沖縄県が8.3ポイント高く、「ややそう思う」は0.3ポイント沖縄県が高い。「そう思う」以外の他の選択肢では大きなポイント差はでないことから、沖縄県においては、積極的賛成を示す人の割合が高いと言えよう。

表 10.14 Q20 日本に移住してきた外国人の権利保障 b)困窮した際に生活保護を受ける権利

	そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	合計
沖縄	59 19.7%	71 23.7%	101 33.7%	26 8.7%	43 14.3%	300 100.0%
沖縄以外	80 11.4%	164 23.4%	260 37.1%	84 12.0%	112 16.0%	700 100.0%
合計	139 13.9%	235 23.5%	361 36.1%	110 11.0%	155 15.5%	1000 100.0%

カイ2乗値（自由度）=13.459（4）， $p<0.01$ ，Cramerの $V=0.12$

「困窮した際に生活保護を受ける権利」、「母国（出身国）の習慣を守る権利」、「地方公務員になる権利」のいずれも、日本に在住する外国人の重要な権利項目である。沖縄県の人々の権利擁護の積極的賛成の割合の高さは、米軍関係者に代表されるアメリカ人との接触が他地域よりも多いということも関係していると考えられる。また、より重要だと考えられるのが、歴史的に沖縄県の人々の出稼ぎ労働や移住労働の多さである。これらの歴史的な経験が影響している可能性がある。世界各地に沖縄県系人が存在することについて、親戚関係の繋がりのみならず、1990年からスタートし、約5年に一度開催されている「世界のウチナーンチュ大会」、2016年に制定された「世界のウチナーンチュの日」（10月30日）等によって、多くの沖縄県民に可視化されてきていることも影響していると考えられる。

5.おわりに

ここまで、沖縄県在住の人々とそれ以外の人々の間で、様々な社会問題をめぐって、認識や態度がいかに異なっているかを簡単に見てきた。2つの集団の間で、その認識や態度について、米軍基地問題では全ての項目で大きな差が確認でき、ジェンダーをめぐる問題や多文化共生をめぐる問題ではいくつかの項目で差があることが確認された。2つの集団の間の差異を確認できたことが、実証的なポジショナリティをめぐる研究の第一歩として重要な成果であると言える。2つの集団のどのような経験の違いが、社会問題に対する認識や態度の差異を生んでいるかということについては、今後の研究が待たれる。

参考文献

- 安藤 由美、2012、「沖縄総合社会調査 2006 の概要」安藤由美・鈴木規之編、『沖縄の社会構造と意識：沖縄総合社会調査による分析』九州大学出版会、1-22。
- 比嘉 要、2012、「沖縄県民の政治傾向とマス・メディア接触」安藤由美・鈴木規之編、『沖縄の社会構造と意識：沖縄総合社会調査による分析』九州大学出版会、163-284。
- 野入 直美、2012、「沖縄における外国人に対する意識」安藤由美・鈴木規之編、『沖縄の社会構造と意識：沖縄総合社会調査による分析』九州大学出版会、67-98。

沖縄県知事公室基地対策課、2021、『沖縄の米軍基地及び自衛隊基地（統計資料集）令和3年3月』。

沖縄県子ども生活福祉部、2021a、『令和2年度 沖縄県の男女共同参画の状況について』。

沖縄県子ども生活福祉部、2021b、『男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査』。

基地問題をめぐる沖縄と日本との関係に関する量的調査からの予備的考察

桃原 一彦

1. はじめに

本稿では、2019年実施の定量調査（「日本における社会的多様性に関する意識調査」）の結果を基に、沖縄の米軍基地の問題に対する認識や態度に焦点を当て、沖縄県内在住者と沖縄県外在住者とのポジショナリティの違いについて考察を試みるものである。

沖縄は27年間アメリカ軍に統治され、現在でも米軍基地の過重な負担と不平等な扱いが続いている。実際、沖縄県は日本の0.6%の面積、1%の人口にすぎないが、そこに日本における米軍専用施設の約70%が集中している¹。しかし「沖縄の米軍基地」の問題は、「琉球処分」「沖縄戦」「米軍統治」等の歴史的事象や個々の被差別体験、そして同問題に対する日本社会の政治的態度などと複雑に関連した、差別構造の一つのあらわれであると捉えることができる²。そのため、本調査においても、米軍基地の地域的偏在と沖縄における過重負担を「差別」という表現においてどのように捉えているのかということが一つの論点となっている。また、この「差別」という問題意識を基盤とした社会運動（「県外移設論」「基地引き取り論」）のあり方も重要な論点となっている。これらの論点を軸として、本調査は、沖縄県内在住者と県外在住者との間にある認識や態度の差異を定量的に測ることを目的の一つとしている。

なお、今回の定量調査においてはサンプル総数1000のうち、沖縄県内在住者に300、沖縄県外在住者に700を割り当てている。よって、調査対象者の居住地は、都道府県別の人口構成比に基づいて割り当てられたものではない。繰り返しになるが、本調査では「沖縄の米軍基地」という基地負担の地域的な偏在を問題とし、それに関する沖縄県内と県外との認識や態度の違いを定量的に測ることを目的の一つとしている。そのため、あえて沖縄県内在住者にサンプル数を多く割り当てることによって、統計的に有意な結果が得られるように設定している。

そのことを前提として、いくつか注意すべき点がある。第一に「沖縄県内在住」という括りのみで300を割り当てており、分析の際には沖縄県内の地域間の差異を考慮に入れていない（ただし、対象者が居住する市町村に米軍基地が所在しているか否かの差異に基づいた分析は可能）。第二に、沖縄県外在住者については、関東地域（1都6県）と関西地域（2府3県）に限定して700を割り当てている。つまり、厳密には、同サンプルは沖縄県外全体を地域的に網羅するものではない。第三に、本調査には対象者の出身地や居住歴等の質問項目を含んでいない。つまり、沖縄県内在住者のサンプルに県外出身者が含まれている可能性があり、逆に、沖縄県外在住者のサンプルに沖縄出身者が含まれている可能性がある。

¹ 防衛省「在日米軍施設・区域（専用施設）都道府県別面積」（2021年3月31日時点）。

² 同問題を植民地主義的な差別構造の問題として扱った論考として〔野村, 2005/2019〕、〔野村編, 2007〕、〔知念, 2010, 2013〕、また「犠牲のシステム」の観点から扱ったものとして〔高橋, 2012, 2015, 2021〕などがある。

以上のことを踏まえ、本稿では沖縄県内在住／県外在住という基本的属性を軸に、沖縄の米軍基地に関する認識や態度の位相を分析していくことになる。ただし、その分析は、今後、個人の経験・経歴との関連も含めたより精緻なデータ収集と分析を進展させるための、仮説探索的なものにとどめることになる。

また、本稿における分析の基本的な方法は、沖縄の米軍基地問題に関する各質問項目間の相関分析を行った上で、沖縄県内在住であるか否かを制御変数とした偏相関分析を行った。その中で、有意な関連性がみられ、なおかつ相関係数が顕著に高い（つまり沖縄県内在住であるか否かという変数が比較的強く関連している）ものに絞り込んで報告する（適宜 Cramer の V も行った）。なお、沖縄の米軍基地の問題に関する基本的なクロス集計とその検定結果等については、前節の玉城福子の報告を参照されたい。

2. 「基地問題」に対する関心と「沖縄と日本との政治的な対立」に関する認識

まず、日本の安全保障や米軍の駐留と関わる日米安全保障条約（日米安保）についてみておきた。内閣府が3年ごとに行う世論調査では「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っている」と肯定的に評価する者の割合が8割前後を推移しており、2000年以降はつねに7割を超えている³。本研究会の2019年の調査は、上記の内閣府調査とは異なり「どちらともいえない」という選択肢を設けているため一概に比較はできないが、日米安保を肯定的に評価する回答が51.2%となり、懐疑的な見方（15.1%）を大きく上回っている（ちなみに「どちらともいえない」は33.7%）。とくに、No.10の玉城の報告でも言及されていたように、沖縄県内在住／県外在住との有意な関連性がみられ、前者において懐疑的な見方が一定程度あり、後者において肯定的な評価がみられるという結果が得られている（No.10、表10.4参照）。

また、玉城の報告では「沖縄の米軍基地問題」に対する関心の度合いについても言及しており、沖縄県内在住者と県外在住者との間に明確な差がみられ、当然のことながら前者の方が関心の度合いを強く示す結果となっている。また「どちらともいえない」という回答は、沖縄県外在住者が県内在住者を大きく上回っている（No.10、表10.2参照）。

これら2つの結果で注目したいのは「どちらともいえない」という態度保留が一定数見られること、とくに沖縄県外においてその傾向が比較的強くあらわれているという点である。沖縄県外におけるこの傾向は、米軍基地の問題をめぐる沖縄と日本との政治的対立に関する認識にも関連しているようである。

表11-1は、「沖縄における米軍基地問題に関心があるほうだ」（Q6-b）と「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」（Q7-a）のクロス集計表を、沖縄県内在住者（表11-1-1）と県外在住者（表11-1-2）とに分けて示したものである。

³ 内閣府「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」（2018年1月調査版）

表 11-1-1. 「沖縄における米軍基地問題に関心があるほうだ」 (Q6-b) と
「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」 (Q7-a) (沖縄県内在住者)

沖縄県内	Q7-a →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q6-b ↓	n=300	126	104	55	11	4
そう思う	129	65.9%	22.5%	8.5%	2.3%	0.8%
ややそう思う	106	30.2%	49.1%	16.0%	4.7%	0.0%
どちらとも いえない	46	10.9%	37.0%	47.8%	4.3%	0.0%
あまり そう思わない	9	11.1%	55.6%	22.2%	11.1%	0.0%
そう思わない	10	30.0%	10.0%	30.0%	0.0%	30.0%
		42.0%	34.7%	18.3%	3.7%	1.3%

相関係数/偏相関係数=.427**/.350**, 相関係数 (沖縄県内) =.416** (**=1%, *=5%),
Cramer の V=.348

表 11-1-2. 沖縄県外在住者の「沖縄における米軍基地問題に関心があるほうだ」 (Q6-b)
と「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」 (Q7-a) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q7-a →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q6-b ↓	n=700	105	230	259	79	27
そう思う	66	48.5%	30.3%	32.4%	4.5%	3.0%
ややそう思う	184	18.5%	46.2%	34.5%	10.9%	3.3%
どちらとも いえない	303	8.6%	28.1%	53.1%	9.2%	1.0%
あまり そう思わない	110	8.2%	30.9%	21.2%	22.7%	3.6%
そう思わない	37	10.8%	16.2%	13.6%	8.1%	32.4%
		15.0%	32.9%	37.0%	11.3%	3.9%

相関係数/偏相関係数=.427**/.350**, 相関係数 (沖縄県外) =.324** (**=1%, *=5%),
Cramer の V=.283

上記2つの表をみると、沖縄の基地問題への関心と「政治的対立」の認識との間には強い関連があることが分かる。ただし、沖縄県内においては正の相関を示し、とくに関心度の高さと「政治的対立」の認識の高さとの間に強い関連がみられる。他方、沖縄県外においては「どちらともいえない」という態度保留における関連の強さが突出している。このように、沖縄の基地問題への関心と「政治的対立」の認識については、沖縄県内在住者と県外在住者との間に明確な差異があるといえるだろう。

次に、選挙の際に候補者の米軍基地に対する態度を考慮して投票するかという設問 (Q6-d) について見ておきたい。玉城の報告では、沖縄県内では選挙候補者の米軍基地に対する態度を考慮する傾向が比較的強く見られ、他方、県外ではあまり考慮に入れていないという傾向が比較的強く見られた。また、沖縄県外では「どちらともいえない」という回答が突出していることにも言及している (No.10、表 10.3 参照)。

そこで、本稿では、選挙候補者の米軍基地に対する態度への考慮の度合いと、先ほどの「政治的対立」の認識 (Q7-a) との関連を見ておきたい。

表 11-2-1. 「選挙の際に候補者の米軍基地に対する態度を考慮して投票する」 (Q6-d) と「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」 (Q7-a) (沖縄県内在住者)

沖縄県内	Q7a →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q6d ↓	n=300	126	104	55	11	4
そう思う	78	75.6%	15.4%	6.4%	1.3%	1.3%
ややそう思う	72	41.7%	47.2%	8.3%	2.8%	0.0%
どちらとも いえない	112	20.5%	40.2%	35.7%	3.6%	0.0%
あまり そう思わない	22	40.9%	31.8%	9.1%	18.2%	0.0%
そう思わない	16	31.3%	37.5%	12.5%	0.0%	18.8%
	300	42.0%	34.7%	18.3%	3.7%	1.3%

相関係数/偏相関係数=.312**/.236**, 相関係数 (沖縄県内) =.356** (**=1%, *=5%),

Cramer の V=.329

表 11-2-2. 「選挙の際に候補者の米軍基地に対する態度を考慮して投票する」(Q6-d) と
 「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」(Q7-a) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q7a →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q6d ↓	n=700	105	230	259	79	27
そう思う	34	47.1%	29.4%	11.8%	2.9%	8.8%
ややそう思う	93	18.3%	50.5%	22.6%	7.5%	1.1%
どちらとも いえない	362	10.5%	28.7%	50.8%	9.1%	0.8%
あまり そう思わない	123	9.8%	41.5%	24.4%	22.0%	2.4%
そう思わない	88	25.0%	20.5%	22.7%	12.5%	19.3%
		15.0%	32.9%	37.0%	11.3%	3.9%

相関係数/偏相関係数=.312**/.236**, 相関係数(沖縄県外) =.184** (**=1%, *=5%),
 Cramer の V=.253

上記2つの表をみると、「選挙候補者の米軍基地に対する態度」への考慮の度合いと「政治的対立」の認識との間には強い関連があることが分かる。もちろん、経済振興や貧困問題などを抱えた沖縄県でも選挙の争点は「基地問題」だけに絞られるわけではない。そのため、沖縄県内在住者でも「どちらともいえない」の割合は決して低くはない。しかし、それでも「政治的対立」に関する認識との間には正の相関があらわれ、「基地問題」を投票の際の判断に含める度合いとの間に強い関連がみられる。他方、沖縄県外においては県内に比べて強い関連とはなっておらず、ここでも「どちらともいえない」という態度保留において関連の強さがデータにあらわれている。このように、投票の際の判断に「基地問題」を考慮することと、沖縄と日本の政治的対立を認識することとの関連についても、沖縄県内在住者と県外在住者との間に明確な差異があらわれた。

以上の諸点を小括しておくとして、「米軍基地の問題」に対する関心の高さや、それを政治的な判断の争点の一つとする意識については、沖縄と日本との政治的対立の認識が一定程度関連しているといえるだろう。これらの点については、沖縄県内在住者と県外在住者との間の認識や態度の違いが一定程度明確になったものと思われる。

3. 「差別」をめぐる認識と沖縄への米軍基地の集中に対する捉え方

先述したように、1990年代後半以降、沖縄社会では米軍基地の問題を「差別の問題」として捉える見方や言説が登場し、2000年代以降、植民地主義的差別の構造の問題として捉えた著作物等が出版されている。さらに、これらの認識や言説は、沖縄社会では各種選挙の際に

度々用いられ、共有されている。ここでは、米軍基地の問題をめぐる差別の認識やその言葉への反応との関連において、沖縄県内在住者と県外在住者との差異を概観しておきたい。

No.10で玉城も取り上げているように、「日本には沖縄に対する差別がある」（Q7-b）という設問に対して、沖縄県内と県外との間に明確な差異があらわれている。すなわち、沖縄県内では差別と捉える認識があらわれ、県外ではそのような認識が低いか、あるいは態度保留を示す結果となっている（No.10、表 10.7 参照）。このような差別に対する認識の違いについて、先ほどの「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」（Q7-a）との関連を確認しておきたい。

表 11-3-1. 「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」（Q7-a）と「日本には沖縄に対する差別がある」（Q7-b）（沖縄県内在住者）

沖縄県内	Q7b →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7a↓	n=300	92	96	67	25	20
そう思う	126	61.1%	20.6%	4.8%	7.1%	6.3%
ややそう思う	104	11.5%	53.8%	24.0%	5.8%	4.8%
どちらとも いけない	55	5.5%	21.8%	61.8%	9.1%	1.8%
あまり そう思わない	11	0.0%	18.2%	18.2%	45.5%	18.2%
そう思わない	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		30.7%	32.0%	22.3%	8.3%	6.7%

相関係数/偏相関係数=.508**/.446**, 相関係数（沖縄県内）=.477** (**=1%, *=5%),
 Cramer の V=.432

表 11-3-2. 「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」(Q7-a)と「日本には沖縄に対する差別がある」(Q7-b) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q7b →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7a↓	n=700	43	121	240	176	120
そう思う	105	31.4%	25.7%	9.5%	16.2%	17.1%
ややそう思う	230	3.9%	30.9%	28.7%	27.0%	9.6%
どちらとも いえない	259	0.4%	6.2%	59.5%	23.6%	10.4%
あまり そう思わない	79	0.0%	8.9%	12.7%	44.3%	34.2%
そう思わない	27	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	96.3%
		6.1%	17.3%	34.3%	25.1%	17.1%

相関係数/偏相関係数=.508**/.446**, 相関係数(沖縄県外) =.434** (**=1%, *=5%),
 Cramer の V=.389

上記2つの表をみると、「政治的対立」に関する認識と「沖縄差別」に関する認識との間には関連があることが分かる。とくに、沖縄県内においてはやや正の相関があらわれ、「政治的対立」の認識の高さと「沖縄差別」としての認識の高さとの間に強い関連がみられる。他方、沖縄県外においてはやや負の相関があらわれ、さらに「どちらともいえない」という態度保留における関連の強さが示される結果となっている。このように、基地問題をめぐる沖縄と日本との関係について、「政治的対立」の認識と「沖縄差別」の認識との関連では、沖縄県内在住者と県外在住者との間に対照的な差異があらわれる結果となった。

次に、沖縄に米軍基地が集中していることに対する認識との関連において、この差別の捉え方のありようを確認しておきたい。表 11-4 は、「日本には沖縄に対する差別がある」(Q7-b)と「沖縄に米軍基地が集中することは差別である」(Q14-c)のクロス集計表を、沖縄県内(11-4-1)と県外(11-4-2)とに分けて示したものである。

表 11-4-1. 「日本には沖縄に対する差別がある」(Q7-b)と「沖縄の米軍基地が集中することは差別である」(Q14-c) (沖縄県内在住者)

沖縄県内	Q14c →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7b↓	n=300	125	55	75	23	22
そう思う	92	75.0%	10.9%	8.7%	1.1%	4.3%
ややそう思う	96	47.9%	29.2%	18.8%	3.1%	1.0%
どちらとも いけない	67	13.4%	16.4%	59.7%	9.0%	1.5%
あまり そう思わない	25	4.0%	12.0%	32.0%	40.0%	12.0%
そう思わない	20	0.0%	15.0%	5.0%	15.0%	65.0%
		41.7%	18.3%	25.0%	7.7%	7.3%

相関係数/偏相関係数=.521**/.487**, 相関係数(沖縄県内) =.641** (**=1%, *=5%),
 Cramer の V=.462

表 11-4-2. 「日本には沖縄に対する差別がある」(Q7-b)と「沖縄の米軍基地が集中することは差別である」(Q14-c) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q14c →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7b↓	n=700	101	170	288	73	68
そう思う	43	62.8%	20.9%	7.0%	2.3%	7.0%
ややそう思う	121	28.9%	33.1%	28.9%	6.6%	2.5%
どちらとも いけない	240	6.7%	22.1%	61.7%	7.1%	2.5%
あまり そう思わない	176	9.1%	25.0%	29.8%	17.6%	8.5%
そう思わない	120	5.8%	20.0%	26.7%	13.3%	34.2%
		14.4%	24.3%	41.1%	10.4%	9.7%

相関係数/偏相関係数=.521**/.487**, 相関係数(沖縄県外) =.409** (**=1%, *=5%),
 Cramer の V=.311

上記2つの表をみると、「日本による沖縄に対する差別」に関する認識と「沖縄への米軍基地集中を差別として捉える」認識との間には強い関連があることが分かる。とくに、沖縄県内においてはやや正の相関があらわれ、「沖縄差別」の認識の高さと米軍基地の過重負担を差別とする認識の高さとの間に比較的強い関連がみられる。他方、沖縄県外においてはそれほど強い関連はあらわれず、ここでも「どちらともいえない」という態度保留との関連が示される結果となっている。このように、「沖縄差別」の認識と基地集中を差別として捉える認識との関連においては、沖縄県内在住者と県外在住者との間に明確に差異があらわれる結果となった。

ここまですを小括しておく、沖縄県内の基地問題に対する認識は、政治的なレベルでの対立との関連だけではなく、日本による差別の問題との関連が強くあらわれているといえるだろう。また、その認識は、沖縄への米軍基地の集中、すなわち過重な負担感と強く関連しているようである。他方、沖縄県外在住者の認識においては、沖縄と日本との政治的対立を一定程度認めつつも、差別という捉え方との関連性は低くなるか、態度保留を示す傾向があると言えるだろう。

4. 米軍基地の「公平負担」をめぐる認識の相違

次に、沖縄への米軍基地の集中を差別として捉える視点と関連して、沖縄と日本との不平等な関係の解消を求める意見、すなわち「日本人として、公平に米軍基地負担を担うべきである」（Q14-a）について分析する。前節の玉城の報告でもこの設問について言及しており、沖縄県内においては「日本人の公平負担」を肯定する意識がより明確にあらわれたが、県外では公平負担を一定程度肯定しつつも、「どちらともいえない」という態度保留の回答が県内に比べて2倍ほど高い数値となった。

そこで、ここでは、米軍基地の公平負担を求める意見に関する設問（Q14-a）と、先ほどの「日本には沖縄に対する差別がある」（Q7-b）との関連をみておきたい。

表 11-5-1. 「日本には沖縄に対する差別がある」 (Q7-b) と 「日本人として、公平に米軍基地負担を担うべきである」 (Q14-a) (沖縄県内在住者)

沖縄県内	Q14a →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7b↓	n=300	131	78	51	26	14
そう思う	92	66.3%	18.5%	8.7%	3.3%	3.3%
ややそう思う	96	50.0%	31.3%	9.4%	5.2%	4.2%
どちらとも いけない	67	17.9%	28.4%	38.8%	13.4%	1.5%
あまり そう思わない	25	16.0%	36.0%	24.0%	16.0%	8.0%
そう思わない	20	30.0%	15.0%	10.0%	25.0%	20.0%
		43.7%	26.0%	17.0%	8.7%	4.7%

相関係数/偏相関係数=.220**/.172**, 相関係数 (沖縄県内) =.375** (**=1%, *=5%),
Cramer の V=.267

表 11-5-2. 「日本には沖縄に対する差別がある」 (Q7-b) と 「日本人として、公平に米軍基地負担を担うべきである」 (Q14-a) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q14a →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7b↓	n=700	132	248	230	51	39
そう思う	43	48.8%	23.3%	9.3%	2.3%	16.3%
ややそう思う	121	28.1%	39.7%	24.0%	5.8%	2.5%
どちらとも いけない	240	7.1%	31.7%	49.2%	8.8%	3.3%
あまり そう思わない	176	15.9%	44.3%	27.3%	9.7%	2.8%
そう思わない	120	26.7%	30.0%	25.8%	4.2%	13.3%
		18.9%	35.4%	32.9%	7.3%	5.6%

相関係数/偏相関係数=.220**/.172**, 相関係数 (沖縄県外) =.070 (**=1%, *=5%),
Cramer の V=.210

上記2つの表をみると、日本による「沖縄差別」という捉え方と「日本人としての公平負担」に関する意識との間には一定程度関連があることが分かる。とくに、沖縄県内においては正の相関があらわれ、日本による「沖縄差別」の認識の高さと「公平負担」を求める意識の高さとの間に比較的強い関連がみられる結果となった。他方、沖縄県外においては「どちらともいえない」という態度保留との関連が示される結果となった。このように、日本による「沖縄差別」の認識と米軍基地の公平負担という考え方との関連では、沖縄県内と県外との間に明確な差異があらわれている。

ところで、下記の表 11-6 「沖縄への米軍基地集中を心苦しく感じる」 (Q14-d) について集計結果を見ると、沖縄県外においては「どちらともいえない」が比較的高い割合となったものの、「ややそう思う」という回答も比較的高い値となっている。この結果を見ると、沖縄県外在住者は、沖縄への米軍基地の集中について一定程度心情的な配慮責任を感じているのではないかということが推察される。

表 11-6. 「沖縄への米軍基地集中を心苦しく感じる」 (14d)

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない	合計
沖縄	124	66	69	21	20	300
県内	41.3%	22.0%	23.0%	7.0%	6.7%	100.0%
沖縄	115	199	269	70	47	700
県外	16.4%	28.4%	38.4%	10.0%	6.7%	100.0%
合計	239	265	338	91	67	1000
	23.9%	26.5%	33.8%	9.1%	6.7%	100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 74.641 (4) , P<0.01, Cramer の V=.273

ここで沖縄県外在住者が沖縄への米軍基地の集中に対して一定程度感じている「心苦しきさ」について、もう少し詳しく分析しておきたい。表 11-7 は、その「心苦しきさ」 (Q14-d) と「政治的対立」 (Q7-a) との関連について、また表 11-8 は、「心苦しきさ」 (Q14-d) と「沖縄差別」の認識 (Q7-b) との関連について、どちらも沖縄県外在住者の結果のみを示した表である。

表 11-7. 「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」(Q7-a)と「沖縄への米軍基地集中を心苦しく感じる」(14d) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q14d →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7a↓	n=700	115	199	269	70	47
そう思う	105	47.6%	21.9%	11.4%	7.6%	11.4%
ややそう思う	230	17.4%	42.2%	26.1%	10.0%	4.3%
どちらとも いけない	259	6.9%	18.9%	64.5%	6.6%	3.1%
あまり そう思わない	79	5.1%	36.7%	30.4%	20.3%	7.6%
そう思わない	27	11.1%	3.7%	22.2%	22.2%	40.7%
		16.4%	28.4%	38.4%	10.0%	6.7%

相関係数/偏相関係数=.325**/.286**, 相関係数(沖縄県外) =.307** (**=1%, *=5%),
Cramer の V=.309

表 11-8. 「日本には沖縄に対する差別がある」(Q7-b)と「沖縄への米軍基地集中を心苦しく感じる」(14d) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q14d →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7b↓	n=700	115	199	269	70	47
そう思う	43	55.8%	27.9%	4.7%	4.7%	7.0%
ややそう思う	121	28.1%	39.7%	25.6%	5.0%	1.7%
どちらとも いけない	240	5.4%	25.4%	60.6%	5.8%	2.5%
あまり そう思わない	176	15.3%	29.0%	34.7%	16.5%	4.5%
そう思わない	120	14.2%	22.5%	24.2%	15.8%	23.3%
		16.4%	28.4%	38.4%	10.0%	6.7%

相関係数/偏相関係数=.373**/.332**, 相関係数(沖縄県外) =.302** (**=1%, *=5%),
Cramer の V=.277

まず表 11-7 を見ると、沖縄への米軍基地集中の「心苦しさ」に関する意識と「政治的対立」に関する認識との関連について、沖縄県外では態度保留の傾向が強いものの、一定程度関連性があらわれる結果となった (Cramer の V の値も沖縄県内の 0.261 に比べて高い)。次に表 11-8 を見ると、「心苦しさ」と「沖縄差別」との間には、それほど明確な関連はあらわれていない。先述したように、そもそも沖縄県外においては、「沖縄差別」の認識に対して態度保留という分厚い層があるだけでなく、否定的な捉え方が高い数値となっている。そのため、「心苦しさ」と「沖縄差別」の認識との関連は、「政治的対立」の認識との関連ほど高くなってはいない。

また、下記の表 11-9 は、沖縄県外在住者における「政治的対立」の認識 (Q7-a) と米軍基地の「公平負担」 (14-a) の項目とのクロス集計である。

表 11-9. 「沖縄と日本「本土」との間には政治的対立がある」 (Q7-a) と「日本人として、公平に米軍基地負担を担うべきである」 (Q14-a) (沖縄県外在住者)

沖縄県外	Q14a →	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
Q7a ↓	n=700	132	248	230	51	39
そう思う	105	46.7%	21.9%	13.3%	6.7%	11.4%
ややそう思う	230	20.9%	48.3%	22.2%	6.5%	2.2%
どちらとも いえない	259	7.3%	29.7%	52.9%	5.8%	4.2%
あまり そう思わない	79	12.7%	41.8%	26.6%	15.2%	3.8%
そう思わない	27	22.2%	14.8%	25.9%	7.4%	29.6%
		18.9%	35.4%	32.9%	7.3%	5.6%

相関係数/偏相関係数=.308**/.273**, 相関係数 (沖縄県外) =.221** (**=1%, *=5%), Cramer の V=.259

玉城の報告 (No. 10) でも言及されているように、米軍基地の「公平負担」については、沖縄県内のみならず、県外においても積極的に否定するような結果とはなっていない (No.10、表 10.8 参照)。また表 11-9 のように、沖縄県外では、「政治的対立」の認識と「公平負担」の意識との間に一定程度の正の相関を確認することができる (ただし態度保留も一定層みられる)。しかし、先ほど表 11-5-2 で言及したように、沖縄県外在住者においては「沖縄差別」の認識と「公平負担」の意識との間には明確な関連はあらわれていない。よって、沖縄への基地集中をめぐって、沖縄県外在住者に一定程度存在する「心苦しさ」や

「公平負担」を肯定する意識は、政治的レベルの対立、すなわち日本政府と沖縄県政との対立を前提としてあらわれた結果なのかもしれない。

以上を小括すると、米軍基地の「公平負担」をめぐる沖縄県内在住者と県外在住者との間には、「政治的対立」と「沖縄差別」の認識のいずれにも比重があるのか、「政治的対立」の認識の方により比重があるのかという差異があらわれた。このようにみていくと、沖縄県内在住者と県外在住者との間には、米軍基地をめぐる問題意識の共有可能性の面と齟齬の可能性の面が見出されると言えるのかもしれない。しかし、沖縄県外在住者に態度保留という分厚い層がある以上、齟齬の面の可能性が大きいのではないかと推察される。

5. 「県外移設論」「基地引き取り論」をめぐる認識の差異

冒頭でも言及したように、2019年の本調査では、「県外移設論」「基地引き取り論」という社会運動に関する質問も設けた。両運動は、沖縄の米軍基地問題を、日本による沖縄に対する差別として捉えることを思想的な基盤としている⁴。よって、沖縄県内と県外のそれぞれにおいて両運動に対する意識を分析しておくことは、差別問題としての認識のありようの一側面を捉える上で重要である。

表 11-10. 「あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に移すことを沖縄の人が主張することを妥当だと思いますか」 (Q 11)

	妥当だと思う	どちらかといえば妥当だと思う	どちらともいえない	あまり妥当だとは思わない	妥当だとは思わない	合計
沖縄	119	66	60	30	25	300
県内	39.7%	22.0%	20.0%	10.0%	8.3%	100.0%
沖縄	143	194	245	76	42	700
県外	20.4%	27.7%	35.0%	10.9%	6.0%	100.0%
合計	262	260	305	106	67	1000
	26.2%	26.0%	30.5%	10.6%	6.7%	100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 49.646 (4) , P<0.01, Cramer の V=.223

⁴ 「県外移設論」は、沖縄人から日本人に対して米軍基地の公平負担および県外移設を要求する思想および社会運動であり、「基地引き取り論」は日本人がその要求に回答し、沖縄の基地問題を日本人、日本社会の責任として引き取り、実際に沖縄県外において米軍基地を引き取るためのアクションを起こす思想および社会運動である。両運動に共通する思想的な基盤は、それぞれのポジショナリティと責任において、沖縄と日本との植民地主義的な権力関係およびそれに基づく差別構造を脱構築していくことにある。両運動の思想的、運動論的な系譜については、[知念, 2014]、[高橋, 2015, 2021]、[沖縄の米軍基地を「本土」で引き取る！編集委員会, 2019]等を参照されたい。

まず「あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に移すことを沖縄の人が主張することを妥当だと思いますか」(Q11)について、すなわち「県外移設論」の妥当性について、沖縄県内在住/県外在住とのクロス集計を確認しておきたい。

表 11-10 を見ると、沖縄県内の 61.7%が「県外移設論」を妥当だと回答をしたのに対し、県外では 48.1%にとどまり、やはり態度保留という特徴があらわれた。また、沖縄県外では、「公平負担」(Q14-a)を肯定する割合が 54.3%に達したが、「県外移設論」についてはそれをやや下回っている。つまり、沖縄県外においては「公平負担」というより抽象的で規範的な言葉に対しては肯定的に捉える面があらわれたのに対し、沖縄からの「移設」および「主張」というより具体的な言葉や他者の声に対しては、態度保留も含めて、やや距離を置くような結果となった。

次に「あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に引き取ることを「本土」の人が主張することを妥当だと思いますか」(Q13)について、すなわち「基地引き取り論」の妥当性について、沖縄県内在住/県外在住とのクロス集計を確認しておきたい。

表 11-11. 「あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に引き取ることを「本土」の人が主張することを妥当だと思いますか」(Q13)

	妥当だと思 う	どちらかとい えば妥当 だと思 う	どちらとも いえない	あまり 妥当だとは 思わない	妥当だとは 思わない	合計
沖縄 県内	93 31.0%	70 23.3%	93 31.0%	23 7.7%	21 7.0%	300 100.0%
沖縄 県外	81 11.6%	180 25.7%	308 44.0%	89 12.7%	42 6.0%	700 100.0%
合計	174 17.4%	250 25.0%	401 40.1%	112 11.2%	63 6.3%	1000 100.0%

カイ2乗値(自由度) = 59.994 (4), $P < 0.01$, Cramer の $V = .245$

表 11-11 を見ると、沖縄県内在住者の 54.3%が「基地引き取り論」を妥当だと回答したのに対し、県外在住者では 37.3%にとどまり、やはり態度保留の特徴があらわれた。先ほどの「県外移設論」の妥当性と比較すると、沖縄県内では「基地引き取り論」を妥当だとする回答が 7.4 ポイント低下し、態度保留が 11 ポイント高まる。同じように沖縄県外でも比較すると、「基地引き取り論」を妥当だとする回答が 10.8 ポイント低下し、態度保留が 9.0 ポイント高まる。つまり、沖縄県内と県外のどちらも、「県外移設論」を妥当だと評価した回答が、「基地引き取り論」においては概ね態度保留の方へシフトしている。

ただし、このような定量データ上にあらわれた沖縄県内と県外との共通点を、同列に解釈することには慎重でなければならない。なぜなら、沖縄県は、日本国内における 0.6%の面積と 1%の人口という割合において、すでに、つねに広大な米軍基地の負担を強いられている当事者であり、本調査では日本による「沖縄差別」という捉え方が比較的強くあらわれているからである。また、沖縄県外においては、米軍基地が所在するか否かの地域差はあるもの

の、その負担の度合いや歴史的・政治的経緯は沖縄と大きく異なるものであり、本調査において態度保留が比較的強くあらわれているからである。これをポジションナリティの相違と仮定するならば、当事者が主張する「県外移設論」と日本「本土」の人が主張する「基地引き取り論」に対する解釈や意味づけは、個別の文脈において読み解く必要があるといえるだろう。いずれにせよ、この点については、さらなる精緻なデータの収集と分析が必要である。

6. 「沖縄の基地問題」をめぐる性別による意識の違い

本稿冒頭でも述べたように、2019年の定量調査では、沖縄県内の地域間の差異を考慮に入れていない。また沖縄県外に関しても地域的に網羅するものとはなっていない。よって、本稿における分析も沖縄県内在住/県外在住ということを軸に行ってきた。そこで、最後に、沖縄の米軍基地をめぐる設問から抽出されたデータに関して、性別との関連を見ておきたい。それによって、沖縄県内/県外の両集団の内部における差異にも言及し、今後の調査研究に向けた仮説の再検討やデータ収集および分析のあり方を定める際の参考にしておきたい。ただし、ここでは、性別とのクロス集計におけるカイ2乗検定の結果が、1%水準または5%水準において有意な差が認められたものだけに絞り込んで取り上げておきたい。

(1) 日米安保条約に対する性別による意識の違い

まず、日米安全保障条約に対する評価を、沖縄県内在住者と県外在住者のそれぞれの集団内において、性別による意識の違いを確認しておきたい。

表 11-12-1. 「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っている」 (Q6-a)
(沖縄県内 n=300)

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない	合計
男性	33 22.0%	45 30.0%	33 22.0%	23 15.3%	16 10.7%	150 100.0%
女性	15 10.0%	40 26.7%	58 38.7%	21 14.0%	16 10.7%	150 100.0%
合計	48 16.0%	85 28.3%	91 30.3%	44 14.7%	32 10.7%	300 100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 14.003 (4), $P < 0.01$, Cramer の $V = .216$

表 11-12-2. 「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っている」 (Q6-a)
 (沖縄県外 n=700)

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない	合計
男性	78 22.3%	126 36.0%	106 30.3%	19 5.4%	21 6.0%	350 100.0%
女性	35 10.0%	140 40.0%	140 40.0%	27 7.7%	8 2.3%	350 100.0%
合計	113 16.1%	266 38.0%	246 35.1%	46 6.6%	29 4.1%	700 100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 29.673 (4) , P<0.01, Cramer の V=.204

上記表 11-12 は日米安全保障条約に対する評価について、沖縄県内/県外のそれぞれにおいて、性別とクロス集計した結果である。沖縄県内では、男性は女性に比べて同条約を比較的肯定的に捉え、女性は態度保留の回答が突出している。一方、沖縄県外では男女ともに同条約を肯定的に評価する割合が5割に達し、とくに、男性の方がより強く肯定していることがわかる (沖縄県外の女性も、沖縄の女性に比べると肯定的な評価に比重があるといえるだろう)。

上記のような性別との関連における沖縄県外の傾向は、他の項目でも確認することができる。例えば、「日本に米軍基地があることに賛成である」 (Q6-c) についても、男女ともに態度保留が一定層あるものの、男性は「賛成」が40.0%を占めており、女性に比べて13.5ポイント上回っている。

(2) 「政治的対立」および「沖縄差別」に関する性別による認識の違い

次に、本稿において重要な分析項目となっている、沖縄と日本との「政治的対立」の認識 (Q7-a) および日本による「沖縄差別」の認識 (Q7-b) について、性別による意識の違いを確認しておきたい。

表 11-13. 「沖縄と日本「本土」の間には政治的対立がある」 (Q7-a)
 (沖縄県外 n=700)

	そう思う	ややそう思 う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わな い	合計
男性	70 20.0%	113 32.3%	113 32.3%	38 10.9%	16 4.6%	350 100.0%
女性	35 10.0%	117 33.4%	146 41.7%	41 11.7%	11 3.1%	350 100.0%
合計	105 15.0%	230 32.9%	259 37.0%	79 11.3%	27 3.9%	700 100.0%

カイ2乗値 (自由度) = 16.981 (4) , P<0.01, Cramer の V=.156

まず、「政治的対立」の認識について確認するが、この項目については、沖縄県内では性別に基づく有意差が認められなかったため、沖縄県外の結果のみを取り上げておきたい。表 11-13 から「政治的対立」の認識についてみると、沖縄県外では男女ともに態度保留の回答が高いものの、どちらも「政治的対立」を認識している割合が高くなっている。とくに、男性は女性を 8.9 ポイント上回るが、そのぶん女性は態度保留の方に比重があるようだ。

表 11-14-1. 「日本には沖縄に対する差別がある」 (Q7-b) (沖縄県内=300)

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない	合計
男性	44 29.3%	39 26.0%	35 23.3%	17 11.3%	15 10.0%	150 100.0%
女性	48 32.0%	57 38.0%	32 21.3%	8 5.3%	5 3.3%	150 100.0%
合計	92 30.7%	96 32.0%	67 22.3%	25 8.3%	20 6.7%	300 100.00%

カイ 2 乗値 (自由度) = 11.923 (4) , P<0.05, Cramer の V=.199

表 11-14-2. 「日本には沖縄に対する差別がある」 (Q7-b) (沖縄県外=700)

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない	そう 思わない	合計
男性	25 7.1%	79 22.6%	111 31.7%	72 20.6%	63 18.0%	350 100.0%
女性	18 5.1%	42 12.0%	129 36.9%	104 29.7%	57 16.3%	350 100.0%
合計	43 6.1%	121 17.3%	240 34.3%	176 25.1%	120 17.1%	700 100.0%

カイ 2 乗値 (自由度) = 19.922 (4) , P<0.01, Cramer の V=.169

次に、表 11-14 から「沖縄差別」の認識についてみると、沖縄県内では差別を認識している割合が男女ともに 5 割を超えて比較的高くなった。とくに女性はその割合が 70%に達し、男性を 14.7 ポイント上回る (逆に、沖縄の男性は、差別として捉えない見方が女性を 12.3 ポイント上回る)。一方、沖縄県外では、男女ともに態度保留を示しつつも、差別として捉えない割合が高くなり、とくに女性は男性を 7.4 ポイント上回っている (逆に、沖縄県外の男性は、差別として捉える見方が女性を 12.6 ポイント上回る)。

(3) 「県外移設論」および「基地引き取り論」に対する性別による意識の違い

ここでは、「県外移設論」および「基地引き取り論」をめぐる性別による意識の違いについて確認しておく。まず、「県外移設論」については、沖縄県内では性別による有意差が認められなかったため、県外のみを取り上げておく。

表 11-15. 「あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に移すことを沖縄の人が主張することを妥当だと思いますか。」(Q11) (沖縄県外=700)

	妥当だと思 う	どちらか といえば妥 当だと思 う	どちらとも いえない	あまり 妥当だとは 思わない	妥当だ とは思わ ない	合計
男性	87 24.9%	102 29.1%	93 26.6%	37 10.6%	31 8.9%	350 100.0%
女性	56 16.0%	92 26.3%	152 43.4%	39 11.1%	11 3.1%	350 100.0%
	143 20.4%	194 27.7%	245 35.0%	76 10.9%	42 6.0%	700 100.0%

カイ2乗値(自由度) = 31.020 (4), $P < 0.01$, Cramer の $V = .211$

沖縄から主張される「県外移設論」に対して、沖縄県外の男性は比較的肯定的に捉えており(54.0%)、否定的な見方を34.5ポイントも上回っている。一方、沖縄県外の女性の意識においては、妥当だとする見方は一定層あるものの(42.3%)、男性以上に態度保留の回答が突出している。

次に「基地引き取り論」については、沖縄県外では性別による有意差が認められなかった。そのため沖縄県内のみを取り上げておく。

表 11-16. 「あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に引き取ることを「本土」の人が主張することを妥当だと思いますか。」(Q13) (沖縄県内=300)

	妥当だと思 う	どちらか といえば妥 当だと思 う	どちらとも いえない	あまり 妥当だとは 思わない	妥当だとは 思わない	合計
男性	55 36.7%	32 21.3%	40 26.7%	8 5.3%	15 10.0%	150 100.0%
女性	38 25.3%	38 25.3%	53 35.3%	15 10.0%	6 4.0%	150 100.0%
合計	93 31.0%	70 23.3%	93 31.0%	23 7.7%	21 7.0%	300 100.0%

カイ2乗値(自由度) = 31.020 (4), $P < 0.05$, Cramer の $V = .195$

日本「本土」における「基地引き取り論」に対して、沖縄県内の男性は比較的肯定的に捉えており（58.0%）、否定的な見方を 42.7 ポイントも上回った。一方、沖縄県内の女性も肯定的な見方が 50.6%に達するが、男性に比べると態度保留の回答がやや高くなっている。

以上のような「県外移設論」「基地引き取り論」をめぐる性別との関連性は、他の項目でも確認することができる。例えば、「沖縄以外の日本には、米軍基地を置ける場所がある」（Q14-b）に関する肯定的な回答については、沖縄県内の男性が女性を 10 ポイント上回り、県外の男性は女性を 16.1 ポイント上回った。一方、沖縄県内の女性も肯定的な回答が 5 割を超えるものの、態度保留は男性の 2 倍ほどあり、県外の女性も態度保留が 48.3%で突出している。また、「沖縄への基地集中は日本の防衛上仕方がない」（q14-e）については、沖縄県外の男性は女性を 14.5 ポイント上回り、県外の女性は態度保留が 55.1%でかなり突出している。

以上を小括すると、沖縄県内の男性は、日米安保条約を比較的肯定的に評価しつつ、「基地引き取り論」に対しても概ね肯定的である。沖縄県内の女性は、日本による「沖縄差別」を強く認識し、「基地引き取り論」に対しては概ね肯定的な見方ではあるものの、態度保留も一定層みられる。

一方、沖縄県外の男性は、日米安保を比較的肯定的に評価しつつ、日本と沖縄との政治的対立をより認識しており、「県外移設論」に対しても概ね肯定的な見方をもっている。県外の女性は、全体的に態度保留の回答が高いものの、「沖縄差別」についてはより否定的な見方が示された。

このように、沖縄県内と県外の両集団をそれぞれ性別との関連で分析してみると、沖縄の米軍基地問題に対するジェンダーカテゴリー間の認識や態度の差異を見出すことが可能である。とくに、戦争と軍事基地、そして米兵による様々な暴力事件等が、女性に対してより深刻な被害を与えることは広く知られている。よって、基地・軍隊組織・兵士、そしてその移設や引き取りという考え方に対して、ポジショナリティに基づく反応や認識の違いが出ることも当然である。今後、本調査のデータにおいて、ジェンダーの視点によるさらなる分析が必要であり、また他の基礎項目との関連における分析も必要である。

7. おわりに

本稿では、2019 年の定量調査から、沖縄の基地問題をめぐる質問項目について、沖縄県内在住と県外在住という基礎項目を軸に分析してきた。ここで、その分析結果を総括しておきたい。

まず、沖縄の基地問題に対する沖縄県外在住者の認識や態度は、全般的に態度保留が示される結果となった。この沖縄県外の態度保留という層は、沖縄県内と県外との基地問題をめぐる齟齬を規定している一側面といえるのかもしれない。ただし、この態度保留という反応は、沖縄県外の女性のみならず、県内の女性でも一定程度示された。よって、この点は、ジェンダー間の差異においてさらに詳細な分析が必要である。

また、沖縄の基地問題の捉え方については、沖縄県内と県外との間に、一定の差異を読み取ることができた。とくに、沖縄県外においては、沖縄と日本との「政治的対立」の認識と

の関連が示された。それは、沖縄県外在住者が米軍基地の「公平負担」を一定程度肯定する意識の前提にもなっているようである。

一方、沖縄県内においては、日本による「沖縄差別」の認識との関連が示された。沖縄県内におけるそのような認識は、沖縄への米軍基地の集中と過重負担に直結し、また米軍基地の「公平負担」を肯定的に捉えていることとも関連しているようである。

以上のように、沖縄県内においては、沖縄の基地問題の解決は人権に関わる差別問題の解消であるという認識が一定程度存在する。ところが、沖縄県外では、沖縄の基地問題は「政治的対立」として捉えられ、そして態度保留という分厚い層が存在する。それは、沖縄の基地問題の当事者という認識のみならず、差別構造を社会的に構成する当事者としての認識にも大きく関わるものと思われる。「政治的対立」という認識や態度保留という反応をもたらすものと「沖縄差別」という認識をもたらすものとの違いは、ポジショナリティの差異とどのように関連しているのか、さらにデータ収集と分析を進めていく必要がある。それは、ジェンダーカテゴリー、年齢コーホート、職業カテゴリーや社会階層のみならず、地域間の差異（基地所在地であるか否か、沖縄県内の「本島／離島」など）も含めて丁寧に分析していくことが求められる。

参考文献

- 知念 ウシ 2010 『ウシがゆく - 植民地主義を探検し、私をさがす旅』沖縄タイムス社
知念 ウシ 2013 『シランフナーの暴力 - 知念ウシ政治発言集』未来社
知念 ウシ 2014 「女たちの大行動を16年後に考える」『未来』（2014年6月号）未来社
野村 浩也 2005 『無意識の植民地主義 - 日本人の米軍基地と沖縄人』御茶の水書房（2019
『増補改訂版 無意識の植民地主義 - 日本人の米軍基地と沖縄人』松籟社）
野村 浩也 編 2007 『植民者へ - ポストコロニアリズムという挑発』松籟社
沖縄の米軍基地を「本土」で引き取る！編集委員会 2019 『沖縄の米軍基地を「本土」で引
き取る！ - 市民からの提案』コモンズ
高橋 哲哉 2012 『犠牲のシステム 福島・沖縄』集英社
高橋 哲哉 2015 『沖縄の米軍基地 - 「県外移設」を考える』集英社
高橋 哲哉 2021 『日米安保と沖縄基地論争 - <犠牲のシステム>を問う』朝日新聞出版

外国人に関する意識とポジショナリティに関する仮説的分析

定松 文

1. はじめに

本調査においては、外国人に対する意識についても複数質問をしている。ここでは、外国人との交際経験、知り合いがいるかどうかという経験が外国人に対する意識と相関があるのではないかと仮説を設定した。

先行研究である日本における排外主義に関する定量調査の研究において、中国または中国人、韓国あるいは韓国人に対する意識の研究（田辺 2016; 明戸・曹 2020）が蓄積されており、田辺の研究からは「2013年の分析で有意な変数としては、男性であるほど、教育年数が長いほど、階層帰属意識が低いほど、愛国主義と脅威認知が強いほど、そうでない人々よりも嫌韓層になりやすいという結果」（田辺 2018: 77）が導き出されている。さらに田辺（2016）は、中国人と韓国人に対する排外主義においては愛国主義との関連性が強いことも指摘している。さらに、明戸・曹は、ナショナリズムの下位概念である純化主義、排外主義、愛国主義¹による「友愛志向」、「敵味方志向（嫌韓型）」、「敵味方志向（親韓型）」のクラスター分析を行い、純化主義ではなく、排外主義が好感度を下げる働きがあったと確認している。アメリカ人に対する高い好感度、中国・ロシアに対する低い好感度、「排外主義とあわせて愛国主義が強いほど、『敵味方志向（親韓型）』よりも『敵味方志向（嫌韓型）』になりやすいこと」（明戸・曹 2020; 82-82）も指摘している。一方、日本の事例ではないが、欧州の排外主義については、階層横断的で、EU 統合への懐疑が排外主義に結びつく傾向があり、経済的な利益より平等意識や公平性に関する規範意識、文化的紐帯をめぐる態度が排外主義につながっていると分析されている（中井 2021）。いずれにしても、その時の政治状況等にも左右され、属性と外国人に対する意識に強い関連が見いだされることは少ないということがわかった。

さらに、日本財団による「18歳意識調査『第43回 -国際・多文化共生意識-』（2021年12月22日）によれば、留学経験がある人や留学を希望している人および「外国にルーツのある子ども」との接点がある人ほど、外国人労働者を受け入れる傾向があり、外国にルーツのある子どもへの権利保障を肯定する傾向があることを明らかにしている。自分が外国人になった経験や外国にルーツのある人との交流経験が他文化や外国人の権利に肯定的になるという結果である。

本調査では純化主義、愛国主義に関する質問項目はなく、外国人に対する意識の背景を分

¹ 純化主義は「ある人を本当に日本人であると思わせるためには、以下にあげることが「重要だ」という意見と「重要ではない」という意見があります。それぞれについてあなたはどの程度重要だと思いますか」という設問、愛国主義は「国旗・国歌を教育の場で教えるのは当然である」「日本人であることに誇りを感じる」「子どもたちにもっと愛国心や国民の責務について教えるよう、戦後の教育を見直さなければならない」という3つの設問、排外主義は「あなたが生活している地域に、以下のような人々が増えることに賛成ですか、反対ですか」という設問に対する回答の主成分得点化している。

析するには限定的であるが、先行研究で指摘するように性別、学歴、年齢等の属性の関連は低いのか、外国人との交流経験が左右するのか、外国人に対する全体的な意識とその背景要因を考えたい。

2. 単純集計

2-1. 外国人との付き合い

表 12-1 は、Q15.「あなたは以下の外国人と以下の（1）～（7）のようなお付き合いがありますか（過去の経験も含む）。各項目についてあてはまるものをお選びください。（複数回答可。そうした経験が一つもない場合は、（8）の「つき合ったことがない」をお選びください。」への回答の単純集計である（合計値はすべて 1000、100%）。

表 12-1 外国人との付き合い

	一緒に働いている・いた／仕事上の付き合いがある・あった	学校で一緒に勉強している・いた	友人としてつき合っている・いた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	その他のグループや地域活動（町内会や学校行事など）に参加している・いた	あいさつ程度の付き合いをしている・いた	つき合ったことがない
アメリカ人	123 12.3	89 8.9	105 10.5	42 4.2	29 2.9	45 4.5	130 13.0	622 62.2
中国人	182 18.2	101 10.1	84 8.4	17 1.7	16 1.6	36 3.6	87 8.7	606 60.6
韓国人	133 13.3	87 8.7	103 10.3	12 1.2	15 1.5	35 3.5	83 8.3	642 64.2
フィリピン人	83 8.3	48 4.8	44 4.4	19 1.9	12 1.2	35 3.5	79 7.9	726 72.6
ベトナム人	73 7.3	33 3.3	36 3.6	5 0.5	12 1.2	17 1.7	44 4.4	818 81.8
日系南米人	46 4.6	35 3.5	38 3.8	12 1.2	15 1.5	28 2.8	41 4.1	823 82.3
その他の国の人	122 12.2	75 7.5	76 7.6	23 2.3	20 2.0	24 2.4	65 6.5	686 68.6

調査時である 2019 年 12 月の法務省在留外国人統計の「国籍・地域別 在留資格（在留目的）別総在留外国人」によれば、観光客を含めて、多い順に、中国 1,044,278 人、韓国 485,257 人、ベトナム 418,625 人、フィリピン 329,465 人、ブラジル 214,643 人、台湾 125,435 人、米国 119,173 人となっている。本調査の回答から、中国人との職場、学校で

の付き合いが多く、韓国人、アメリカ人が多い傾向があり、親戚づきあいとしてやや多い傾向にあるのがフィリピン人、日系南米人に関しては職場での付き合いは少なく、定住が進む中でも職業が出身国ごとに分離されてしまっている傾向がうかがえる。就業率の関係から職場での付き合いは男性に多く、「学校で一緒に勉強している・いた」経験は20歳代以下に多く、全体の交流経験の傾向としては20歳代以下、60歳以上に多い（表13-）。相手がどの国籍かわかっていないケースもあると予想されるが、「付き合ったことがない」人がすべて60%以上であることを本調査の傾向として確認しておきたい。

2-2. 外国人の増加に関する意識

生活圏内に外国人が増加することについて、Q16.では観光客、Q17では労働者、Q18では住民として「賛成」、「やや賛成」、「どちらともいえない」、「やや反対」、「反対」の択一で聞いている。

表 12-2 外国人の観光客の増加に対する賛否

	賛成	やや 賛成	どちら ともい えない	やや 反対	反対	合計
アメリカ人	199	250	456	59	36	1000
%	19.9	25	45.6	5.9	3.6	100
中国人（台湾出身者を除く）	88	121	328	240	223	1000
%	8.8	12.1	32.8	24	22.3	100
韓国人	94	139	349	197	221	1000
%	9.4	13.9	34.9	19.7	22.1	100
フィリピン人	119	222	477	109	73	1000
%	11.9	22.2	47.7	10.9	7.3	100
ベトナム人	131	226	467	101	75	1000
%	13.1	22.6	46.7	10.1	7.5	100
日系南米人	130	211	491	96	72	1000
%	13	21.1	49.1	9.6	7.2	100
その他の外国人	138	214	498	86	64	1000
%	13.8	21.4	49.8	8.6	6.4	100

表 12-3 外国人の労働者の増加に対する賛否

	賛成	やや 賛成	どちら ともい えない	やや 反対	反対	合計
アメリカ人	133	233	506	79	49	1000
%	13.3	23.3	50.6	7.9	4.9	100
中国人（台湾出身者を除く）	75	132	385	174	234	1000
%	7.5	13.2	38.5	17.4	23.4	100
韓国人	74	132	407	157	230	1000
%	7.4	13.2	40.7	15.7	23	100
フィリピン人	93	194	497	121	95	1000
%	9.3	19.4	49.7	12.1	9.5	100
ベトナム人	100	204	496	110	90	1000
%	10	20.4	49.6	11	9	100
日系南米人	102	193	515	106	84	1000
%	10.2	19.3	51.5	10.6	8.4	100
その他の外国人	98	188	529	103	82	1000
%	9.8	18.8	52.9	10.3	8.2	100

表 12-4 外国人の住民の増加に対する賛否

	賛成	やや 賛成	どちら ともい えない	やや 反対	反対	合計
アメリカ人	124	219	491	100	66	1000
%	12.4	21.9	49.1	10	6.6	100
中国人（台湾出身者を除く）	56	99	359	209	277	1000
%	5.6	9.9	35.9	20.9	27.7	100
韓国人	63	107	387	183	260	1000
%	6.3	10.7	38.7	18.3	26	100
フィリピン人	77	165	498	137	123	1000
%	7.7	16.5	49.8	13.7	12.3	100
ベトナム人	81	172	495	133	119	1000
%	8.1	17.2	49.5	13.3	11.9	100
日系南米人	81	168	512	126	113	1000
%	8.1	16.8	51.2	12.6	11.3	100
その他の外国人	85	161	535	109	110	1000
%	8.5	16.1	53.5	10.9	11	100

表 12-2、表 12-3、表 12-4 からアメリカ人については好意的であるが、中国人と韓国人に関しては否定的な傾向が強く表れ、排外的傾向が特定の外国人に対して顕著であることが認められる。また、観光客という非日常の行為者が生活圏へ存在することは認めるものの、労働者、住民という自分たちの日常的空間に入る可能性が高くなるほど排外的な傾向が強まっている。フィリピン人、ベトナム人、日系南米人に関しては、「どちらともいえない」が比較的多く、日本経済・社会が生産・再生産領域で依存しているにもかかわらず、実際の生活圏における接点が少なく、具体的イメージを持っていないのかもしれない。「顔の見えない『定住化』」は、労働や住居空間の分離があるかないかにかかわらず、顔をみようとしないうる日本社会の裏返しかもしれない。

2-3. 外国人への権利保障

Q19、Q20 では、政府として権利保障の賛否を、日本で生まれ育った外国人と移住してきた外国人にわけて聞いている。

表 12-5 日本で生まれ育った外国人に対して、日本政府による権利保障の賛否

	そう 思う	やや 思う	どちら ともい えない	あまり そう思 わない	そう思 わない	合計
公営住宅への入居の権利	268	318	287	53	74	1000
%	26.8	31.8	28.7	5.3	7.4	100
困窮した際に生活保護を受ける権利	245	295	304	65	91	1000
%	24.5	29.5	30.4	6.5	9.1	100
母国（出身国）の習慣を守る権利	200	278	373	80	69	1000
%	20	27.8	37.3	8	6.9	100
母国（出身国）の言語を守る権利	227	294	346	65	68	1000
%	22.7	29.4	34.6	6.5	6.8	100
地方参政権（選挙権）	221	269	319	69	122	1000
%	22.1	26.9	31.9	6.9	12.2	100
地方公務員になる権利	210	252	342	76	120	1000
%	21	25.2	34.2	7.6	12	100

表 12-6 日本に移住してきた外国人への権利保障の賛否

	そう 思う	やや そう 思う	どちら ともい えない	あまり そう思 わない	そう 思わ ない	合計
公営住宅への入居の権利	177	253	350	101	119	1000
%	17.7	25.3	35	10.1	11.9	100
困窮した際に生活保護を受ける権利	139	235	361	110	155	1000
%	13.9	23.5	36.1	11	15.5	100
母国（出身国）の習慣を守る権利	180	277	366	78	99	1000
%	18	27.7	36.6	7.8	9.9	100
母国（出身国）の言語を守る権利	196	274	373	65	92	1000
%	19.6	27.4	37.3	6.5	9.2	100
地方参政権（選挙権）	142	192	374	111	181	1000
%	14.2	19.2	37.4	11.1	18.1	100
地方公務員になる権利	141	176	381	120	182	1000
%	14.1	17.6	38.1	12	18.2	100

日本で生まれ育った外国人に対しての権利保障には賛成が多く、特に、地方参政権および地方公務員になる権利に関しては 50%近くが「そう思う」「ややそう思う」を選択している（表 12-5）。地方公務員に関しては各自治体の募集要件によるため、外国籍でも地方公務員になることができる自治体はある。また、公営住宅の入居申し込みについても、特別永住者および外国人登録法(昭和二十七年法律第一二五号)第四条第一項に基づく登録を受けた者は入居可能である。生活保護に関しては、国の通知により永住等の身分に基づく在留資格の場合、生活保護法が準用されている。最低限の生活をする権利としての住居と生活保護は人道的立場から保障されているが、それに賛成していない人も 10%以上存在することを示している。

移住してきた外国人に対しては、出身国の文化や習慣、言語の権利には賛成が多いものの、最低限の生活をする権利としての住宅と生活保護には 22%、26.5%と否定的な意見が多い（表 12-6）。外国人に対してというより、生活保護バッシングに代表されるような生活保護に関する知識の偏りや誤り、公的資金をめぐる配分の不平等感といった背景があるかもしれないが、この調査からは詳しい背景はわからない。

2-4. 多文化政策に関する意識

最後に、Q21 でヘイトスピーチ、朝鮮学校、歴史認識に関する意見について聞いた結果が表 12-7 である。

表 12-7 ヘイトスピーチ等に対する意見

	そう 思う	ややそ う思う	どちらと もいえな い	あまり そう思 わない	そう思 わない	合計
ヘイトスピーチには罰則規定を作っ て厳しく取り締まるべきだ	227	267	378	63	65	1000
%	22.7	26.7	37.8	6.3	6.5	100
ネット上の外国人を誹謗中傷する書 き込みには、何らかの規制をすべき だ	253	334	314	44	55	1000
%	25.3	33.4	31.4	4.4	5.5	100
朝鮮学校が高校授業料無償化から除 外されることは仕方ない	236	183	402	89	90	1000
%	23.6	18.3	40.2	8.9	9	100
朝鮮学校に自治体からの補助金が支 給されないことは仕方ない	229	165	415	106	85	1000
%	22.9	16.5	41.5	10.6	8.5	100
日本が植民地支配中に行った加害行 為の数々を、きちんと知っておくべ きだ	279	270	363	26	62	1000
%	27.9	27	36.3	2.6	6.2	100

ヘイトスピーチやネット上の誹謗中傷に対する罰則規定及び取り締まりに関しては 50%以上の賛成があり、歴史認識についても植民地支配中の加害行為について知っておくことへの賛同が 54.5%にのぼる。一方で、朝鮮学校への高校授業料無償化、補助金についてはどちらと

もいえないと判断を留保する人が40%以上と多いが、「仕方がない」に「そう思う」「ややそう思う」が41.9%、39.4%と高い比率を占めている。

3. 嫌韓、嫌中、外国人への権利保障を認めない意見の背景

ここでは、他の外国人グループと比較して明らかに排外主義が顕著であった、韓国人、中国人への意識、および外国人の権利保障について、相関係数およびクロス分析から考察してみたい。

相関係数を出すにあたり、年齢を「18～29歳」を1、「30～39歳」を2、「40～49歳」を3、「50～59歳」を4、「60歳以上」を5と年代区分化し、外国人とのつきあいは、「ある」を1、「なし」を0とした。「外国人の住民の増加に対する賛否」に関しては、「賛成」「やや賛成」を1、「どちらともいえない」を2、「やや反対」「反対」を3と変数を変えている。

表12-8から、総じて、「本人学歴」「本人職業」「本人年収」「世帯年収」「性別」「年代」のいずれよりも、「外国人とつきあった経験」のほうが、韓国人、中国人に対して好意的であり、外国人の権利保障に賛成し、差別に関して反対の意識をもっているといえる。特に「中国人」および「韓国人」との付き合いがある人において、高い相関がみられる。

「中国人（台湾出身者を除く）および韓国人の住民の増加に対する賛否」に関して、「外国人とつきあった経験」以外に、年代との関連が認められ、特に20代以下で賛同が多く、年代が上がるにつれて反対が増えている。これは、20代以下の方が「学校で一緒に勉強している・いた」と答えていたこと、60代以上では付き合いがあるものの、30代、40代、50代で「付き合いがない」と答えていたこととの関連が強いと思われる（表12-9）。

表 12-8 嫌韓、嫌中、外国人への権利保障に関する相関分析

	中国人(台湾出身者を除く)の住民の増加に対する賛否	日本人で生まれ育った外国人の権利保障		日本に移住してきた外国人の権利保障		ネット上でのヘイトスピーチ		ネット上の外国人を誹謗中傷する書き込みには、何らかの規制をすべきだ	朝鮮学校が高価で無償で提供されることは仕方がない	日本が国民権を自国に与えるべきだ										
		国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利	国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利	国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利	国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利	国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利	国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利				国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利	国籍(出身)の言葉を話す権利を守る権利								
本人学歴	-0.037	-0.037	-0.032	-0.067*	-0.059	-0.043	0.012	-0.042	0.044	-0.012	0.037	0.024	0.021	0.01						
有意確率(両側)	0.246	0.275	0.134	0.24	0.813	0.318	0.035	0.062	0.116	0.174	0.707	1	0.393	0.184	0.162	0.704	0.244	0.244	0.447	0.75
本人職業	0.043	-0.003	0.073*	0.065*	0.029	0.043	0.034	0.025	0.089**	0.06	0.009	0.019	0.74*	0.038	0.075*	-0.044	-0.044	-0.044	-0.03	0.083**
有意確率(両側)	0.175	0.935	0.02	0.041	0.361	0.17	0.278	0.437	0.005	0.058	0.774	0.548	0.02	0.229	0.018	0.002	0.163	0.348	0.348	0.003
本人年収	0.003	0.041	-0.043	-0.055*	-0.065*	-0.086**	-0.100**	-0.075*	-0.022	-0.043	-0.043	-0.067*	-0.077*	-0.068*	0.021	-0.021	0.081*	0.076*	0.076*	-0.044
有意確率(両側)	0.928	0.184	0.171	0.003	0.04	0.006	0.002	0.018	0.487	0.17	0.173	0.035	0.015	0.033	0.508	0.508	0.01	0.017	0.162	0.162
出身年収	-0.023	-0.04	0.016	-0.026	0.03	0.038	-0.023	-0.024	0.002	-0.017	0.028	0.023	-0.047	-0.046	-0.035	-0.033**	0	0.015	0.015	-0.036
有意確率(両側)	0.471	0.207	0.618	0.405	0.346	0.229	0.473	0.445	0.96	0.566	0.384	0.471	0.142	0.146	0.271	0.003	0.991	0.641	0.641	0.255
性別	0.043	-0.05	0.058	0.064*	0.062	0.076*	0.114**	0.102**	0.025	0.041	0.054	0.074*	0.086**	0.076*	0.053	-0.044	-0.044	-0.026	0.089*	0.089*
有意確率(両側)	0.179	0.111	0.065	0.043	0.052	0.016	0	0.001	0.434	0.19	0.085	0.019	0.006	0.016	0.087	0	0.169	0.409	0.409	0.028
年代	.102**	.111**	.037	.02	-0.062	-0.053*	-0.019	-0.019	0.088*	0.072*	-0.037	-0.041	0.046	0.03	0.190**	0.203**	0.027	0.03	0.03	0.133**
有意確率(両側)	0.001	0	0.24	0.529	0.051	0.046	0.55	0.545	0.032	0.023	0.239	0.182	0.147	0.351	0	0.392	0.35	0	0	
アメリカ人とのつきあい	-0.130**	-0.135**	0.063*	0.074*	0.092**	0.091**	0.04*	0.058	0.052	0.05	0.76*	0.047	0.046	0.05	0.139**	0.092**	-0.05	-0.056	0.063*	0.063*
有意確率(両側)	0	0	0.045	0.019	0.004	0.004	0.044	0.069	0.098	0.114	0.017	0.134	0.15	0.111	0	0.004	0.115	0.077	0.045	0.045
中国人とのつきあい	-0.167**	-0.169**	.121**	.112**	.168**	.141**	.065**	.084**	.073*	.061	.166**	.158**	.03	.052	.066**	.097**	0	0	0	.121**
有意確率(両側)	0	0	0	0	0	0	0.002	0.008	0.02	0.056	0	0	0.335	0.098	0.002	0.996	0.988	0	0	
韓国人とのつきあい	-0.139**	-0.170**	0.093**	0.055**	0.075*	0.061	0.067*	0.079*	0.079*	0.05	0.104**	0.105**	0.059	0.078*	0.106**	0.104**	-0.016	-0.007	-0.007	0.120**
有意確率(両側)	0	0	0.003	0.007	0.003	0.017	0.053	0.034	0.012	0.111	0.001	0.001	0.061	0.013	0.001	0.001	0.612	0.612	0.814	0
フィリピン人とのつきあい	-0.116**	-0.100**	0.073*	0.064**	0.107**	0.101**	0.052	0.059	0.053	0.045	0.087**	0.089**	0.043	0.059	0.092**	0.078*	-0.02	-0.044	0.062	0.062
有意確率(両側)	0	0.002	0.022	0.008	0.001	0.001	0.1	0.062	0.095	0.158	0.006	0.005	0.175	0.062	0.004	0.014	0.523	0.168	0.168	0.051
ベトナム人とのつきあい	-0.111**	-0.084**	-0.006	0.007	0.024	0.001	-0.024	-0.021	-0.019	-0.025	0.034	0.007	-0.02	-0.005	0.037	-0.009	-0.027	-0.035	0.004	0.004
有意確率(両側)	0	0.008	0.839	0.832	0.447	0.974	0.452	0.516	0.553	0.427	0.279	0.825	0.536	0.883	0.238	0.768	0.401	0.265	0.905	0.905
日本人とのつきあい	-0.128**	-0.119**	0.056	0.066*	0.061	0.047	0.01	0.019	0.053	0.067*	0.077*	0.069*	0.02	0.041	0.068*	0.038	-0.051	-0.052	0.022	0.022
有意確率(両側)	0	0	0.078	0.038	0.055	0.133	0.782	0.546	0.093	0.034	0.015	0.029	0.535	0.198	0.032	0.227	0.106	0.102	0.497	0.497
その他の国のつきあい	-0.109**	-0.108**	0.055**	0.103**	0.116**	0.124**	0.05	0.067*	0.048	0.071*	0.171**	0.139**	0.026	0.043	0.086**	0.056	-0.067*	-0.054	0.077*	0.077*
有意確率(両側)	0.001	0.001	0.007	0.001	0	0	0.113	0.035	0.131	0.024	0	0	0.417	0.174	0.006	0.078	0.034	0.085	0.015	0.015

表 12-9 年代別外国人との付き合い

	アメリカ人		中国人		韓国人		フィリピン人		ベトナム人		日系南米人		その他の国の人	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
18-29歳	110	130	117	123	104	136	91	149	62	178	53	187	89	151
%	45.8%	54.2%	48.8%	51.2%	43.3%	56.7%	37.9%	62.1%	25.8%	74.2%	22.1%	77.9%	37.1%	62.9%
30-39歳	71	93	85	79	67	97	46	118	37	127	32	132	58	106
%	43.30%	56.70%	51.80%	48.20%	40.90%	59.10%	28.00%	72.00%	22.60%	77.40%	19.50%	80.50%	35.40%	64.60%
40-49歳	61	111	65	107	61	111	42	130	33	139	27	145	54	118
%	35.50%	64.50%	37.80%	62.20%	35.50%	64.50%	24.40%	75.60%	19.20%	80.80%	15.70%	84.30%	31.40%	68.60%
50-59歳	60	112	50	122	46	126	35	137	14	158	22	150	44	128
%	34.90%	65.10%	29.10%	70.90%	26.70%	73.30%	20.30%	79.70%	8.10%	91.90%	12.80%	87.20%	25.60%	74.40%
60歳以上	76	176	77	175	80	172	60	192	36	216	43	209	69	183
%	30.20%	69.80%	30.60%	69.40%	31.70%	68.30%	23.80%	76.20%	14.30%	85.70%	17.10%	82.90%	27.40%	72.60%
合計	378	622	394	606	358	642	274	726	182	818	177	823	314	686
%	37.80%	62.20%	39.40%	60.60%	35.80%	64.20%	27.40%	72.60%	18.20%	81.80%	17.70%	82.30%	31.40%	68.60%

アメリカ人 カイ2乗値(自由度) = 15.971 (4), p < 0.01, CramerのV = 0.003

中国人(台湾出身者を除く) カイ2乗値(自由度) = 35.526 (4), p < 0.01, CramerのV = 0.000

韓国人 カイ2乗値(自由度) = 15.696 (4), p < 0.01, CramerのV = 0.003

フィリピン人 カイ2乗値(自由度) = 20.079 (4), p < 0.01, CramerのV = 0.000

ベトナム人 カイ2乗値(自由度) = 25.887 (4), p < 0.01, CramerのV = 0.000

日系南米人 カイ2乗値(自由度) = 6.924 (4), p < 0.14, CramerのV = 0.140

その他の国の人 カイ2乗値(自由度) = 9.389 (4), p < 0.10, CramerのV = 0.052

属性と外国人の権利保障意識に関するクロス表（表 12-10、表 12-11）から、「日本で生まれ育った外国人の権利保障」の「公営住宅への入居の権利」と「困窮した際に生活保護を受ける権利」について、「中国人、韓国人、フィリピン人、その他の国の人との付き合いがある人」、「困窮した際に生活保護を受ける権利」についてのみ「本人年収」との相関が高い。「地方参政権（選挙権）」「地方公務員になる権利」に関しては「本人年収」と「性別」での関連が見られ、年収が高い方が「賛成」が多く、女性が総じて賛成しているが、30代、40代男性の反対の傾向が反映されている。

表 12-10 性別・年代別日本で生まれ育った外国人の権利保障の賛否「地方参政権（選挙権）」

		そう思う	ややそう 思う	どちらと もいえな い	あまりそ う思わな い	そう思わ ない	
男性	18-29歳	32	27	32	11	18	120
		26.70%	22.50%	26.70%	9.20%	15.00%	100.00%
	30-39歳	8	22	27	9	16	82
		9.80%	26.80%	32.90%	11.00%	19.50%	100.00%
	40-49歳	13	14	34	3	22	86
		15.10%	16.30%	39.50%	3.50%	25.60%	100.00%
	50-59歳	21	21	28	3	13	86
		24.40%	24.40%	32.60%	3.50%	15.10%	100.00%
	60歳以上	28	42	32	10	14	126
	22.20%	33.30%	25.40%	7.90%	11.10%	100.00%	
合計	102	126	153	36	83	500	
	20.40%	25.20%	30.60%	7.20%	16.60%	100.00%	
女性	18-29歳	47	33	27	7	6	120
		39.20%	27.50%	22.50%	5.80%	5.00%	100.00%
	30-39歳	17	25	32	5	3	82
		20.70%	30.50%	39.00%	6.10%	3.70%	100.00%
	40-49歳	10	29	30	5	12	86
		11.60%	33.70%	34.90%	5.80%	14.00%	100.00%
	50-59歳	20	19	34	6	7	86
		23.30%	22.10%	39.50%	7.00%	8.10%	100.00%
	60歳以上	25	37	43	10	11	126
	19.80%	29.40%	34.10%	7.90%	8.70%	100.00%	
合計	119	143	166	33	39	500	
	23.80%	28.60%	33.20%	6.60%	7.80%	100.00%	

男性 カイ 2 乗値（自由度）=32.461（16）， $p < 0.01$ ，CramerのV= 0.009

女性 カイ 2 乗値（自由度）=34.701（16）， $p < 0.01$ ，CramerのV= 0.004

表 12-11 性別・年齢別日本で生まれ育った外国人の権利保障の賛否「地方公務員になる権利」

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	
男性	18-29歳	30	22	39	12	17	120
		25.00%	18.30%	32.50%	10.00%	14.20%	100.00%
	30-39歳	7	18	28	12	17	82
		8.50%	22.00%	34.10%	14.60%	20.70%	100.00%
	40-49歳	12	20	32	4	18	86
		14.00%	23.30%	37.20%	4.70%	20.90%	100.00%
	50-59歳	19	17	33	4	13	86
		22.10%	19.80%	38.40%	4.70%	15.10%	100.00%
	60歳以上	28	43	33	9	13	126
	22.20%	34.10%	26.20%	7.10%	10.30%	100.00%	
合計	96	120	165	41	78	500	
	19.20%	24.00%	33.00%	8.20%	15.60%	100.00%	
女性	18-29歳	44	34	32	5	5	120
		36.70%	28.30%	26.70%	4.20%	4.20%	100.00%
	30-39歳	17	22	34	6	3	82
		20.70%	26.80%	41.50%	7.30%	3.70%	100.00%
	40-49歳	11	24	33	6	12	86
		12.80%	27.90%	38.40%	7.00%	14.00%	100.00%
	50-59歳	18	21	31	8	8	86
		20.90%	24.40%	36.00%	9.30%	9.30%	100.00%
	60歳以上	24	31	47	10	14	126
	19.00%	24.60%	37.30%	7.90%	11.10%	100.00%	
合計	114	132	177	35	42	500	
	22.80%	26.40%	35.40%	7.00%	8.40%	100.00%	

男性 カイ2乗値(自由度) = 32.790 (16), p < 0.01, CramerのV = 0.008
女性 カイ2乗値(自由度) = 30.580 (16), p < 0.01, CramerのV = 0.015

「ヘイトスピーチには罰則規定を作って厳しく取り締まるべきだ」「ネット上の外国人を誹謗中傷する書き込みには、何らかの規制をすべきだ」という一般的な人権に関する点では、「アメリカ人との付き合いがある」において関連が強く、特に「ネット上の外国人を誹謗中傷する書き込みには、何らかの規制をすべきだ」に関しては「本人職業」「世帯年収」「性別」「年代」との高い相関がみられる(表 12-8)。

「朝鮮学校の授業料無償化」および「自治体からの補助金」との相関は「年収」のみである。

「日本の植民地支配中に行った加害行為に関する歴史教育」に関しては、「本人年収」「年代」「中国人との付き合い」「韓国人との付き合い」との関連が高い。年収が高く、年齢が高いほど教育すべきという傾向が高いのは、年齢が高いほど年収が高い傾向にあることが要因かもしれない(表 12-12)。また沖縄だけで見た場合、年齢、性別を問わず、「歴史教育」の

必要性に賛成している (表 12-13)。

表 12-12 年代別本人年収

	なし (0 円)	100万円 未満	100万～ 200万円 未満	200万～ 300万円 未満	300万～ 400万円 未満	400万～ 500万円 未満	500万～ 700万円 未満	700万～ 900万円 未満	900万～ 1,200万円 未満	1,200万～ 1,500万円 未満	1,500万円 以上	
18-29歳	35	75	37	30	29	17	7	3	2	1	4	240
	14.60%	31.30%	15.40%	12.50%	12.10%	7.10%	2.90%	1.30%	0.80%	0.40%	1.70%	100.00%
30-39歳	16	16	22	18	31	22	27	2	6	2	2	164
	9.80%	9.80%	13.40%	11.00%	18.90%	13.40%	16.50%	1.20%	3.70%	1.20%	1.20%	100.00%
40-49歳	14	24	18	16	23	26	21	14	10	2	4	172
	8.10%	14.00%	10.50%	9.30%	13.40%	15.10%	12.20%	8.10%	5.80%	1.20%	2.30%	100.00%
50-59歳	20	29	25	12	25	11	14	15	14	2	5	172
	11.60%	16.90%	14.50%	7.00%	14.50%	6.40%	8.10%	8.70%	8.10%	1.20%	2.90%	100.00%
60歳以上	18	40	48	41	30	28	18	12	6	4	7	252
	7.10%	15.90%	19.00%	16.30%	11.90%	11.10%	7.10%	4.80%	2.40%	1.60%	2.80%	100.00%
	103	184	150	117	138	104	87	46	38	11	22	1000
	10.30%	18.40%	15.00%	11.70%	13.80%	10.40%	8.70%	4.60%	3.80%	1.10%	2.20%	100.00%

カイ2乗値 (自由度) = 133.456 (40), p < 0.01, CramerのV = 0.183

表 12-13 沖縄県在住者と非在住者別の差別等に関する意識

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	合計
ヘイトスピーチへの罰則規定	沖縄	74	88	106	17	15	300
		24.70%	29.30%	35.30%	5.70%	5.00%	100.00%
	沖縄以外	153	179	272	46	50	700
		21.90%	25.60%	38.90%	6.60%	7.10%	100.00%
ネット上の外国人を誹謗中傷する書き込みへの規制	沖縄	89	104	86	10	11	300
		29.70%	34.70%	28.70%	3.30%	3.70%	100.00%
	沖縄以外	164	230	228	34	44	700
		23.40%	32.90%	32.60%	4.90%	6.30%	100.00%
朝鮮学校の高校授業料無償化除外は仕方ない	沖縄	65	45	130	27	33	300
		21.70%	15.00%	43.30%	9.00%	11.00%	100.00%
	沖縄以外	171	138	272	62	57	700
		24.40%	19.70%	38.90%	8.90%	8.10%	100.00%
朝鮮学校の自治体補助金が無支給は仕方ない	沖縄	64	38	131	33	34	300
		21.30%	12.70%	43.70%	11.00%	11.30%	100.00%
	沖縄以外	165	127	284	73	51	700
		23.60%	18.10%	40.60%	10.40%	7.30%	100.00%
日本が植民地支配中に行った加害行為を知っておくべき	沖縄	101	76	97	6	20	300
		33.70%	25.30%	32.30%	2.00%	6.70%	100.00%
	沖縄以外	178	194	266	20	42	700
		25.40%	27.70%	38.00%	2.90%	6.00%	100.00%
ヘイトスピーチ カイ2乗値（自由度）=44.938（4），p<0.01，CramerのV=0.000							
ネット上の誹謗中傷 カイ2乗値（自由度）=34.523（4），p<0.01，CramerのV=0.000							
高校授業料無償化 カイ2乗値（自由度）=21.114（4），p<0.01，CramerのV=0.003							
自治体補助金 カイ2乗値（自由度）=20.400（4），p<0.01，CramerのV=0.000							
日本の歴史教育 カイ2乗値（自由度）=22.441（4），p<0.01，CramerのV=0.000							

以上のことから、外国人への差別意識や権利保障に関しては、属性よりも交流・交際経験のほうが影響を受けやすいという、第二次集団的なポジショナリティの影響が強く見られた。特に「中国人・韓国人との付き合い」の経験において、多くの相関がみられたことは、差別がある、権利保障が十分ではないことを経験している人が身近にいる、いた可能性がある。一方、一般的な権利意識や差別への対応に関しては、「アメリカ人との付き合い」があるか、「職業」威信、「世帯年収」、「年代」が高いこととの相関がみられた。何を「一般常識」とするのか、正しさの規範の現れとも受け取れる。ただし、女性がとくに高い賛成を示すのは自らが「誹謗・中傷」「暴言」の対象になりやすいポジショナリティを示しているとも解釈できるのではないかと。「歴史教育」に関して、年齢が高い、戦争経験者あるいは経験者が身近にいた人、今も戦争と非常に近い地域に暮らしているという避けられない境遇との関連が強い

と読みとれる。

今回の調査では、属性との関連が強く出なかったが、それがすなわち属性との相関がないと結論付けるのは早計であると留意しておきたい。経験は、ある時、ある場所においてなされるものであり、SNS やあらゆるメディアによって時空を超越した同体験があり得るとしても、アクセス可能性という問題から、経験と属性を簡単に切りなすことはできない。もう一つの留意点は、各外国人のイメージが分散しているのではないかという点である。ここでは詳細に分析しなかったが、20代から40代の女性において「韓国人」に対して好意的な傾向もみられた。彼女たちがもつ「韓国/韓国人」イメージが、韓流ドラマや K-POP など文化的影響を受けているのならば、一方で「反韓」意識を持つ人のもつイメージとはかけ離れたものである。今後は、外国人に対する意識を調査する際に、何をイメージしているのかによって大きな差異が出ることを考慮した設問を工夫する必要がある。

参考文献

- 明戸隆浩、曹慶鎬, 2020, 「ポスト冷戦期の日本における対外意識とナショナリズム——『友愛志向/敵味方志向』から見た外国好感度の再検討——」『応用社会学研究』No. 62 立教大学: 69 - 85.
- 法務省出入国在留管理庁, 2019, 「在留外国人統計（旧登録外国人統計） 国籍・地域別 在留資格（在留目的）別総在留外国人」2019年12月.
[<https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/index.html>](2022年1月7日閲覧).
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク——』名古屋大学出版会.
- 日本財団, 2021, 「18歳意識調査『第43回 -国際・多文化共生意識-』詳細版」(2021年12月22日)
[https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2021/12/new_pr_20211222_02.pdf] (2021年12月23日取得)
- 田辺俊介, 2016, 「日本におけるナショナリズムの時点間比較と規定要因— 2時点間の測定における等価性の実証的検討」国際化と政治参加に関する研究プロジェクト『現代日本におけるナショナリズムと政治—時点国際比較による実証研究 JSPS 科研費基盤研究 (B) 成果報告書』: 29-48.
- , 2018, 「「嫌韓」の担い手と要因—2009年と2013年の2時点のデータ分析による解明」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』63: 67-82.

「日本における社会的多様性に関する意識調査」単純集計結果一覧

■調査の目的

本項目は、本研究会で2019年に実施した「日本における社会的多様性に関する意識調査」の調査情報と、すべての質問および回答の単純集計結果(%表記)を提示するものである。この調査の目的は、ポジショナリティの相違が人々の社会に対する意識にどのような差をもたらしているのかを、定量的に調査することである。とはいえ、No.8にて述べたように、ポジショナリティという用語自体が一般的ではないため、直接ポジショナリティという言葉を用いた調査を行うことはできない。

そこで本調査では、ポジショナリティを規定している集団への帰属、社会的属性によって、さまざまな社会事象への認識や評価にどのような違いがあるのかを通して、人々の意識のなかでポジショナリティに規定されている部分を探るという手法を採用した。いくつかの論点については既に第2部において論じた通りであるが、すべての論点についてこれらの検証が終わっているわけではない。しかし調査結果の社会的還元も重要であるため、ここにすべての設問と回答を単純集計という形で提示する。

Q1～Q5は、主に性差やジェンダーにかかわる領域
 Q6～Q14は、主に日本と沖縄の関係にかかわる領域
 Q15～Q21は、主に外国人や多文化化にかかわる領域
 Q22～Q29は、回答者属性(フェイス項目)
 最後に回答者情報(性別と年齢分布)

という順になっている。

なおこれ以後の単純集計と結果一覧作成作業は曹慶鎬が行った。

(池田)

■調査の概要

調査名：日本における社会的多様性に関する意識調査

調査主体：「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」グループ

調査対象：楽天インサイトが管理するモニターを対象に下記のように割付

年齢：18歳～70歳(20歳から69歳までは5歳間隔で区切り)

性別：男性50%

女性50%

地域：関東地方(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)40%

関西地方(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)30%

沖縄地方(沖縄県)30%

標本規模：1000名

調査方法：インターネット調査

調査期間：2019年12月17日～2019年12月23日

調査委託会社：楽天インサイト株式会社

■質問項目と単純集計

全体と同時に性別、地域別の集計も記載している。また、SAは単項選択、MAは多項選択を表す。単項選択の相対度数の合計は100.0%になるが、多項選択は必ずしもそうはならない。

Q1 女性の働き方や社会的地位について、あなたはどのように思いますか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.女性は仕事より、家事や育児に専念したほうがいい

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		5.1%	11.2%	33.8%	28.5%	21.4%	100.0%(1000)
性別	男性	5.8%	12.2%	31.8%	30.0%	20.2%	100.0%(500)
	女性	4.4%	10.2%	35.8%	27.0%	22.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	6.0%	8.0%	31.7%	26.3%	28.0%	100.0%(300)
	その他	4.7%	12.6%	34.7%	29.4%	18.6%	100.0%(700)

2.女性は一生仕事を続けたほうがいい

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		6.7%	18.4%	51.8%	15.5%	7.6%	100.0%(1000)
性別	男性	5.2%	15.4%	55.2%	15.8%	8.4%	100.0%(500)
	女性	8.2%	21.4%	48.4%	15.2%	6.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	5.7%	20.7%	50.3%	14.0%	9.3%	100.0%(300)
	その他	7.1%	17.4%	52.4%	16.1%	6.9%	100.0%(700)

3.家事労働は女性に向いている

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		4.5%	25.7%	45.4%	14.5%	9.9%	100.0%(1000)
性別	男性	5.4%	26.2%	44.6%	12.8%	11.0%	100.0%(500)
	女性	3.6%	25.2%	46.2%	16.2%	8.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	4.7%	25.3%	41.3%	18.7%	10.0%	100.0%(300)
	その他	4.4%	25.9%	47.1%	12.7%	9.9%	100.0%(700)

4.保育士は女性が向いている

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		8.1%	33.0%	38.5%	11.4%	9.0%	100.0%(1000)
性別	男性	10.8%	40.8%	30.8%	9.0%	8.6%	100.0%(500)
	女性	5.4%	25.2%	46.2%	13.8%	9.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	7.0%	32.7%	37.7%	12.3%	10.3%	100.0%(300)
	その他	8.6%	33.1%	38.9%	11.0%	8.4%	100.0%(700)

5.保育士は女性と男性と同程度の割合になることはいいことだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		15.1%	30.6%	38.4%	11.2%	4.7%	100.0%(1000)
性別	男性	13.2%	24.0%	43.6%	13.4%	5.8%	100.0%(500)
	女性	17.0%	37.2%	33.2%	9.0%	3.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	20.0%	30.7%	34.0%	12.0%	3.3%	100.0%(300)
	その他	13.0%	30.6%	40.3%	10.9%	5.3%	100.0%(700)

6.介護士は女性が向いている

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		3.6%	12.2%	50.9%	21.4%	11.9%	100.0%(1000)
性別	男性	4.8%	15.6%	53.0%	17.0%	9.6%	100.0%(500)
	女性	2.4%	8.8%	48.8%	25.8%	14.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	3.7%	10.7%	53.0%	21.3%	11.3%	100.0%(300)
	その他	3.6%	12.9%	50.0%	21.4%	12.1%	100.0%(700)

7.介護士は女性と男性と同程度の割合になることはいいことだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		16.1%	35.8%	36.4%	7.2%	4.5%	100.0%(1000)
性別	男性	11.6%	33.0%	40.2%	9.2%	6.0%	100.0%(500)
	女性	20.6%	38.6%	32.6%	5.2%	3.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	22.0%	35.3%	32.3%	6.7%	3.7%	100.0%(300)
	その他	13.6%	36.0%	38.1%	7.4%	4.9%	100.0%(700)

8.非正規職より正規職の女性が増えたほうがいい

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		27.0%	30.8%	33.8%	4.4%	4.0%	100.0%(1000)
性別	男性	25.4%	29.8%	34.6%	5.0%	5.2%	100.0%(500)
	女性	28.6%	31.8%	33.0%	3.8%	2.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	32.3%	28.3%	33.3%	3.0%	3.0%	100.0%(300)
	その他	24.7%	31.9%	34.0%	5.0%	4.4%	100.0%(700)

9.女性の収入が男性と同程度になるのはいいことだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		38.0%	35.0%	19.2%	3.8%	4.0%	100.0%(1000)
性別	男性	29.4%	37.2%	24.6%	4.0%	4.8%	100.0%(500)
	女性	46.6%	32.8%	13.8%	3.6%	3.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	43.3%	36.0%	15.0%	3.3%	2.3%	100.0%(300)
	その他	35.7%	34.6%	21.0%	4.0%	4.7%	100.0%(700)

10.女性の管理職や取締役が男性と同程度になることはいいことだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		33.4%	35.4%	23.8%	3.3%	4.1%	100.0%(1000)
性別	男性	24.4%	38.8%	28.0%	3.6%	5.2%	100.0%(500)
	女性	42.4%	32.0%	19.6%	3.0%	3.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	39.0%	36.3%	19.3%	2.3%	3.0%	100.0%(300)
	その他	31.0%	35.0%	25.7%	3.7%	4.6%	100.0%(700)

Q2 女性や男性に関する考え方に関して、あなたはどのように思いますか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.女性らしさ、あるいは男性らしさを求められたときに違和感をもつ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		8.6%	22.1%	37.3%	23.2%	8.8%	100.0%(1000)
性別	男性	8.0%	17.4%	37.4%	24.4%	12.8%	100.0%(500)
	女性	9.2%	26.8%	37.2%	22.0%	4.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	10.0%	24.3%	36.7%	20.0%	9.0%	100.0%(300)
	その他	8.0%	21.1%	37.6%	24.6%	8.7%	100.0%(700)

2.女性らしさ、あるいは男性らしさを身に着けることは、生きる上での戦略として必要である

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		11.0%	36.9%	38.2%	9.0%	4.9%	100.0%(1000)
性別	男性	11.4%	33.4%	40.0%	8.6%	6.6%	100.0%(500)
	女性	10.6%	40.4%	36.4%	9.4%	3.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	14.3%	33.0%	36.7%	12.0%	4.0%	100.0%(300)
	その他	9.6%	38.6%	38.9%	7.7%	5.3%	100.0%(700)

3.女性上司より男性上司の言うことのほうが説得力があると感じる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		3.0%	11.3%	46.8%	23.8%	15.1%	100.0%(1000)
性別	男性	3.4%	11.6%	49.2%	21.0%	14.8%	100.0%(500)
	女性	2.6%	11.0%	44.4%	26.6%	15.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	4.7%	9.7%	44.7%	25.7%	15.3%	100.0%(300)
	その他	2.3%	12.0%	47.7%	23.0%	15.0%	100.0%(700)

4.女性教員より男性教員の言うことのほうが説得力があると感じる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		2.1%	7.1%	50.1%	24.5%	16.2%	100.0%(1000)
性別	男性	2.2%	5.6%	54.4%	21.8%	16.0%	100.0%(500)
	女性	2.0%	8.6%	45.8%	27.2%	16.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	3.0%	7.0%	48.0%	25.3%	16.7%	100.0%(300)
	その他	1.7%	7.1%	51.0%	24.1%	16.0%	100.0%(700)

5.職場において女性より男性のほうが高く評価されていると感じる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		13.7%	31.6%	35.5%	12.2%	7.0%	100.0%(1000)
性別	男性	9.4%	28.6%	39.2%	14.6%	8.2%	100.0%(500)
	女性	18.0%	34.6%	31.8%	9.8%	5.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	16.7%	32.7%	30.0%	14.7%	6.0%	100.0%(300)
	その他	12.4%	31.1%	37.9%	11.1%	7.4%	100.0%(700)

6.学校において女性より男性のほうが高く評価されていると感じる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		6.3%	17.7%	48.6%	17.9%	9.5%	100.0%(1000)
性別	男性	5.0%	16.2%	49.0%	17.4%	12.4%	100.0%(500)
	女性	7.6%	19.2%	48.2%	18.4%	6.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	9.0%	20.3%	46.3%	16.0%	8.3%	100.0%(300)
	その他	5.1%	16.6%	49.6%	18.7%	10.0%	100.0%(700)

7.職場において女性より男性のほうが優遇されていると感じる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		11.6%	27.3%	38.7%	15.1%	7.3%	100.0%(1000)
性別	男性	8.0%	24.0%	42.2%	16.8%	9.0%	100.0%(500)
	女性	15.2%	30.6%	35.2%	13.4%	5.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	15.0%	26.7%	37.3%	15.7%	5.3%	100.0%(300)
	その他	10.1%	27.6%	39.3%	14.9%	8.1%	100.0%(700)

8.学校において女性より男性のほうが優遇されていると感じる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		5.6%	15.1%	50.8%	18.6%	9.9%	100.0%(1000)
性別	男性	4.2%	14.6%	49.6%	19.0%	12.6%	100.0%(500)
	女性	7.0%	15.6%	52.0%	18.2%	7.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	8.0%	17.0%	50.3%	17.0%	7.7%	100.0%(300)
	その他	4.6%	14.3%	51.0%	19.3%	10.9%	100.0%(700)

9.性別によって人生が違うのは当然のことだと思う

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		16.2%	30.6%	34.8%	10.2%	8.2%	100.0%(1000)
性別	男性	16.4%	30.8%	35.2%	8.8%	8.8%	100.0%(500)
	女性	16.0%	30.4%	34.4%	11.6%	7.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	16.7%	30.0%	34.0%	10.7%	8.7%	100.0%(300)
	その他	16.0%	30.9%	35.1%	10.0%	8.0%	100.0%(700)

10.人生において自分の選択と性別は関係があると思う

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		15.1%	33.3%	34.9%	9.4%	7.3%	100.0%(1000)
性別	男性	13.8%	31.8%	37.0%	8.6%	8.8%	100.0%(500)
	女性	16.4%	34.8%	32.8%	10.2%	5.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	17.3%	30.7%	33.0%	12.7%	6.3%	100.0%(300)
	その他	14.1%	34.4%	35.7%	8.0%	7.7%	100.0%(700)

Q3 日本におけるジェンダー平等関連の施策に関する意見について、あなたはどのように思いますか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.女性の議員の比率を上げていくべきだ/上げることは望ましい

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		22.0%	35.6%	35.2%	4.2%	3.0%	100.0%(1000)
性別	男性	20.8%	34.2%	34.8%	5.8%	4.4%	100.0%(500)
	女性	23.2%	37.0%	35.6%	2.6%	1.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	27.7%	32.7%	34.3%	3.3%	2.0%	100.0%(300)
	その他	19.6%	36.9%	35.6%	4.6%	3.4%	100.0%(700)

2.男性の育児休暇取得を法律で義務化すべきだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		17.3%	29.6%	38.8%	9.5%	4.8%	100.0%(1000)
性別	男性	17.6%	28.6%	38.0%	9.6%	6.2%	100.0%(500)
	女性	17.0%	30.6%	39.6%	9.4%	3.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	18.0%	31.7%	35.3%	11.0%	4.0%	100.0%(300)
	その他	17.0%	28.7%	40.3%	8.9%	5.1%	100.0%(700)

3.大企業においては、女性の管理職比率を設定し、法律で義務化すべきだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		8.5%	20.3%	50.4%	13.6%	7.2%	100.0%(1000)
性別	男性	7.4%	17.6%	49.8%	14.2%	11.0%	100.0%(500)
	女性	9.6%	23.0%	51.0%	13.0%	3.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	12.7%	20.0%	48.0%	12.3%	7.0%	100.0%(300)
	その他	6.7%	20.4%	51.4%	14.1%	7.3%	100.0%(700)

4.夫婦別姓を法律で認めるべきだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		17.1%	24.1%	42.1%	9.4%	7.3%	100.0%(1000)
性別	男性	16.4%	22.0%	40.0%	11.0%	10.6%	100.0%(500)
	女性	17.8%	26.2%	44.2%	7.8%	4.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	19.3%	24.7%	40.7%	10.3%	5.0%	100.0%(300)
	その他	16.1%	23.9%	42.7%	9.0%	8.3%	100.0%(700)

5.同性婚を法律で認めるべきだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		21.5%	26.3%	38.2%	7.3%	6.7%	100.0%(1000)
性別	男性	17.6%	23.4%	40.8%	8.6%	9.6%	100.0%(500)
	女性	25.4%	29.2%	35.6%	6.0%	3.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	28.0%	27.7%	33.3%	5.7%	5.3%	100.0%(300)
	その他	18.7%	25.7%	40.3%	8.0%	7.3%	100.0%(700)

Q4 性犯罪に関する改正刑法において、加害者にはっきりとした“暴行又は脅迫”があったことを証明できなければ、心理的に物理的に抵抗できない状態にあったとしても、罪に問えないため、最高裁で無罪判決が出されています。性暴力を受けた場合、「同意のない性行為」は犯罪であるとして、性犯罪を厳罰化にすべきだと思いますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		56.8%	21.0%	18.9%	1.7%	1.6%	100.0%(1000)
性別	男性	47.6%	24.2%	24.2%	2.4%	1.6%	100.0%(500)
	女性	66.0%	17.8%	13.6%	1.0%	1.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	59.7%	21.0%	16.7%	1.7%	1.0%	100.0%(300)
	その他	55.6%	21.0%	19.9%	1.7%	1.9%	100.0%(700)

Q5 あなたは以下の家事、介護、育児にどれぐらいかかわっているか、直近の1週間の平均でお答えください。各項目についてあてはまるものをそれぞれ1つお選びください。(SA)

1.料理

		一日の中で三時間以上	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で一時間以上 二時間未満	一日の中で三〇分以上 一時間未満	一日の中で二〇分以上 三〇分未満	一日の中で一〇分未満	していない	計(N)
全体		8.7%	10.5%	19.9%	16.7%	10.6%	8.8%	24.8%	100.0%(1000)
性別	男性	4.6%	3.6%	8.4%	15.4%	15.8%	12.8%	39.4%	100.0%(500)
	女性	12.8%	17.4%	31.4%	18.0%	5.4%	4.8%	10.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	9.7%	10.3%	20.0%	15.3%	12.7%	6.3%	25.7%	100.0%(300)
	その他	8.3%	10.6%	19.9%	17.3%	9.7%	9.9%	24.4%	100.0%(700)

2.掃除

		一日の中で三時間以上	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で一時間以上 二時間未満	一日の中で三〇分以上 一時間未満	一日の中で二〇分以上 三〇分未満	一日の中で一〇分未満	していない	計(N)
全体		2.3%	3.1%	11.6%	21.0%	23.7%	22.6%	15.7%	100.0%(1000)
性別	男性	2.4%	1.8%	6.0%	13.6%	25.2%	28.2%	22.8%	100.0%(500)
	女性	2.2%	4.4%	17.2%	28.4%	22.2%	17.0%	8.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	3.0%	3.0%	15.0%	22.0%	23.0%	20.0%	14.0%	100.0%(300)
	その他	2.0%	3.1%	10.1%	20.6%	24.0%	23.7%	16.4%	100.0%(700)

3.洗濯

		一日の中で二時間以上	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	計(N)
全体		2.4%	3.1%	14.0%	24.2%	21.8%	12.0%	22.5%	100.0%(1000)
性別	男性	2.2%	2.6%	6.4%	14.6%	21.2%	17.4%	35.6%	100.0%(500)
	女性	2.6%	3.6%	21.6%	33.8%	22.4%	6.6%	9.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	3.3%	4.7%	18.0%	23.7%	22.7%	11.7%	16.0%	100.0%(300)
	その他	2.0%	2.4%	12.3%	24.4%	21.4%	12.1%	25.3%	100.0%(700)

4.育児・子どもの世話

		一日の中で三時間以上	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で二時間以上 三時間未満	計(N)
全体		7.2%	3.7%	6.7%	5.5%	4.1%	3.1%	69.7%	100.0%(1000)
性別	男性	2.6%	3.4%	8.2%	7.0%	6.0%	3.4%	69.4%	100.0%(500)
	女性	11.8%	4.0%	5.2%	4.0%	2.2%	2.8%	70.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	9.7%	4.3%	7.0%	5.0%	3.7%	3.0%	67.3%	100.0%(300)
	その他	6.1%	3.4%	6.6%	5.7%	4.3%	3.1%	70.7%	100.0%(700)

5.介護

		一日の中で三時間以上	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で一時間以上 二時間未満	一日の中で三〇分以上 一時間未満	一日の中で二〇分以上 三〇分未満	一日の中で一〇分未満	していない	計(N)
全体		2.1%	1.3%	2.6%	3.0%	2.1%	2.7%	86.2%	100.0%(1000)
性別	男性	2.8%	1.6%	2.6%	3.4%	2.4%	2.8%	84.4%	100.0%(500)
	女性	1.4%	1.0%	2.6%	2.6%	1.8%	2.6%	88.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	2.0%	1.7%	2.3%	3.0%	3.7%	2.3%	85.0%	100.0%(300)
	その他	2.1%	1.1%	2.7%	3.0%	1.4%	2.9%	86.7%	100.0%(700)

6.買い物

		一日の中で三時間以上	一日の中で二時間以上 三時間未満	一日の中で一時間以上 二時間未満	一日の中で三〇分以上 一時間未満	一日の中で二〇分以上 三〇分未満	一日の中で一〇分未満	していない	計(N)
全体		2.5%	3.9%	17.8%	28.4%	21.0%	10.6%	15.8%	100.0%(1000)
性別	男性	2.4%	3.2%	12.2%	25.4%	20.6%	13.6%	22.6%	100.0%(500)
	女性	2.6%	4.6%	23.4%	31.4%	21.4%	7.6%	9.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	3.7%	6.3%	18.7%	27.0%	19.0%	9.7%	15.7%	100.0%(300)
	その他	2.0%	2.9%	17.4%	29.0%	21.9%	11.0%	15.9%	100.0%(700)

Q6 日本は現在、アメリカと安全保障条約を結んでおり、国内に米軍基地が存在しますが、以下の設問について、あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っている

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		16.1%	35.1%	33.7%	9.0%	6.1%	100.0%(1000)
性別	男性	22.2%	34.2%	27.8%	8.4%	7.4%	100.0%(500)
	女性	10.0%	36.0%	39.6%	9.6%	4.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	16.0%	28.3%	30.3%	14.7%	10.7%	100.0%(300)
	その他	16.1%	38.0%	35.1%	6.6%	4.1%	100.0%(700)

2.沖縄における米軍基地問題に関心があるほうだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		19.5%	29.0%	34.9%	11.9%	4.7%	100.0%(1000)
性別	男性	22.6%	31.8%	31.2%	9.6%	4.8%	100.0%(500)
	女性	16.4%	26.2%	38.6%	14.2%	4.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	43.0%	35.3%	15.3%	3.0%	3.3%	100.0%(300)
	その他	9.4%	26.3%	43.3%	15.7%	5.3%	100.0%(700)

3.日本に米軍基地があることに賛成である

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		11.6%	19.9%	43.3%	15.5%	9.7%	100.0%(1000)
性別	男性	15.8%	22.2%	37.6%	13.6%	10.8%	100.0%(500)
	女性	7.4%	17.6%	49.0%	17.4%	8.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	15.7%	11.7%	38.7%	17.3%	16.7%	100.0%(300)
	その他	9.9%	23.4%	45.3%	14.7%	6.7%	100.0%(700)

4.選挙の際に候補者の米軍基地に対する態度を考慮して投票する

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		11.2%	16.5%	47.4%	14.5%	10.4%	100.0%(1000)
性別	男性	12.4%	18.0%	42.8%	14.6%	12.2%	100.0%(500)
	女性	10.0%	15.0%	52.0%	14.4%	8.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	26.0%	24.0%	37.3%	7.3%	5.3%	100.0%(300)
	その他	4.9%	13.3%	51.7%	17.6%	12.6%	100.0%(700)

Q7 日本と沖縄の関係をめぐって以下のような考え方がありますが、それぞれについてあてはまるもの1つをお選びください。(SA)

1.沖縄と日本「本土」の間には政治的対立がある

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		23.1%	33.4%	31.4%	9.0%	3.1%	100.0%(1000)
性別	男性	26.4%	32.4%	28.0%	9.4%	3.8%	100.0%(500)
	女性	19.8%	34.4%	34.8%	8.6%	2.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	42.0%	34.7%	18.3%	3.7%	1.3%	100.0%(300)
	その他	15.0%	32.9%	37.0%	11.3%	3.9%	100.0%(700)

2.日本には沖縄に対する差別がある

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		13.5%	21.7%	30.7%	20.1%	14.0%	100.0%(1000)
性別	男性	13.8%	23.6%	29.2%	17.8%	15.6%	100.0%(500)
	女性	13.2%	19.8%	32.2%	22.4%	12.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	30.7%	32.0%	22.3%	8.3%	6.7%	100.0%(300)
	その他	6.1%	17.3%	34.3%	25.1%	17.1%	100.0%(700)

3.沖縄と日本「本土」の間の政治的対立は話し合えば解決できる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		6.1%	18.4%	47.6%	18.5%	9.4%	100.0%(1000)
性別	男性	7.8%	18.2%	44.0%	20.0%	10.0%	100.0%(500)
	女性	4.4%	18.6%	51.2%	17.0%	8.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	6.7%	14.0%	38.3%	23.0%	18.0%	100.0%(300)
	その他	5.9%	20.3%	51.6%	16.6%	5.7%	100.0%(700)

4.沖縄の米軍基地問題の責任は日本「本土」の政治家と官僚にある

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		19.0%	26.1%	40.5%	8.5%	5.9%	100.0%(1000)
性別	男性	22.0%	26.2%	33.6%	9.8%	8.4%	100.0%(500)
	女性	16.0%	26.0%	47.4%	7.2%	3.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	29.0%	29.0%	27.3%	10.0%	4.7%	100.0%(300)
	その他	14.7%	24.9%	46.1%	7.9%	6.4%	100.0%(700)

5.沖縄の米軍基地問題の責任は日本「本土」の有権者にある

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		10.2%	19.2%	49.2%	12.3%	9.1%	100.0%(1000)
性別	男性	11.8%	20.8%	42.6%	12.2%	12.6%	100.0%(500)
	女性	8.6%	17.6%	55.8%	12.4%	5.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	16.3%	23.7%	38.0%	11.0%	11.0%	100.0%(300)
	その他	7.6%	17.3%	54.0%	12.9%	8.3%	100.0%(700)

6.沖縄の米軍基地問題の責任は沖縄の有権者にある

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		4.7%	12.6%	49.8%	17.6%	15.3%	100.0%(1000)
性別	男性	5.6%	13.8%	43.4%	18.8%	18.4%	100.0%(500)
	女性	3.8%	11.4%	56.2%	16.4%	12.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	7.3%	16.3%	41.0%	15.7%	19.7%	100.0%(300)
	その他	3.6%	11.0%	53.6%	18.4%	13.4%	100.0%(700)

Q8 あなたが現在のお住いの地域(市区町村)に、米軍基地は存在しますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		同じ市区町村に存 在する	近隣の市区町村に 存在する	存在しない	わからない	計(N)
全体		16.5%	18.0%	60.5%	5.0%	100.0%(1000)
性別	男性	19.2%	18.4%	58.4%	4.0%	100.0%(500)
	女性	13.8%	17.6%	62.6%	6.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	44.3%	34.7%	18.7%	2.3%	100.0%(300)
	その他	4.6%	10.9%	78.4%	6.1%	100.0%(700)

Q9 あなたが現在のお住いの地域(市区町村)に、米軍基地が存在する方は米軍基地が存在していることについて、米軍基地が存在しない方は米軍基地が移ってくることについてお答えください。それを好ましく思いますか、それとも思いませんか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		好ましく思う	やや好ましく 思う	どちらともい えない	あまり好まし く思わない	好ましく思わ ない	計(N)
全体		3.3%	6.7%	41.5%	24.3%	24.2%	100.0%(1000)
性別	男性	5.0%	7.8%	42.8%	21.4%	23.0%	100.0%(500)
	女性	1.6%	5.6%	40.2%	27.2%	25.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	4.7%	8.7%	34.3%	23.3%	29.0%	100.0%(300)
	その他	2.7%	5.9%	44.6%	24.7%	22.1%	100.0%(700)

Q10 沖縄社会では、2000年代より普天間基地等の米軍基地を、沖縄県以外の日本国内に移すべきだとする、いわゆる「県外移設論」が登場しています。あなたは、この「県外移設論」を聞いたことがありますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		聞いたことが ある	少し聞いたこ とがある	どちらとも いえない	あまり聞いた ことがない	聞いたことが ない	計(N)
全体		48.7%	23.0%	13.2%	8.2%	6.9%	100.0%(1000)
性別	男性	56.0%	20.4%	12.8%	6.8%	4.0%	100.0%(500)
	女性	41.4%	25.6%	13.6%	9.6%	9.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	70.3%	14.7%	9.0%	3.0%	3.0%	100.0%(300)
	その他	39.4%	26.6%	15.0%	10.4%	8.6%	100.0%(700)

Q11 あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に移すことを沖縄の人が主張することを妥当だと思いますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		妥当だと思う	どちらかといえば妥当だと思う	どちらともいえない	あまり妥当だとは思わない	妥当だとは思わない	計(N)
全体		26.2%	26.0%	30.5%	10.6%	6.7%	100.0%(1000)
性別	男性	29.6%	26.4%	24.2%	10.2%	9.6%	100.0%(500)
	女性	22.8%	25.6%	36.8%	11.0%	3.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	39.7%	22.0%	20.0%	10.0%	8.3%	100.0%(300)
	その他	20.4%	27.7%	35.0%	10.9%	6.0%	100.0%(700)

Q12 ここ数年、沖縄以外の日本「本土」において、沖縄県に存在する米軍基地を沖縄県以外の日本「本土」に引き取るうとする、いわゆる「基地引き取り論」が登場しています。あなたは、この「基地引き取り論」を聞いたことがありますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		聞いたことがある	少し聞いたことがある	どちらともいえない	あまり聞いたことがない	聞いたことがない	計(N)
全体		22.0%	23.6%	16.6%	22.2%	15.6%	100.0%(1000)
性別	男性	26.8%	24.8%	16.0%	18.6%	13.8%	100.0%(500)
	女性	17.2%	22.4%	17.2%	25.8%	17.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	36.0%	28.3%	7.3%	17.3%	11.0%	100.0%(300)
	その他	16.0%	21.6%	20.6%	24.3%	17.6%	100.0%(700)

Q13 あなたは、沖縄の米軍基地を日本「本土」に引き取ることを「本土」の人が主張することを妥当だと思いますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		妥当だと思う	どちらかといえば妥当だと思う	どちらともいえない	あまり妥当だとは思わない	妥当だとは思わない	計(N)
全体		17.4%	25.0%	40.1%	11.2%	6.3%	100.0%(1000)
性別	男性	20.6%	25.0%	35.6%	11.0%	7.8%	100.0%(500)
	女性	14.2%	25.0%	44.6%	11.4%	4.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	31.0%	23.3%	31.0%	7.7%	7.0%	100.0%(300)
	その他	11.6%	25.7%	44.0%	12.7%	6.0%	100.0%(700)

Q14 「県外移設論」 / 「基地引き取り論」をめぐって以下のような意見が出ています。あなたの考えに近いものにそれぞれ1つずつお選びください。(SA)

1.日本人として、公平に米軍基地負担を担うべきである

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		26.3%	32.6%	28.1%	7.7%	5.3%	100.0%(1000)
性別	男性	29.8%	30.8%	24.8%	7.8%	6.8%	100.0%(500)
	女性	22.8%	34.4%	31.4%	7.6%	3.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	43.7%	26.0%	17.0%	8.7%	4.7%	100.0%(300)
	その他	18.9%	35.4%	32.9%	7.3%	5.6%	100.0%(700)

2.沖縄以外の日本には、米軍基地を置ける場所がある

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		19.8%	27.7%	37.7%	9.4%	5.4%	100.0%(1000)
性別	男性	24.2%	30.4%	30.6%	8.8%	6.0%	100.0%(500)
	女性	15.4%	25.0%	44.8%	10.0%	4.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	37.7%	24.7%	27.7%	7.3%	2.7%	100.0%(300)
	その他	12.1%	29.0%	42.0%	10.3%	6.6%	100.0%(700)

3.沖縄に米軍基地が集中することは差別である

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		22.6%	22.5%	36.3%	9.6%	9.0%	100.0%(1000)
性別	男性	23.2%	20.6%	33.8%	9.6%	12.8%	100.0%(500)
	女性	22.0%	24.4%	38.8%	9.6%	5.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	41.7%	18.3%	25.0%	7.7%	7.3%	100.0%(300)
	その他	14.4%	24.3%	41.1%	10.4%	9.7%	100.0%(700)

4. 沖縄への米軍基地集中を心苦しく感じる

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		23.9%	26.5%	33.8%	9.1%	6.7%	100.0%(1000)
性別	男性	24.6%	25.6%	30.2%	10.6%	9.0%	100.0%(500)
	女性	23.2%	27.4%	37.4%	7.6%	4.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	41.3%	22.0%	23.0%	7.0%	6.7%	100.0%(300)
	その他	16.4%	28.4%	38.4%	10.0%	6.7%	100.0%(700)

5. 沖縄への基地集中は日本の防衛上仕方がない

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		10.7%	21.1%	42.0%	14.3%	11.9%	100.0%(1000)
性別	男性	14.2%	23.4%	35.4%	13.4%	13.6%	100.0%(500)
	女性	7.2%	18.8%	48.6%	15.2%	10.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	12.3%	20.0%	29.7%	14.7%	23.3%	100.0%(300)
	その他	10.0%	21.6%	47.3%	14.1%	7.0%	100.0%(700)

6. 沖縄の米軍基地は国外に移すべきである

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		15.8%	18.0%	44.1%	12.4%	9.7%	100.0%(1000)
性別	男性	16.4%	16.0%	39.8%	13.8%	14.0%	100.0%(500)
	女性	15.2%	20.0%	48.4%	11.0%	5.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	29.0%	17.0%	35.7%	8.3%	10.0%	100.0%(300)
	その他	10.1%	18.4%	47.7%	14.1%	9.6%	100.0%(700)

7. 沖縄の米軍基地は規模を縮小すればよい

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		17.5%	24.6%	40.2%	10.0%	7.7%	100.0%(1000)
性別	男性	18.2%	23.2%	36.8%	11.2%	10.6%	100.0%(500)
	女性	16.8%	26.0%	43.6%	8.8%	4.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	30.0%	24.0%	27.7%	8.7%	9.7%	100.0%(300)
	その他	12.1%	24.9%	45.6%	10.6%	6.9%	100.0%(700)

8.沖縄県内・県外を問わず、米軍基地は全廃すべきである

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		11.1%	11.3%	44.8%	13.5%	19.3%	100.0%(1000)
性別	男性	10.6%	10.6%	38.2%	14.2%	26.4%	100.0%(500)
	女性	11.6%	12.0%	51.4%	12.8%	12.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	20.3%	10.3%	39.7%	10.0%	19.7%	100.0%(300)
	その他	7.1%	11.7%	47.0%	15.0%	19.1%	100.0%(700)

9.沖縄の米軍基地はどこへも移さず、沖縄でなくすべきである

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		9.9%	10.7%	49.8%	12.0%	17.6%	100.0%(1000)
性別	男性	8.6%	8.8%	45.4%	12.8%	24.4%	100.0%(500)
	女性	11.2%	12.6%	54.2%	11.2%	10.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	18.7%	9.3%	39.7%	10.0%	22.3%	100.0%(300)
	その他	6.1%	11.3%	54.1%	12.9%	15.6%	100.0%(700)

Q15 あなたは以下の外国人と以下の(1)～(7)のようなおつき合いがありますか(過去の経験も含む)。各項目についてあてはまるものをお選びください。(複数回答可。そうした経験が一つもない場合は、(8)の「つき合ったことがない」をお選びください。)(MA)

1.アメリカ人

		つき合ったことがない	あいさつ程度のつき合いをしている・いた	その他のグループや地域活動(町内会や学校行事など)と一緒に参加している・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	友人としてつき合っている・いた	学校で一緒に勉強している・いた	一緒に働いている・いた/仕事上の付き合いがある・あった	計(N)
全体		62.2%	13.0%	4.5%	2.9%	4.2%	10.5%	8.9%	12.3%	100.0%(1000)
性別	男性	60.0%	13.4%	4.8%	3.2%	4.0%	10.2%	8.2%	15.6%	100.0%(500)
	女性	64.4%	12.6%	4.2%	2.6%	4.4%	10.8%	9.6%	9.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	48.0%	19.3%	6.3%	4.7%	10.7%	15.3%	12.3%	16.0%	100.0%(300)
	その他	68.3%	10.3%	3.7%	2.1%	1.4%	8.4%	7.4%	10.7%	100.0%(700)

2.中国人(台湾出身者を除く)

		つき合ったことがない	あいさつ程度のつき合いをしている・いた	その他のグループや地域活動(町内会や学校行事など)と一緒に参加している・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	友人としてつき合っている・いた	学校で一緒に勉強している・いた	一緒に働いている・いた/仕事上の付き合いがある・あった	計(N)
全体		60.6%	8.7%	3.6%	1.6%	1.7%	8.4%	10.1%	18.2%	100.0%(1000)
性別	男性	60.8%	7.0%	2.8%	2.4%	2.2%	8.8%	10.8%	18.4%	100.0%(500)
	女性	60.4%	10.4%	4.4%	0.8%	1.2%	8.0%	9.4%	18.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	64.3%	9.3%	3.3%	1.7%	2.0%	6.7%	10.7%	14.7%	100.0%(300)
	その他	59.0%	8.4%	3.7%	1.6%	1.6%	9.1%	9.9%	19.7%	100.0%(700)

3.韓国人

		一緒に働いている・いた／仕事上の付き合いがある・あった	学校で一緒に勉強している・いた	友人としてつき合っている・いた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	その他のグループや地域活動(町内会や学校行事など)と一緒に参加している・いた	あいさつ程度のつき合いをしている・いた	つき合ったことがない	計(N)
全体		13.3%	8.7%	10.3%	1.2%	1.5%	3.5%	8.3%	64.2%	100.0%(1000)
性別	男性	12.2%	8.6%	8.6%	0.6%	1.8%	2.4%	8.4%	65.6%	100.0%(500)
	女性	14.4%	8.8%	12.0%	1.8%	1.2%	4.6%	8.2%	62.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	12.3%	8.0%	8.3%	1.0%	1.0%	3.0%	7.7%	69.0%	100.0%(300)
	その他	13.7%	9.0%	11.1%	1.3%	1.7%	3.7%	8.6%	62.1%	100.0%(700)

4.フィリピン人

		一緒に働いている・いた／仕事上の付き合いがある・あった	学校で一緒に勉強している・いた	友人としてつき合っている・いた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	その他のグループや地域活動(町内会や学校行事など)と一緒に参加している・いた	あいさつ程度のつき合いをしている・いた	つき合ったことがない	計(N)
全体		8.3%	4.8%	4.4%	1.9%	1.2%	3.5%	7.9%	72.6%	100.0%(1000)
性別	男性	8.8%	3.8%	4.4%	2.4%	1.8%	2.2%	6.0%	75.4%	100.0%(500)
	女性	7.8%	5.8%	4.4%	1.4%	0.6%	4.8%	9.8%	69.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	10.3%	4.7%	5.0%	3.0%	0.0%	3.0%	9.3%	71.0%	100.0%(300)
	その他	7.4%	4.9%	4.1%	1.4%	1.7%	3.7%	7.3%	73.3%	100.0%(700)

5.ベトナム人

		一緒に働いている・いた／仕事上の付き合いがある・あった	学校で一緒に勉強している・いた	友人としてつき合っている・いた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	その他のグループや地域活動(町内会や学校行事など)と一緒に参加している・いた	あいさつ程度のつき合いをしている・いた	つき合ったことがない	計(N)
全体		7.3%	3.3%	3.6%	0.5%	1.2%	1.7%	4.4%	81.8%	100.0%(1000)
性別	男性	6.6%	3.8%	3.4%	0.6%	1.6%	1.6%	5.0%	80.8%	100.0%(500)
	女性	8.0%	2.8%	3.8%	0.4%	0.8%	1.8%	3.8%	82.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	6.0%	3.7%	1.7%	0.0%	1.0%	0.7%	4.3%	84.0%	100.0%(300)
	その他	7.9%	3.1%	4.4%	0.7%	1.3%	2.1%	4.4%	80.9%	100.0%(700)

6.日系南米人

		一緒に働いている・いた／仕事上の付き合いがある・あった	学校で一緒に勉強している・いた	友人としてつき合っている・いた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	その他のグループや地域活動(町内会や学校行事など)と一緒に参加している・いた	あいさつ程度のつき合いをしている・いた	つき合ったことがない	計(N)
全体		4.6%	3.5%	3.8%	1.2%	1.5%	2.8%	4.1%	82.3%	100.0%(1000)
性別	男性	5.6%	4.0%	3.8%	1.6%	1.4%	2.2%	4.2%	80.2%	100.0%(500)
	女性	3.6%	3.0%	3.8%	0.8%	1.6%	3.4%	4.0%	84.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	6.7%	5.3%	5.0%	2.3%	3.0%	2.0%	6.7%	75.3%	100.0%(300)
	その他	3.7%	2.7%	3.3%	0.7%	0.9%	3.1%	3.0%	85.3%	100.0%(700)

7.その他の国の人

		一緒に働いている・いた／仕事上の付き合いがある・あった	学校で一緒に勉強している・いた	友人としてつき合っている・いた	自分または親せきが、外国人と結婚して日本に住んでいる・いた	国際交流のグループで一緒に活動している・していた	その他のグループや地域活動(町内会や学校行事など)と一緒に参加している・いた	あいさつ程度のつき合いをしている・いた	つき合ったことがない	計(N)
全体		12.2%	7.5%	7.6%	2.3%	2.0%	2.4%	6.5%	68.6%	100.0%(1000)
性別	男性	14.6%	7.0%	6.4%	1.8%	2.4%	2.0%	6.6%	67.8%	100.0%(500)
	女性	9.8%	8.0%	8.8%	2.8%	1.6%	2.8%	6.4%	69.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	13.3%	7.0%	7.0%	3.3%	1.0%	1.0%	8.0%	66.7%	100.0%(300)
	その他	11.7%	7.7%	7.9%	1.9%	2.4%	3.0%	5.9%	69.4%	100.0%(700)

Q16 あなたが生活している地域に、以下のような外国人の観光客が増えることに賛成ですか、反対ですか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.アメリカ人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		19.9%	25.0%	45.6%	5.9%	3.6%	100.0%(1000)
性別	男性	21.0%	22.0%	45.0%	7.4%	4.6%	100.0%(500)
	女性	18.8%	28.0%	46.2%	4.4%	2.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	27.7%	27.0%	37.7%	4.0%	3.7%	100.0%(300)
	その他	16.6%	24.1%	49.0%	6.7%	3.6%	100.0%(700)

2.中国人(台湾出身者を除く)が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		8.8%	12.1%	32.8%	24.0%	22.3%	100.0%(1000)
性別	男性	9.8%	11.6%	32.0%	23.0%	23.6%	100.0%(500)
	女性	7.8%	12.6%	33.6%	25.0%	21.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	12.0%	14.0%	29.3%	20.7%	24.0%	100.0%(300)
	その他	7.4%	11.3%	34.3%	25.4%	21.6%	100.0%(700)

3.韓国人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いけない	やや反対	反対	計(N)
全体		9.4%	13.9%	34.9%	19.7%	22.1%	100.0%(1000)
性別	男性	9.4%	11.8%	31.4%	19.8%	27.6%	100.0%(500)
	女性	9.4%	16.0%	38.4%	19.6%	16.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	13.7%	15.7%	32.0%	18.0%	20.7%	100.0%(300)
	その他	7.6%	13.1%	36.1%	20.4%	22.7%	100.0%(700)

4.フィリピン人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いけない	やや反対	反対	計(N)
全体		11.9%	22.2%	47.7%	10.9%	7.3%	100.0%(1000)
性別	男性	12.6%	22.0%	46.2%	11.0%	8.2%	100.0%(500)
	女性	11.2%	22.4%	49.2%	10.8%	6.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	16.0%	25.7%	45.0%	6.3%	7.0%	100.0%(300)
	その他	10.1%	20.7%	48.9%	12.9%	7.4%	100.0%(700)

5.ベトナム人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いけない	やや反対	反対	計(N)
全体		13.1%	22.6%	46.7%	10.1%	7.5%	100.0%(1000)
性別	男性	14.0%	22.6%	44.4%	10.4%	8.6%	100.0%(500)
	女性	12.2%	22.6%	49.0%	9.8%	6.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	17.3%	27.0%	43.3%	6.0%	6.3%	100.0%(300)
	その他	11.3%	20.7%	48.1%	11.9%	8.0%	100.0%(700)

6.日系南米人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いけない	やや反対	反対	計(N)
全体		13.0%	21.1%	49.1%	9.6%	7.2%	100.0%(1000)
性別	男性	13.6%	21.2%	46.2%	10.0%	9.0%	100.0%(500)
	女性	12.4%	21.0%	52.0%	9.2%	5.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	18.0%	27.7%	44.7%	3.7%	6.0%	100.0%(300)
	その他	10.9%	18.3%	51.0%	12.1%	7.7%	100.0%(700)

7.その他の外国人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		13.8%	21.4%	49.8%	8.6%	6.4%	100.0%(1000)
性別	男性	15.0%	21.8%	46.2%	9.2%	7.8%	100.0%(500)
	女性	12.6%	21.0%	53.4%	8.0%	5.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	18.0%	27.3%	44.3%	4.7%	5.7%	100.0%(300)
	その他	12.0%	18.9%	52.1%	10.3%	6.7%	100.0%(700)

Q17 あなたが生活している地域に、以下のような外国人の労働者が増えることに賛成ですか、反対ですか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.アメリカ人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		13.3%	23.3%	50.6%	7.9%	4.9%	100.0%(1000)
性別	男性	14.8%	20.4%	49.8%	9.0%	6.0%	100.0%(500)
	女性	11.8%	26.2%	51.4%	6.8%	3.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	18.0%	24.7%	44.7%	7.3%	5.3%	100.0%(300)
	その他	11.3%	22.7%	53.1%	8.1%	4.7%	100.0%(700)

2.中国人（台湾出身者を除く）が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		7.5%	13.2%	38.5%	17.4%	23.4%	100.0%(1000)
性別	男性	7.6%	13.0%	37.4%	17.4%	24.6%	100.0%(500)
	女性	7.4%	13.4%	39.6%	17.4%	22.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	10.0%	15.3%	31.7%	17.7%	25.3%	100.0%(300)
	その他	6.4%	12.3%	41.4%	17.3%	22.6%	100.0%(700)

3.韓国人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		7.4%	13.2%	40.7%	15.7%	23.0%	100.0%(1000)
性別	男性	7.6%	11.0%	38.0%	15.8%	27.6%	100.0%(500)
	女性	7.2%	15.4%	43.4%	15.6%	18.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	10.3%	15.3%	36.7%	14.3%	23.3%	100.0%(300)
	その他	6.1%	12.3%	42.4%	16.3%	22.9%	100.0%(700)

4.フィリピン人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		9.3%	19.4%	49.7%	12.1%	9.5%	100.0%(1000)
性別	男性	10.4%	18.8%	50.0%	10.8%	10.0%	100.0%(500)
	女性	8.2%	20.0%	49.4%	13.4%	9.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	12.7%	22.7%	44.3%	10.7%	9.7%	100.0%(300)
	その他	7.9%	18.0%	52.0%	12.7%	9.4%	100.0%(700)

5.ベトナム人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		10.0%	20.4%	49.6%	11.0%	9.0%	100.0%(1000)
性別	男性	11.8%	19.4%	48.8%	10.4%	9.6%	100.0%(500)
	女性	8.2%	21.4%	50.4%	11.6%	8.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	14.7%	24.0%	44.3%	9.0%	8.0%	100.0%(300)
	その他	8.0%	18.9%	51.9%	11.9%	9.4%	100.0%(700)

6.日系南米人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		10.2%	19.3%	51.5%	10.6%	8.4%	100.0%(1000)
性別	男性	11.6%	18.6%	50.4%	10.0%	9.4%	100.0%(500)
	女性	8.8%	20.0%	52.6%	11.2%	7.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	15.0%	23.7%	47.0%	7.0%	7.3%	100.0%(300)
	その他	8.1%	17.4%	53.4%	12.1%	8.9%	100.0%(700)

7.その他の外国人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いけない	やや反対	反対	計(N)
全体		9.8%	18.8%	52.9%	10.3%	8.2%	100.0%(1000)
性別	男性	11.0%	17.4%	52.4%	9.6%	9.6%	100.0%(500)
	女性	8.6%	20.2%	53.4%	11.0%	6.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	13.0%	22.0%	48.7%	8.0%	8.3%	100.0%(300)
	その他	8.4%	17.4%	54.7%	11.3%	8.1%	100.0%(700)

Q18 あなたが生活している地域に、以下のような外国人の住民が増えることに賛成ですか、反対ですか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.アメリカ人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いけない	やや反対	反対	計(N)
全体		12.4%	21.9%	49.1%	10.0%	6.6%	100.0%(1000)
性別	男性	14.2%	20.8%	47.0%	10.8%	7.2%	100.0%(500)
	女性	10.6%	23.0%	51.2%	9.2%	6.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	15.3%	22.7%	46.0%	9.7%	6.3%	100.0%(300)
	その他	11.1%	21.6%	50.4%	10.1%	6.7%	100.0%(700)

2.中国人（台湾出身者を除く）が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いけない	やや反対	反対	計(N)
全体		5.6%	9.9%	35.9%	20.9%	27.7%	100.0%(1000)
性別	男性	6.0%	12.2%	33.6%	20.6%	27.6%	100.0%(500)
	女性	5.2%	7.6%	38.2%	21.2%	27.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	7.3%	10.7%	29.3%	22.0%	30.7%	100.0%(300)
	その他	4.9%	9.6%	38.7%	20.4%	26.4%	100.0%(700)

3.韓国人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		6.3%	10.7%	38.7%	18.3%	26.0%	100.0%(1000)
性別	男性	6.8%	10.4%	34.6%	18.8%	29.4%	100.0%(500)
	女性	5.8%	11.0%	42.8%	17.8%	22.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	8.0%	10.7%	34.7%	17.7%	29.0%	100.0%(300)
	その他	5.6%	10.7%	40.4%	18.6%	24.7%	100.0%(700)

4.フィリピン人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		7.7%	16.5%	49.8%	13.7%	12.3%	100.0%(1000)
性別	男性	8.8%	17.2%	48.0%	14.0%	12.0%	100.0%(500)
	女性	6.6%	15.8%	51.6%	13.4%	12.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	10.3%	19.0%	45.7%	12.3%	12.7%	100.0%(300)
	その他	6.6%	15.4%	51.6%	14.3%	12.1%	100.0%(700)

5.ベトナム人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		8.1%	17.2%	49.5%	13.3%	11.9%	100.0%(1000)
性別	男性	9.8%	18.6%	45.8%	14.4%	11.4%	100.0%(500)
	女性	6.4%	15.8%	53.2%	12.2%	12.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	11.3%	19.7%	45.7%	11.7%	11.7%	100.0%(300)
	その他	6.7%	16.1%	51.1%	14.0%	12.0%	100.0%(700)

6.日系南米人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		8.1%	16.8%	51.2%	12.6%	11.3%	100.0%(1000)
性別	男性	9.6%	17.6%	48.4%	12.8%	11.6%	100.0%(500)
	女性	6.6%	16.0%	54.0%	12.4%	11.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	12.3%	18.7%	48.7%	10.7%	9.7%	100.0%(300)
	その他	6.3%	16.0%	52.3%	13.4%	12.0%	100.0%(700)

7.その他の外国人が増えること

		賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	計(N)
全体		8.5%	16.1%	53.5%	10.9%	11.0%	100.0%(1000)
性別	男性	9.6%	17.4%	50.8%	11.2%	11.0%	100.0%(500)
	女性	7.4%	14.8%	56.2%	10.6%	11.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	11.3%	17.3%	50.3%	10.0%	11.0%	100.0%(300)
	その他	7.3%	15.6%	54.9%	11.3%	11.0%	100.0%(700)

Q19 あなたは、日本で生まれ育った外国人に対して、日本政府が以下の権利を保障すべきだと思いますか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.公営住宅への入居の権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		26.8%	31.8%	28.7%	5.3%	7.4%	100.0%(1000)
性別	男性	25.0%	31.6%	29.0%	5.8%	8.6%	100.0%(500)
	女性	28.6%	32.0%	28.4%	4.8%	6.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	30.3%	33.0%	24.7%	3.7%	8.3%	100.0%(300)
	その他	25.3%	31.3%	30.4%	6.0%	7.0%	100.0%(700)

2.困窮した際に生活保護を受ける権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		24.5%	29.5%	30.4%	6.5%	9.1%	100.0%(1000)
性別	男性	22.2%	31.4%	28.4%	6.4%	11.6%	100.0%(500)
	女性	26.8%	27.6%	32.4%	6.6%	6.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	27.7%	32.0%	27.3%	4.3%	8.7%	100.0%(300)
	その他	23.1%	28.4%	31.7%	7.4%	9.3%	100.0%(700)

3.母国（出身国）の習慣を守る権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		20.0%	27.8%	37.3%	8.0%	6.9%	100.0%(1000)
性別	男性	18.4%	28.6%	35.8%	8.2%	9.0%	100.0%(500)
	女性	21.6%	27.0%	38.8%	7.8%	4.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	24.7%	27.7%	35.0%	5.3%	7.3%	100.0%(300)
	その他	18.0%	27.9%	38.3%	9.1%	6.7%	100.0%(700)

4.母国（出身国）の言語を守る権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		22.7%	29.4%	34.6%	6.5%	6.8%	100.0%(1000)
性別	男性	21.2%	28.8%	34.2%	6.6%	9.2%	100.0%(500)
	女性	24.2%	30.0%	35.0%	6.4%	4.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	27.3%	31.0%	31.7%	3.7%	6.3%	100.0%(300)
	その他	20.7%	28.7%	35.9%	7.7%	7.0%	100.0%(700)

5.地方参政権（選挙権）

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		22.1%	26.9%	31.9%	6.9%	12.2%	100.0%(1000)
性別	男性	20.4%	25.2%	30.6%	7.2%	16.6%	100.0%(500)
	女性	23.8%	28.6%	33.2%	6.6%	7.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	26.0%	28.7%	29.3%	4.7%	11.3%	100.0%(300)
	その他	20.4%	26.1%	33.0%	7.9%	12.6%	100.0%(700)

6.地方公務員になる権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		21.0%	25.2%	34.2%	7.6%	12.0%	100.0%(1000)
性別	男性	19.2%	24.0%	33.0%	8.2%	15.6%	100.0%(500)
	女性	22.8%	26.4%	35.4%	7.0%	8.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	26.0%	23.7%	31.7%	7.0%	11.7%	100.0%(300)
	その他	18.9%	25.9%	35.3%	7.9%	12.1%	100.0%(700)

Q20 あなたは、生まれは外国だけど日本に移住してきた外国人に対して、日本政府が以下の権利を保障すべきだと思いますか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.公営住宅への入居の権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		17.7%	25.3%	35.0%	10.1%	11.9%	100.0%(1000)
性別	男性	18.0%	23.6%	35.8%	9.4%	13.2%	100.0%(500)
	女性	17.4%	27.0%	34.2%	10.8%	10.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	20.7%	24.7%	33.7%	8.7%	12.3%	100.0%(300)
	その他	16.4%	25.6%	35.6%	10.7%	11.7%	100.0%(700)

2.困窮した際に生活保護を受ける権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		13.9%	23.5%	36.1%	11.0%	15.5%	100.0%(1000)
性別	男性	13.8%	23.2%	34.8%	9.8%	18.4%	100.0%(500)
	女性	14.0%	23.8%	37.4%	12.2%	12.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	19.7%	23.7%	33.7%	8.7%	14.3%	100.0%(300)
	その他	11.4%	23.4%	37.1%	12.0%	16.0%	100.0%(700)

3.母国(出身国)の習慣を守る権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		18.0%	27.7%	36.6%	7.8%	9.9%	100.0%(1000)
性別	男性	17.2%	28.4%	34.0%	7.8%	12.6%	100.0%(500)
	女性	18.8%	27.0%	39.2%	7.8%	7.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	23.3%	26.3%	34.3%	4.7%	11.3%	100.0%(300)
	その他	15.7%	28.3%	37.6%	9.1%	9.3%	100.0%(700)

4.母国（出身国）の言語を守る権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		19.6%	27.4%	37.3%	6.5%	9.2%	100.0%(1000)
性別	男性	18.2%	27.0%	36.0%	7.4%	11.4%	100.0%(500)
	女性	21.0%	27.8%	38.6%	5.6%	7.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	24.0%	28.7%	33.7%	4.7%	9.0%	100.0%(300)
	その他	17.7%	26.9%	38.9%	7.3%	9.3%	100.0%(700)

5.地方参政権（選挙権）

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		14.2%	19.2%	37.4%	11.1%	18.1%	100.0%(1000)
性別	男性	13.0%	17.8%	36.8%	10.4%	22.0%	100.0%(500)
	女性	15.4%	20.6%	38.0%	11.8%	14.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	18.3%	19.7%	36.0%	9.3%	16.7%	100.0%(300)
	その他	12.4%	19.0%	38.0%	11.9%	18.7%	100.0%(700)

6.地方公務員になる権利

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		14.1%	17.6%	38.1%	12.0%	18.2%	100.0%(1000)
性別	男性	13.8%	16.2%	36.6%	10.8%	22.6%	100.0%(500)
	女性	14.4%	19.0%	39.6%	13.2%	13.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	19.3%	17.0%	35.3%	10.3%	18.0%	100.0%(300)
	その他	11.9%	17.9%	39.3%	12.7%	18.3%	100.0%(700)

Q21 以下にヘイトスピーチ、朝鮮学校、歴史認識に関する意見について、あなたはどのように思いますか。あてはまるものそれぞれ1つをお選びください。(SA)

1.ヘイトスピーチには罰則規定を作って厳しく取り締まるべきだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		22.7%	26.7%	37.8%	6.3%	6.5%	100.0%(1000)
性別	男性	24.8%	26.0%	30.4%	9.0%	9.8%	100.0%(500)
	女性	20.6%	27.4%	45.2%	3.6%	3.2%	100.0%(500)
地域	沖縄県	24.7%	29.3%	35.3%	5.7%	5.0%	100.0%(300)
	その他	21.9%	25.6%	38.9%	6.6%	7.1%	100.0%(700)

2.ネット上の外国人を誹謗中傷する書き込みには、何らかの規制をすべきだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		25.3%	33.4%	31.4%	4.4%	5.5%	100.0%(1000)
性別	男性	23.6%	31.8%	29.2%	7.2%	8.2%	100.0%(500)
	女性	27.0%	35.0%	33.6%	1.6%	2.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	29.7%	34.7%	28.7%	3.3%	3.7%	100.0%(300)
	その他	23.4%	32.9%	32.6%	4.9%	6.3%	100.0%(700)

3.朝鮮学校が高校授業料無償化から除外されることは仕方ない

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		23.6%	18.3%	40.2%	8.9%	9.0%	100.0%(1000)
性別	男性	27.2%	19.6%	33.2%	9.8%	10.2%	100.0%(500)
	女性	20.0%	17.0%	47.2%	8.0%	7.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	21.7%	15.0%	43.3%	9.0%	11.0%	100.0%(300)
	その他	24.4%	19.7%	38.9%	8.9%	8.1%	100.0%(700)

4.朝鮮学校に自治体からの補助金が支給されないことは仕方ない

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		22.9%	16.5%	41.5%	10.6%	8.5%	100.0%(1000)
性別	男性	26.8%	16.8%	34.2%	11.8%	10.4%	100.0%(500)
	女性	19.0%	16.2%	48.8%	9.4%	6.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	21.3%	12.7%	43.7%	11.0%	11.3%	100.0%(300)
	その他	23.6%	18.1%	40.6%	10.4%	7.3%	100.0%(700)

5.日本が植民地支配中に行った加害行為の数々を、きちんと知っておくべきだ

		そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	やや そう思わない	そう思わない	計(N)
全体		27.9%	27.0%	36.3%	2.6%	6.2%	100.0%(1000)
性別	男性	28.4%	25.6%	33.2%	3.4%	9.4%	100.0%(500)
	女性	27.4%	28.4%	39.4%	1.8%	3.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	33.7%	25.3%	32.3%	2.0%	6.7%	100.0%(300)
	その他	25.4%	27.7%	38.0%	2.9%	6.0%	100.0%(700)

Q22 あなたは結婚されていますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		未婚	既婚(事実婚、同性パートナーを含む)	離別・死別	計(N)
全体		35.9%	55.9%	8.2%	100.0%(1000)
性別	男性	39.8%	55.6%	4.6%	100.0%(500)
	女性	32.0%	56.2%	11.8%	100.0%(500)
地域	沖縄県	34.3%	53.7%	12.0%	100.0%(300)
	その他	36.6%	56.9%	6.6%	100.0%(700)

Q23 あなたにはお子さまが何人いらっしゃいますか。あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		いない	1人	2人	3人以上	計(N)
全体		22.9%	41.5%	10.6%	8.5%	100.0%(1000)
性別	男性	26.8%	34.2%	11.8%	10.4%	100.0%(500)
	女性	19.0%	48.8%	9.4%	6.6%	100.0%(500)
地域	沖縄県	21.3%	43.7%	11.0%	11.3%	100.0%(300)
	その他	23.6%	40.6%	10.4%	7.3%	100.0%(700)

Q24 あなたの家族のなかに、育児または介護の対象者はいますか。あてはまるものすべてをお選びください。
(いくつでも) (MA)

		育児対象者がいる	介護対象者がいる	どちらもいない	計(N)
全体		16.9%	7.3%	76.6%	100.0%(1000)
性別	男性	15.0%	8.2%	77.8%	100.0%(500)
	女性	18.8%	6.4%	75.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	20.0%	7.7%	73.3%	100.0%(300)
	その他	15.6%	7.1%	78.0%	100.0%(700)

Q25 あなたが最後に卒業した学校（在学中を含む）はどちらですか。あてはまるもの1つをお選びください。
※専門学校へ行かれた場合はその前に卒業した学校をお答えください。（SA）

		中学校（旧制尋常 小学校・旧制高等 小学校を含む）	高校（旧制中学・ 旧制中学校・高等 女学校・実業学校 を含む）	短大・高専（旧制 高校・旧制師範学 校・旧制高等師範 学校を含む）	大学（旧制大学を 含む）・大学院	計(N)
全体		3.5%	35.3%	16.5%	44.7%	100.0%(1000)
性別	男性	3.8%	31.2%	8.0%	57.0%	100.0%(500)
	女性	3.2%	39.4%	25.0%	32.4%	100.0%(500)
地域	沖縄県	4.7%	40.0%	19.0%	36.3%	100.0%(300)
	その他	3.0%	33.3%	15.4%	48.3%	100.0%(700)

Q26 あなたのお仕事について、あてはまるもの1つをお選びください。（SA）

		フルタイム雇用 者（常時雇用 者）	パート・アルバ イト・臨時雇用 者（契約社員・ 派遣社員）・嘱託	自営業主	家族従業者（家 族の経営する事 業の従業員・手 伝い）	会社の経営者・ 役員
全体		39.8%	17.4%	5.8%	1.1%	1.9%
性別	男性	52.6%	11.2%	8.2%	0.6%	2.8%
	女性	27.0%	23.6%	3.4%	1.6%	1.0%
地域	沖縄県	36.7%	18.7%	9.0%	0.7%	2.3%
	その他	41.1%	16.9%	4.4%	1.3%	1.7%

		学生	無職（仕事を探 している）	無職（仕事を探 していない）	その他	計
全体		9.4%	3.5%	17.9%	3.2%	100.0% (1000)
性別	男性	9.8%	1.8%	11.4%	1.6%	100.0% (500)
	女性	9.0%	5.2%	24.4%	4.8%	100.0% (500)
地域	沖縄県	6.3%	4.7%	17.7%	4.0%	100.0% (300)
	その他	10.7%	3.0%	18.0%	2.9%	100.0% (700)

Q28 昨年1年間のあなたの収入は、税込みで次の中のどれに近いですか（臨時収入、副収入を含む）。

あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		なし (0円)	100万円未満	100万~200万円 未満	200万~300万円 未満	300万~400万円 未満
全体		10.3%	18.4%	15.0%	11.7%	13.8%
性別	男性	5.6%	10.2%	8.6%	12.4%	15.2%
	女性	15.0%	26.6%	21.4%	11.0%	12.4%
地域	沖縄県	9.0%	16.7%	21.7%	14.3%	15.0%
	その他	10.9%	19.1%	12.1%	10.6%	13.3%

		400万~500万円 未満	500万~700万円 未満	700万~900万円 未満	900万~1,200万 円未満	1,200万~1,500 万円未満
全体		10.4%	8.7%	4.6%	3.8%	1.1%
性別	男性	15.6%	14.4%	7.4%	6.0%	1.6%
	女性	5.2%	3.0%	1.8%	1.6%	0.6%
地域	沖縄県	7.3%	6.7%	3.7%	2.0%	0.7%
	その他	11.7%	9.6%	5.0%	4.6%	1.3%

		1,500万円以上	計
全体		2.2%	100.0% (1000)
性別	男性	3.0%	100.0% (500)
	女性	1.4%	100.0% (500)
地域	沖縄県	3.0%	100.0% (300)
	その他	1.9%	100.0% (700)

Q29 昨年1年間のご家族全体の収入は、税込みで次の中のどれに近いですか（臨時収入、副収入を含む）。

あてはまるもの1つをお選びください。(SA)

		なし (0円)	100万円未満	100万~200万円 未満	200万~300万円 未満	300万~400万円 未満
全体		1.3%	2.4%	5.2%	7.3%	12.8%
性別	男性	1.4%	1.4%	4.2%	6.8%	11.6%
	女性	1.2%	3.4%	6.2%	7.8%	14.0%
地域	沖縄県	1.7%	2.0%	9.3%	10.0%	15.3%
	その他	1.1%	2.6%	3.4%	6.1%	11.7%

		400万~500万円 未満	500万~700万円 未満	700万~900万円 未満	900万~1,200万 円未満	1,200万~1,500 万円未満
全体		11.6%	16.0%	10.3%	8.6%	3.7%
性別	男性	13.0%	16.8%	12.0%	9.4%	4.6%
	女性	10.2%	15.2%	8.6%	7.8%	2.8%
地域	沖縄県	9.7%	17.0%	7.0%	7.3%	2.3%
	その他	12.4%	15.6%	11.7%	9.1%	4.3%

		1,500万円以上	わからない	計
全体		3.6%	17.2%	100.0% (1000)
性別	男性	4.4%	14.4%	100.0% (500)
	女性	2.8%	20.0%	100.0% (500)
地域	沖縄県	3.3%	15.0%	100.0% (300)
	その他	3.7%	18.1%	100.0% (700)

回答者情報

1 性別

		男性	女性	計(N)
全体		50.0%	50.0%	100.0%(1000)
性別	男性	100.0%	0.0%	100.0%(500)
	女性	0.0%	100.0%	100.0%(500)
地域	沖縄県	50.0%	50.0%	100.0%(300)
	その他	50.0%	50.0%	100.0%(700)

2 年齢

		平均値	最小値	最大値	N
全体		44.73	18.00	70.00	1000
性別	男性	44.87	18.00	70.00	500
	女性	44.58	18.00	70.00	500
地域	沖縄県	44.73	18.00	70.00	300
	その他	44.72	18.00	70.00	700

おわりに

本報告書は、科研費での研究活動を中心に、個人原稿（第1部）と定量的調査の分析（第2部）という構成で作成されたが、本研究会で研究対象となったテーマは、本報告書に掲載されたものがすべてではない。いくつかの論点について、新型コロナウイルスの感染拡大によって調査研究に支障が出たり、大学に勤務するなかで日々新型コロナへの対応に追われるなど、諸般の事情から掲載がかなわなかったものがあり、この点は非常に残念であった。

なお、本研究会が申請した科研は2021年度で終了となるが（新型コロナウイルスの感染拡大により1年延長）、幸いなことに本研究会の活動をもとに新たに申請した科研費が2021年度から採択となった。

基盤研究（B）「経験的概念としての「ポジショナリティ」の発展的研究」

（課題番号21H00774、2021（令和3）年度～2024（令和6）年度）である。

この後継科研では、高野麻子氏が研究会を離れ、従来のメンバーに加えてこれまで研究協力者であった仁科薫氏（政策学・大妻女子大学）が新たに研究分担者となり、また喜多加実代氏（社会学・福岡教育大学）、辻康夫氏（政治学・北海道大学）、長谷部美佳氏（社会学・明治学院大学）も新規に研究分担者として参加することになった。これにより、障がい問題や先住民、ニューカマー外国人といった新たな領域におけるポジショナリティの研究が加わることとなった。また、本報告書第2部で紹介した定量的調査をもとに、いくつかの新たな領域を加えたアンケート調査を実施予定である。またそのアンケート調査の一部について、韓国でも調査を行い、日韓の国際比較も実施する計画である。

これらの研究を発展させるとともに、本報告書で紹介できなかった論点についても、引き続き議論を深め、次の報告書で還元できればと考えている。なお、この報告書の発行と前後して、シンポジウムを2022年3月6日にオンラインで開催予定であり、そのなかでさまざまな論点を紹介できればと考えている。

この報告書を含めて、日本でのポジショナリティ研究はまだまだ発展の途上にあると思われる。さらに多くの議論が喚起され、ポジショナリティの研究を通じて社会のありようが多角的に論じられる場が増えることを願っている。本報告書が僅かでもそのきっかけになれば、望外の喜びである。ぜひご意見や感想をいただければありがたいし、多くの機会においてポジショナリティの議論が活性化することを期待したい。

2022年1月28日
ポジショナリティ研究会
（研究代表者：池田 緑）

「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」

発行 ポジショナリティ研究会
(研究代表者・池田 緑)

発行日 2022年3月1日

本報告書は
日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(一般)
「経験的概念としての「ポジショナリティ」の実証的研究」
(課題番号18H00930、平成30年度～令和2年度)
により作成された

連絡先 positionalityrs@gmail.com